

静岡県建設工事監督要領  
静岡県建設工事検査要領  
土木工事現場実務の手引き

平成25年12月

静岡県交通基盤部監修

# 総目次

静岡県建設工事監督要領 .....	1
静岡県建設工事検査要領 .....	109
土木工事現場実務の手引き .....	237



# 静岡県建設工事監督要領

# 目 次

静岡県建設工事監督要領 .....	1
建設部における土木工事（農林土木工事を除く）に適用する監督体制 .....	2
執行規則に基づく監督業務 .....	3
土木工事監督技術基準 .....	37
監督要領第6条に定める書類の様式 .....	58
土木工事共通仕様書に基づく監督業務 .....	68
低入札価格調査制度による調査等実施要領 .....	90
各種チェックリスト .....	102

# 静岡県建設工事監督要領

昭和60年4月1日 訓令乙第4号

## (目的)

第1条 この要領は、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。）に基づき、請負工事の適正かつ円滑な実施を推進するため、必要な監督を行うための事項を定めることを目的とする。

## (監督の体制)

第2条 監督は、知事が契約担当者（執行規則第2条第1号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）である工事の請負契約にあっては、知事の命ずる監督員（執行規則第2条第2号に規定する監督員をいう。以下同じ。）が、かい長が契約担当者である工事の請負契約にあっては、当該かい長の命ずる監督員が行うものとし、その体制は別に定めるところによるものとする。

## (監督業務)

第3条 執行規則に基づく監督業務は、別に定めるところによるものとする。

## (監督の技術的基準)

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

## (かい長が監督を委託する場合の承認)

第5条 かい長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により県職員以外の者に委託して監督を行わせようとする場合は、当該部長の承認を受けなければならない。

## (監督に関する書類の整備)

第6条 監督員は、次に掲げる書類（請負人から提出された書類を含む。）を作成又は整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）の指示又は承諾書
- (2) 工事の実施状況の記録
- (3) その他監督に関する書類

## (監督に関する留意事項)

第7条 監督員は、次に掲げる各号に留意して監督を行わなければならない。

- (1) 監督員は、契約書及び静岡県建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）並びに諸規定等に基づき監督を行うこと。
- (2) 監督員は、常に良識をもって厳正に工事が遂行されるようにすること。
- (3) 監督員は、極力工事現場に臨み、現場の状況の把握に努め、請負人に対して設計意図を正しく伝え工事が完全に施工されるようにすること。
- (4) 監督員は、関係機関及び地元関係者等との協調を図り工事が円滑に行われるように努力すること。

(監督に関する手続等)

第8条 監督員は執行規則に基づく監督業務に定める手続の外、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 監督員は、工事の進捗状況の掌握に努め、必要に応じて中間検査を申請すること。
- (2) 監督員は、工事施工によって現場発生品が生じたときは、請負人から現場発生品調書を提出させ、引継ぎ、所定の手続きにより措置すること。
- (3) 監督員は、完成届出書を進達する場合には、別に定める基準により工事成績を評定し工事成績評定表を提出すること。
- (4) その他監督業務上必要とする手続を行うこと。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日より施行する。

建設部における土木工事（農林土木工事を除く）に適用する監督体制

工事発注 か い 名	区 分	契約担当者等	監 督 員		
			総括監督員	主任監督員	担当監督員
土木事務所 特設事務所	土木工事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">事務所長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">次長(事務)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総務課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">建設業係</div>	技監兼 支所長・課長  技術課長 主幹 係長	主任、係長又は 相当職	副主任  技師

注1) 特設事務所は、土木事務所の体制に準ずるものとする。

2) 少額工事(当初請負代金額500万円未満)は、2名体制とする。

3) 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

執行規則に基づく監督業務

注1 様式は執行規則による。

注2 条項欄の 書の箇所が監督業務の対象である

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
1	-	趣旨			
2	-	用語の定義			
3	-	建設工事の執行方法			
4	-	直営とする場合			
5	-	請負者の資格要件			
6	-	建設工事の見積り期間			
7	-	設計付入札			
8	-	入札書及び見積書 (様式1、2号)			
⑨	2	関連建設工事の調整	報告	調整、報告	報告
10	-	通則			
11	-	請負契約の締結 (様式3、4、5、6号)			
12	4	契約の保証			
13	5	権利義務の譲渡等 (様式7号)			
⑭	6	一括委任又は一括下請けの禁止	報告	調査報告	報告
⑮	7	下請負人の通知 (様式8号)	通知請求、報告	調査、指示報告	報告
⑯	8	特許権等の使用	報告	報告	報告
17	-	共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則			
⑰	-	自主施工の原則	-	-	報告
⑱	-	建設工事の着手	-	指示	報告
⑳	3	工程表、工事工程月報及び請負代 金内訳書 (様式9、10号) { 工程表 { 工程月報	6000万円以上決裁	6000万円未満決裁	審査、報告
			-	指示、受理	指示
㉑	9	監督員	指揮、業務	補佐、指揮、業務	業務
㉒	10	主任技術者、現場代理人等 (様式11号)	-	決裁	報告
22の2	11	履行報告			
㉓	12	工事関係者に関する措置要求	措置要求	調査報告	報告
㉔	13	工事材料の品質、検査等 (様式13)		検査、検印	検査、検印
㉕	14	監督員の立会、見本等の整備等		立会、報告	立会、決裁
㉖	15	支給材料及び貸与品	報告	審査報告	報告
26の2	23	工期等の変更及び費用の負担			
26の3	16	工事用地等の確保			



条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
②7	17	設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	命令、報告	調査報告、確認報告	報告
②8	18	条件変更等	指示、報告	指示、報告	指示、報告
②9	19	設計図書の変更	指示、協議	調査報告	報告
②9の2	20	工事の中止	指示、報告	調査報告	報告
③0	21	請負者による工期の延長の請求 (様式14、15号)	審査進達	審査報告	審査報告
③1	22	契約担当者による工期の短縮の請求等	報告	報告	報告
32	25	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更			
③3	26	臨機の措置	指示、報告	指示、報告	報告
③4	27	一般的損害	審査報告	審査報告	審査報告
③5	28	第三者に及ぼした損害等	(事前調査を行う)		
			指示、報告	指示、報告	指示、報告
③6	29	不可抗力による損害	報告	調査報告	調査報告
37	30	請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更			(設計変更)
38	-	検査を行う職員			
③9	31	検査及び引渡し(様式16、17号)	進達、報告	審査報告	調査、報告
40	32	請負代金の支払			
④1	33	部分使用	審査報告	報告	
42	34	前金払			
43	-	前払金等の変更			
44	36	前払金の使用			
④5	37	部分払(様式18、19号)	確認、進達	審査	調書作成
④6	38	部分引渡し	第39条を準用する		
47	39	第三者による代理受領			
48	40	前払金等の不払に対する建設工事の中止			
49	41	かし担保			
50	42	履行遅滞の場合における損害金等			
⑤2	43	契約担当者の解除権(様式20号)	報告	調査報告	報告
53	44	契約担当者の解除権(様式20号)			
⑤4	45	請負者の解除権	審査報告	報告	報告
⑤5	46	解除に伴う措置	第39条を準用する		
56	47	保険等			
57	48	違約金等の徴収			
58	49	あっせん又は調停			

条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
59	50	仲裁			
60	-	実施細目			

## 執行規則に基づく監督業務

項目	契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
業務内容	契約担当者とは、知事及び知事の委任を受けて、請負契約の締結を行うかい長をいう。	総括監督員は、主任監督員及び担当監督員の指揮監督と、監督業務を処理する。	主任監督員は、総括監督員の補佐並びに、担当監督員の指揮監督と監督業務を処理する。	担当監督員は、一般的監督業務を処理する。	請負者とは、建設工事の完成を請負った者をいう。	

### 監督業務を行うにあたって

監督員は、監督業務の内容を十分理解するとともに、業務の遂行にあたっては、どのような立場にあるかを認識しなければならない。つまり監督員は請負者とどのような関係にあるのか、また、県の組織の中ではどのような立場にあるのか、更に技術者としてどのような心構えが必要であるのかなどについて十分承知していなければならない。

#### 1) 請負者との関係

請負者とは、県の請負工事契約を結んだ相手のことであるが、請負工事は請負者が契約したとおりの工事を完成することを前提として行われるものである。もちろん工事途中で当初の契約を変更することはあるが、契約変更を含めればやはり契約書類どおりの工事を完成させることになる。

契約書類は、契約書及び静岡県建設工事請負契約約款並びに仕様書、設計書及び図面から成立っているが、契約約款には、請負者に対する監督員の権利、業務などについて定められている。

一方、地方自治法第234条の2には「契約の適正な履行を確保するための必要な監督」を行うことと定められている。又監督とは、地方自治法施行令第167条の15に、「監督は立会、指示、その他の方法によって行わなければならない」と定められ、工事が設計図書に基づき適正に行われるよう監督しなければならないとされている。

しかし、契約の内容は必ずしも完全でなく、また工事も完全に行われるとは限らない。そのため工事について、請負者が適正であると主張するものであっても、監督員には適正と判断できないものがある。このような場合には、両者の協議が必要になるが、判断の基準となるものは契約書類である。なお、契約は双方が対等であることを認めあった、いわゆる双務契約であるが、安易な妥協や譲歩があってはならない。しかし双務契約である以上契約の内容に盛込まれていないことを、みだりに強制してはならないし、感情的な対立も避けなければならない。監督員は常に良識をもって厳正に問題の解決を図るようにしなければならない。

#### 2) 県の組織のなかにおける立場

監督員は、行政組織の一員であるだけでなく、監督業務という特別な職責を負っているので、「予算執行職員」としての義務と責任をもつことになり、地方自治法第243条の2に「職員の賠償責任」が定めら

れている。そのため一般職員が従わなければならない一般の行政法令の外に「契約に関する事務」を取扱う職員が従わなければならない静岡県財務規則などの一連の規則等が監督員には適用される。監督員には、行政上の組織の外に監督業務を行うための組織体制がつくられていて、総括監督員、主任監督員及び担当監督員によって構成され、それぞれの業務が定められている。いわば監督員は二重の組織に属していることになるので、それぞれの立場を混同して、監督業務の運用に支障を生じることがあってはならない。

監督員の属する組織は以上のようなものであるが、建設工事は多くの人達の共同作業によって進められるものであり、特に人の和を重じる必要がある。監督員、請負者はもちろん関係機関や地元関係者との協調を図り、相互の信頼の上に立って業務を行うことが出来るよう努力する必要がある。

### 3) 技術者としての自覚

近來の建設工事における材料は種類も多く、工法も幅が広い、その開発される進歩も著しいものがある。監督員は日々の業務を処理できるというだけのことに甘んじてはならない。技術者としての自覚を持ち、常に技術の向上に努めなければならない。

別表1 執行規則に基づく監督業務の内容

第9条 関連工事の調整(約款第2条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>契約担当者は、請負者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。</p>	<p>主任監督員から報告を受けた場合において、工期及び請負代金額を変更し、又は工事を打ち切る等の必要が生じる場合には、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>当該工事が、契約担当者が発注した第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>請負者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p>	<p>「必要があるとき」とは、請負者又は発注者から工事を請負っている第三者のいずれかの申し出があった場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものである。</p> <p>「調整」の内容は、工事の関連する態様により多様であり、その程度も一様でないが、単純に言えば、請負者及び他の工事を施工する第三者（この第三者についても、この約款に基づいて契約していることが当然予想されるので、当該契約において調整に従わなければならないことになる。）の工事の実施工程、施工方法等について、必要な範囲内における調整をすることである。また、一方の工事が遅延したため、他方の工事にも影響が生ずる場合には、他方の工事の促進を図ることも含まれるものと解する。</p> <p>請負者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならないが、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更、又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできないと解する。</p>

第13条 権利義務の譲渡等(約款第5条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>請負契約により生ずる義務はもとより、権利についても請負者が加入している事業協同組合から制度的に建設工事の施工に必要な資金を借り入れるため、請負代金請求権を当該組合に譲渡する場合のほかは、原則として第三者に対し譲渡することを承諾しないこと。</p>				<p>第1項 請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第2項 請負者は、工事的目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第3項 請負者は、請負代金の請求権の譲渡について</p>	<p>発注者の書面による承諾のない限り禁止される請負者の処分行為は、譲渡、貸与及び抵当権等の担保の目的に供することである。</p> <p>工事材料については、質権譲渡担保等の目的に供することが、その他の担保の目的に供することに該当する。</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				て承諾を得ようとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	

第14条 一括委任又は一括下請負の禁止（約款第6条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
（執行規則の運用第5、一括下請負等の承諾） 原則として、第三者に委任し、又は請負わせることを承諾しないこと。	主任監督員から承諾書を受けたときは、内容を審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から承諾書を受理した場合には、請負者の現場管理体制等を調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	請負者より書面により、工事の全部又は一部を一括して下請負させる旨の承諾書が提出された場合には、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。	建設業法22条の解釈に照らして考えると、請負者が下請工事の施工に実質的に関与していると認められる場合には、仮に表面上、請負者が工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し又は請け負わせていると見えても、本条違反とはならない。 ここで、実質的に関与とは、元請負者として自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な計画、工事目的物、仮設物、工事材料等の品質管理、下請負者間の施工の調整、下請負者に対する技術指導、監督等）を行うことをいい、単に現場に技術者を置いているだけでは、実質的に関与しているといえない。 また、主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせるとは、下請負者に付された工事の質及び量を勘案して、個別の工事別に判断しなければならない。例えば、本工事のすべてを一業者に下請けさせ、付帯工事のみを自ら又は下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請けさせ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合等が典型としてあげられる。

第15条 下請負人の通知（約款第7条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
（執行規則の運用第6、下請負人に関する通知の請求） 次のいずれかに該当するときは請負者に対し、下請負人に関する事項を通知させること。 (1)一括下請負に付している疑いがあるとき (2)下請負人が工事の施工	請負者に対して下請負人に関する通知の請求をし契約担当者に報告しなければならない。	契約担当者から報告を受けたときは、速やかに事実関係を調査し元請負者としての監督を徹底するよう請負者に指示するものとする。 なお、指示し	指示事項が下請負人に徹底しない等、監督行為が円滑に行われず工事の全部又は大部分を一括して委任又は下請負人に付している疑いがあるときは、主任	第1項 請負代金額が5,000万円を超える建設工事について下請契約を締結したときは、直ちに次に掲げる事項を契約担当者に通知しなければならない。 (1)下請負人の住所及び商号 (2)下請契約内容 (3)下請人が請け負った工事に係る建設業の種類並び	発注者が請負者に通知を求めることができる「その他必要な事項」とは、例えば、下請負者の住所、施工実績等の施工能力、当該下請負人が担当する工事内容、現場代理人の名称、主任技術者の名称等であり、発注者の必要に応じて決めることができる。 なお、本規定と直接関係ないが、建設業法第24条の7に基づく施工

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
又は管理について不適当であると認められるとき (3)上記各号に掲げる場合のほか、契約当事者が特に必要と認めるとき。		でも徹底しない場合には総括監督員に報告しなければならない。	監督員に報告しなければならない。	に当該建設業の許可の年月日及び許可番号 第2項 前項の規定によるほか、請負者は、契約当事者が必要であると認めた建設工事で下請負契約を締結したものについて前項各号に掲げる事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。 第3項 前2項に規定による通知は、様式第8号による下請負人通知書により行うものとする。	体制台帳の記載事項が参考となる。

#### 第16条 特許権等の使用（約款第8条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
契約当事者が、その工事材料及び施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、契約当事者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。	主任監督員の報告が妥当である場合には契約当事者に報告しなければならない。	担当監督員から「その存在を知らなかった」との報告を受けたときは、立証方法を検討し、請負者の知悉を立証できないときは、その使用に要した費用を積算し、総括監督員に報告しなければならない。	その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象のある旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知っていたことを、立証できないときは主任監督員に報告しなければならない。	第1項 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象になっている工事材料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。	特許権等の第三者の権利の対象になっている工事材料、施工方法等を使用するときは、原則として請負者がその使用に関する一切の責任を負う。 請負者は、契約約款第1条第3条の規定により、設計図書に指定がない場合には、施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段）を定めなければならない。また、工事材料についても、設計図書に指定がない場合には、請負者が決定することとなっている。このため、請負者が自ら選択した施工方法等については、請負者自身がその責任を負い、特許権等の使用料を負担するのは当然と言える。 なお、契約に係る工事を実施するためには、第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することが不可欠である場合には、発注者は、設計図書において指定すべきである。 ただし、請負者に選択権がない場合、すなわち、発注者が工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の第三者の権利の対象である旨の明示がないときは、原則として、発注者が使用に関して要した費用を負担しなければならない。これは原因者に負担を帰したものである。 この場合であっても、請負者が第三者の権利の存在を知っていたときには、請負者が負担すべきものとされる。これは、原因者（工事材料、施工方法等の選択者）負担主義を公平の観点から修正したものである。 したがって、「請負者がその存

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					在を知らなかったときに初めて、発注者に費用の負担義務が発生すると解すべきでなく、むしろ、発注者が請負者の知悉を立証したときに発注者の負担義務が免責されると解すべきである。

第18条 自主施工の原則（約款第1条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
			<p>仮設工事については、仮設費積算基準により行うものとする。なお、指定仮設の施工については、請負者に資料の整理をさせなければならない。</p>	<p>第1項 施工方法等については、請負契約等において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。</p> <p>契約約款第3項 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。</p>	<p>約款第3項は、施工方法については、原則として、請負者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体として請負者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合には、請負者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等について注文を付けることは許されない。このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合には、発注者は、第21条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。</p> <p>一方、請負者に自主的な選択権が認められた結果、発注者の指定の施工方法等については、仮に請負者が実際に用いた施工方法等がかなり高額なものであっても、請負代金額の変更等の対象とはならない。</p> <p>また、請負者が他の施工方法等を選択すれば工事を工期内に完成することができたのに、ある特定の施工方法等を選択したために工期内に完成できない場合には、請負者の責に帰すべき事由による履行遅滞として発注者の損害金請求権、解除権等が発生する。また、他の施工方法等を選択すれば第三者損害を防ぐことができたのに、請負者が特定の施工方法等を選択したことにより損害を及ぼしたときは、発注者が専門的知識・経験に照らして必要な指図をすべきであるのに、指図をしなかったときは別として、発注者は被害者に対して注文者としての責任は負わず、また、請負者との関係では、請負者は、自己が被害者に賠償した費用を発注者に請求することはできない。</p>



第19条 建設工事の着手（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		担当監督員から報告を受けたときは、速やかに着手するよう請負者に指示しなければならない。	請負者が工事に着手しないときは、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 請負者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。	

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書（約款第3条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>約款2項 契約担当者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、請負者に訂正を求めるものとする。</p> <p>（執行規則の運用第7工程表）</p> <p>工事の管理は工程表により行うが、請負代金の額が500万円に満たない建設工事（以下「少額工事」という。）であって契約担当者が特に工程表による必要がないと認めるものについては、請負者又は現場代理人との打合せに基づき工程を管理することができるものとする。</p> <p>（執行規則の運用第8工事工程月報）</p> <p>工期が1ヶ月を超える建設工事の進捗状況の把握は、工事工程月報により行うが、少額工事であって契約担当者が特に工事工程月報による必要がないと認めるものについては、請負者に対しその提出を省略させることができるものとする。</p>	<p>契約額6,000万円以上の建設工事の工程表を決裁する。</p>	<p>担当監督員から工程表について報告を受けたときは、決裁し報告する。</p> <p>ただし、契約額が6,000万円以上の場合には総括監督員に報告するものとする。</p> <p>工事工程月報が提出されたときは、審査し工程管理を行わなければならない。</p> <p>工程が10%以上遅れているときは、対策を講じなければならない。</p> <p>工事工程月報の受理は主任監督員とする。</p>	<p>請負者より工程表が提出されたときは、速やかに審査し、意見を付し主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>第1項 請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第2項 請負者は、工期が1ヶ月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第3項 請負者は、契約担当者から請求があった場合には、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。</p>	<p>申合せ事項</p> <p>工程管理に必要な出来形調査の日まで提出させるものとする。</p>

第21条 監督員（約款第9条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。</p> <p>第3項 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到着した日をもって契約担当者に到着したものとみなす。</p> <p>第6項 契約担当者が監督員を置かないときは、この規定に定める監督員の権限は、契約担当者に、帰属する。</p> <p>（執行規則の運用第9 監督員の氏名等の通知）</p> <p>(1)監督員の氏名等の通知は、書面により行うが、少額工事であって契約担当者が特に書面による必要がないと認めるものについては、口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>(2)監督員の氏名等の書面による通知は、別紙様式1により行うものとする。</p> <p>（執行規則の運用第10 監督員の指示又は承諾）</p> <p>監督員の指示又は承諾は書面で行うが、時間的余裕のない緊急の場合等には、口頭によりできるものとする。</p>	<p>第2項 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約に定めるところによりこれを使用する。</p> <p>(1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議</p> <p>(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾</p> <p>(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。）</p> <p>第4項 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。</p>	<p>主任監督員の報告に対し明らかに判断のつくものは指示し、その他のものは、契約担当者に報告するものとする。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、明らかに判断のつくものは指示し、その他については総括監督員に報告するものとする。</p>	<p>第2項(1)、(2)、(3)号について、担当監督員は監督を行うに必要な諸基準により、明らかに判断のつくものについては請負者に指示、承諾又は協議を行うものとし、その他については主任監督員に報告するものとする。</p>	<p>「監督員」とは、通常、工事が施工されるときは、発注者が直接工事現場において監督を行うことは少なく、発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために、発注者の職員又は外部の者を監督員として置き、工事の施工、工事材料の調査、立会を行わせることが通例である。このように施工途中での監督を行うのは、建設工事はその性質上、工事完成後に施工の適否を判定することが困難であり、また仮に不適当であることを発見できても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であるとの考えによるものである。</p> <p>本条は、このような考え方のもとに、発注者は、監督員を置くことができることとし、監督員を置かない場合には、監督員の権限は、発注者に帰属することを第6項において確認的に定めている。そして、第1項は、監督員を置く場合には、監督員の氏名を請負者に通知しなければならないこととしている。</p> <p>本条は、このような理由により監督員を置くことにしたものであるが、一方、監督員の監督行為は、必要最小限度にとどめ、請負者の自主的な工事の施工を確保する趣旨から、監督員の権限の範囲を明確にしたものである。</p> <p>監督員が有する権限は、約款において大略次の3つに分けることができる。</p> <p>本条第2項に掲げるもの 他の条項に掲げるもの</p> <p>第23条（約款第12条） 工事関係者に関する措置請求</p> <p>第24条（約款第13条） 工事材料の品質、検査等</p> <p>第25条（約款第14条） 監督員の立会い、見本等の整備等</p> <p>第26条（約款第15条） 支給材料及び貸与品</p> <p>第27条（約款第17条） 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等</p> <p>第28条（約款第18条） 条件変更等</p> <p>第33条（約款第26条） 臨機の措置、等である。</p> <p>約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任した</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					もの。 少額工事とは、請負代金の額が500万円に満たない建設工事をいう。(執行規則の運用第7による。)

第22条 主任技術者、現場代理人等（約款第10条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
		担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知を受理したときは、決裁する。	請負者から、主任技術者、現場代理人等の通知を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ）</p> <p>(2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任のものでなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 専任の監理技術者（法第26条第4項の規定により選任された専任者の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>第2項 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらのものを変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）</p> <p>（執行通知の運用第11主任技術者、現場代理人等の通知）</p> <p>主任技術者又は監理技術者、現場代理人及び専門技術者の氏名は、書面により通知させるが、少額工事であって契約担当者が特に書面により通知させる必要がないと認めるものについては、口頭で通知させることにより、これに代えることができるものとする。</p> <p>第3項 現場代理人は、</p>	<p>「現場代理人」とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐することとされている。</p> <p>「主任技術者、監理技術者」とは、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、法第26条第1項又は第2項の規定により配置が義務づけられている技術者である。</p> <p>このうち、監理技術者は、下請契約の請負金額の額（下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（建築工事である場合においては4,500万円）以上になる場合において、元請負者たる特定建設業者が配置しなければならないとされる法第15条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>主任技術者とは、その他の建設工事の現場に配置すべきものとされる同法第7条第2号の基準を充足する技術者である。</p> <p>「専門技術者」とは、請負者が建築一式工事又は土木一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれらに付帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。（法第26条の2）</p> <p>「常駐」とは、該当工事のみを担当しているのではなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを意味するものであり、発注者又は監督者との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、請負者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものと負人等の適正な施工又は管理が確</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、法第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規定に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。</p> <p>第4項 請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第5項 現場代理人、主任技術者又は専任の監理技術者は、兼ねることができる。</p>	保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

第22条の2 履行報告 (約款第11条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>(規則の運用第12 履行報告)</p> <p>契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告も含むものであること。</p>				<p>第1項 請負者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。</p>	本条の規定により設計図書で定めている履行報告の例としては、施工計画書、実施工程表、工事打合せ書、建設機械使用実績報告書等がある。このうち、施工計画書は、工事目的物を完成するために必要な手順、施工方法を記したものであり、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、主要資材、施工方法等、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進等の事項を含むものである。一般的には、請負者は、準備工事を開始する前に施工計画書を発注者に提出することとなっている。

第23条 工事関係者に関する措置請求（約款第12条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは専任の監理技術者又は専門技術者と兼務する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認めるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第2項 契約担当者又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の監理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>第5項 契約担当者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求があった日から10日以内に請負者に通知しなければならない。</p>	<p>主任監督員より報告を受け、著しく不適当である客観的妥当性が立証される場合には、書面をもって請負者に必要な措置をとるよう求めるものとする。</p>	<p>担当監督員より報告を受けたときは、事実関係を調査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>建設工事の施工について、不適当である工事関係者がある場合にはその事由を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 請負者は、前2項による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>「著しく不適当と認められる」ためには、客観性がなければならず、単に発注者が主観的に著しく不適当と認めても、本項の対象にはならない。</p> <p>たとえば、品行が悪いというようなことのみでは本項の対象となるものではないが、それが工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工が有形無形の影響を受ける場合等には、本条の対象となると考える。</p> <p>「必要な措置」は、是正措置の指示のほか、その程度に応じて交替をも含むものである。また、監督員は第9条第2項第1号に基づいて請負者又は現場代理人に対して、技術者や下請負人等に施工又は管理について指示することができるが、第3項は、このような指示を行っても十分な効果が見られなかった場合などの技術者や下請負人等の適正な施工又は管理が確保できない場合には、直接技術者や下請負人等に対して必要な措置をとることを請求できるものとする。</p>

第24条 工事材料の品質、検査等（約款第13条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第1項 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>ただし、設計図書にその品質を定めのない場合は、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。</p> <p>第3項 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。</p>	<p>1. 主任監督員又は、担当監督員は使用承諾し、検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行うものとする。</p> <p>2. 工事材料検査を行ったときには、請負者に材料検査簿に記入させ検印しなければならない。</p>		<p>第2項 請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第4項 第2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。</p> <p>第5項 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。</p> <p>第6項 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決</p>	

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。</p> <p>第7項 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印をうけるものとする。</p>	

第25条 監督員の立会、見本等の整備等（約款第14条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第4項 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に立会又は見本検査を行わなければならない。</p> <p>第5項 前項に規定する期間に、監督員が正当な理由なく立会又は見本検査を行わないため、その後の工事に支障をきたすときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会又は見本検査を受けることなく、当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料を調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p>			<p>第1項 請負者は、設計図書において監督員の立会の調査し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会を受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。</p> <p>第2項 請負者は、設計図書において監督員の立会の施工するものとされた工事については、立会を受けて施工しなければならない。</p> <p>第3項 請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工するときは、設計図書に定めるところにより見本等整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。</p> <p>第6項 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。</p>	<p>建設工事の施工に当たっては、工事材料の品質が工事目的物の良否を決める重要な要素であると同時に、具体の工事の施工の良否もまた工事目的物の良否を決める重要な要素である。したがって、工事材料の検査と同時に、具体の工事の施工に当たっても、請負者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督員が立会等を行って適正な施工の確保に努めるのが一般的な方法である。</p> <p>また、公共工事の施工に当たっては、監督員が立会等により適正な施工の確保に努めるとともに、工事が完成した場合において発注者の定める検査職員が完成の確認のための検査を行うのが通例であり、本約款においても第31条第2項に規定しているところである。このように適正な施工を確保するために様々な方法がとられているが、工事完成後に検査職員が検査を行う場合においては、工事内容が外面から判断し得ない部分が多いため、施工中の監督員の立会や工事記録の整備が重要な持つことになる。</p>
		<p>担当監督員から立会できないとの報告を受けたときは、自ら立会しなければならない。</p> <p>立会が困難な場合には請負者に対し資料を提出させ確認するものとする。</p>	<p>請負者の求めに応じて立会し、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させなければならない。</p> <p>また、立会できない場合には主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第26条 支給材料及び貸与品（約款第15条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。</p> <p>第6項 契約担当者は、請負者、から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。</p> <p>第7項 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。</p>	<p>総括監督員は主任監督員より報告を受けたときには、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>第2項 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者立会の上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。</p> <p>主任監督員は担当監督員より報告を受けたときには、審査し総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等請負者立会の上検査して引渡すものとする。引渡し完了したときには、請負者より受領書を提出させ主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>支給材料又は貸与品が使用できない場合又は変更する必要が生じた場合には主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 前項の規定による検査の結果、請負者は、この品名、数量、品質又は規定若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともにその引渡しを拒むことができる。</p> <p>第4項 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者を受領書又は借用書を提出しなければならない。</p> <p>第5項 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の規定による検査によって発見が困難であった隠れたかきがあり使用は適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。</p> <p>第8項 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>第9項 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用になった支給材料又は貸与品を契約担当者に返還しなければならない。</p> <p>第10項 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>第11項 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。</p>	

第26条の2 工期等の変更及び費用の負担（約款なし）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じて工期又は請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第2項 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。</p> <p>第3項 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、契約担当者が、工期又は請負代金額の変更額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日をしない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、契約担当者に通知することができる。</p> <p>第4項 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。</p>					

第27条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等（約款第17条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 監督員は、請負者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項間での規定に違反したことが明らかなる場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。</p> <p>第4項 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p>	<p>主任監督員より報告を受けたときは、請負者に修補を命令しなければならない。</p> <p>また、修補の取扱は検査要領における「修補</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、調査し意見を付して総括監督員に報告しなければならない。</p> <p>修補が完了したときは、主任</p>	<p>第3項の規定により違反したことが明らかなる場合と判断されたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。</p> <p>第5項 前2項において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。</p>	



契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	取扱基準」に準ずる。	監督員が確認し、総括監督員に報告しなければならない。	第4項の規定により設計図書に適合しないと認められるときには、主任監督員に報告しなければならない。 修補が完了したときは、請負者から修補完了届出書を提出させ、主任監督員に報告しなければならない。		

第28条 条件変更等（約款第18条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約担当者は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>第4項 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められたときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事的物の変更を行わない場合に限る。）には請負者と協議して行う。</p> <p>第5項 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。</p>	<p>第2項 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会の上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会に応じない場合には、請負者の立会を受けずに行うことができる。</p> <p>主任監督員の報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員より第1項の調査結果について報告を受けたときは、この規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認、あるいはとりあえずの工事の中止、応急措置等の指示を与えるものとするが内容重要なものについては総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項の確認を求められたときは、速やかに調査を行い、諸基準により明らかに判断のつくものは請負者に指示するものとし、その他については主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>第1項の報告の結果、工事内容の変更又は、設計図書の訂正を行う必要がある場合には、第29条第1項及び第2項を準用し、「設計変更事務処理要項」に基づき、変更指示書又は変更設計書を提出しなければならない。</p>	<p>第1項 請負者は、工事施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）</p> <p>(2) 設計図書に誤り又は脱漏れがあること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。</p>	

第29条 設計図書の変更（約款第19条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。</p> <p>第2項 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	設計図書を変更し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>「設計図書の変更」 公共工事の発注者は、工事の目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思、判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、発注者は、前条で述べた工事の施工条件等とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。</p> <p>このように、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更を行うことができるが、この場合には、設計図書の変更内容を書面をもって請負者に通知しなければならない。また、「必要があると認める」が否かは、発注者の自由な判断であり、その理由を請負者に示す必要がないし、請負者の意思が入る余地もない。同時に、変更する設計図書の内容も、発注者の自由な意思により決定されるものと解される。</p> <p>上記のように、発注者は、自己の都合により設計図書を変更することができるが、その場合には、発注者と請負者の契約関係のバランスをとることが要請されるため、工期又は請負代金額の変更を行うのは当然であり、また、設計図書の變更に伴い請負者が被った損害を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。</p>

第29条の2 工事の中止（約款第20条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 工事の用地が確保できない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは、人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、請負者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約担当者は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p>	主任監督員より報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、内容を検討し、又は必要に応じて調査を行い意見を付して総括監督員に報告しなければならない。	建設工事の全部又は一部の施工を一時中止し、工期及び請負代金額を変更する必要がある場合には、主任監督員に報告しなければならない。		<p>第1項においては、請負者の責に帰することができない事由によって工事を施工することができないと認められる場合を2つに分けて規定している。すなわち、第1が「工事用地等の確保ができない等のため請負者が工事を施工できないと認められるとき」であり、第2が「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負者が工事を施工できないと認められるとき」である。</p> <p>第1の場合には、例えば、発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため（第26条の2）</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 前項に規定するもののほか、契約当者は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>第3項 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。</p>					<p>施工できない場合、設計図書と実際に施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（第27条）施工を続けることが不可能と認められる場合など含まれよう。</p> <p>また、第2の場合における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動などの妨害活動等も含まれよう。また、「工事現場の状態の変動」には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれと解する。</p> <p>第2の場合にも、単に暴風等の請負者の帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、施工できないと認められる状態にまで達していることが必要である。</p>

### 第30条 請負者による工事の延長の請求（約款第21条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。</p>	<p>工事延長請求書を審査し、契約担当者に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員より報告を受けた工事延長請求書を審査するときは、担当する管轄内で当該請負者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>請負者から工期延長請求書の提出を受けたときは、遅滞なく延期理由、変更工程表を審査し、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 請負者は、天候の不良、第9条の規定により関連建設工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完了することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。</p> <p>第2項 前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。</p>	<p>「工事遅延事由の一般論」 請負者が工期の満了の日までに工事を完成しなければならないことは、契約上当然のことであるが、種々の事情により定められた工期内に工事を完成させることが困難となる場合がある。このように工事の工期内完成が不可能となる場合は、一般的に次の3つに分類される。</p> <p>ア) 請負者の帰責事由により工事の着手が遅れ、又は工事の進捗がはかどらない場合 イ) 条件変更、設計図書の変更、前払金等の不払に対する工事中止の場合など契約内容の変更、又は発注者の帰責事由により当初の工期が不適当となる場合 ウ) 天候の不良、発注者が行う関連工事の調整への協力等請負者の責に帰することができない事由により工事が遅れる場合</p> <p>以上の工期遅延事由のうち、ア)は、遅延利息の規定（執行規則第50条）の適用を受ける工事遅延であり、工期は延長されない。イ)は、各条項で工期の延長と請負代金額の変更が規定されており、請負代金額の変更を伴う工期延長である。本条は、上記のウ)の場合を規定しており、請負代金額の変更を伴わない工期の変更（いわゆる無償延期）を認める趣旨の規定</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					である。

第31条 契約担当者による工期の短縮の請求等（約款第22条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。</p> <p>第2項 契約担当者は、この規定の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>第3項 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。</p>	<p>監督員は、道路の供用開始等、当初予定した時期を繰り上げて行う必要がある場合には、短縮する日数及び短縮するために必要とする増加費用を算出して契約担当者に報告するものとする。</p>			<p>工期は、工事の施工に必要な物理的な期間によって定められるものであるが、同時に、完成した構造物の供用面から要請も考慮に加えられている。</p> <p>このように、供用面の要請を考慮にいれ工期は定められているが、公共施設等については、例えば、道路の供用開始時期、公営住宅の入居時期について、当初予定した時期を繰り上げて行うことが行政運営上必要となる場合もあり、それ以外にも事業の執行に関する当初の予定が変更され、早い時期に完成が必要となる場合がある。このような場合には、当然に工事目的物の完成も繰り上げることが必要となり、工期を短縮せざるを得ない。また、同様にして、本規則の各条項において工期を延長することが必要な場合において、公共施設等の供用、利用面からの要請により、必要な日数の延長を行うことが困難な場合も生ずる。</p> <p>一方、工期は、ほとんどの場合、経済的に最も妥当な速度で工事を施工することを前提にして定められており、これに各季節における気象条件等を考慮して決定するのが通例であるので、ある程度経済性を無視して、あるいは気象条件等の不利を覚悟すれば、短縮を行う余地は残されている。</p> <p>したがって、発注者の行政運営の必要性から工事費の増高等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要があると判断すれば、請負者も経済的不利益がない限り、これに応じることに問題はないはずであり、そのような趣旨から本条の規定が設けられている。</p>	

第33条 臨機の措置 (約款第26条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>第3項 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。</p>			<p>第1項 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、請負者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。</p> <p>第2項 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>第4項 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、県が負担する。</p>	<p>「請負者の措置義務」</p> <p>第1項は、災害防止等のための臨機の措置をとるべき義務を有するのは請負者であることを明らかにするとともに、後段において請負者が「必要があると認めるとき」は、監督員の意見をあらかじめきかなければならないことを規定している。</p> <p>この場合の災害の防止等には、前述したとおり、工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止のほか、工事の施工が第三者に与える損害の防止や工事の施工に従事する労働者の労働災害防止をも含むものと解される。</p> <p>請負者が、臨機の措置をとるに当たって「必要があると認める」か否かは、請負者の判断に委ねられており、同時に、監督員の意見を聞く場合に「必要があると認める」か否かも、請負者に委ねられている。しかし、この監督員の意見も聞きかどろか第4項の費用負担とも関連するものであって少なくとも、工期の延長あるいは発注者の費用の負担を伴わないようないわば請負者の責任の範囲内において処理しうるものは別として、請負者の責任の範囲を超えるものあるいは請負者がとるべき臨機の措置につき判断し得ないようなものは、監督員の意見を聞くべきであろう。もちろん、監督員の意見を聞くほど余裕のないほど切迫したものに等緊急やむを得ない事情があるときは、監督員の意見を聞くことなく臨機の措置をとることができる」とされている。</p> <p>「監督員の措置請求」</p> <p>第4項は、請負者が臨機の措置をとった場合において、請負者がそれに気付かないとき又は請負者の判断に誤りがあって措置をとらないときに、監督員が特に必要と認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。</p> <p>この措置の請求は、請負者に対する指示と解され、請負者は、その措置請求が明らかに誤りである等従わないことについて正当な理由がある場合を除いて、これに従わなければならない。</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、その措置について判断可能なものは指示し、その他については総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項について請負者より臨機の措置をとるに当たって、工期の延長、請負代金額の変更を行う場合、又は臨機の措置につき判断し得ない場合について意見を求められたときには、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>請負者の意見を聞く余裕がなく請負者の緊急にとった臨機の措置について報告を受けたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p> <p>臨機の措置をとる必要がある場合において、請負者がそれに気付かないとき、又は請負者の判断に誤りがあって措置をとらない場合には、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第34条 一般的損害 (約款第27条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から損害について報告を受けたときは、その損害額及び損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、請負者の責めによるものか審査し、総括監督員に報告しなければならない。	工事的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、あるいは設計図書に誤りがあるため工事的物について損害が生じた場合には、損害額を算定し、主任監督員に報告しなければならない。	第1項 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（以下「第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害（以下「保険てん補部分」という。）を除く。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、県が負担する。	<p>本条において工事的物の引渡し前と規定されたのは、主として工事的物に関して生じた損害については、引渡し後は請負者の負担としないことを明らかにするためである。このため、請負者の所有する仮設物、建設機械器具に関する損害など当然に請負者の負担に属する損害は、工事的物の引渡し後においても請負者が負担しなければならない。</p> <p>発注者の帰責事由による損害には、例えば、監督員の指示に基づいて施工したために発生した労務者の被害又は工事的物等の損壊、支給材料又は貸与品によって生じた工事的物の損壊、あるいは、設計図書に誤りがあったために生じた労務者の被害や工事的物の崩壊などが含まれよう。</p> <p>なお、損害が発注者及び請負者の双方の責により生じた場合の発注者の負担となるのは、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じた部分に限られる。</p> <p>したがって、例えば、損害の発生原因は発注者にあるが、発生後請負者が善良な管理者の注意を怠りいたすに損害を拡大したような場合は、損害の負担は、発注者及び請負者の双方がそれぞれ妥当な部分を分担すべきである。このように、発注者の帰責事由と発注者以外の帰責事由（請負者の帰責事由を含む。）があいまって損害が発生した場合には、それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合に応じて、発注者と請負者が損害を負担することとなる。それぞれの帰責事由が損害に寄与した割合の決定方法については本約款には明文の規定はないが、協議によって解決すべきと解する。</p>

第35条 第三者に及ぼした損害等（約款第28条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	<p>工事の施工に伴い、第三者に騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により損害を及ぶおそれがある場合には、事前に調査を行わなければならない。</p>			<p>約款第1項 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担当者が負担する。</p> <p>約款第2項 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、契約担当者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。</p> <p>約款第3項 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。</p>	<p>約款第1項 通常避けることが可能な第三者に与えた損害については、請負者が損害を賠償しなければならないという大原則を規定し、損害の発生の原因が監督員の指示によるなど発注者の責に帰すべき事由による場合には、第1項後段で特則を設け、発注者の負担となることを規定している。</p> <p>約款第2項 第1項の大原則に特則を設け、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由による損害については、原則として、発注者が負担することとしている。ここで、「通常避けることができない」というのは、発注者の設計する工事的目的物が当然に損害の原因となるもの及び工事の施工が通常の技術的又は経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けえないものと考えべきであり、特殊な又は一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には、通常避けることができない場合に該当する。また、工事を施工する地域の特殊性に応じて、発注者が特にこれらの損害の防止のため特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮し、むしろその特別の施工工法等に従うことを設計図書は明らかにし、請負者に義務付けるべきであり、そのようにしてもなお防止し得ないものについては本項を適用すべきである。</p> <p>第2項後段においては、工事の施工に伴い通常避けることができない損害についての発注者負担の原則に特則を設けて、請負者が工事の施工につき善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、請負者の負担とすることを規定している。</p> <p>第3項は、前2項に規定する場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者の双方が協力してその処理解決に当たるべきことを規定している。</p>
	<p>主任監督員から報告を受けたときは、判断可能なものは指示し、その他については契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>第三者に損害を与えたときの報告を受けたときは、損害を与えた原因が「通常避けることができない」ものによるものか調査し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害を及ぼしたときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>		

第36条 不可抗力による損害（約款第29条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。</p> <p>第3項 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規定の定めるところにより行った検査若しくは立会又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事的物、仮設物又は工事に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。）及び当該損害の額の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に至までの金額については、この限りでない。</p> <p>第4項 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。</p> <p>第5項 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要す</p>	<p>天災不可抗力による損害を生じた場合には、昭和60年10月23日付け管第434号による「天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取扱いについて」により行う。</p> <p>主任監督員から報告をうけたときは、事後の方針についての意見を契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、天災その他不可抗力の災害が確認する。請負者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことに基づくものでないか確認する。火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか確認し、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>請負者から天災その他不可抗力により損害を生じた旨の報告を受けたときは、被災写真、出来形写真、工事記録簿、材料検査簿、出来形管理図等を提出させ平面図、横断面図等に出来高、手戻り等を記入するとともに、異常気象資料等を整備し、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第1項 工事的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。</p>	<p>第1項は、不可抗力によって損害を生じた場合において、請負者は、損害発生後直ちに、その状況を発注者に通知しなければならないことを規定している。通知をすべき損害の対象は、次のものがある。</p> <p>ア) 工事的物 土木工事における盛土部分とか、コンクリート工事における打設済みのコンクリート部分のように部分的に出来上っている工事的物の部分であって、土地に定着し又は工作物に符合しているものをいう。部分払のための確認（第37条第2項）を受けているかを問わないのは、第4項の規定からみて明らかである。</p> <p>イ) 仮設物 工事的物以外の工作物であって、工事の施工上の必要性に基づき仮に設置するものをいう。したがって、その定義上、工事現場に設置されていることになる。主なものとしては、請負者の現場事務所、労働者寄宿舎、材料倉庫等、コンクリートプラント、受変電設備等、河川等の仮締切り、仮橋、仮設道路、仮覆い、仮囲い等、仮設足場、コンクリートの仮枠、仮支柱等があげられる。</p> <p>ウ) 工事現場に搬入済みの工事材料 工事材料は、第24条第5項において定義されているように、工場製品を含む概念である。「工事現場に搬入済み」の工事材料についてののみ本条の適用があるので、工事現場外の工場、倉庫等は、立地上安全な場所を選定しうるし、本条において不可抗力による損害の負担を部分的に発注者が負うこととしたのは、それらの損害の発生が工事現場の特定といった面において、ある程度発注者の意思に制約されるものであり、反面、臨機の措置（第33条）その他発注者においてもその回避のための努力が期待しうるからでもある。</p> <p>エ) 工事現場に搬入済みの建設機械器具 工事現場に搬入された建設機械器具であり、請負者が所有しているか、借用しているか問わない。 第4項 発注者が負担する仮設</p>



契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>る費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。</p>					<p>物、工事材料又は建設機械器具に関する損害は、「通常妥当と認められる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則られる」ものに係る損害に限られる。仮設物、建設機械器具については、第18条により設計図書に指定がない限り自主施工の原則に則り請負者の裁量に委ねられているものである。また、工事材料についても、第24条第1項により設計図書に品質の規定がない場合には、中等の品質のものを使用すれば十分とされており、工事材料の選択は請負者に委ねられている(「通常妥当」とは、工事材料については、中等の品質という意味である。)したがって、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えて特殊な、あるいは、不必要な仮設物、建設機械器具、上等な品質の工事材料を選定した場合には、事故のリスクの上にこれらを選定しているから、発注者は、仮設物、建設機械器具、工事材料が通常妥当と認められるものであったら生じたであろう損害のみを負担すれば十分である。また、通常妥当と認められる仮設物等を用いれば損害は発生しなかったのに、通常妥当と認められない仮設物等を用いたことによって損害を生じた場合には、発注者は、その損害を負担する必要はない。</p> <p>工事的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者と請負者の間で確認することができるものでなければならない。すなわち、工事的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具については、発注者が工事材料の検査(第24条第2項)、監督員の立会(第25条第1項及び第2項)、部分払いのための確認(第45条第3項)、その他請負者の工事に関する記録等により確認しうるものに係る額に限られる。</p>

第39条 検査及び引き渡し(約款第31条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第2項 契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会の上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときには、完成届出書を契約担当者に進達しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときには、審査をし、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>請負者から完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる調査を行い、主任監督員に報告しなければならない</p>	<p>第1項 請負者は、建設工事を完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第5項 請負者は、検査に合格しなかった旨の第2</p>	

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。</p> <p>第3項 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。</p> <p>第4項 契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。</p>			<p>らない。</p> <p>出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、数値を確認し、関係書類を整備させる。</p> <p>現場に例えば、測点、寸法等のマーキングを行わせ、現場代理人立会の上、出来形を設計図書に基づいて確認する。ただし、大規模工事及び重要構造物の出来形の確認に当たっては、主任監督員の立会を求める。</p>	<p>項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。</p>	

第41条 部分使用（約款第33条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。</p> <p>第2項 前項の場合において、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。</p> <p>第3項 契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第4項 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。</p>	<p>主任監督員から報告をうけたときは、審査し、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>工事目的物の部分使用をする必要があるときは、請負者に対する同意願いに意見を付して、総括監督員に報告しなければならない。</p>		<p>第1項は、単に「第39条第4項の規定による引渡し前」と規定しているだけであり、発注者が使用を希望している当該部分の完成の有無や当該部分に相応する請負代金の支払いの有無は、部分使用の可否と直接関係するものでない。このことは、部分引渡しが工事の部分的完了に伴いなされるものであり、かつ、当該部分に相応する請負代金の支払いと結びついていることと基本的に異なるものである。</p> <p>第2項は、発注者は、使用部分に損傷を与えることのないように注意すべき義務を課され、使用部分を加工したり、現状を変更したりすることは許されない。</p> <p>このように、部分使用中は、発注者は、使用部分を善良な管理者の注意義務をもって使用すべきことになるが、請負者の管理責任はなくなる。部分使用中は、未だ工事が完成しておらず、引渡し前でもあるので、他の施工中の部分と同様に、請負者は、管理責任を負うことになる。</p> <p>なお、部分引渡しの場合は、引き渡された部分の所有権は完全に</p>	

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>移転し、請負者に管理責任は全くない。</p> <p>したがって、請負者は、引き渡された部分について生じた損害を負担することなく、瑕疵担保責任を負うのみである。</p>

第45条 部分払い（約款第37条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第3項 契約担当者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会の上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。</p> <p>第4項 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。</p>	<p>出来形歩合調書により出来形を確認し証明の上、契約担当者に達するものとする。</p>	<p>担当監督員から出来形歩合調書が提出された場合には、出来形を審査し、総括監督員に提出しなければならない。</p>	<p>部分払いの請求をさせるときは、昭和52年8月22日付け改正管第234号「建設工事請負代金の部分払いの取扱いについて」及び昭和45年9月21日付け管第369号「出来形歩合調書の作成について」に基づき作成させるものとし、これに基づき遅滞なく工事の出来形を調査し、出来形歩合調書を作成し、主任監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第1項 請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来形金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合には特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。</p> <p>第2項 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約担当者に対して、あらかじめ、様式19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。</p> <p>第5項 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。</p> <p>第6項 請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。</p> <p>第7項 部分払金の額は、次の式により算定する。</p> $\text{出来高金額} \times \left( \frac{9}{10} \right) - (\text{前払金額} / \text{請負金額})$ <p>第8項 第1項の規定による部分払の請求回数は、</p>	<p>「第42条第1項」</p> <p>請負者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業者との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を契約担当者へ提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
				<p>次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。</p> <p>(1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満... 2回</p> <p>(2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満... 3回</p> <p>(3) 請負代金額5,000万円以上... 4回</p> <p>第9項 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。</p>	

第46条 部分引渡し (約款第38条)

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引き渡すことについて当事者の合意が成立した部分 (以下「一部引渡指定部分」という。) がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。</p>	<p>設計図書において指定した部分 (指定部分) がある場合及び工事目的物について指定部分がない場合において工事目的物の一部が完成しその引渡しについて合意が成立した場合には、出来形設計書を作成し、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p>			<p>部分引渡しの対象となるものは、発注者が「設計図書において指定した部分 (指定部分)」とされているが、これを設計図書で定めることとしたのは、部分引渡しに検査及び請負代金の支払等について工事の全体の完成時における引渡しと同様の取扱いを受けるため、どの部分がその対象として考えられているかを明確にしておく必要があるからである。</p> <p>この場合、発注者が部分引渡しの対象として指定し得る部分は「引渡し」の対象になり得ること、すなわち、他の部分と分けて特定することができ (可分性)、管理責任の移転ができる部分であることが必要である。ただし、部分引渡しを行うか否かは、あくまでも発注者の判断であり、契約前に、あらかじめ設計図書に指定しておくことが必要である。</p> <p>部分引渡しと類似のものとして、第41条に定める部分使用があるが、部分使用については、当該部分の所有権の帰属については、議論があるところであるが、使用部分の当該部分の管理責任は、請負者に残されている。一方、部分引渡しを受けた部分は、議論の余地なく明らかに発注者の所有権が帰属することとなり、請負者は管理責任を負わない。このように部分引渡</p>	

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					しを行った後においては、当該部分について、不可抗力により損害を生じた場合においても、請負者は何等責任を負うものでなく、発注者が当然その負担を負うこととなる。

第52条 契約担当者の解除権（約款第43条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手の催告をしたにもかかわらずその期間内に該当建設工事に着手しないとき。</p> <p>(2) その責めに帰すべき事由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。</p> <p>(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、請負契約に違反し、その違反により請負契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第54条第1項の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。</p> <p>第2項 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20条による請負契約解除通知書により、請負者に通知するものとする。</p> <p>第4項 契約担当者は、第12条第1項の規定により契約補償金の給付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保</p>	<p>主任監督員から報告を受けたときは、事実を確認し、必要があると認められるとき、契約担当者に報告しなければならない。</p>	<p>担当監督員から報告を受けたときは、請負者より事情を聴取する等の調査を行い、契約の履行が危ぶまれると認められる場合は、総括監督員に報告しなければならない。</p>	<p>工期内に工事を完成する見込みがないとき、又は正当な理由がないのに工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれると認められるときは、主任監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第3項 第1項の規定により請負契約が解除された場合においては、請負者は請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。</p>	<p>第1項第1号は、正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないときは、契約を解除できることとしている。</p> <p>「工事に着手すべき期日」とは、設計図書に定められている場合には、その期日であるが、その定めがないときは、契約書上の工期の初日が「工事に着手すべき期日」と解する。</p> <p>また、「着手」とは、現実に工事の施工を始めることに限らず、労働者募集、施工計画表の作成、現場調査等の施工準備行為が含まれる。</p> <p>第2号に定める解除要件は、請負者の責に帰すべき事由により工期内に完成しないときと請負者の責に帰すべき事由により工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるときの2つである。「相当の期間」とは、工期の長さ、従来の履行状況、残工事量等を勘案して個別に判断することとなるが、契約を解除して残工事を新たな請負者に工事完成させた場合の完成時期が一つの目安となろう。</p> <p>第3号は、主任技術者又は監理技術者を設置しなかった場合を解除要件としている。</p> <p>第4号は、第1号から第3号までに掲げる場合以外に、請負者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合を解除要件としている。「契約に違反し」とは、本約款において請負者に課している付随的債務を含む種々の義務に違反するときである。また、「契約の目的を達することができないと認められるとき」とは、工期内に工事が完成しないと認められる場合、工事の完成が不能と認められる場合や工事が工期内に完成しても不完全履行となると認められる場合、例えば、工事材料の検査義務違反等重ねたため設計図書に</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
をもって前項の違約金に充当することができる。					定められた強度を持たない工事目的物が完成されると認められる場合などを意味する。 第5号による解除は、第54条において請負者の解除要件が定められているにもかかわらず、その解除要件以外による解除の申出によって工事契約の履行拒否の意思を明示したことを解除要件とする特定解除である。なお、契約の一方当事者が契約解除の申し出をし、他方がこれに応じれば、法定、約定の解除要件の有無にかかわらず、解除が成立する。これは、合意解除と呼ばれ、特に定めのない限り、損害賠償請求を行うことはできない。

第54条 請負者の解除権（約款第45条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
	主任監督員から報告を受けたときは、内容を審査し、契約担当者に報告しなければならない。	担当監督員から報告を受けたときは、意見を付して、総括担当監督員に報告しなければならない。	請負者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告しなければならない。	<p>第1項 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 契約担当者が請負契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</p> <p>第2項 請負者は、前項の規定により請負契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償につき必要な費用の負担を県に請求することができる。</p>	<p>第1項第1号は、事情変更による法的解除権を約定により具体化するものである。</p> <p>「第29条第1項の規定」は、発注者は、その都合により設計図書を変更できることを定めている。同項では、必要があるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担しなければならないとしているため、請負者が損害を受けることがないように思われる。しかし、設計図書の変更により請負代金額が増額される場合には、請負者が技術的、経営的に対応できる限り、請負者の利益にもかなうことであるが、設計図書の変更により請負代金額が著しく減額される場合には、請負者は、当初期待していた売上、利益を手にすることができなくなり、工事を完成して減額された請負代金額を受け取ることに何の価値も見いだせなくなることもある。このため、本号では、設計図書の変更により請負代金額が2/3以上減少したときを解除要件として規定している。</p> <p>第2号は、「第29条第1項又は第2項の規定」は、請負者の責に帰すことができない事由により工事の施工ができないと認められるとき、発注者は工事の中止をしなければならないこと、その他の場合にも、発注者は、その都合により工事を中止できることを定めている。同条第3項では、必要があるときは工期の又は請負代金額を変更し、又は、必要な費用を発注</p>

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>者が負担しなければならないこととしているため、請負者が損害を受けることはないように思われる。しかし、工事の中止が長期に及んだ場合には、請負者は、当初の工期末以後の請負契約獲得の機会を逸失することとなり、また、以後の工事計画が大幅に狂うこととなり、経営条大きな影響を与えることとなる。このため、本号では、工事の中止期間が長期に及んだ場合を解除要件として規定している。</p> <p>第3号の、「契約当事者が契約に違反し」とは、請負代金の支払、費用の負担、支給材料又は貸与品の引渡し等約款、規則の各条項に定められた発注者の義務を果たさないことである。</p> <p>また、「不可能となったとき」というのは厳格に解すれば、本号の適用の余地は、ほとんどあり得なくなるが、ここでは、契約違反による前払金や部分払金の不払の程度が著しくひどく請負者が資材の調達に著しい困難をきたすような場合、代替の余地があまりない支給材料又は貸与品が給付されない場合など工事を完成することを著しく困難とするような場合も含まれるものと解する。</p>

第55条 解除に伴う措置（約款第46条）

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>第1項 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が解除された場合において準用する。</p> <p>この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。</p> <p>第2項 契約当事者は、前項の定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請</p>	<p>第36条（不可抗力による措置）、第52条（契約当事者の解除権）、第53条及び第54条（請負者の解除権）の方針が決定し、既成部分の引渡しを受ける場合には、取引の対象となる部分の出来形を調査し、精算設計書を作成の上、第39条を準用して既済部分検査を受けなければならない。</p> <p>ただし、出来形調査に当たっては、現場及び写真等により確認できるものをいい、工事現場に搬入した材料は、これを含まないものとする。</p>	<p>第4項 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者はその余剰額を返還しなければならない。</p> <p>第5項 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付さなければならない。</p> <p>ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第6項 請負者は、請負</p>	<p>【解除の効果】</p> <p>契約が解除された場合の一般的な効果については、民法第545条に規定がなされており、契約当事者は、現状回復義務及び相手方へ与えた損害賠償義務を負うこととされている。しかし、建設工事にあたっては、契約の解除に伴う現状回復について、出来形部分の取壊しにより被る両当事者の時間的、経済的損失は莫大なものであるなど、出来形部分の取壊し、支給材料の返還、工事用地等の整地等といった点で問題があり、現状回復は、極めて不経済かつ不合理なことである。</p> <p>そこで、判例・通説においても工事の完成部分については解除をなし得ないとか、建設工事の請負契約の解除には遡及効がないとされているところである。</p> <p>本条では、民法の規定だけでは律しきれないこれらの問題について、解除の遡及効を認めないことを契約上明確にして解決を図った</p>		

契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
<p>負代金額を請負者に支払わなければならない。</p> <p>第3項 第45条第5項の規定は、項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来形金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。</p> <p>第9項に一部関係項目がある。請負者の項参照のこと。</p>				<p>契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は第2項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>第7項 請負者は、請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還に代えてその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第8項 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。</p> <p>第9項 第6項前段及び第7項前段の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは、契約担当者が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。</p>	<p>ものである。</p> <p>[出来形部分] 出来形部分については、まず、発注者の検査を受けなければならない。発注者は、検査に合格した部分のみの引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を支払うこととなる。これは、既に施工された部分については、取壊し、撤去することにより生ずる両当事者の時間的、経済的損失を考えれば、現状回復するのではなく、これを価値あるものと評価してなるべく利用すべきものとの考えによるが、出来形部分の状態、品質等から出来形部分が価値あるもの、利用に適さないものであれば、それに対して対価を支払う理由はないので、検査を行うこととしたものである。</p> <p>[支給材料] 支給材料は、加工したり、切断したりして工事目的物のために使用すべき性格のものであるから、発注者が支給したものであるからと、単純にすべてを返還することが原則となるものではなく、場合を分けて考える必要がある。</p> <p>使用済みの支給材料については、出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものは、当該部分が発注者に引渡されるものであるから、これを返還する必要がないことはもちろんである。しかしながら、出来形検査に合格しなかった部分に使用されているものは、発注者として評価すべき価値がないわけであるから、本来は返還すべきこととなる。しかし、これは事実上不可能であるから、代品を納めるとか、支給材料について損害賠償をすべきことになる。ただし、返還が可能な場合は、修復して返還しても構わない。</p> <p>未使用の支給材料については、原則として、発注者に返還しなければならない。</p> <p>[貸与品] 貸与品は、第26条の3の規定により発注者から請負者に貸与されている建設機械器具であるから、当然発注者に返還しなければならない。この場合において、貸与品が請負者の使用若しくは保管上の故意又は過失により損傷を受けているときは、これをそのまま返還するのではなく、代品を納めるか、修復してから返還すべきこととなる。そして代品納入又は修復返還に代えて貸与品についての損害を賠償しなければならない。</p>



契約担当者	監督員の業務			請負者	備考
	総括監督員	主任監督員	担当監督員		
					<p>[工事用地等]</p> <p>請負者は、その所有又は管理する物件を工事用地等の外に撤去し、工事用地等を修復し、取り片付けて発注者に明け渡さなければならず、請負者が相当の期間内に、これを行わない場合には、発注者は、代執行できるとしている。撤去すべき物件の中には、請負者が自ら所有又は管理するものだけでなく、かっこ書で明示しているように、下請負人の所有又は管理するものも含まれる。後者については、請負者は、下請負人との契約において、請負者が撤去できる旨を規定しておくことが、請負者と下請負人との紛争を未然に防ぐために望ましい。</p> <p>[解除に伴う措置の期限、方法等]</p> <p>支給材料又は貸与品の返還については、原則として、第52条の規定による解除の場合（請負者の帰責事由のある場合）には、発注者が定め、第53条又は第54条の規定により解除の場合（請負者の帰責事由がない場合）には、請負者が発注者の意見を聴いて定める。ただし、請負者の故意又は過失により滅失又は毀損した場合等における支給材料又は貸与品の返還。代品納入等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めることとする。また、物件の撤去、工事用地等の修復、明渡しについては、解除規定にかかわらず、発注者が請負者の意見を聴いて定めることとする。</p> <p>請負者のとるべき措置の「期限、方法等」には、支給材料又は貸与品の返還期日、返還場所、工事用地等の明渡期日、修復、取り片付け方法等が含まれることとなる。</p>

# 土木工事監督技術基準

## (目的)

第1 土木工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務の技術基準を定めることにより、監督業務の合理化と適切な実施を図ることを目的とする。

## (適用)

第2 この基準は、交通基盤部の所掌する土木工事（農林土木工事を除く）における監督員の一般的な監督業務の標準を示すものである。監督員は工事の施工に際し、この基準に基づいて監督を行うものとする。ただし、工事内容等によりこの基準を適用することが不適当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

## (方法)

第3 監督の方法は次による。

- 1) 審査：受注者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面、写真等）について監督員が自ら検討することをいう。
- 2) 立会：設計図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 3) 段階確認：設計図書に示された施工段階において監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数量を確認をすることをいう。

## (手続き)

第4 立会、段階確認の手続きは次による。

なお、電子メールの使用環境が整っていない場合は、紙文書により実施する。

- 1) 立会、段階確認は、施工計画書に実施予定を記載する。
- 2) 受注者は、「段階確認・立会願」に発議日、種別、細別、確認項目、確認予定日を記入し、担当監督員に電子メールにより送信する。
- 3) 担当監督員は受信した「段階確認・立会願」に確認方法、確認日、確認者を記入し受注者に送信する。
- 4) 立会、段階確認を実施する。
- 5) 担当監督員は、「段階確認・立会願」に確認結果、監督員確認日を記入し、確認した箇所に係る書面を添付し、総括監督員の確認を受け、「段階確認・立会願」を受注者に電子メールにより送信する。
- 6) 受注者は、「段階確認・立会願」を保管し、中間検査時に「段階確認・立会願」に確認した箇所に係る書面を添付し提示し、完成検査時は提出する。

第1編 共通編  
 第1章 総 則  
 第1節 総 則

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種 別	内 容				
施工計画	工事概要	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 工事名、施工場所、施工期限 2. 工種、種別、細別、数量
	計画工程表	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 工事名、工事箇所、工期、工種、数量 2. バーチャート工程表、進捗率曲線
	現場組織	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 管理者、組織表
	安全管理	審 査	着手前・変更時	1-1-4 1-1-26	1. 安全委員会、安全組織管理表 2. 安全訓練、研修実施計画の確認
	指定機械	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 指定機械の名称、規格、指定番号 台数 2. 指定機械の搬入時期
	主要資材	審 査	着手前・変更時	1-1-4 2-2	1. 使用資材の品目、種類、品質 2. 使用資材の材料検査、搬入時期、方法
	施工方法	審 査	着手前・変更時	1-1-4 1-1-7	1. 関係機関、地元調整、使用地の確保 2. 工事の施工方法、主要機械、仮設の方法
	緊急時の体制・対応	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 緊急時の連絡体制、組織、責任者 2. 緊急時に備える器具、照明、工具
	交通管理	審 査	着手前・変更時	1-1-4 1-1-32	1. 一般交通整理の方法、警備員の配置 2. 工所用道路の維持管理、補修 3. 警察署への連絡体制
	環境対策	審 査	着手前・変更時	1-1-30	1. 周辺地域への環境対策
	現場作業環境の整備	審 査	着手前・変更時	1-1-4	1. 休憩所の設備など快適な作業環境 2. 地域住民との対話のできる環境
	再生資源の利用促進	審 査	着手前・変更時	1-1-4 1-1-18	1. 建設副産物の再利用計画 2. 建設副産物の処理計画
施工管理計画	出来形管理	審 査	着手前、資料提出の都度	1-1-4	1. 管理項目、管理方法、資料整備の状況 2. 管理結果と現場の状況
	品質管理	審 査	着手前、資料提出の都度	1-1-4	1. 管理項目、管理方法、資料整備の方法 2. 管理結果と現場の状況
	工程管理	審 査	着手前、資料提出の都度	1-1-4	1. 管理項目、管理方法、資料整備の方法 2. 管理結果と現場の状況
	現場管理	審 査	着手前、資料提出の都度	1-1-4	1. 施工計画項目の実施状況 2. 現場実施状況

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
工事測量	仮BMの水準高	審査、立会	着手前	1-1-37	1. 基準水準点のチェック 2. 基準高、場所、設置状況
	中心線法線	審査、立会	着手前	1-1-37	1. 中心線（法線）の確認、控杭の設置
	丁張	審査・立会	着手前	1-1-37	1. 用地境界杭等の確認
	土捨場 土取場	審査・立会	着手前	1-1-37	1. 測量の結果 2. 土取場・土捨場用地境界の確認
	用地境界杭	審査・立会	随時	1-1-37	1. 用地境界杭の位置確認

## 第2章 土 工

### 第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
掘削工 (切土工)	掘削方法、順序	立会	随時	2-3-1	1. 重要工作物に接する箇所の掘削方法 2. 湧水、雨水の処理
	出来形	立会及び段階確認	完成時		1. 掘削の基準高、幅、法長および勾配
盛土工	伐開、除根、段切等	立会	随時	2-3-3	1. 除却、すきとり、段切の施工状況 2. 盛土地盤にヘドロ等の不良土質が現われた場合の処理の適否
	まき出し	立会	随時	2-3-3	1. 土質の適否 2. 各層まき出し厚さの適否 3. 大玉石等の処理、空ゲキ、填充状況、草木根の混入
	締め固め	立会	随時	2-3-3	1. 転圧、機種、通過軌跡 2. 含水状況 3. 構造物附近の締め固め
	出来形	立会及び段階確認	完成時		1. 築堤の基準高、幅、法長および勾配

### 第4節 道路土工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
掘削工 (切土工)	土質の変化	立会	随時	2-4-1	1. 土質の状況
	切取方法及び順序	立会	随時	2-4-2	1. 重要工作物に接する箇所の掘削方法 2. 湧水、雨水の処理
	法面	立会	随時	2-4-2	1. 浮石の処理
	出来形	立会及び段階確認	完成時		1. 切土の基準高、幅、法長及び勾配

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
路体盛土工 路床盛土工	伐開、除根、 段切等	立会	随時	2-4-3 2-4-4	1. 除却、すきとり、段切の施工状況 2. 盛土、地盤にヘドロ等の不良土質が現れた場合の処理の適否
	まき出し	立会	随時	2-4-3 2-4-4	1. 土質の適否 2. 各種のまき出し厚さの適否 3. 泥、草木根の混入
	路床面	立会	500㎡に1回	2-4-3	1. 締固め度
	出来形	立会及び段階確認	完成時		1. 支持力（ブルーフローリング） 2. 盛土の基準高、幅、法長及び勾配
軟弱地盤盛土	圧密沈下	立会	随時	2-4-3 2-4-4	1. 盛土量の確認方法 2. 沈下計器等の設置位置の適否 3. 沈下量、地表伸縮及び間ゲキ水圧と地下水位
	盛土工法	立会	随時	2-4-3 2-4-4	1. 盛土速度、一段階の高さ、時期、厚さ、一様性

### 第3章 無筋、鉄筋コンクリート

#### 第3節 コンクリート

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
レディーミク ストコンクリ ート	配 合	審 査	1回/着手前	3-3-2	1. 指定事項と配合報告書及び配合計算書との対比 2. 試験内容の適否
	強度試験	審 査	1回/試験完了時	3-3-2	1. 設計基準強度、配合強度と標準養生強度との対比 2. 強度管理図の内容の適否 3. 試験内容の適否

#### 第2編 材 料 編

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
材 料	全 材 料	審査・立会	使用前全材料	2・2	1. 品質、規格、寸法の確認

### 第3編 土木工事共通編

#### 第2章 一般施工

##### 第3節 共通の工種

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	施工状況	立会又は審査	随時	2-3-3	1. 土質の状況 2. 重要工作物に接する箇所の掘削方法 3. 湧水、雨水の処理
矢板工	施工状況	審査	随時	2-3-4	1. 土質の状況 2. 打込長の適否
法枠工	施工状況	立会又は審査	随時	2-3-5	1. 法面清掃の適否 2. 配合の決定 3. 湧水の処理方法
	出来形	立会又は段階確認	完成時	2-3-5	1. 吹付厚、法長、延長、高さ、幅、枠中心間隔
吹付工	施工状況	立会又は審査	随時	2-3-6	1. 配合の決定 2. 湧水の処理方法 3. 法面清掃の適否 4. 金網のかさね巾及び接合状態 5. アンカー鉄筋の堅固さ 6. 伸縮目地、水抜き孔
	出来形	立会又は段階確認	完成時	2-3-6	1. 法長、延長、面積、吹付厚
植生工	施工状況	立会又は審査	随時	2-3-7	1. 土質及び施工時期の適否 2. 配合及び肥料の適否 3. 法面清掃の適否 4. 土羽打状況、衣土の締固め状況
	出来形	立会又は段階確認	完成時	2-3-7	1. 法長、延長、厚さ
防止柵工	施工状況	審査	1回/着手前	2-3-10	1. 設置場所の適否
路側防護柵工	施工状況	審査	1回/着手前	2-3-11	1. 設置場所の適否
区画線工	施工状況	審査	1回/着手時	2-3-12	1. 施工箇所、施工方法、施工種類の適否
道路付属物工	施工状況	審査	1回/着手時	2-3-13	1. 設置箇所

##### 第4節 基礎工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
碎石及び栗石基礎工	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-1	1. 基礎の巾、厚さの確認 2. 目潰を使用する場合には、目潰材を加え充分搗固められているか確認
				2-4-3	
法留基礎工	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-3	1. 基礎の巾、厚さの確認 2. 裏込め材は充分搗固められているか確認

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
鋼杭	施工状況	立会及び段階確認	1回/着手時 (試験杭) その他随時	2-4-4	1. 打止めの沈下量、偏心量の適否 2. 杭頭処理の適否 3. 溶接方法の適否 4. 杭の保管状況
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-4	1. 杭打基礎の基準高 2. 杭長及び打込本数
プレキャスト コンクリート 杭	施工状況	立会及び段階確認	1回/着手時 (試験杭) その他随時	2-4-4	1. 打止めの沈下量、偏心量の適否 2. 杭頭処理の適否 3. 継手施工方法の適否 4. 杭の保管状況
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-4	1. 杭打基礎の基準高 2. 杭長及び打込本数
場所打杭 オールケー シング リバース アースドリ ル 工法	施工状況	立会及び段階確認	全数	2-4-5	1. 掘削方法の適否 2. 支持地盤の確認 3. 鉄筋カゴの形状、建込み 4. 杭頭処理の適否
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-5	1. 基準高、杭長、偏心量
深礎工	施工状況	立会及び段階確認	全数	2-4-6 1編 3-7-4	1. 掘削状況及び山留め材の変位 2. 湧水及び土質の性状 3. 掘削長及び孔底地盤の確認 4. 鉄筋の組立及び建込の適否
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-6	1. 基準高、杭長、偏心量
オープン ケーソン 基礎工	施工状況	立会及び段階確認	全数	2-4-7	1. 鉄沓の据付の適否 2. 沈下の状況 3. 底部の地質の確認
	配筋	立会	全数	1編 3-7-4	1. 配筋の適否
	出来形	段階確認	全数	2-4-7	1. 断面、長さ、基準高
ニューマチ クケーソン 基礎工	施工状況	立会及び段階確認	全数	2-4-8	1. 鉄沓の据付の適否 2. 沈下の状況 3. 底部の地盤の確認
	配筋	立会	全数	1編 3-7-4	1. 配筋の適否
	出来形	段階確認	全数	2-4-8	1. 断面、長さ、基準高
鋼管矢板 基礎工	施工状況	立会及び段階確認	1回/着手時 (試験杭) その他随時	2-4-9	1. 打込長、偏心量の適否 2. 支持力の確認 3. 杭頭処理の適否 4. 溶接方法の適否 5. 継手施工方法の適否 6. 杭の保管状況
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-4-9	1. 施工延長、基準高

## 第5節 石・ブロック積(張)工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
床堀	土質の変化	立会又は審査	随時	2-5-2	1. 基礎、袖取付部の過堀の防止 2. 基礎地盤の適否 3. 掘削高の適否、床均し
石・ブロック積(張)	施工状況	段階確認	随時	2-5-3 2-5-4 2-5-5	1. 裏込碎石の厚さ 2. 胴、裏込コンクリートの適否及び厚さ 3. 目地の位置、排水孔の設置状況 4. 裏型枠の使用状況 5. 背面土砂のつき固め状況
	出来形	段階確認	完成時	2-5-3 2-5-4 2-5-5	1. 基準高、胴込厚、裏込厚、法長、勾配、延長

## 第6節 一般舗装工

### 1) 路盤工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
粒状路盤及び粒度調整路盤	下層路盤(粒状路盤材)	立会	1回/施工中	2-6-2 2-6-5	1. 路床の状態 2. 路盤材の含水状態の適否 3. 締固め度の適否
	上層路盤(粒度調整路盤材)	立会	1回/施工中	2-6-2 2-6-5	1. 路盤材の含水状態の適否 2. 締固め度の適否
	出来形	立会	完成時	2-6-5	1. 路盤材の基準高、幅、厚さ、粒度
セメント・石灰安定処理	配合(下層・上層路盤用)	審査	1回/着手前	2-6-2 2-6-5	1. 示方配合と実施配合の適否 2. 試験内容の適否 3. 指定粒度との対比(合成骨材の粒度)
	基準密度	審査	1回/着手前	2-6-5	
	密度、強度、厚さ	立会	1回/工事中	2-6-5	1. 含水状態、締固め度 2. 路盤の密度、厚さ、強度 3. 試験内容の適否
	出来形	立会	完成時	2-6-5	1. 路盤の基準高、幅
アスファルト安定処理	配合	審査	1回/着手前	2-6-2 2-6-5	1. 示方配合との対比 2. 試験内容の適否 3. 指定粒度の対比
	基準密度	審査	1回/着手前	2-6-5	
	コア採取密度厚さ	立会	1回/工事中	2-6-2 2-6-5	1. 路盤の密度、厚さ 2. 試験内容の適否
	出来形	立会	全測点、完成時	2-6-5	1. 路盤の基準高、幅



## 2) アスファルト舗装

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
混合、運搬	配合	審査	1回/着手時	2-6-5	1. 示方配合と実施配合との対比 2. 試験内容の適否
	混合物のアスファルト量	審査	1回/着手時	2-6-5	1. 合成骨材の粒度 2. 混合物の温度 3. アスファルト量の決定量との対比
	混合物の粒度	審査	1回/着手時	2-6-5	1. 指定粒度の対比
	基準密度	審査	1回/着手時	2-6-5	
舗設	コア採取密度	立会	1回/工事中	2-6-5	1. 敷均し締固の適否 2. 舗装の密度、厚さ 3. 試験内容の適否
	出来形	立会	完成時	2-6-5	1. 舗装の基準高、幅、平坦性

## 3) コンクリート舗装工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
コンクリート舗装	舗装	立会	1回/着手前	2-6-6	1. コンクリートの適否 2. 運搬時間の適否 3. 型枠、締固め、養生、目地の適否
	コア採取、厚さ	立会	1回/工事中	2-6-6	1. 舗装厚さ 2. 試験内容の適否
	出来形	立会	完成時	2-6-6	1. 舗装の基準高、平坦性
	交通開放の時期	立会	開放前	2-6-6	1. 曲げ強度の可否 2. 現場の状況

## 第6編 河川編

### 第1章 築堤・護岸

#### 第5節 法覆護岸工

#### 第6節 擁壁護岸工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
法覆護岸工 及び擁壁護岸工	施工	立会	随時	1-5-1 1-6-1	1. 堤体裏込材締固め 2. コンクリートの適否
	出来形	審査又は段階確認	完成時	1-5-3 1-5-14 1-6-3 1-6-4	1. 基準高、厚さ、法長、勾配、延長 2. 河川幅

## 第7節 根固め工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	土質の変化	立会	土質の変化時	第6編 1-7-1	1. 土質の状況
ブロック製作	鉄筋	立会	随時	第1編 3-3-1 3-7-1 と 3-7-5	1. 材質、構造、規格の適否 2. 組み立ての適否
	コンクリート締固め	立会	随時	第1編 3-3-1 3-6-1 と 3-6-9	1. 天候、気温の変化 2. 締固め方法の適否
ブロック運搬 据付	施工状況	立会又は審査	随時	1-7-3	1. 床均し状況
	出来形	立会	完成時	1-7-3	1. 据付個数 2. 据付基準高、形状、延長
沈床工	施工状況	立会	随時	1-7-5	1. 組立状況の適否 2. 据付状況
	出来形	立会又は審査	完成時	1-7-5	1. 据付基準高、形状、寸法、延長
捨石工	施工状況	立会	随時	1-7-6	1. 捨石の形状 2. 捨込状況
	出来形	立会又は審査	完成時	1-7-6	1. 捨込基準高、形状、延長

## 第2章 浚渫(川)

### 第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)

### 第3節 浚渫工(グラフ船)

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
浚渫	浚渫方法	審査	着手前	2-2-1 2-3-1	1. 工事標識及び量水標設置 2. 作業船の避難場所及び設備 3. 船舶航行に対する保安対策
	出来形	立会及び段階確認	完成時	2-2-2 2-3-2	1. 浚渫断面の深さ、幅、延長 2. 浚渫土量及び捨土量の関係

## 第3章 樋門・樋管

### 第4章 水門

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	土質の変化	立会	土質の変化	3-3-2 4-4-3	1. 土質の状況 2. 基礎地盤の適否 3. 仮設工作物の状況

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
鉄筋	配筋	立会及び段階確認	鉄筋組立完了時	第1編 3-7-1 ゝ 3-7-6	1. 加工、配筋、数量、種別の適否
コンクリート	打設	立会	打設時	第1編 3-6-4 ゝ 3-6-5	1. 排水状況 2. 一区画、一層高さの適否 3. 天候、気温の適否 4. 締固め機種、締固め方法の適否
	施工継目	立会	打設時	第1編 3-6-7	1. 位置方向の適否
	表面仕上げ	立会	打設時	第1編 3-6-8	1. 表面仕上げの方法、時期の適否
	出来形	立会及び段階確認	完成時		1. 基準高、幅、厚さ、高さ、長さ 2. 戸当り金具の納り具合
塗装	施工状況	立会	1回/スパン	4-8-2	1. 気象条件の適否 2. 清掃さび落とし、ケレンの適否 3. 塗装の均一性
	出来形	立会及び段階確認	全数	4-8-2	1. 塗膜厚、使用ペイント量

## 第5章 堰

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
桁製作工	原寸・加工	審査	着手前	5-3-4 5-3-5	1. 図面の不備と製作工の支障 2. 溶接施工試験の可否 3. 工場溶接以外の場合
	溶接	審査	随時	5-3-4	1. 放射線透過試験の可否 2. 欠陥部の補修方法
	仮組立	立会又は段階確認	完了時 着手時	5-3-4	1. 母材間の食い違いの処理 2. 仮組立にかわる他の方法
工場塗装工	施工状況	審査 立会又は審査	着手前 随時	5-3-14	1. 塗装の缶貼付ラベルの確認 2. 充缶数、空缶数の確認
床版工	施工状況	審査	着手前	5-4-8	1. 同時施工の確認
下部工	施工状況	審査	着手前	5-7-2	1. 設計図書によりがたい場合
上部工	施工状況	審査	随時	5-4-8	1. 桁の出来型を確認 2. 打継目を設置する場合
	施工状況	審査	着手前	5-13-3	3. グラウト施工の材料と方法

## 第6章 排水機場

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	土質の変化	立会	随時	6-3-2 6-4-2 6-5-2	1. 土質の状況 2. 湧水の処理
コンクリート	施工状況	立会又は審査	随時	6-3-6 6-4-9 6-5-6	1. 目地材の施工位置 2. 継手の位置と水密性の確保

## 第7章 床止め・床固め

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	土質の変化	立会	随時	第1編 2-3-1 7-3-1 7-3-3 7-4-1 7-4-2	1. 土質の状況 2. 基礎地盤の適否 3. 仮設工作物の状況
コンクリート	打設	立会	打設時	第1編 3-6-4 3-6-5	1. 排水状況 2. 天候、気温の適否 3. 締固め機種、締固め方法の適否
	施工継目	立会	打設時	第1編 3-6-7	1. 位置方向の適否
	表面仕上	立会	打設時	第1編 3-6-8	1. 表面仕上げの方法、時期の適否
	出来形	立会及び段階確認	完成時	7-3-1 7-4-1	1. 基準高、幅、厚さ、高さ、長さ

## 第7編 海岸編

### 第2章 突堤・人工岬

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント	
種別	内容					
ケーソン	製作	立会又は審査	随時	2-4-11	1. ヤードの設備状況 2. 配筋形状の測定 3. コンクリートの打設方法	
	進水	立会又は審査	随時	2-4-11	1. パラスト材料及び位置の確認 2. 進水時期（潮位）と方法	
	仮置		立会又は審査	着工前	2-4-11	1. 仮置位置の確認
				随時	2-4-11	1. 仮置（原則として沈設）完了状況
	回航	立会又は審査	随時	2-4-11	1. 蓋の設置状況 2. 寄港又は避難した場合の異状の有無	
	据付	立会又は審査	随時	2-4-11	1. 据付作業状況（位置確認）	
出来形	立会又は段階確認	完成時	2-4-11	1. 壁厚、高さ、幅、長さ、法線、延長		

### 第4章 浚渫（海）

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
浚渫	施工方法	審査	着手前	4-2-1 4-3-1	1. 施工方法、順序、時期の確認
	立会又は審査		随時	4-2-1 4-4-2	1. 浚渫位置測量状況 2. 排砂管の設置方法及び径路 3. 浚渫の土捨場状況

## 第8編 砂防編

### 第1章 砂防えん提工

#### 第3節 工場製作工

#### 第7節 鋼製えん提工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
鋼製えん提製作工	原寸及び仮組立	審査又は立会	着手時	1-3-3	1. 品質、規格、寸法の適否 2. 堤長、堤幅、高さ、水通し部袖部の適否 3. 溶接部の適否
塗装工	施工状況	審査又は立会	500m <sup>2</sup> / 1回	1-3-5 1-7-10	1. 気象条件の適否 2. 清掃さび落とし、ケレンの適否 3. 塗装の均一性

## 第6節 コンクリートえん提工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
作業土工	岩質及び土砂礫質の変化	立会又は審査	随時	第1編 2-3-1 1-6-2	1. 土質の状況 2. 湧水等の処理 3. 基礎地盤の確認 4. 掘削高の適否
埋戻し及び残土	処理方法	審査	着手前	1-6-3	1. 締固め 2. 埋戻材料の適否 3. 残土処理
コンクリート	打設面の清掃	立会又は審査	型枠設置前	1-6-4	1. 打設面清掃の適否 2. 打設面の湿潤状況の適否
	型 枠	立会又は審査	打設面	第1編 3-8-1 と 3-8-4	1. 部材の位置、材質、構造
	打 設	立会又は審査	随時	1-6-1 と 1-6-4 第1編 3-3-1 と 3-6-9	1. 排水状況 2. 打設前のモルタル敷の状況 3. リフト高の適否 4. 水平打継目面の処理状況 5. 締固め機種、締固め方法の適否 6. 天候、気温の適否
	施工継目 出来形	審査 段階確認又は 審査	随時 完成時	1-6-4 1-6-4	1. 位置、方向 1. 基準高 2. 幅、長さ、勾配、水抜穴、間詰の状態
間 詰	位置構造	立会又は審査	随時	1-6-7	1. 位置及び構造

## 第3章 斜面对策

### 第3節 法面工

#### 第5節 山腹水路工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
法面工及び山腹水路工	施工計画	審査	随時	3-3-1 と 3-5-7	1. 斜面条件の確認 2. 安全施工計画の立案
	施 工	立会又は審査	随時	3-3-1 と 3-5-7	1. 安全施工の実施
アンカー工	施工方法	審査	随時	3-3-6	1. 法面の安定、地盤、地中障害物、湧水の状況 2. 削孔径、長さ、方向の確認
抑止アンカー工	施工状況	審査	随時	3-3-7	1. 周辺地盤、アンカー定着地盤の状況 2. 削孔長の確認

## 第6節 地下水排除工

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
集排水ボーリング工	施工	審査	着手前	3-6-1	1. 集水井内の酸素濃度測定、換気の適否
	せん孔の予定深度の過不足	立会又は審査	随時	3-6-1 3-6-3	1. 土質の状況 2. 湧水、漏水の状況
	検尺	立会	随時	3-6-1	1. 土質、排水処理
	標示板	審査	着手前	3-6-3	1. 設置場所
集水井工	予定深度の過不足	立会又は審査	随時	3-6-4	1. 掘削中の地質構造 2. 湧水の状況
排水トンネル工	掘進に著しい困難が生じた場合	立会又は審査	随時	3-6-5	1. 進捗掘進状況 2. 地質の状況 3. 湧水の状況

## 第10編 道路編

### 第1章 道路改良

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
アンカー工	施工計画	審査	着手前	1-4-6	1. 記載項目の確認 2. 異常の処理方法
	施工状況	立会及び審査	随時	1-4-6	1. 削孔長の確認
補強土壁工	施工状況	立会及び審査	随時	1-5-7	1. 異常な変異の処理方法
プレキャストカルバート工	施工状況	立会及び審査	随時	1-7-7	1. 据付け勾配の確認
			施工前	1-7-7	2. 施工方法の確認
側溝工	施工状況	立会及び審査	随時	1-8-3	1. 水路勾配の確認
			施工前	1-8-3	2. 軟弱地盤の処理方法
			随時	1-8-3	3. あげこしの施工方法
			随時	1-8-3	4. 底版コンクリートの厚さの確認
管渠工	施工状況	立会及び審査	随時	1-8-4	1. 水路勾配の確認
集水柵・マンホール工	施工状況	立会及び審査	随時	1-8-5	1. 路面との高さ調節の可否
現場打(組立)水路工	施工状況	立会及び審査	随時	1-8-7	1. 水路勾配の確認
落石防止網工	施工状況	立会及び審査	随時	1-9-4	1. アンカーピンの打込み状況 2. 設置方法の確認 3. ポケット式は、施工範囲、施工方法の確認 4. メインアンカーの設置箇所の確認

## 第2章 舗 装

確 認 事 項		確 認 方 法	実 施 頻 度	仕 様 書 の 関 係	監 督 の ポ イ ン ト
種 別	内 容				
橋面防水工	施 工 状 況	立会及び審査	着手前	2-3-4	1. 床版の滞水箇所の処理
グースアスファルト舗装工	施 工 状 況	立会又は審査	随 時	2-3-9	1. 基盤面の異常の処理
ブロック舗装工	施 工 状 況	立会又は審査	随 時	2-3-12	1. 使用ブロックの試験成績表の確認 2. ブロックの色彩・パターンの確認

## 第3章 橋梁下部

確 認 事 項		確 認 方 法	実 施 頻 度	仕 様 書 の 関 係	監 督 の ポ イ ン ト
種 別	内 容				
作業土工	土質の変化	立 会	1回 / 1基 完了時	第1編 2-4-1	1. 土質の適否 2. 基礎地盤の適否 3. 仮締切の状況
橋台及び橋脚	配 筋	立 会	1回 / 1基 鉄筋組立完了時	第1編 3-7-1	1. 配筋の適否
	出 来 形	段階確認	完了時		1. 位置及びスパンの適否 2. 沓座の位置 3. 基準高、幅、長さ、高さ

## 第4章 鋼橋上部

確 認 事 項		確 認 方 法	実 施 頻 度	仕 様 書 の 関 係	監 督 の ポ イ ン ト
種 別	内 容				
鋼 橋	原寸及び仮組立	立会又は審査	全 数	4-3-3 、 4-3-12	1. 品質、規格、寸法の適否 2. 全長、支間長、幅員、桁高、キャンパー等の適否 3. 添接部、支承部、隅角部、その他部材の取合の適否 4. 伸縮装置の適否
	架 設	立会又は段階確認	1回 / 1橋 その他随時	4-4-1 、 4-4-11	1. 架設方法の適否 2. そりの適否 3. 締付けの適否
塗 装	施 工 状 況	立 会	1回 / 1スパン	4-5-3	1. 気象条件の適否 2. 清掃さび落とし、ケレンの適否 3. 塗装の均一性
	出 来 形	段階確認又は審査	全 数	4-5-3	1. 塗膜厚、使用ペイント量



確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
床版、地覆	配筋	立会及び段階確認	1回/完了時	第1編 3-7-1	1. 配筋の適否
	コンクリート	立会及び段階確認	1回/打設時	第1編 3-3-1	1. 打設面清掃の適否 2. 打設順序 3. 敷均しの均一性 4. 天候気温の適否 5. 締固め機種、締固め方法の適否 6. 締固めの一様性 7. 湿潤状態、養生の適否
	出来形	段階確認	2ヶ所/1スパン		1. 基準高、幅、厚さ、高さ

### 第5章 コンクリート橋上部（ポストテンション桁）

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
桁製作	シース、PC鋼材及び鉄筋の配置	立会及び段階確認	1回/着手時 (最初の桁のみ)	5-4-3 5-5-2 5-11-2	1. 有機物付着の有無 2. 合せ目、継目の適否 3. 所定の位置、方向、配置の堅固 4. 鉄筋配筋の適否
	プレストレッシング	立会及び段階確認	1回/着手時 (最初の桁のみ)	5-4-3 5-5-2 5-11-2	1. プレストレス導入時期順序、強度の可否 2. シースの摩擦係数緊張装置及び定着装置の摩擦損失等、値の可否 3. 継目の角度
	出来形	段階確認	全数		1. 形状、寸法、長さ等
横組み	横組み	立会	1回/着手時	5-4-3	1. 横締め時期、強度の適否
グラウト	配合	立会又は審査	1回/着手時	5-4-3	1. 実施配合の適否
	注入量	審査	全数	5-4-3	1. 測定方法の適否 2. 注入量
床版、地覆	出来形	段階確認	2ヶ所/1スパン		1. 基準高、幅、長さ

注 プレテンション桁については、該当項目を適用

### 第6章 トンネル（NATM）

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
掘削	支保工	立会及び段階確認	1回/100m	6-3-2	1. 上げ越し及び根固状況 2. 支保工の適否、間隔 3. 矢板背面の充填状況、盛替え時期 4. 吹付コンクリート及びロックボルトの適否
			100m未満の場合は1回	6-4-2 6-4-3 6-4-4	
	出来形	段階確認	覆工施工前		
土質の変化	立会	変化時	6-3-2	1. 変化点位置 2. 掘削方法順序	

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
覆工	型枠	段階確認	1回/着手時	6-5-3	1. 型枠据付の適否 2. 上げ越し 3. 取り外し時期
	コンクリート	立会及び段階確認	1回/打設時	6-5-3	1. コンクリートの適否 2. 木外しの状況、埋め殺し材料の適否 3. コンクリートの打継目打込状況 4. 覆工背面のコンクリート填充状況
	出来形	段階確認	2ヶ所/工事当り		1. 基準高、幅 2. アーチ及び側壁の厚さ

## 第12章 共同溝

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
掘削工	施工状況	立会及び段階確認	随時	12-4-2	1. 占用物件の処置 2. 仮設工の位置変更の処置 3. 土質の状況
カラー継手工 及び可とう 継手工	施工状況	立会及び段階確認	随時	12-5-4 12-6-5	1. 設計図書通りの施工の可否
設備工	施工状況	立会及び段階確認	随時	12-7-2	1. 設計図書通りの施工の可否

## 第13章 電線共同溝

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
管路工	施工状況	審査	着手前	13-3-1 13-3-2	1. 地下埋設物による位置変更 2. 使用材料の適否

## 第11編 公園編

### 第2章 植栽

### 第3章 施設整備

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
枯補償	施工方法	審査	着手前	2-3-1	1. 植替え時期の確認
植栽工	施工方法	立会又は審査	随時	2-3-2	1. 土壌条件でマルチ施工法の確認 2. 地下水位の排水方法
				2-3-5	
支保工	施工方法	立会又は審査	随時	2-3-3	1. ワイヤー支柱の方法
地被類植栽工	施工方法	立会又は審査	随時	2-3-6	1. 西洋芝、種子吹付けの施工方法 2. りゅうのひげ、笹類の施工方法

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
移植工	施工方法	立会又は審査	随時	2-4-4 、 2-4-7	1. 対象樹木の確認 2. 発根促進剤等の使用方法
公園植栽	施工方法	審査	随時	2-6-1	1. 草刈の刈高の確認 2. 除草剤の使用法、実施日の確認 3. 指定薬剤以外の薬剤の使用 4. 薬剤散布日の状況 5. 薬剤の処置方法 6. 薬剤の散布効果の状況 7. 花壇の植えつけの状況 8. 花壇の追肥は確認 9. 大枝剪定後の処理方法 10. 樹木の施肥方法の確認 11. 剪定防除後の枝葉の処置
園路広場 整備工	施工方法	審査	随時	3-7-1	1. 路床面又は路盤面の異常の処置
				3-7-7	1. ブロックの色彩・パターンの確認
				3-7-9	1. タイルの色彩・パターンの確認
				3-7-12	1. 施工位置の確認
修景施設 整備工	施工方法	審査	随時	3-8-3	1. 景名の施工位置確認
				3-8-7	1. 防水工法の確認 2. 表面仕上の確認
修景施設 整備工	施工方法	審査	随時	3-9-3	1. 遊戯施設の安全性の確認
				3-10-5	1. ベンチ・テーブルの設置方法の確認
				3-10-4	1. 水飲み施設の設置方法の確認 2. 水のはねかえり防止方法の確認

第12編 下水道編  
第1章 下水道工事

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
開削工	施工状況	審査又は立会	随時	1-3-2 、 1-3-6	1. 仮設工作物の状況 2. 基礎の仕上げ状況 3. 据付状況(基準高、接合施工の適否) 4. 埋戻(締固め状況)
	出来形			立会又は段階 確認	完成時
排水工	施工状況	審査	随時	1-4-1 、 1-4-2	1. 排水の放流場所の適否 2. 排水設備の適否 3. 排水効果の確認方法

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
立坑・人孔築造工	施工状況	審査又は立会	随時	1-5-2 1-5-3	1. 仮設工作物の状況 2. 打設面清掃の適否 3. 締固め方法の適否 4. 締固の一様性
	出来形	立会又は段階確認	完成時		1. 敷スラブ側壁厚、内法幅、基準高
推進工	施工状況	審査又は立会	随時	1-6-2 1-6-4	1. 仮設工作物の状況 2. 掘削の状況及び地表面の状況 3. 蛇行・屈曲等の修正時期 4. 裏込注入の時期、注入量
	出来形	立会又は段階確認	完成時	1-6-2 1-6-4	1. 施工延長、基準高(管底高)、法線 2. 漏水の有無
シールド工(一次覆工)	施工状況	審査又は立会	随時	1-7-2 1-7-4	1. 仮設工作物の状況 2. 掘削の状況及び地表面の状況 3. 裏込注入の時期、注入量 4. セグメント締結ボルトの締付け状況
	出来形	立会又は段階確認	完成時	1-7-2 1-7-4	1. 施工延長、基準高(セグメント底高)法線
シールド工(二次覆工)	施工状況	審査又は立会	随時	1-7-5 1-7-6	1. 仮設工作物の状況 2. 清掃の適否 3. コンクリート打込み状況 4. 締固め方法の適否
	出来形	立会又は段階確認	完成時	1-7-5 1-7-6	1. 施工延長、基準高(管底高)、管径 2. 漏水の有無

### 第13編 港湾編

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
浚渫工	施工方法	審査	着手前	1-1-2	1. 施工方法、順序、時期の確認
	立会又は審査		随時	1-1-2	1. 浚渫位置測量状況 2. 排砂管の設置方法及び経路 3. 浚渫土の土捨場状況
床掘	施工方法	立会又は審査	随時	1-2-2	1. 軟弱層を全部置換える施工最終深度の確認 2. 底面及び斜面について、出来形規格値を越える場合の埋戻し材料確認
置換工	施工方法	立会又は審査	随時	2-1-3	1. 濁り防止の処置 2. 浮泥の推積で施工の可否
サンドドレーン工・碎石ドレーン工	施工方法	立会又は審査	随時	2-3-3	1. 打込機の自動記録装置の試験 2. 地層の変化、障害物等の状況 3. 打込記録の確認

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
サンドコンパクションパイル工	施工方法	立会又は審査	随時	2-6-3	1. 砂杭の配置、形状寸法の確認
				2-6-4	2. 打込機の自動記録装置の試験
				2-6-5	3. 打止め深度の確認方法 4. 地層の変化、障害物の状況 5. 打込記録の確認 6. 地盤の盛り上り量の測定
マット工	施工方法	立会又は審査	随時	3-1-4	1. マットの重ね合せ幅の確認 2. マットの水平吊り以外の場合
捨石及び均し	材料	立会又は審査	着手前	4-1-2	1. 石材形状（重量等）の確認
	施工方法	立会又は審査	随時	4-1-3	1. 石の運搬、捨込時期及び方法
				4-2-3 4-3-3	2. 均しの状況 3. 断面の確認
鋼杭工	施工方法	立会又は審査	随時	5-1-4	1. 支持杭の打止め、深度の確認方法 2. 杭の打込み長の確認 3. 継手構造及び溶接方法
鋼矢板及び鋼管矢板工	製作	審査	着手前	5-3-3	1. 組合せ矢板及び異形矢板の製作方法
	施工方法	立会又は審査	随時	5-3-5	1. 地層の変化、障害物の状況 2. 矢板貫入量の確認 3. 打込み方向の傾斜の修正方法 4. 継手の離脱の処置方法
控工	腹起し	立会又は審査	随時	6-1-3	1. 取付け及び締付け状況
	タイロッド	立会又は審査	随時	6-1-3	1. 組立て及び取付け状況
コンクリート	施工方法	審査	着手前	7-2-2	1. ミキサ船の選定
				7-2-3	1. 海水を練混ぜ水と使用する場合
				7-2-4	1. 試験練りの実施
				7-9-2	1. 品質規格（案）以外の混和剤の使用
				7-9-4 7-10-3	1. コンクリートの配合の確認 1. 現場配合の確認
コンクリート	施工方法	立会又は審査	随時	7-10-5	1. 型枠取外し時期、順序の確認 2. 注入管の配置の確認 3. 注入中断の処置方法 4. 品質管理試験結果の確認

確認事項		確認方法	実施頻度	仕様書の関係	監督のポイント
種別	内容				
ケーソン	製作	立会又は審査	随時	8-1-3	1. ヤードの設備状況 2. 配筋形状の測定 3. コンクリートの打設方法
	進水	立会又は審査	随時	8-2-2 8-2-3	1. パラスト材料及び位置の確認 2. 進水時期（潮位）と方法
	仮置	立会又は審査	着工前	8-3-2	1. 仮置位置の確認
		立会又は審査	随時	8-3-2	1. 仮置（原則として沈設）完了状況
	回航	立会又は審査	随時	8-5-3 8-5-4	1. 蓋の設置状況 2. 寄港又は避難した場合の異状の有無
	据付	立会又は審査	随時	8-6-2	1. 据付作業状況（位置確認）
コンクリートブロック	製作	立会又は審査	随時	9-1-3	1. ヤードの設備状況 2. 型枠組立て状況 3. コンクリートの打設方法
	運搬、仮置	審査	着手前	9-1-4	1. 吊り上げ時期及び仮置（転置を含む）場所の確認
	据付	立会又は審査	随時	9-1-5	1. 据付作業状況（位置確認）
	材料	立会又は審査	着手前	10-1-2	1. 中詰材質の確認
	施工方法	審査	着手前	10-1-3	1. 施工方法、順序、時期の確認
立会又は審査		随時	10-1-3	1. 均し、投入、締固めの状況	
埋立て	施工方法	立会又は審査	随時	10-1-3	1. 埋立材の採取、運搬、整地状況 2. 余水吐の位置、排水の基準遵守
上部コンクリート	施工方法	立会又は審査	随時	11-1-3	1. 水平打継目の処理方法 2. 作業用係留環等の取付
コンクリート舗装工	材料	審査	着手前	12-3-2	1. 手仕上げ又は簡易機械による施工
	施工方法	立会又は審査	随時	12-3-3	1. 型枠の取外し時期の確認 2. 作業中断による施工目地の確認 3. 施工目地の確認 4. 現場養生期間の確認
アスファルト舗装工	配合	審査	着手前	12-4-3	1. 配合報告書の確認 2. マーシャル試験を省略する場合 3. 基準密度の確認
	施工方法	立会又は審査	着手前	12-4-4 12-4-5 12-4-6	1. アスファルトプラントの位置、設備の確認 2. アスファルト混合物の温度の確認 3. 日平均気温5以下で施工する場合 4. 敷均しを機械によらない場合 5. 表層の縦継目の位置を確認

## 静岡県建設工事監督要領第6条に定める書類の様式

様式1.	指示、承諾、協議、提出、報告書	(監督員、請負者間相互に)	3部複写
様式2.	支給材料受領書	(請負者から監督員へ)	
様式3.	支給材料受払簿	( " )	
様式4.	現場発生品届	( " )	
様式5.	休日・夜間作業届	( " )	
様式6.	出来形歩合調書	(監督員から契約担当者へ)	
様式7.	段階確認・立会願	(請負者から監督員へ)	
	使用材料品質証明書	( " )	

建設工事監督要領 様式 - 1 (第 6 条関係)

指示・承諾・協議・提出・報告書	
工事番号 建設工事名	平成 年度 請負代金額 円
建設工事箇所	市 町 郡 工事 着手 年月日 完成 年月日
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。	平成 年 月 日 契約担当者 監督員 請負者 現場代理人
印	
上記について承諾する。 受理する。	平成 年 月 日 契約担当者 監督員 請負者 現場代理人
印	

- 注 1. 不要な文字は = で消すこと。
- 2. 起案用、監督用、請負者用の 3 部複写とする。
- 3. 起案用は上欄に決済欄を設ける。
- 4. 方眼は青淡色とする。



## 支給材料受領書

1. 建設工事名

2. 建設工事箇所

## 支給材料調書

材 料 名	規 格 ・ 形 状 ・ 寸 法	支 給 数 量	単 位	受 領 数 量	備 考

上記のとおり受領したので提出します。

平成      年      月      日

発注者    職 名   氏                      名   様

住 所

請負者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ④

### 支給材料受払簿

1. 建設工事名
2. 建設工事箇所
3. 支給材料名  
及び規格寸法

支給年月日	支給数量	単位	使用年月日	使用数量	残数量	備考

## 支 給 品 精 算 書

平成 年 月 日

様

住 所

請負者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

工 事 番 号

建設工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく支給品について、下記のとおり清算しました。

## 記

品 名	規 格	単 位	数 量			摘 要
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	

上記の支給精算書は事実に相違ないことを証明する。

監督員

印

## 現場発生品届

1. 建設工事名

2. 建設工事箇所

## 現場発生品調書

品 名	規格・形状・寸法	数 量	単 位	備 考

上記のとおり発生したので提出します。

平成    年    月    日

総括監督員

様

請 負 者

現場代理人

印

建設工事監督要領 様式 5 (第6条関係)

休日・夜間作業届

工事名:							
受注者名:							
NO	届出年月日	作業年月日	作業時間	作業内容、作業場所	備考		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							

月単位等で、事前にまとめて報告してもよい。(途中、変更があれば修正して提出する。)

## 出 来 形 歩 合 調 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 市 町  
郡 村
- 3 工 期 着手 平成 年 月 日  
完成 平成 年 月 日
- 4 請負代金額 ¥
- 5 出来形の内訳

工 種	単 位	設計数量 Ⓐ	出来形数量 Ⓑ	出来形歩合 Ⓑ / Ⓐ = Ⓒ	構成比率 Ⓓ	Ⓒ × Ⓓ	摘 要

平成 年 月 日現在における 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

職名氏名

Ⓔ

建設工事監督要領 様式 7 (第6条関係)

段階確認・立会願

工事名：		段階確認									
受注者名：		報告者氏名		確認内容		施工予定時期	確認方法	確認年月日	確認結果	確認者	監督員
NO	発議日	種	別	細	別	確認項目	年月日				確認年月日
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

この段階確認簿をもって、段階確認が実施され、確認されたものとする。なお、監督職員から段階確認の実施の通知については、「確認年月日」をもって通知とする。  
 完成図書には、最終時のものを添付する。  
 報告者、監督員の押印は省略する。

使用材料品質証明書

平成 年 月 日

監督員 様

請負者  
現場代理人 印

工事番号  
建設工事名

標記建設工事について、下記の材料の品質を証明する資料を提出します。

記

材 料 名	品 質 規 格	単 位	使 用 数 量	製 造 メーカー 及 び 工 場 名	備 考



## 土木工事共通仕様書に基づく監督業務

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査	
第1編 共通編	1	1	1	適用	特記仕様書、設計図書と共通仕様書の相違						
			2	用語の定義	電子納品を行う場合 工事材料の同等以上の品質						
			3	設計図書の照査等	契約図書及びその他の図書の目的外使用						
			4	施工計画書	詳細な施工計画書が必要な場合						
			6	監督員	緊急を要する場合の口頭指示						
			7	工事用地等の使用	工事用地等の使用終了後の復旧						
			12	調査・試験に対する協力	請負者は調査・試験に対する協力						
			13	工事の一時中止	請負者に対し書面により通知し、一時中止を命ずる 中止期間中の維持・管理に関する基本計画書						
			15	工期変更	工期及び設計図書の変更						
			16	支給材料	「引渡場所」「返還場所」						
			17	工事現場発生品	現場発生品の取扱い						
			18	建設副産物	本体工事または設計図書に指定された仮設工事 設計図書に明示がない任意の仮設工事						
			21	既成部分検査	出来形確認請求書の作成						
			23	施工管理	「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種の施工管理						
			26	工事中の安全確保	土木工事に使用する建設機械の変更						
			28	跡片付け	工事検査に必要な足場、はしご等の存置、及び撤去						
			29	事故報告書	工事の施工中の事故について						
			30	環境対策	環境への影響が予知される場合 試験結果が土壌環境基準を超える場合 排出ガス対策型機械と同等とみなすにより難しい場合 トンネル工事用排出ガス対策型機械と同等とみなすにより難しい場合 機種の変換が不可能な場合						
			31	文化財の保護	工事中に文化財を発見した時						
	35	官公庁等への手続き等	官公庁への手続きが請負者の責任と費用負担で実施できない場合								
	36	施工時期及び施工時間の変更	施工時間が定められている場合の変更								
	37	工事測量	測量結果が設計図書と差異がある場合 仮B Mを移設する場合								
	39	特許権等	業務中の発明・考案の出願及び権利の帰属等								
	2	3	3	1	一般事項	建設発生土、建設廃棄物処置地の位置及び内容等 指定された場所以外の処分方法 建設発生土の受入れ地の地形測量困難な場合の資料					
				2	掘削工（切土工）	水門等の上流側の掘削で水流に影響する場合 掘削工の施工中における崩壊等の処理					
				3	盛土工	流用土又は採取土で盛土に使用できない不良土 盛土の締め管理で密度管理が不適当な場合 急な勾配の場合は、段切を行い現地盤に密着を図り滑動を防止する 盛土工の作業中、沈下等の現象の処理方法 指定された土の採取場の地形測量困難な場合 土の採取中、土質が変化した場合 軟弱地盤上の盛土工の施工 軟弱地盤上の盛土工における地盤沈下等の処置方法 掘削（切土）・盛土の工種等の都合で仮置の処理方法等					
				5	整形仕上げ工	不良地盤の法面整形					
				8	建設発生土受入地	処分費の計上					

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務						
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査		
第1編 共通編	2	4	1	一般事項	路床部分に不良土がある場合の処理 工事目的物に影響する湧水の発生 建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置 建設発生土及び建設廃棄物処分地の指定場所以外に処分する場合 指定された建設発生土の受入れ地の地形測量困難な場合の資料 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さ 軟弱地盤上の盛土工における地盤沈下の処理方法 路床内にはいる物で盛土の沈下に影響するもの							
			4	2	掘削工（切土工）	掘削中の土質に変化がある場合、又は埋設物を発見した場合 掘削工の施工中における崩壊等の処置 路床面において支持力不足の場合 硬岩掘削における仕上げ面以上の発破の処置						
			4	3	路体盛土工	軟弱地盤等の不良地盤が発生したときの処理方法 採取場の修復で土質が変化した場合の処理 盛土作業中の沈下の処理方法 指定された土の採取場の地形測量困難な場合 急な勾配の場合は、段切を行い現地盤に密着を図り滑動を防止する						
			4	4	路床盛土工	軟弱地盤等の不良地盤が発生したときの処理方法 路床盛土作業中の沈下の処理方法 片切り、片盛りの接続部に緩和区間を設ける 採取場の修復で土質が変化した場合の処理						
	3			3	1	一般事項	コンクリート施工において規定以外による場合 海水または潮風の影響を受ける場合の塗装等の防止措置方法					
				5	3	配合	示方配合を修正する場合					
				5	4	練りませ	手練りで行う場合					
				6	4	コンクリート打込み	規定の打終わるまでの時間を超える場合の施工 擁壁背面の岩盤を余掘した場合					
				6	9	養生	膜養生を行う場合					
				6	7	施工継目	設計図書で定められていない継目を設ける場合 側溝・集水樹天端等の路面排水が必要考えられる箇所					
				7	4	鉄筋の組立て	コンクリート製、モルタル製以外のスペーサを使用					
				7	5	鉄筋の継手	設計図書以外の継手の位置					
				7	6	ガス圧接	熱間押し抜き法のときの施工方法 設計図書どおりに施工できない場合の処理方法					
	9	1	材料	A E コンクリート以外を使用								
	12	3	海水の作用を受ける コンクリート	設計図書以外のコンクリート打継目の設置								
第2編 材料編	1	2	2	1	工事材料の品質	材質の変質により工事材料の使用が不適当な場合						
			7	1	一般事項	基準を超える塩化物含有量のセメント使用						
			12	1	道路標識	規格以外の反射シートの品質						
第3編 土工事共通編	1	1	6	監督員による検査 (確認を含む)及び 立会等 段階確認一覧	工事段階の区切りに段階確認							
				指定仮設工	設置完了時							
				表層安定処理工	表層混合処理の完了時 置換の掘削完了時 サンドマット処理完了時							
				パーティカルドレン 工	サンドドレンの施工時・施工完了時 袋詰式サンドドレンの施工時・施工完了時 ペーバドレンの施工時・施工完了時							

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務					
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査	
第3編 土木工事共通編	1	1	6	監督員による検査 (確認を含む)及び 立会等	工事段階の区切りに段階確認						
				締固め改良工	サンドコンパクションパイルの施工時・施工完了時						
				固結工	粉体噴射攪拌の施工時・施工完了時 高圧噴射攪拌の施工時・施工完了時 セメントミルク攪拌の施工時・施工完了時 生石灰パイルの施工時・施工完了時 薬液注入施工時・施工完了時						
				矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板の打込み時・打込み完了時 鋼管矢板の打込み時・打込み完了時						
				既製杭工	打ち込み時						
				既製コンクリート杭	打込み完了時(打込み杭)						
				鋼管杭	掘削完了時(中掘杭)						
				H杭	施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時						
				場所打杭工	掘削完了時						
				リバース杭	鉄筋組み立て完了時						
				オールケーシング杭	施工完了時						
				アースドリル杭	杭頭処理完了時						
				大口径杭							
				深礎工	土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組み立て完了時 施工完了時 グラウト注入時						
				オープンケーソン基 礎工	鉄柵据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン)						
				ニューマチックケー ソン基礎工	掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組み立て完了時						
				鋼管矢板基礎工	打込み時 打込み完了時 杭頭処理完了時						
				置換工(重要構造物)	掘削完了時						
				築堤・護岸工	法線設置完了時						
				砂防えん堤	法線設置完了時						
重要構造物	土(岩)質の変化した時										
函渠工(樋門・樋 管を含む)	床掘掘削完了時										
躯体工(橋台)											
R C躯体工(橋脚)	鉄筋組み立て完了時										
橋脚フーチング工											
R C擁壁											
砂防ダム	埋戻し前										
堰本体工											
排水機場本体工											
水門工											
共同溝本体工											
躯体工											
R C躯体工	沓座の位置決定時										
床版工	鉄筋組み立て完了時										

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務							
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査			
第3編 土木工事共通編	1	1	6	監督員による検査 (確認を含む)及び 立会等	工事段階の区切りに段階確認								
				鋼橋	仮組立て完了時								
				ポストテンションT ( )桁製作工									
				プレキャストブロッ ク桁組立工	プレストレス導入完了時 (工事製作を除く)								
				プレビーム桁製作工									
				PCホロースラブ製作工									
				PC版桁製作工	横締め作業完了時								
				PC箱桁製作工	縦締め作業完了時								
				PC片持箱桁製作工									
				PC押し箱桁製作工	PC鋼線鉄筋組み立て完了時 (工事製作を除く)								
				床版・横組工									
				トンネル掘削工	土(岩)質変化した時								
				トンネル支保工	支保工完了時(支保工変化毎)								
				トンネル覆工	コンクリート打設前 コンクリート打設後								
				トンネルインパート工	鉄筋組立完了時								
				ダム工	各工事ごと別途定める。								
				鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー挿孔完了時 鋼板取付け工固定アンカー完了時 現場溶接前及び現場溶接完了時 現場塗装前及び現場塗装完了時								
				ケーソン製作工	鉄筋組み立て完了時								
				コンクリートブロッ ク製作工	L型ブロック鉄筋組み立て完了時 セルラーブロック鉄筋組み立て完了時								
				開削工(下水道工事)	管布設完了時								
推進工(下水道工事)	推進完了時												
シールド工(下水道 工事)	セグメント組み立て完了時 二次覆工完了時												
一次覆工、二次覆工													
立坑工	立坑完了時												
人孔築造工	鉄筋組み立て完了時 築造完了時												
2	3	3	作業土工(床掘り・ 埋戻し)	床掘りの中の土質に著しい変化が認められる場合又は埋設物の発見 床掘りにより構造物に崩落・破損の恐れあり 設計図書に定める断面をこえる掘削 構造物の埋戻し材料									
			3	4	矢板工	設計図書に示された深さ前に打込み不能 空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合							
			3	5	法枠工	吹付けの施工に影響のある湧水の発生							
			3	6	吹付工	吹付け施工に影響のある湧水の発生							
			3	7	植生工	工事実施の配合決定 種子吹付工及び客土吹付工の施工時期							
			3	10	防止柵工	施工位置の変更							
			3	11	路側防護柵工	施工位置の変更							
			3	12	区画線工	施工場所、施工方法について							
			3	13	道路付属物工	施工位置の変更							

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務					
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査	
第3編 土木工事共通編	2	3	14	鋼桁製作工	原寸図の一部または全部の省略 自動ガス切断以外の切断方法とする場合 工場内で溶接できない場合 溶接施工試験を省略する場合 材片の組合せ精度の誤差の許容量が確認された場合 溶接の検査で放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験を用いる場合 溶接欠陥部の補修方法を規定外で行なう場合 仮組立て母材間の食い違いによる補修方法 仮組立てを他の方法による場合						
			3	15	工場塗装工	気温、湿度の条件が制限を満足しない場合 ローラーブラシを使用する場合					
			4	1	一般事項	衣土の仕様					
			4	3	法留基礎工	基礎杭支持力の測定					
			4	4	既製杭工	設計図書に示された深さ前に打込み不能及び支持力不足 切断した残杭の再使用 最終打撃方式およびコンクリート打設方式の施工方法 降雪雨時、強風時の露天での溶接作業					
			4	5	場所打杭工	設計図書に示された深さ前に掘削不能 水質水量等に影響を及ぼす恐れがある場合					
			4	6	深礎工	N A T M等による場合 補強リングが必要になった場合					
			4	7	オープンケーソン基礎	火薬類を使用する場合 著しく沈下が困難な場合の処理方法					
			4	8	ニューマチックケーソン基礎工	シャフトの設置方法 沈下促進に減圧沈下を併用する場合					
			4	9	鋼管矢板基礎工	設計図書に示された深さ前に打込み不能及び支持力不足 切断した残杭の再使用 降雪雨時、強風時の露天での溶接作業					
			5	3	コンクリートブロック工	設計図書によらない伸縮目地、水抜き孔の施工 合端の施工					
			5	5	石積（張）工	設計図書によらない水抜き孔の施工					
			6	1	一般事項	路面面又は下層路盤面の異常の処置方法 路肩舗装を本線と同時に進めない場合					
			6	2	アスファルト舗装の材料	アスファルト舗装工に使用する材料の試験結果 再生アスファルトの再生用添加剤の種類					
			6	4	舗装準備工	上層路盤、基層面の異常					
			6	5	アスファルト舗装工	下層路盤の施工で粒状路盤の締固め密度の判定方法 上層路盤の材料の混合及び粒度 安定処理混合物の一軸圧縮試験によるセメント量及び石灰量 安定処理混合物の一軸圧縮試験を省略する場合 セメント及び石灰安定処理路盤の最大乾燥密度 気温5 以下のとき及び雨天時に施工する場合 下層路盤で安定処理路盤材の締固め密度の判定方法 加熱アスファルト安定処理路盤材の配合設計 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定 加熱アスファルトの排出時の温度及びその変動範囲 加熱アスファルト混合物の舗装で気温5 以下の施工 加熱アスファルト混合物の配合設計及び試験練りの省略 加熱アスファルト混合物の現場配合の決定 路盤面及びタックコート施工面の異常の処置方法 交通開放時の舗装表面温度					

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務								
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査				
第3編 土工事共通編	2	6	6	コンクリート舗装工	下層路盤の施工で粒状路盤の締固め密度の判定方法 上層路盤の材料の混合及び粒度 安定処理混合物の一軸圧縮試験によるセメント量及び石灰量 セメント及び石灰安定処理に使用する混合物の一軸圧縮試験の省略 セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度 下層路盤で安定処理路盤材の締固め密度の判定方法 加熱アスファルト安定処理路盤材の配合設計 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定及び省略 加熱アスファルト混合物の排出時の温度 加熱アスファルト混合物の舗設で気温5 以下の施工 アスファルト中間層の施工で路盤面に異常がある場合の処置方法 コンクリート舗装の交通開放の時期 転圧コンクリート舗装のコンクリート示方配合の決定 転圧コンクリート舗装の下層、上層路盤にセメント安定処理を使用する場合で一軸圧縮試験を省略する場合 転圧コンクリート舗装の配合条件の決定と示方配合の決定 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りませ量の決定 転圧コンクリートにおける運搬時間の延長 転圧コンクリートの交通開放の時期									
				6	7	薄層カラー舗装工	基盤面に異常を発見したときの処置方法							
				7	2	路床安定処理工	路床安定処理工における粉塵対策							
				7	3	置換工	基礎面等で置換えが必要と判断される場合							
				7	5	パイルネット工	打込み不能の処置方法 切断した残杭の使用							
				7	8	締固め改良工	施工現場周辺への影響							
				7	9	固結工	施工現場周辺への影響 薬液注入工の施工における現場責任者の選任							
				9	3	構造物取壊し工	鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の地盤変化							
				9	6	道路施設撤去工	撤去後に悪影響が生じた場合の措置							
				10	1	一般事項	仮設工の設計図書以外の施工 仮設物の工事完了後の処理方法							
				10	17	防塵対策工	工事車輛が泥土、土砂を付着したまま工事区域外に出る恐れがある場合 工用機械及び車輛の走行によって防塵の被害を第三者に及ぼす恐れがある場合							
				第6編 河川編	1	5	2	材料	かごマットは側網等工場で底網に結束する以外の場合 かごマットの線材は、品質試験結果を提出					
								7	1	一般事項	根固め工の施工で障害となる工作物等が現れた場合			
7	3	根固めブロック工	ブロックの製作場所の変更											
7	6	捨石工	施工方法の変更											
8	1	一般事項	施工順序により、河床変動が著しい場合 予期しない障害物の出現											
9	9	側溝工	コルゲートパイプの布設で軟弱地盤等が出現した場合の施工方法 コルゲートパイプの布設であげこしを行う場合の施工方法											
10	2	境界工	境界杭の埋設が設計図書に示す深さの施工が困難な場合 境界杭を地上30cm出すと危険な場合											
2	2	2	浚渫船運転工					ポンプ浚渫の施工で浚渫作業の障害物を発見した場合 ポンプ浚渫の施工で土質が変化した場合						
			3					2	浚渫船運転工	グラブ浚渫の施工で浚渫作業の障害物を発見した場合 グラブ浚渫の施工で土質が変化した場合				
			5					2	浚渫土処理工	浚渫土砂受け地の埋立断面に変更が生ずる場合				

工種	仕様書			業務内容及び項目	監督員の業務					
	章	節	条		協議	指示	承諾	立会	検査	
第6編 河川編	3	3	2	作業土工（床掘り・埋戻し）	基礎下面の土質が地盤改良の必要がある場合 仮締切内に予期しない湧水がある場合					
			6	函渠工	コルゲートパイプの布設であげこしを実施する場合					
			1	堤脚水路工	設計図書に基づいて施工できない場合					
			6	点検施設工	設計図書どおり施工できない場合					
			7	段階工	設計図書どおり施工できない場合					
			8	観測施設工	設計図書どおり施工できない場合					
			9	グラウトホール工	設計図書どおり施工できない場合					
	4	4	1	水門	基礎下面の土質が設計図書と相違する場合 基礎部分に予期しない湧水がある場合					
			2	材料	設計図書に記載ない材料の使用					
			2	水門塗装	塩分付着量が多い場合の処理方法 塗布作業時の気温・湿度の制限以外の場合 下塗りで溶接施工のため塗装困難となる部分 現地溶接を行う部分等でさび止め用に防錆剤を使用する場合					
	5	3	1	一般事項	施工計画書の記載項目の省略					
			2	材料	工場塗装工の塗料は工事着手前に色見本提出					
			5	検査路製作工	検査路と桁本体との取付を現場で施工する場合					
			8	床版工	本体コンクリートと同時施工が困難な場合					
			2	管理橋受台工	設計図書の構造によらない場合					
			2	材料	基層及び表層に使用する骨材は、試料及び試験結果を提出 舗装工で使用するアスファルト、瀝青材料は品質証明書を提出					
			11	現場継手工	仕様書で示された接触面の処理以外の処理を施す場合 締付けボルト軸力を設計ボルト軸力の10%増し、以外の締付けをする場合 ボルト、ナット及び座金にマーキング以外で行う場合					
			1	橋梁現場塗装工	ローラーブラシまたはエアースプレーを使用する場合 塩分付着量がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法 塗布作業時の気温・湿度の制限、以外の場合 下塗りで溶接施工のため塗装困難となる部分 現場溶接を行う部分等でさび止め用に防錆剤を使用					
			1	床版工	桁の出来型に誤差がある場合 単純桁の床版コンクリートで打継目を設ける場合					
			1	橋梁付属物工	橋名板の取付で親柱のない橋梁 橋歴板の取付位置 橋歴板の材質及び寸法、記載事項を変更する場合 地覆上面に取付ける橋歴板で記載事項が多い場合					
			3	ポストテンションT（I）桁製作工	P C鋼材の切断で機械的手法によらない場合 暑中におけるグラウトの施工は材料と施工方法					
			16	橋梁付属物工	橋名板の取付で親柱のない橋梁 橋歴板の取付位置 橋歴板の材質及び寸法、記載事項で小規模な橋梁 地覆上面に取り付ける橋歴板で記載事項が多い場合					
			6	3	2	作業土工（床掘り、埋戻し）	基礎下面の土質が不適当な場合の処理 仮締切内に予期しない湧水がある場合			
	1	一般事項			設計図書に定められていない仮締切を設置する場合					
	2	作業土工（床掘り、埋戻し）			基礎下面の土質が不適当な場合の処理 基礎部分に予期しない湧水がある場合					
	2	作業土工（床掘り、埋戻し）			基礎下面の土質が不適当な場合の処理 仮締切内に予期しない湧水がある場合					
	1	一般事項			予期しない障害となる工作物等が出現した場合					
	7	3	1	一般事項	予期しない障害となる工作物等が出現した場合					
			1	一般事項	予期しない障害となる工作物等が出現した場合					
			1	一般事項	予期しない障害となる工作物等が出現した場合					

工 種	仕 様 書			業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条		協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第 6 編 河 川 編	8	3	2	河川巡視	巡視の実施期間は設計図書に示す以外に必要な場合					
		4	2	堤防除草工	機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合					
		5	2	芝養生工	伐根した草等はすべて処理 設計図書に示す材料、使用量及び配合が不適当な場合					
		5	3	伐木除根工	伐木及び除根した木等の処理はすべて処理					
		6	3	クラック補修工	使用材料及び施工方法					
		6	4	ポーリンググラウト工	水及びセメントの計量方法 注入の開始及び完了は注入量の確認できる資料 注入中に異状があり一時中断する場合 追加グラウチングの施工					
		6	5	欠損部補修工	設計図書に示す以外の施工方法					
		7	2	材料	目地補修用クラック防止シートの品質証明書					
		7	4	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の重量検収に使用する計測装置 アスファルト注入完了後のタワミ量が0.4mm以上の箇所の場合 目地の補修において注入不能のひびわれ					
		7	5	アスファルト舗装補修工	わだち掘れ補修の施工は、舗設計画図面を作成 わだち掘れ補修の施工で異状を発見したときの処置 路面切削の施工は、切削計画図面を作成 パッチングの施工で破損部分を除去し、既設舗装面と平坦性を保つように施工する場合以外					
		8	2	付属物復旧工	復旧の時期、箇所、材料、方法等 支柱の施工で設計図書によりがたい場合					
		9	4	境界工	近接所有者と問題が生じた場合					
		11	3	塵芥処理工	設計図書に示す以外の施工方法					
		11	4	水面清掃工	設計図書に示す以外の施工方法					
		12	3	樹木・芝生管理工	剪定形式について 架空線、標識類に接する枝の剪定形式 植穴の掘削で湧水がある場合 地下埋設物に損傷を与えた場合 抜根した草等はすべて処理 設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に不適当 薬剤散布の施工は周辺住民に通知					
		第 7 編 海 岸 編	1	6	4	路面切削工	路面切削前に舗設計画図面を作成			
6	5			舗装打換工	既設舗装の撤去で周辺の舗装に影響する場合または、計画面より下層に不良部分がある場合 交通開放時の舗装表面温度					
6	6			オーバーレイ工	施工前に舗設計画図面を作成 施工面に異状を発見したときの処置方法 交通開放時の舗装表面温度					
7	3			付属物塗装工	塩分付着量がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法					
第 7 編 海 岸 編	1	3	4	捨石工	施工箇所において捨石基礎に影響ある場合の施工方法					
		3	5	場所打コンクリート工	水中コンクリートで施工する場合					
		4	1	一般事項	護岸と基層との間に吸出防止材を敷設する場合の施工方法					
		4	2	材料	アスファルトマット製作前にアスファルト合材の配合報告書 合成繊維マットの形状寸法 合成樹脂系マットの形状寸法					
		4	5	コンクリート被覆工	設計図書に示す位置以外に打継目を設ける場合					
		6	1	一般事項	天端被覆の施工で路盤面に異常を発見した場合					
		7	1	一般事項	基礎材の施工で基礎材面に異常を発見した場合					
		7	3	波返工	設計図書に示す以外に打継目を設ける場合					
10	5	管渠工	コルゲートパイプの施工であげこしを施工する場合							



工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第7編 海 岸 編	1	11	4	境界工	境界杭の設置位置 境界杭の設置が困難な場合 境界杭を地上30cm出すと危険な場合						
	2	4	11	ケーソン工	ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等を表示 ケーソンに異常を発見した場合の処置 進水方法及び進水時期 斜路によるケーソン進水で異常を発見した場合 吊り降り進水の施工方法 ワイヤーロープ等吊具の形状寸法 ケーソン仮置き方法及び時期 ケーソンを浮上する場合の方法、時期 ケーソン曳航方法及び時期 ケーソン回航方法及び時期 ケーソンの据付け方法及び時期						
	4	2	2	浚渫船運転工	ポンプ浚渫の施工で浚渫作業の障害となるものを発見 ポンプ浚渫の施工で土質に変化がある場合 浚渫の作業位置を随時確認できるようにする						
			3	2	浚渫船運転工	グラブ浚渫の施工で浚渫作業の障害となるものを発見 グラブ浚渫の施工で土質に変化がある場合 浚渫の作業位置を随時確認できるようにする					
		4	2	浚渫土処理工	浚渫土受け地の埋立断面に変化が生ずる場合						
	第8編 砂 防 編	1	3	1	一般事項	施工計画書の原寸、工作、溶接に関する事項を省略する場合					
			4	1	一般事項	破砕帯、断層及び局所的な不良岩の処理方法 基礎面の湧水処理 コールドジョイントを設置する場合 新旧コンクリートの打継日の間隔 コンクリートの打込み時期について コンクリートの養生方法及び期間					
6		2	2	作業土工（床掘り・埋戻し）	地質・岩盤線の変化が認められたとき 掘削土量の増加分の処理						
6		8		水叩工	コンクリート水平打継ぎ						
7		10		現場塗装工	ローラーブラシまたはエアースプレーを使用する場合 塩分付着量がNaCl 100mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合の処置方法 下塗りで、溶接施工のため塗装困難となる部分 現場溶接部分の防錆剤使用						
9		5		銘板工	堤名板の取付位置						
9		6		点検施設工	設計図書どおり施工できない場合						
9		4		境界工	境界杭（鉋）の設置位置 設計図書どおり掘削できない場合 境界杭を地上30cm出すと危険な場合						
10		8		側溝工	軟弱地盤等の施工方法 あげこしの施工方法						
2		5	6	捨石工	護岸基礎工で波浪等による影響時の施工方法						
		6	2	段階工	設計図書どおり施工できない場合						
3		3	7	抑止アンカー工	アンカー定着地盤に影響がある場合 設計図書どおりの削孔が不能となった場合						
		4	5	プレキャスト擁壁工	設計図書どおりの構造等によらない場合						
	4	6	補強土壁工	スキンの組立中の異常な変異							

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務				
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査
第8編 砂 防 編	3	6	1	一般事項	多量の湧水及び予定深度で排水がない場合 せん孔中に湧水等に変化を認めた場合 せん孔でコアボーリングを実施する場合 検尺を受ける場合の方法 集水井内の酸素濃度測定と換気等の施工 集水井で予定深度まえに湧水がある場合と予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合					
			6	5	集水井工	設計図書に定めた設置位置及び深度の変更				
第9編 ダ ム 編	1		3	3	過掘の処理	掘掘土量の増加分の処理				
			3	6	不良岩等の処理	不良岩盤の処理方法 湧水がある場合の処理				
			3	9	岩盤確認後の再処理	岩盤面の処理方法				
			4	1	一般事項	骨材をダム本体工事以外に使用				
			4	2	原石骨材	骨材として不適当なものの廃棄				
			4	4	配合	現場試験によるコンクリートの配合 配合の修正				
			4	6	練りませ	コンクリート製造設備の故障等の処理方法 廃棄を指示したコンクリートの処分方法				
			4	7	コンクリートの運搬	コンクリートをバケツ以外で運搬				
			4	8	打込み開始	コンクリート打込み工程計画				
			4	9	コンクリートの打込み	ハーフリフト高さで施工する時 一区画内にコールドジョイントを設ける場合 各リフトの打ち上がり速度 コンクリートの打込み 各リフトの仕上げに排水勾配を設置				
			4	11	継目	やむを得ず設ける打継目 水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合 水平打継目の処理にあたっては、レイトンス・浮石の除去、その時期 やむを得ずチップングを施工する場合 長期間打止めした水平打継目の処理				
			4	12	養生	打継ぎ面を長期間放置する場合				
			5	1	一般事項	鋼製型枠以外 型枠の構造及び使用方法				
			5	2	せき板	内面に塗布するはく離材の使用				
			5	3	型枠の組立て取はずし移動	型枠の組立に鋼製材料以外を使用する場合 型枠の取はずしの時期及び順序				
			5	4	取はずし後の処理	コンクリート表面の損傷等の処置				
			7	2	冷却管設置	設計図書に示す冷却管以外 冷却管の設置位置 コンクリート打込み中に冷却管の事故等が発生した場合				
			8	3	冷却用設備	設置計画図の提出				
			8	4	冷却工	冷却完了後の処置				
10	3	施工設備等	設計図書に示す圧力計を検査 圧力計の設置場所 充水の圧力変動を少なくする水槽の設置 水及びセメントの計量方法							

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務						
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査		
第9編 ダム編	1	10	4	施工	洗淨及び水押しテスト 水押しテスト用染料 漏えい箇所を糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤以外の材料でコーキングする場合 注入前に規定圧で充水 注入中に規定圧で充水 注入完了後の水抜き 注入の開始 注入圧の指示 注入完了後の各ヘッダ管口部等の処理 圧力計の記録 継目の測定は継目計またはダイヤルゲージの型式、規格、設置場所等 セメントミルクの比重の測定時期							
				11	1	一般事項	堤内仮排水水路部の開口部の施工時期					
				11	2	コンクリートの施工	閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法 漏水の処理方法					
				12	3	雨水等の処理	工事区域内に入った雨水等の処理					
	2	2	3	過掘の処理	過掘の処理							
				2	5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	基礎地盤及び基礎岩盤の整形					
				2	9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	基礎地盤及び基礎岩盤清掃後の処理					
		3	3	1	一般事項	フィルターゾーンを横断する運搬路 運搬路の跡地等で過転圧の部分						
					3	2	材料採取	材料を本工事以外に使用 材料が不適当と認めた場合				
					3	5	コアの盛立	設計図書に示す含水比を確保できない場合 締固め層で上層との密着が確保できない場合 作業を中断する場合の処理				
					3	6	フィルターの盛立	設計図書に示す粒度と合致しない場合 斜面付近の締固め機械の走行方法				
					3	7	ロックの盛立	斜面付近の締固め機械の走行方法				
	3	3	3	せん孔	せん孔中に岩質、断層、湧水等の変化がある場合							
				3	4	コア採取及び保管	採取したコアをコア箱に整理し、納入					
				4	4	セメントミルクの製造及び輸送	水及びセメントの計量方法					
				4	7	注入	注入の開始及び完了 注入の一次中断 設計図書に示す許容変位量を超えた場合 隣接する孔の同時注入する場合 ミルクの漏洩に糸鉛、綿糸モルタル以外の材料で処理する場合					
	4	8	注入効果の判定	追加グラウチングの位置、方向、深度等								
	第10編 道路編	1	3	2	遮音壁支柱製作工	製作加工図を必要とする場合 部材の切断をガス切断以外の場合						
					4	1	一般事項	定められた規定以外の施工方法				
				4	6	アンカー工	施工計画の内容 異常を発見した場合の処理 設計図書に示された削孔長に変化が生じた場合					
5						7	補強土壁工	スキンの組み立て中異常の発見				
7						7	プレキャストカルバート工	定められた勾配によりがたい場合 縦締め施工を指針によらない場合				

工 種	仕 様 書			条 の 見 出 し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第10編 道 路 編	1	8	3	側溝工	定められた水路勾配によりがたい場合 コルゲートフリーユムの布設で砂質工または軟弱地盤が出現した場合 コンクリートフリーユムの布設であげこしを行う場合の施工方法 底板コンクリート打設は設計図書による						
		8	4	管渠工	定められた水路勾配によりがたい場合						
		8	5	集水樹・マンホール工	路面との高さ調整が必要な場合						
		8	6	地下排水工	新たに地下水脈を発見した場合の対策						
		8	7	現場打（組立）水路工	定められた水路勾配によりがたい場合						
		9	1	一般事項	浮き石、転石の処理 新たな落石箇所を発見したとき						
		9	2	材料	使用する材料で記載ないもの 落石防護柵工の支柱の塗装についての色調						
		9	4	落石防止網工	アンカーピンの打込みが不可能な場合 設計図書に示された設置方法によりがたい場合 支柱間隔が設計図書によりがたい場合 ポケット式の支柱の建込について施工方法と範囲 メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所						
		9	5	落石防護柵工	支柱間隔が設計図書によりがたい時						
		10	2	材料	設計図書に明示されたもの以外の材料を使用するとき						
		10	4	遮音壁基礎工	支柱アンカーボルト以外の施工方法						
		2	3	1	一般事項	下層路盤面の異常を発見したとき					
			3	2	材料	排水性舗装用混合物の配合 配合の修正					
	3		4	橋面防水工	床版に滞水箇所を発見したとき						
	3		7	排水性舗装工	混合物の粒度範囲によりがたい場合 混合物の目標値によりがたい場合						
	3		9	グースアスファルト舗装工	基盤面の異常を発見したとき						
	3		12	ブロック舗装工	ブロックの色彩・パターン						
	4		3	側溝工	定められた勾配で設置						
	5		1	一般事項	防護柵を設置する際に障害物がある場合など						
	6		1	一般事項	設計図書によるが障害物がある場合など						
	8		6	標識基礎工	基礎杭の施工で、杭の打込み中に偏心等 設計深度に達する前に打込み不能						
	10		2	道路植栽工	植樹の位置 蒸発抑制剤を使用する場合の使用剤および使用方法 湧水が認められた場合 埋設物に損傷を与えた場合 植樹の施工方法及び施工管理方法 低部が滞水性の地質の場合の施工方法及び施工範囲						
	11		3	境界工	境界杭（鉋）の設置位置 設計図書に示す深さまで掘削困難な場合 境界杭を地上30cm出すと危険な場合						
	3		3	1	一般事項	施工計画書に原寸、溶接等を記載の省略 工場製作工の施工で道路橋示方書・同解説の施工規定以外の施工方法による場合					
			4	8	躯体工	防錆にモルタルペースト以外の施工方法による場合 支承部の箱抜き施工で道路橋支承便覧の支承の施工規定以外の施工方法による場合 支承部の箱抜きの完了で継続して上部工事行う場合や中詰砂・モルタル仕上げ以外の施工方法による場合					

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第10編 道 路 編	3	6	9	橋脚フーチング	支承部の箱抜き施工で道路橋支承便覧の支承の施工規定以外の施工方法による場合						
			10	橋脚架設工	橋脚架設工の施工で道路橋示方書・同解説の施工規定以外の施工方法による場合						
			11	現場継手工	道路橋示方書・同解説の施工、鋼道路橋施工便覧の架設工事の規定以外の施工方法による場合						
	4	3	1	一般事項	施工計画書に原寸仮組立等の記載事項の省略						
			4	検査路製作工	取付けピースで工場溶接以外の場合						
			4	架設工（クレーン架設）	ベント方式以外の架設方法						
		4	11		現場継手工	仕様書で示された接触面の処理以外の処理を施す場合 締付けボルト軸力を設計ボルト軸力の10%増し、以外の締付けをする場合 ボルト、ナット及び座金にマーキング以外で行う場合					
				5	3	現場塗装工	ローラーブラシまたはエアースプレーを使用する場合 塩分付着の処置方法 塗布作業時の気温・湿度の制限以外及び強風等のとき ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難なとき 現場溶接部分の防錆剤の使用				
		6	2		床版工	桁の出来寸法に誤差のある時 コンクリート製もしくはモルタル製以外のスペーサを使用するとき やむを得ず打継目を設ける場合 足場、支保工解体時に主桁に損傷を与えたとき					
				7	9	銘板工	親柱のない橋梁の橋名板 橋歴板の取付位置 小規模な橋梁及び耐候性鋼材の橋梁 記載事項が多い場合				
	5	3	1	一般事項	施工計画書の記載事項の省略						
				4	3	ポストテンションT（I）桁製作工	P C 鋼材の切断で機械的手法によらない場合 グラウトに用いる普通ポルトランドセメント以外の材料を使用するとき 暑中のグラウト施工では材料及び施工方法				
		5	1	一般事項	架設計画書の記載事項の省略						
				2	プレキャスト桁製作工	部分プレストレスで施工時期が設計と異なるとき					
	6	3	2	掘削工	地山条件等で計測 B が必要な場合 騒音・振動による処置の必要性 地山変状が著しくトンネル保守に必要な措置 ロックボルト等を巻厚線内に入れるとき 掘削により生じたずりの処理 地山分類の境界が現地の状況と一致しないときの地山の判定						
				4	1	支保工	支保工パターンの設計・施工				
				4	2	材料	吹付コンクリートの配合を変更する				
				4	3	吹付コンクリート工	湧水により吹付けが困難な場合				
				4	4	ロックボルト工	地山条件により定着長が得られない時 坑内観察時の異常の対応				
				4	5	鋼製支保工	加工図と設計図書との確認				
				5	1	一般事項	覆工厚の変化箇所に覆工厚を刻示				
				5	3	覆工コンクリート	コンクリートの打設時期				
				6	3	インパート掘削工	掘削の施工時期				
				6	4	インパート本体工	横方向目地の間隔 インパート盛土に適さないずりの使用				
				7	3	箱抜工	設計図書によりがたい場合				
				7	4	裏面排水工	湧水量が緩衝材の透水能力を超える恐れがあるとき				

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務				
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査
第10編 道路編	6	7	5	地下排水工	設計図書によりがたい場合					
		8	2	杭口付工	設計図書に定めない場合					
		8	5	明り巻工	温度変化の激しい冬期・夏期の施工方法					
		8	6	銘板工	銘板の設置位置及び仕様					
		9	1	一般事項	補助工の計画及び施工					
		9	2	材料	関連法規に適合する材料					
		9	3	掘削補助工A	設計図書に示されていない場合 施工範囲は地山状態を確認して					
		9	4	掘削補助工B	設計図書に示されていない場合 施工範囲の地山状態確認 施工前に計画書を作成 周辺環境に悪影響が出る場合					
	7	3	2	掘削工	岩質が堅硬で将来とも影響ない場合 掘削により生じたずりの処理					
			4	3	鋼製支保工	加工図を設計図書と確認 底板支保面が軟弱で沈下のおそれがある場合 鋼製支保工の間隔				
		5	1	一般事項	設計覆工厚の刻示する取付位置					
		5	3	覆工コンクリート	鋼製支保工以外の支保工材料の除去困難な時					
		5	5	裏込注入工	裏込注入の時期、圧力等					
	8	3	6	受台工	防錆にモルタルペースト以外の施工方法による場合					
	9	3	1	一般事項	施工計画書の記載項目の省略					
			4	6	受台工	防錆にモルタルペースト以外の施工方法による場合 支承部の箱抜き施工で道路橋支承便覧の支承の施工規定以外の施工方法による場合 支承部の箱抜きの完了で継続して上部工事行う場合や中詰砂・モルタル仕上げ以外の施工方法による場合				
		6	5	銘板工	取付位置					
	10	4	2	掘削工	占用物件等による位置変更及び構造変更が必要な場合 工事完成時埋設する土留杭等 地盤改良等の必要がある場合					
			4	5	カラー継手工	設計図書に基づいて施工できない場合				
	11	4	2	掘削工	占用物件等による位置変更及び構造変更が必要な場合 工事完成時埋設する土留杭等 地盤改良等の必要がある場合					
			6	2	設備工	設計図書に基づいて施工できない場合				
	12	4	2	掘削工	施工の障害となる占用物件がある場合 位置変更及び構造変更が必要な場合 地盤改良の必要がある場合					
			5	4	カラー継手工	設計図書に基づいて施工できない場合				
			6	5	可とう継手工	設計図書に基づいて施工できない場合				
		7	2	設備工	設計図書に基づいて施工できない場合					
		7	4	換気口上屋・仮設照明・仮設段階等	プレキャスト製品の材質 水位観測その他対策等が必要な場合 下水道に排出する必要がある場合					
	13	5	1	一般事項	位置・線形について事前調査を行い変更が生じた時					
			5	2	管路工	電線共同溝に使用する材料				
	15	1		適用	事故防止のための応急処置					
		3	2	道路巡回工	通常巡回の実施時期 道路交通の異常の処置 緊急巡回の実施時期と内容 巡回員は巡回車の運転手を兼ねることはできない					
			4	2	材料	目地補修のクラック防止シート				

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務				
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査
第10編 道路編	15	4	9	コンクリート舗装補修工	使用する計測装置 タワミ量が規定以上の箇所の処置方法 注入不能ひびわれの処置					
			10	アスファルト舗装補修工	施工前に舗設計画図面作製 施工面に異常を発見したとき 路面切削の施工は切削計画図面作成 パッチングの施工時期、箇所等 既設舗装面と平坦性を保って施工し、これ以外は 安全溝で設計図書に定められた位置に支障があるとき					
			2	材料	使用する材料で同一規格以外 漏水補修工に使用する材料					
		3	付属物復旧工	復旧の時期、箇所、材料、方法等						
		3	路面清掃工	施工の時期、箇所						
		5	排水施設清掃工	施工の時期、箇所						
		6	橋梁清掃工	施工の時期、箇所						
		7	道路付属物清掃工	施工の時期、箇所						
		8	構造物清掃工	施工の時期、箇所、方法等						
		1	一般事項	植栽維持工の出来高確認の方法						
		3	樹木・芝生管理工	施工の時期、箇所 剪定形式についての指示 架空線、標識類に接する剪定形式 植穴の掘削で湧水が認められた場合 地下埋設物に損傷を与えた場合 使用材料の種類等が施工箇所に不適の場合 薬剤散布の施工は周辺住民に通知 枯死または形姿不良の判定及び植替えの時期						
		1	一般事項	除草工の出来高確認の方法						
		2	道路除草工	施工の時期、箇所						
		2	冬期安全施設工	施工の時期、箇所						
		2	応急処理事業工	時期、箇所、作業内容						
	16	1		適用	事故防止のための応急処置					
		3	1	一般事項	工事区間の通行規制を行う場合 異常降雪時の目標 作業開始時期 除雪作業が出来ない場合					
		3	3	一般除雪工	実施の時期、箇所、施工方法					
		3	4	運搬除雪工	実施の時期、箇所、施工方法 雪捨場所の整理等に支障					
		3	5	凍結防止工	実施する時期、箇所、方法、散布量 凍結防止剤の使用量の確認方法					
		3	6	歩道除雪工	実施する時期、箇所、施工方法					
		3	7	安全処理工	実施する時期、箇所、施工方法					
		3	8	雪道巡回工	雪道通常巡回の実施時期 道路交通に異常が生じているまたは恐がある場合 雪道緊急巡回の実施時期、箇所 巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができない					
	17	3	1	一般事項	施工計画書の記載事項の省略					
		3	6	R C 橋脚巻立て鋼板製作工	鋼板加工図の作成 鋼板加工を工場以外で行う場合 フーチングアンカー筋の加工図を作成 型鋼の加工を工場で行う以外					
		4	3	路面切削工	切削前に舗設計画図面を作成					

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第10編 道 路 編	17	4	4	舗装打換工	設計図書に示された断面で既設舗装を撤去 周辺の舗装や構造物に影響ある場合、下層に不良部分が発見された 場合 設計図書に示す条件以外で施工 舗装途中で交通開放する場合 交通開放時の舗装表面温度						
			4	5	切削オーバーレイ	施工面に異常を発見したとき 交通開放時の舗装表面温度					
			4	6	オーバーレイ工	施工前に舗設計画図面作成 不陸の修正などの処理方法 施工面に異常を発見したとき セメント、アスファルト乳剤、補充材などの使用量 設計図書によらないで舗装途中の交通開放を行う場合					
			4	7	路上再生路盤工	切削除去または予備破砕の処置 施工面に異常を発見したとき 補足材などの使用量で設計図書以外の場合 使用するセメント量 一軸圧縮試験の省略 配合試験による路上再生安定処理材料の密度 施工中の異常を発見したとき					
			4	7	路上表層再生工	施工前に舗設計画図面を作成 不良部分の撤去等の処置は設計図書による 施工面に異常を発見したとき 設計図書に示す配合比率の基準値 マーシャル安定度試験を省略する場合 再生用添加材使用の場合は品質を確認 最終的な現場配合の決定 アスファルト混合物の基準密度を施工前 交通開放時の舗装表面温度					
	17	1	一般事項	修繕箇所に異常を発見したとき							
	17	3	床版補強工（鋼板接 着工法）	床版のクラック状況を調査 床版クラック処理は設計図書によらない場合 特殊な横断勾配等の箇所の樹脂の注入厚 施工時気温を規定値以外で施工する場合 取外し部材の再取付け方法 本工事に伴い防護工が必要な場合							
	17	4	床版補強工（増桁架 設工法）	設計図書に規定するケレン クラック注入延長及び注入量							
	17	5	床版増厚補強工	床版クラック処理は設計図書によらない場合							
	19	3	鋼橋支承修繕工	施工に先立ち補修計画を作成							
	19	4	P C 橋支承修繕工	施工に先立ち補修計画を作成							
	20	3	伸縮継手修繕工	交通開放の時期							
	20	6	橋梁地覆・高欄修繕工	破損したものの取替は同一規格以外							
	20	10	沓座拡幅工	鋼製沓座設置は設計図書によらない場合							
	21	3	横断歩道橋修繕工	破損したものの取替は同一規格以外							
	22	4	R C 橋脚鋼板巻立て 工（エポキシ系樹脂）	充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合							



工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務						
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査		
第10編 道路編	17	22	4	R C橋脚鋼板巻立て工 (無収縮モルタル)	既設橋脚の鉄筋位置の確認方法 既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合 アンカー挿孔後に湧水が発生したとき 鋼材の折曲げ加工を現場で加工する場合 アンカー孔穿孔を削岩機以外行う場合 海水や腐食の影響等の防食処理について 環境対策のため工法変更 超音波探傷試験の検査箇所 超音波探傷試験で不合格箇所の処置							
			5	橋脚コンクリート巻立て工	既設橋脚の鉄筋位置の確認方法 既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合 アンカー挿孔後に湧水が発生したとき 鋼材の折曲げ加工を現場で加工する場合 アンカー孔穿孔を削岩機以外行う場合 海水や腐食の影響等の防食処理について 環境対策のため工法変更 超音波探傷試験の検査箇所 超音波探傷試験で不合格箇所の処置							
			5	張紙防止塗装工	塗布作業時の気温・湿度の制限 塗料の塗装間隔							
			1	一般事項	修繕箇所に異常を発見したとき							
			4	裏込注入工	グラウトパイプの配置							
第11編 公園編	1	3	4	移設工	撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合 景石の本据え前の全体の納まり							
			6	伐開工	根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設物に影響をおよぼすおそれがある場合							
			2	表土保全工	表土を堆積して保管する場合							
			4	土層改良工	耕起回数が設定しがたい場合							
			6	表土盛土工	堆積期間中の還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合							
			8	造形工	築山の主要な部分の施工図の作成							
			3	法面ネット工	軟質な土壌で固定できない場合							
			5	編柵工	設計図書に示された材料以外の材料を混用する場合							
			10	石積工	水抜管の湧水のある箇所の処理方法							
			2	1	一般事項	植替え時期						
				7	播種工	再播種の施工時期及び発芽期間						
				8	花壇植栽工							
				5	樹勢回復工	樹勢回復の施工時期,施工方法 樹木修復の時期、種類及び方法						
				1	公園植栽	草刈の刈高 除草剤の使用法、実施日等周知方法 指定薬剤と同等の効果がある薬剤使用 薬剤散布の天候条件 薬害のうたがいが生じた場合 散布むら等効果のないとき 芝生の刈込み						
			3	3	5	循環設備工	各装置及び機器類等の施工図 必要な試験の実施、試験成績表 制御盤の盤内の器具及び材料					
					8	給水管路工	布設後の水圧・通水・ホンプの試験					
					8	管渠工	あげこしの必要が生じた場合					
					9	マンホール工	路面との高さ調整が必要な場合					
					10	地下排水工	新たな地下水脈を発見した場合の対策					
3	照明設備工	引込柱及び照明灯の建て込み位置										

工 種	仕 様 書			条の見出し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務					
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査	
第11編 公 園 編	3	7	1	一般事項	路床面または下層路盤面に異常を発見したとき						
			16	視覚障害者誘導用ブロック工	施工図の作成						
		12	3	4	四阿工、パーゴラ工等	各工種の設置位置 仕上げの色合い					
				3	塗装仕上げ工	仕上げの色合い 上塗り前に上塗りまでの工程について 塗布作業時の気温・湿度等の制限					
	4	3	1	1	一般事項	路床面または下層路盤面に異常を発見したとき					
				2	材料	材料の試料及び試験結果 材料の品質を証明する資料 使用する機能及び意匠に関する材料					
		3	4	1	グラウンド・コート用舗装工	路床の状態、使用材料の性状により合格判定値を満足しないとき 人工芝舗装のラインの施工はコート面に作図し、協議規則との適合 アスファルト乳剤系表層材の施工の気象条件 アスファルト弾性混合物系表層材の配合設計					
				2	グラウンド・コート用舗装工	アスファルト弾性混合物の舗設作業時の気象条件 アクリル樹脂系表層材の塗布作業時の気象条件 ポリウレタン系表層材の舗設作業時の気象条件 透水型表層材の舗設作業時の気象条件					
		5	2	16	1	床固工	予期しない障害となる工作物の出現				
					18	水制工	予期しない障害となる工作物の出現				
					2	材料	採取場所				
	3	3	3	湿地移設工	時期、工法の施工計画書の作成						
	第12編 下 水 道 編	1	1	1	1	適用	地下の支障物件				
6					プレキャストカルバート工	設計図書に示された勾配以外 縦締め施工で道路埋設指針によらない場合					
4			1	1	1	一般事項	仮排水等を設置する場合				
					2	ウェルポイント排水及びディープウェル排水	ウェルポイント・ディープウェルの布設位置等 観測井を設置する場合				
5			2	1	1	立杭工	立杭の構造は施工計画書で				
					3	人孔築造工	人孔の施工計画図				
6			2	1	1	掘削及び推進	製作図・諸機能・構造計算等				
					3	裏込工	注入材料の配合・注入順序				
7			2	1	1	掘削及び推進	製作図・諸機能・構造計算等 シールド機を定位置に据付け				
					4	裏込工	注入材料の配合、注入順序等				
	7	5	1	1	二次覆工	コンクリート打設に使用する型枠・支保工					
				6	調査及び測定	セグメント及びシールドにかかる外圧の測定					
第13編 港 湾 編	1	2	2	1	施工	軟弱層の置換えで底面の地層の確認方法 出来形の許容範囲を越えた場合の処置					
				2	1	2	1	材料	材料の試験成績表及び産地の明示		
	3	施工	浮泥が推積し施工に支障がある場合								
	2	2	1		1	材料	砂又は砕石の試験成績表並びに産地を明示				
					3	施工	自動記録装置の性能確認試験 打込困難な状況が生じた場合				
	4	2	1	材料	ドレーン材の試験成績表						

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務				
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査
第13編 港湾編	2	4	3	施工	自動記録装置の性能確認試験 打込困難な状況が生じた場合					
			6	3	施工	砂杭の配置及び形状寸法 自動記録装置の性能確認試験 打止め深度の確認方法 砂杭で原位置での打直しが困難な場合 打込困難な状況が生じた場合 砂杭の施工不良の処理方法				
		6	5	5	施工管理試験	測定時期及び測定範囲				
		7	3	3	施工	自動記録装置の性能確認試験 設計図書に定める深度までの貫入が困難な場合				
		8	5	5	材料の計量及び練混ぜ	各材料の計量方法及び計量装置 含水率に基づく表面水率の試験方法 練混ぜ設備、練混ぜ時間等				
		8	7	7	施工	自動記録装置の性能確認試験 改良杭の配置、施工目地の位置等の図面 打止め深度の確認方法 接合面のラップ幅 制限時間以内の施工が不可能な場合 設計図書に定める接合が不可能な場合				
		3	1	2	材料	アスファルト合材の配合報告書				
	1	4		施工	マットの目地処理は重ね合わせ幅 マットの敷設は吊金具による水平吊りができない場合					
	4	1	2	材料	材料は県が立会調査した石取場以外 写真による管理 試験成績表並びに産地を明示					
	3		2	材料	試験成績表並びに産地を明示					
	5	1	4	4	施工	支持杭の打止め深度の確認方法 規定の打込み深度より支持層が浅い場合 規定の打込み深度より支持層が深い場合 継手構造及び溶接方法 打込困難な状況が生じた場合				
	2			2	施工	遠心力コンクリートくいの施工標準による施工				
	3			3	組合せ矢板及び異形矢板の製作	工場加工及び製作する以外				
	3			5	5	施工	打込困難な状況が生じた場合、若しくは土質条件に比べて矢板の貫入量が異常に大きい場合 鋼矢板打込み方向の傾斜を異形矢板で修正 継手が離脱し、引抜いて打直しが不可能な場合			
	6	1	2	材料	タイワイヤー製作の規格値					
	1		3	施工	タイロッド施工順序、背面土砂高さ等と緊張力の大きさ検討 タイワイヤー施工順序、背面土砂高さ等と緊張力の検討					
	7	2	2	2	コンクリートミキサー船の選定	施工に先立ちミキサー船を選定				
	2			3	材料	海水を無筋コンクリートの練混ぜ水とする場合 化学的、物理的に不安定な骨材は使用する場合				
	2		4	4	品質	示方配合を定め配合報告書を提出 試験練りの実施				
	9		2	2	材料	水中不分離性混和剤は土木学会規準に適合したもの 混和剤の品質を確認し、使用方法を検討 混和材の品質を確認し、使用方法を検討				
	9			4	4	配合	水中不分離性コンクリートの配合を試験で定め			

工種	仕様書			条の見出し	業務内容及び項目	監督員の業務							
	章	節	条			協議	指示	承諾	立会	検査			
第13編 港湾編	7	9	5	コンクリートの製造	各材料の計量方法及び計量装置 コンクリート製造設備の整ったプラント以外で練混ぜ								
			10	3	配合	現場配合							
			10	5	施工	形枠の取外し時期及び順序 鉛直注入管の水平間隔が2mを越える場合 注入を中断し打継目を設ける場合							
		10	6	品質管理	土木学会規準による品質管理試験								
	8	1	3	1	施工	ケーソン製作完了後、番号、吃水目盛位置等							
				2	2	進水時期および進水準備	ケーソンの異常を発見した場合						
		2	3	1	進水	進水に先立ち、異常を発見した場合 吊枠の形状、材質及び吊具の配置、形状寸法 吊金具の異常を発見した場合 進水完了後、異常を発見した場合 ケーソン進水後止水蓋取付箇所から漏水がある場合							
				2	2	仮置	ケーソンに異常を発見した場合 仮置場の異常を発見した場合 ケーソン仮置終了後に異常を発見した場合 仮置期間中に異常を発見した場合						
				4	3	曳航準備	ケーソンの異常を発見した場合						
		4	4	曳航	ケーソン曳航完了後に異常を発見した場合								
		5	3	回航準備	ケーソンの異常を発見した場合								
		5	4	回航	回航完了後に異常を発見した場合								
		6	2	施工	据付作業完了後に異常を発見した場合								
		9	1	3	製作	ブロックを転置する場合の時期及び方法							
	10	1	2	材料	試験成績表並びに産地を明示								
			2	3	場所打コンクリート	蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合							
	11	1	3	施工	図面がない場所に打継目を設ける場合 上部コンクリートに作業用の係留環等の取付け								
	12	1	3	1	施工	最終仕上げ面のブルーローリング							
				3	2	材料	スランプ2.5cm以外を使用する場合						
				3	3	コンクリート舗設	作業を中止する場合						
		3	5	目地の施工	1	目地の施工	施工目地を図面に定める目地位置以外の場合						
					3	6	養生	養生終了時期					
					4	3	配合	配合報告書を提出 マーシャル試験を省略する場合 基準密度の決定					
		4	4	4	アスファルトプラント	アスファルトプラントの位置、設備内容及び性能							
		4	5	5	混合及び運搬	ミキサ排出時の混合物の基準温度							
		4	6	6	舗設	プライムコート及びタックコートを日平均気温5℃以下で施工する場合 敷均しはフィニッシャによらない場合 敷均しは日平均気温5℃以下の場合 表層の縦継目の位置							
		5	4	4	道路標識工	標識設置で障害物がある場合 基礎杭の施工において極度の偏心、傾斜等の処理 基礎杭が設計深度に達する前に打込み不能の場合の処理							
	5	5	5	防護柵工	障害物がある場合								
	13	1	4	1	製作	厚さの許容範囲の変更							
				2	3	製作	詳細図及び性能曲線図を提出						
				2	4	施工	防舷材の取付寸法						
				3	4	施工	塗装間隔およびシンナー希釈率						
	4	2	2	電気防食	陽極の取付け個数及び配置の計算書及び図面								

工 種	仕 様 書			条 の 見 出 し	業 務 内 容 及 び 項 目	監 督 員 の 業 務				
	章	節	条			協 議	指 示	承 諾	立 会	検 査
第13編 港 湾 編	13	4	3	防食塗装	雨天又は風浪で作業中止及び作業再開 下塗を始めるまでの最長時間					
		4	4	被覆防食	型枠は気密性が高く耐食性のすぐれた材質 ペトロラタムライニングの保護カバーの材質					
	15	1	4	土取場及び土砂処分 場	土砂の採取中に土質が変化した場合 施工中に不足の事態が生じた場合					
		1	5	伐開工	切株等の処分方法					
		1	7	掘削、埋戻し及び裏 込め	掘削中の土質に予期しない変化が生じた場合等					
	16	1	2	材料	試験成績書及び産地					
		1	3	施工	隣接構造物等の異常沈下、滑動等が生じる場合等					
	17	3	2	材料	育成に適したもので産地を明示					
		4	2	材料	産地を明示し見本を提出					
		5	2	材料	樹木は移植又は根回しを行った栽培品 客土は産地を明示					
		5	3	施工	樹木の植付け時期					
	18	1	2	材料	耐腐食性に富むカーテンを選定 構造図を提出					

建業第 446 号

建技第 224 号

平成19年 3月30日

各 部 局 長 様  
部内各室長及び各かい長 様

環境森林部長  
農業水産部長  
土 木 部 長  
都市住宅部長

### 低入札価格調査制度による調査等実施要領の制定について（通知）

このことについて、別添のとおり要領を定めたので、通知する。

なお、「地方自治法施行令第167条の10第1項の運用基準について（通知）」（平成8年3月29日付け管第808号）及び「地方自治法施行令第167条の10第1項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて（通知）」（平成8年3月29日付け管第808号の2）は廃止する。

土木部建設業室指導契約係

電話番号：054-221-3059

土木部技術管理室積算スタッフ

電話番号：054-221-2148

## 低入札価格調査制度による調査等実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、静岡県が発注する工事又は製造の請負契約の締結にあたり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査及び監督体制の強化等の実施に関して、必要な事項を定める。

### (調査の対象)

第2条 本要領は、設計価格が5千万円以上の工事を対象とする。

### (調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、3分の2を乗じて得た額とする。

直接工事費の額

共通仮設費の額

現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

- 2 特別なものについては、前項の算出方法に関わらず契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。
- 3 前2項において定める調査基準価格は、予定価格を記載する書面の下部に「調査基準価格 円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の105分の100円)」と記載する。

### (対象業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、公告の際に、入札心得の条文を熟読することを入札参加業者に促すとともに、現場説明書等において次のことを説明するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 設定した調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること
- (4) 調査対象者は、事後の事情聴取に協力すべきこと

### (入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、発注機関の長は、入札を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を通知して、当該入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 発注機関の長は、調査対象者の価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとし、入札者に対してその旨通知する。

なお、調査の実施方法等、詳細については別に定める「低入札価格調査マニュアル」によるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事）
- (3) 手持工事の状況（施工中の低入札価格調査対象工事）
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査資料
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- (14) 信用状態 建設業法違反の有無  
賃金不払の状況  
下請代金の支払遅延状況  
その他
- (15) 下請契約予定者名等
- (16) その他の必要な事項

2 調査は、調査基準価格を下回った者のうち最低の価格をもって入札した者のほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

(調査期間)

第7条 発注機関の長は、入札執行の結果、保留とした場合には、直ちに第6条に掲げる調査を行うものとし、入札終了後、速やかに調査を完了させるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第8条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第9条 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査の結果及び意見を記載した書面を4通作成し、契約審査委員（3人）に提出し、その意見を求めなければならない。



(契約しない場合の判断基準)

第10条 以下の項目に1つでも該当する場合は、発注機関の長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者とは契約を結ばないこととする。なお、詳細については別表1のとおりとする。

- (1) 発注機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合
- (4) 設計図書に計上した設計数量を満足していない場合
- (5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
- (6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合
- (7) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合
- (8) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第11条 契約審査委員は、発注機関の長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものではなく、個別の意見を表示する。

(契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等)

第12条 契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が発注機関の長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であった場合は、発注機関の長は、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が調査対象者であった場合には、第6条以降と同様の手続による。

- 2 発注機関の長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- 3 発注機関の長は、次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を知らせるものとする。

(所管部長等への報告)

第13条 発注機関の長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面の写しを添付し、2部を所管部長へ提出するものとする。このうち、1部は監査委員事務局長あてとする。

(監査体制の強化等)

第14条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

発注機関の長又は課長（以下「発注機関の長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

発注機関の長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当機関との連携

発注機関の長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として検査監が行うものとする。

(6) 品質証明の実施

「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、各仕様書に規定する品質証明工事の対象とする。

(特記仕様書への明示等)

第15条 第14条(1)、(2)及び(6)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書、現場説明書等において明示するものとする。

なお、第14条(1)、(2)及び(6)は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が第14条(1)、(2)及び(6)に違反して、施工体制台帳等を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、静岡県工事契約等に係る指名停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）別表第1第4号に該当する場合がある。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

調査対象者が落札した場合においては、請負者は、発注機関の長等の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を発注機関の長等に提出しなければならないこと。

書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

調査対象者が落札した場合においては、仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを発注機関の長等から求められたときは、請負者は応じなければならないこと。

(3) 品質証明の実施

調査対象者が落札した場合において、「農林土木工事共通仕様書」または「土木工事共通仕様書」を適用する工事においては、各仕様書に規定する品質証明工事の対象となること。

(閲覧に供する書面への特記)

第16条 調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

(工事コスト調査の実施)

第17条 調査の結果、調査対象者が落札した場合には、請負業者は、下請負業者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するとともに、ヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、請負業者は下請負業者についてもヒアリングに参加させるものとする。

なお、調査票の記入方法や調査の実施方法等、詳細については別に定める「工事コスト調査マニュアル」等によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 (第10条関係)

## 契約しない場合の判断基準

	項 目	内 容
(1)	入札事務執行機関が指定した期日までに調査資料が提出されない場合	<p>ア 工事費内訳書の根拠となる、より詳細な積算内訳書が、開札当日または入札事務執行機関が指定した期日までに提出されない場合</p> <p>イ 前記ア以外の調査資料が、発注機関が指定した期日までに提出されない場合。なお、提出期日は、開札日の翌日から起算して土日を含む7日以内とし、祝日、年末年始等の休日は含まない。</p> <p>ウ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注機関が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。</p>
(2)	工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合	ア 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合
(3)	下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合	<p>ア 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合</p> <p>イ 下請予定業者からの見積書等の総額が入札価格を上回る場合</p> <p>ウ 下請予定業者からの見積書等下請に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合</p>
(4)	設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合
(5)	安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合	<p>ア 設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合</p> <p>イ 設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合</p>
(6)	材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合	ア 材料や製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(7)	建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合	<p>ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合にあっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合、又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合</p>
(8)	上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合	

建業第 448 号  
建技第 225 号  
平成19年 3月30日

部内各室長及び各かい長 様

土木部長

低入札価格調査制度による調査等実施要領の運用について（通知）

このことについて、別紙のとおり運用することとしたので、通知する。

土木部建設業室指導契約係

電話番号：054 - 221 - 3059

土木部技術管理室積算スタッフ

電話番号：054 - 221 - 2148

## 低入札価格調査制度による調査等実施要領の運用

### 1 調査基準価格の設定及び算定（第3条）

- (1) 鋼製橋梁上部工等の製作費を含む工事の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、3分の2を乗じて得た額とする。

直接工事費の額

工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）

共通仮設費の額

間接労務費の額

現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

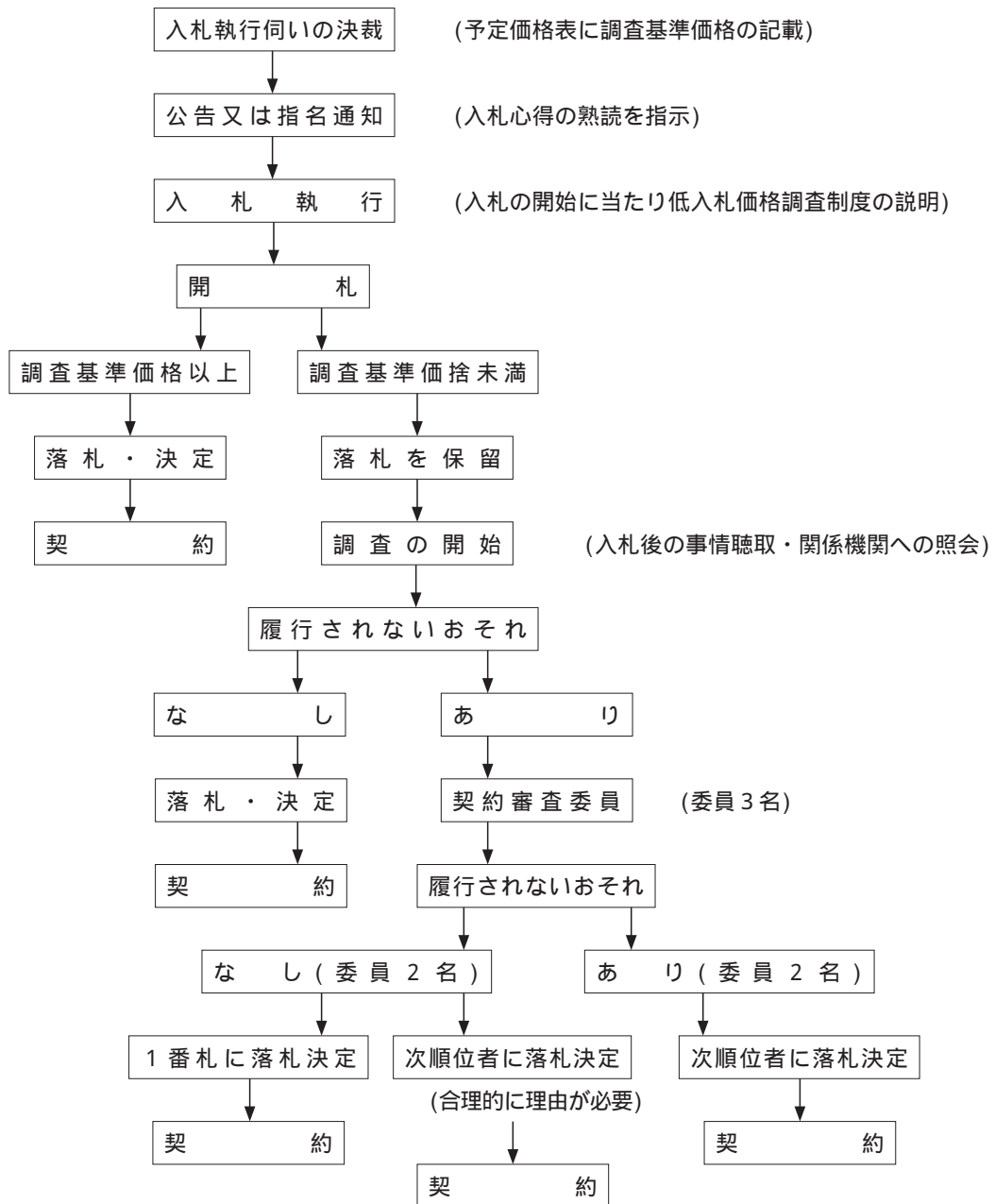
工場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

- (2) 工事監理連絡会の開催に要する費用等の業務委託料等は、全額を「予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額」に加算するものとする。
- (3) 「予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額」は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

### 附 則

この運用は、平成19年4月1日から施行する。

## 入札価格調査制度



## 低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について（通知）

平成14年6月28日 建指第144号

技術指導室長から 各土木事務所長（局）あて

このことについては、平成8年3月29日付け管808号の2「地方自治法施行令第167条の10第1項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて」において通知されているところであるが、調査対象工事の品質及び安全確保等、監督体制の強化等について、別紙のとおり運用上の留意点を示すので徹底を図ってください。

なお、現在施工中の工事についても適用するものとします。



## 10. 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の監督体制の強化

地方自治法施行令第167条の10第1項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて 10 監督体制の強化等	運用上の留意点
(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング 当該工事を所掌する出先機関の長又は課長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求めるものとする。施工体制台帳及び下請負人通知書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下請契約の金額に拘わらず、施工体制台帳及び下請負人通知書の提出を求める。</li> <li>・ 提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。</li> </ul>
(2) 施工計画書の内容のヒアリング 事務所長等は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画書の提出に際しては、総括又は主任監督員は担当監督員とともに社長、支店長又は営業所長等から、その内容についてヒアリングを行う。</li> </ul>
(3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、担当監督員とともに、総括又は主任監督員が立会いすることを原則とし、重点的に行う。</li> </ul>
(4) 労働安全担当機関との連携 事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働基準監督署等との合同パトロール、事務所単独のパトロールにおいては、必ず施工現場の調査を行うものとする。</li> </ul>
(5) 厳格な検査の実施 検査は、原則として検査監が行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負金額に拘わらず本庁検査とする。また、中間検査も原則として本庁検査とする。</li> </ul>

低入札価格調査制度に係る調査対象工事の検査について  
鋼橋上部工の工場製作の検査について「低入札価格調査対象工事に係る鋼橋上部工工事の検査について」平成17年11月29日付け建技第263号道整第119号による。

契約関係書類チェックリスト

検印		
----	--	--

作成に当たっては、「初回打合せ時における土木工事・農林工事共通仕様書等の内容確認について(施工号外平成22年10月5日付け)」を確認すること。

項目	細目	摘要	小規模 工事	小額 工事	チェック欄		
					受注者	監督員	
契約書	当初,変更						
建設業退職金共済組合掛金取納書	契約締結時						
工程表	当初	契約締結後10日以内		省略			
	変更	変更した部分は朱書き					
主任技術者等	2,500万円以上は専任、下請け契約総額3,000万円以上は監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者) 注)変更増で2,500万円以上になった場合は、その時点で専任の届出を提出				口頭 通知		
品質証明員通知	品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事)						
補助技術者通知	低入札調査実施工事						
請負代金内訳書	発注者の請求のあった場合、契約締結後10日以内(契約約款第3条)		省略	省略			
電子納品事前協議チェックシート							
工事測量成果表							
施工計画書	工事概要		省略		別様式		
	計画工程表		省略				
	現場組織表						
	指定機械	機械の名称、規格、指定番号、台数	省略				
	主要資材	品名、規格、寸法、購入会社名					
	施工方法	仮設備計画、工事用地等含む	コンクリートの打設高、型枠の取り外し時期等	省略			
	工程管理	工程管理、出来形管理、品質管理、写真管理		省略			
	安全管理	安全訓練等の実施は月あたり半日以上	具体的な計画を記載				
	緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡系統、連絡方法を系統図で記入					
	交通管理	発土等の運搬、現場周辺の交通対策					
	環境対策	騒音、振動、水質汚濁について周辺住民対策		省略			
	現場作業環境の整備			省略			
	再生資源の利用の促進	建設副産物の量及び処理方法、処理場所					
		再生資源利用計画	建設省令に規定する建設資材(土砂1,000m <sup>3</sup> 以上、砕石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上)を工事現場に搬入する場合、ただし、その目的に照らし全ての工事を対象とする。				
創意工夫等	再生資源利用促進計画	建設省令に規定する指定副産物(建設発生土1,000m <sup>3</sup> 以上、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材200t以上)を工事現場から搬出する場合、ただし、その目的に照らし全ての工事を対象とする。					
	創意工夫、社会性等について提案を記載						
その他	設計図書で施工計画書に記載することの指示があるもの。(品質証明実施基準関係、総合評価方式の技術提案関係等)		省略				
工事実績データ	登録用データ	登録内容確認書の提示	500万円以上はすべて、契約後10日以内				
	登録用データ(変更)	登録内容確認書の提示	変更があった日から祝祭日をのぞき10日以内				
	実績データ	登録内容確認書の提示	完成後10日以内				
施工体制台帳	施工体制台帳	下請け契約総額3,000万円以上は提出ただし、3,000万円未満も整備。	施工体系図は、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示				
	施工体系図						
下請負人通知書	受注者が下請け契約を締結したとき提出(平成10年6月19日付け管第149号)						
下請負契約書(写)	金額、工種、数量を明記						
再下請負通知書							
中間検査復命書	検査終了後、数日以内に資料(写真、検査結果等)を提出						
休日・夜間作業届							
材料承認願	鋼材・コンクリート2次製品・その他材料	JIS規格品でJIS工場製品		省略	省略		
		JIS規格外品					
		JIS規格品でJIS指定外工場製品					
	コンクリート積みブロック、U型側溝用溝蓋	品質規格適合通知書の写し					
		製品検査表					
	レディーミクストコンクリート(JIS工場)	JIS表示許可の写し					
		配合計画書(様式1)					
		配合計算書(様式2)					
		骨材試験成績表(様式3)					
	レディーミクストコンクリート(非JIS工場)	アルカリ骨材反応性試験成績表					
		化学混和材(AE剤、減水剤標準形、AE減水剤標準形を除く)の場合、結果報告書をもとに協議					
		プラント施設概要書					
	加熱アスファルト混合物	計量機器の検定証明書					
		品質管理データ					
セメントの品質証明書							
盛土材	骨材試験成績表						
	アスファルト試験成績表						
	室内配合設計書						
路盤材	現場配合設計書						
	路体材、路床材	試験結果表又は土木事務所の使用承諾通知書					
道路用砕石	試験結果表						
	品質証明書						
	盛土材料の使用承諾(写し)						
	材料試験結果報告書(粒度、含水比等)						

# 完成図書チェックリスト

検印		
----	--	--

完成期限の5日前程度に担当監督員に提出し、審査を受ける。

項目	細目	摘要	小規模 工事	小額 工事	チェック欄		
					受注者	監督員	
表紙・目次		目次はこのチェックリスト項目に順ずる					
出来形管理	数量総括表	設計上数量に対する出来形数量の過不足のチェック(マイナスは規格値以内)					
	出来形管理表	面積計算、数量計算表等数箇所抽出してチェック 中間検査検測値(朱書)・段階確認検測値(青書) 測点数が10点以上は出来形管理図表を作成					
段階確認・立会願							
工事記録簿	着手日から 完成日まで	安全訓練・段階確認等の記載 段階確認・立会、検査等における職員の氏名も記載する。	省略	省略			
安全・訓練等の実施報告書		1月に半日以上、実施ごとに写真(安全訓練等に使用した資料は提出不要)					
材料検査簿		主要な工事材料(鋼材、セメント、杭等)で完成検査時に外部から明視できないものについて、監督員の検印を受ける。生コン等納入伝票は整理して検査時に提示	省略	省略			
建設副産物	マニフェスト整理表	電子マニフェスト受渡確認表(産業廃棄物管理票)は整理して保存、検査時に提示					
	再生資源利用計画(実施書)及び再生資源利用促進計画(実施書)						
	搬入・搬出調査	上記で報告した建設副産物については不要					
	産業廃棄物処理委託契約書(写)、産業廃棄物収集運搬業許可証(写)						
残土処分		残土処分地位位置図、平面図、運搬経路、写真					
建設業退職金共済証紙受払簿(写)		工事完成時					
品質証明書		品質証明書(様式27-1、-3)、品質証明資料 品質証明対象工事(請負金額1億円以上、低入札調査実施工事)					
品質管理表		測点数が10点以上は品質管理図表を作成(コンクリートダム等特殊な場合はヒストグラムを作成)					
盛土	盛土	土の粒度、含水量試験	施工管理基準による	自 主 管 理 ・ 提 出 は 省 略			
		現場密度試験	〃				
		ブルーフローリング試験	〃				
	路盤	300㎡以下省略可	締固め密度試験		〃		
			平板載荷試験		〃		
			ブルーフローリング試験		〃		
	舗装	300㎡以下省略可	骨材、As混合物の材料試験		〃		
			温度測定110℃以上(トラック1台ごと)		〃		
			密度測定		〃		
	レディーミクスト コンクリート		レディーミクストコンクリート強度試験成績報告書(様式4)		〃		
			コンクリート強度検査報告書(様式5)		〃		
			コンクリート強度管理表(様式6)		〃		
			気温及びコンクリート打設記録表(様式7)		〃		
			コンクリートテストハンマーによる強度試験結果表(様式8)		〃		
			コンクリート中の塩化物含有量測定表(様式9)		〃		
スランプ試験			〃				
空気量測定記録表			〃				
アルカリ骨材反応抑制対策			〃				
ひび割れ調査報告書			〃				
セメントコンクリート 二次製品		コンクリート積ブロック	〃				
		U型側溝用溝蓋	〃				
ガス圧接		ガス圧接資格証明書					
		ガス圧接工事検査報告書					
		鉄筋ガス圧接部・超音波探傷検査成績書					
使用材料品質証明書		使用材料品質証明書					
		鋼材	鋼材検査証明書				
		セメント及び混和材料(JIS製品以外)					
		セメントコンクリート製品(JIS製品以外)					
	その他	塗装	塗料一般				
		レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリート取扱基準による			
			セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品取扱基準による			
			盛土材料	盛土材料取扱基準による			
再生下層路盤	出荷日直近のデータ、出荷量データも合わせて添付						
その他	検査証明書及び出荷証明書等						

注)小規模工事とは当初請負代金額500万円以上2,000万円未満、小額工事とは当初請負代金額500万円未満に摘要する。

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名
2. 工期
3. 施工業者

事務所名  
監督員名

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約約款に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
- ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容がOKであれば、OKでなければ、備考欄に指示事項や正式状況等を記入する。
- ③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

検査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期（指示事項）												備考			
			着手前	施工中												完成時		
1 施工体制	○ 契約工程表 ○ 工事実績データ (登録番号)	・ 契約締結の10日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約約款等
		・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録された。 (契約後、変更後、完成時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 品質証明	・ 品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を事前に提出した。 (契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共通仕様書(1億円以上、低入社調査実施工事)
		・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 建設業退職金共済制度等	・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全線にわたって適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共通仕様書(1億円以上、低入社調査実施工事)
		・ 掛金取替書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 請負代金内訳書	・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。 (施工時適応)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	"
		・ 労務関係関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。 (施工時1回配座)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 施工体制台帳、施工体系図	・ 建設業退職金共済制度の配布受け払い等により適切に管理している。 (施工時適応)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業退職金共済制度
		・ 請求があった場合、契約締結後10日以内に提出されているか。 (契約後、変更後)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 施工体制台帳、施工体系図	・ 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等(下請負総額が3,000万円以上の工事)
		・ 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1 施工体制	○ 施工体制台帳、施工体系図	・ 施工体制台帳に、下請負金額が記入されているか。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等(下請負総額が3,000万円以上の工事)
		・ 施工体制台帳に、下請負金額が記入されているか。 (施工時の当初、変更時)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

表中の注欄は、別添通知(平成13年7月26日付13建総第211号)による対象となった工事に適用し、点検実施もその通知による。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-12

(2/4)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)																				備考 (指示事項及びその是正状況等)							
				施工中																											
				着手前	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )		( / )	( / )	完成時 ( / )				
I 施工 工期	I 施工 工期	○施工体制台帳、 施工体制図 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工体制図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</li> <li>施工体制図に記載のない業者が作業している。</li> <li>施工体制図に記載されている主任(監理)技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。</li> <li>元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)</li> <li>建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、主任(監理)技術者を正しく記載している。(施工時適宜)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等(下請負総額が3,000万円以上の工事)				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等(下請負総額が3,000万円以上の工事)		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設業法等	
	II 現場 代理人 ・ 監理 技術 者 ・ 主任 技 術 者	II 現場 代理人 ・ 監理 技術 者 ・ 主任 技 術 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場代理人は、現場に常駐している。(施工時適宜)</li> <li>現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)</li> <li>専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)</li> <li>作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時適宜)</li> <li>資格者部の内容を確認した。(着手前)</li> <li>配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者部に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)</li> <li>現場に常駐していた。(施工時適宜)</li> <li>施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)</li> <li>施工に先立ち、創意工夫は提案をもって工事を実施している。(施工時適宜)</li> <li>現場技術員との対応が適切である。(施工時適宜)</li> <li>下請負者が幹関係人参加資格者である場合には、指名停止期間中ではない。(施工時適宜)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(管理技術者を対象) 契約約款等・入契適正化法		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(管理技術者を対象) 契約約款等・入契適正化法	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(管理技術者を対象) 契約約款等・入契適正化法
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(管理技術者を対象) 契約約款等・入契適正化法
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(管理技術者を対象) 契約約款等・入契適正化法

表中の※欄は、別途通知(平成13年7月26日付13建総第211号)による対象となった工事に適用し、点検実施もその通知による。

「施工プロセス」のチェックリスト

別紙-1③

(3/4)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覽表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)												備考 (指示事項及びその是正状況等)		
				着手前	施工中												完成時	
					( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )			( / )
2	施工状況	○設計図書の確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の確認を行っている。(着手前、施工時適宜)</li> <li>現場との相違事項がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)</li> <li>施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)</li> <li>記載内容と現場施工方法が一致している。(施工時適宜)</li> <li>記載内容(作業手順書等)と現場施工体相が一致している。(施工時適宜)</li> <li>記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	契約約款	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工計画書</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
1	施工管理	○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形、品質管理 ・イメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工管理</li> <li>・工事材料の資材の整理及び確認がされ、管理している。(施工時適宜)</li> <li>・品質管理確保のための対策など施工に關する工夫を書面で確認できる。(施工時適宜)</li> <li>・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。(施工時適宜)</li> <li>・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、地域等より評価されるものがある。( / )</li> <li>・監督員の立会にあたって、あらかじめ立会額を提出している。(施工時適宜)</li> <li>・段階確認の確認時期が、適切である。( / )</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	共通仕様書	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の着手</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
2	施工状況	○完成品及び貸与品 ○建設廃棄物及び建設廃棄物の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。(施工時適宜)</li> <li>・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(施工時適宜)</li> <li>・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時適宜)</li> <li>・建設リサイクル法の対象工事については、工事引出の取扱がされているか。(着手前)</li> <li>・指定建設機械(排水ガスを対象型・低騒音型・低振動型)を使用している。(施工時適宜)</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	建設リサイクル法 産業廃棄物処理・清掃に関する法律 資源の再資源化に関する法律
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設廃棄物</li> </ul>	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )

「施工プロセス」のチェックリスト

(1/4)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)														備考 (指示事項及びその是正状況等)						
				着事前	施工中														完成時					
					(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)			(/)	(/)	(/)	(/)	
2 施工状況	II 工程管理	○ 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(施工時適宜)</li> <li>・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。(施工時適宜)</li> </ul>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	共通仕様書			
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	共通仕様書	
				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
III 安全対策	○安全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員の休日の確保を行った記録が管理されている。(施工時適宜)</li> <li>・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・居社・外社・外ローンを実施し、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・安全、訓練等を実施し、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・安全重視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・新入現場者教育を実施し、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・過積載防止に取り組んでいる記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。(施工時適宜)</li> <li>・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・各種安全・外ロールでの指摘事項や正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施工時適宜)</li> </ul>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法		
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法	
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	労働安全衛生法
			IV 対外関係	○関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。(施工時適宜)</li> <li>・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の受注者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時適宜)</li> </ul>	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	共通仕様書
						(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)
(/)	(/)	(/)				(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	共通仕様書	





# 静岡県建設工事検査要領

# 目 次

静岡県建設工事検査要領 .....	109
建設部における土木工事（農林土木工事を除く）に適用する検査体制 .....	111
土木工事検査技術基準 .....	120
土木工事修補取扱基準 .....	211
検査要領第 6 条に定める検査復命書等の様式 .....	213
検査要領第 8 条に定める資料の整備 .....	230

# 静岡県建設工事検査要領

昭和60年4月1日 訓令乙第5号

## (目的)

第1条 この要領は、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「執行規則」という。）に基づき、工事及び工事材料製造の厳正かつ適確な検査を執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (検査の種類)

第2条 検査の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 完成検査.....工事の完成を確認するための検査。
- (2) 既済部分検査.....契約解除により出来形部分の引渡しを受ける場合、及び工事の一部が完成し引渡しを受ける場合で、工事の既済部分を確認する検査。
- (3) 中間検査.....設計図書に基づき工事が適正に施工されているか、完成後明視できない部分および重要構造物について、工事施工中に行う検査。
- (4) 材料検査.....工事材料の使用を承諾するために必要とする検査。
- (5) 材料製造検査.....工事材料の引渡しを受けるために行う検査。
- (6) 受託検査.....委託を受けて行う検査で、この要領に準じて行う検査。

## (検査の体制)

第3条 検査を行う職員は、執行規則第38条に定める検査技監、若しくは検査監又は知事若しくはかい長が命ずる職員（以下「検査員」という）が行うものとし、その体制は別に定めるところによるものとする。

## (検査業務)

第4条 この要領に基づく検査業務を行うにあたって、必要な技術的基準は別に定めるところによるものとする。

## (出来形不足等に対する措置)

第5条 検査の結果、出来形過不足、品質不良等により手直し又は改造を命ずる場合には、別に定めるところによるものとする。

## (検査結果の復命)

第6条 検査員は、検査が終了したときは、別に定める検査復命書により遅滞なくその結果を復命しなければならない。

## (工事成績の評定)

第7条 検査員は、検査が終了したときは、別に定めるところにより工事成績の評定をしなければならない。

## (検査に関する資料の整備)

第8条 検査員は、検査業務を円滑に行うため、別に定めるところにより資料を整備しなければならない。

## (検査に関する留意事項)

第9条 検査員は、次に掲げる各号に留意して検査を行わなければならない。

- (1) 検査員は、検査を行うにあたっては、契約書、仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき、工事の出来形及び品質並びに施工管理等について、厳正かつ公平に実施し合否の判定を行うこと。ただし合否の判定が困難な場合には、上司の指示を受けるこ

と。

- (2) 検査員は検査を行うにあたっては、契約担当者、監督員、請負人その他検査のため必要とする関係者の立会を求めることができる。
- (3) 検査員は、検査を行うにあたって、工事関係書類を提示させ説明を受けることができる。
- (4) 検査員は、検査の結果設計及び施工についての意見を工事関係者に述べ、施工技術の向上を図るよう指導すること。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日より施行する。

# 建設部における土木工事（農林土木工事を除く）に 適用する検査体制

## 1. 検査員の任命

建設部に係る土木工事（農林土木工事を除く）の検査を、検査監以外の職員が行う場合には、別紙様式1により、知事若しくはかい長が検査員を任命するものとし、本庁にあっては必要が生じた都度、出先機関にあっては年度当初に検査区域を定めて行い、2、3、4に従って行うことを原則とする。

## 2. 工事検査（中間、既済部分、完成）

区分 (金額は当初の請負 代金額である。)	事務所検査	本庁検査
	6,000万円未満	6,000万円以上
担当する検査員	検査監又は かい長が命ずる職員が行う。	検査監及び知事が命ずる職員が 検査を行う。

注1 技監兼支所長、課長、主幹、係長、主任は担当区域外の検査を行なう。

ただし、小額工事（当初請負額500万円未満）は支所長、課長が検査を行うことができる。

2 低入札価格調査制度に係る調査対象工事の検査は請負金額に拘わらず本庁検査とする。

また、中間検査も原則として本庁検査とする。

3 上記以外の中間検査は、原則として事務所検査とする。

ただし、次に掲げる構造物で契約担当者が重要と認めるものは、本庁検査とする。

(イ) 橋梁上部工・下部工

(ロ) 道路、河川構造物の基礎杭

(ハ) トンネル工・下水道管路工・下水道管渠工

(ニ) 地すべり防止工事（集水井・抑止工）

(ホ) 港湾工事（ケーソン製作・据付）

(ヘ) その他

### 3. 材料検査

#### 1) 事務所検査

次表に掲げる材料の検査は、請負代金額及び材料単品の設計額にかかわらず事務所検査とし、監督員が行うものとする。

材 料 名		材 料 検 査
JIS規格品	鉄・鋼製品 鋼製2次製品 コンクリート製品	当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査する。
JIS規格品 以 外	鉄・鋼製品	当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査し、公的試験所で試験を実施して検査する。
	鋼製2次製品 コンクリート製品	当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査する。
そ の 他 の 材 料		当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査する。

注1) 現場搬入時の外観検査、数量検査は、土木工事共通仕様書による。

- 2) 下水道工事に使用する材料で、(社)日本下水道協会の認定工場制度における製品検査資器材については、当該制度により同協会が行う製品検査をもって当該検査とする。
- 3) 海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業による証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

次表に掲げる材料で、材料単品の設計額が500万円未満の材料検査は監督員が行うものとし、材料単品の設計額が500万円以上の材料検査は検査員又はかい長の命ずる職員が行うものとする。

材 料 名	材 料 検 査
特殊鋼材 特殊なコンクリート製品	当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査し、工場検査を実施する。

特殊鋼材及び特殊なコンクリート製品とは、プレテン桁、ボックスカルバート等で工事現場に搬入した後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が、困難なものをいう。

#### 鋼橋・水門門扉の仮組み検査

請負代金額が6,000万円未満（低入札価格調査制度に係る調査対象工事は除く）の鋼橋上部工の仮組み検査は、「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」建技第373号、道整第150号平成17年2月25日付による。

水門門扉の仮組み検査については、検査監又はかい長の命ずる職員が行うものとする。

なお、水門門扉用鋼材の材料検査は、原寸検査時に行うものとする。鋼橋上部工の材料・原寸検査は、原則として省略する。

## 2) 本庁検査

請負代金額が6,000万円以上及び低入札価格調査制度に係る調査対象の工事で、次に掲げる材料の検査は本庁検査とする。

(イ) 鋼橋上部工の材料、原寸、仮組検査は、「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」建技第373号、道整第150号平成17年2月25日付による。

ただし、低入札価格調査制度に係る調査対象工事は、「低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について」建技第263号、道整第119号平成17年11月29日付による。

(ロ) 水門門扉の仮組み検査。

ただし、水門用鋼材の材料検査は事務所検査とし、原寸検査時に行なうものとする。

(ハ) 鋼杭、鋼矢板等で加工を行なうもののうち工事現場に搬入後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が困難なもの。

(ニ) 鋼製ダム等。

(ホ) 電気通信設備工事、および機械工事。

(ヘ) 上記以外のもので、契約担当者が重要と認めるもの。

## 4. 材料製造検査

材料製造として請負契約をしたものの検査は、工事検査に準じて行う。



関係所属長 様

技 術 管 理 室 長  
道 路 整 備 室 長

### 鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて

このことについては、「土木工事標準積算基準における鋼橋製作工仮組立省略に係る工数低減及びそれに伴う仮組立検査の取扱いについて」（平成10年 9 月29日付け事務連絡）、「土木工事共通仕様書の改正に伴う鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」（平成 9 年12月15日付け事務連絡）及び「シミュレーション等の仮組立を簡略化する手法を用いた仮組立検査の取扱いについて」（平成14年 8 月20日付け事務連絡）によりその取り扱いを定めています。しかし、一部取扱いに不明確な点があること、また、国土交通省から「鋼橋積算基準の改訂について」（平成16年 3 月31日付け国都街第135号の 3、国道企第140号の 7）が通知されたことから、その取扱いの一部を修正し、下記のように取りまとめたので今後の執行にあたっては留意願います。

また、各土木事務所においては関係する市町村へ周知願います。

#### 記

- 1 材料検査  
原則として省略する。
- 2 原寸検査  
原則として省略する。
- 3 仮組立検査  
以下により実施する。

橋の条件	積算上の取扱い	実際の精度確認手法	仮組立検査
以下の 3 条件の全てを満たす鋼橋 鉸桁橋（I 型断面）又は箱桁橋 直線橋 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注 1</span> 斜角が75°以上の鉸桁橋、90° の箱桁橋 ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注 2</span>	原則として本体の仮組立を簡略化するものとし、仮組立工数を低減する	原則として請負者の任意とする。  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">シミュレーション等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全仮組立</div>	実施しない (担当監督員の立会いを実施)
上記以外の鋼橋	全仮組立によるものとし、仮組立工数を低減しない。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注 4</span>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">シミュレーション等 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">注 3</span></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全仮組立</div>	実施する

注1) 「直線橋」とは桁が直線である橋をいい、支点折れ桁を含む。

注2) 「特段の理由がある場合」の例は以下のとおり。

- ・桁高が変化する場合
- ・箱桁で溶接継手を採用する場合
- ・ベント架設以外の架設方法を採用する場合
- ・その他、「標準的」と解釈できない理由がある場合

注3) シミュレーション等による仮組立について、請負業者から協議があった場合には、事業担当室と調整のうえ対応を決定すること。

注4) 全仮組立を行うものとして積算・発注された工事については、請負者からの協議により実際の精度確認手法をシミュレーション等に変更しても設計変更の対象としない。(仮組立工数の低減による減額変更を行わない。)

以上

担 当：技術管理室検査スタッフ

電話番号：054 - 221 - 2132

担 当：道路整備室橋梁係

電話番号：054 - 221 - 3018

建 技 第 263 号  
道 整 第 119 号  
平成17年11月29日

関係所属長 様

技 術 管 理 室 長  
道 路 整 備 室 長

## 低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について

このことについては、平成 8 年 3 月 29 日 付 管 第 808 号 の 2 「地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の運用基準の取扱いに関する事務手続きについて」及び平成 14 年 6 月 28 日 付 建 指 第 144 号 「低入札価格調査対象工事に係る監督体制の強化について」において通知されているところでありますが、調査対象工事が鋼橋上部工工事の場合には、工場製作の検査は、平成 17 年 2 月 25 日 付 建 技 第 373 号、道整第 150 号 「鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」に依らず、品質及び安全確保等、監督体制の強化を図るため、下記項目についても本庁検査監による検査とします。

また、各土木事務所においては関係する市町村へ周知願います。

### 記

- 1 材料検査及び原寸検査について  
製作工場で行う。
  - ・鋼板全数の現物照合（目視及びリングマーク照合）
  - ・寸法確認
  - ・その他 必要に応じ材料機械試験
- 2 仮組立検査（シミュレーション等による仮組立を含む）について  
製作工場で行う。
  - ・寸法確認（部材精度、仮組立精度等）
  - ・溶接確認
  - ・外観確認
- 3 支承製品・落橋防止装置等の材料について  
メーカーの工場または上部工製作工場
  - ・当該工場の品質規格証明書（ミルシート）を審査し、工場検査を実施する。
- 4 その他  
上記以外のもので、契約担当者が重要と認めるもの。
- 5 適用  
この取扱いは現在施工中の工事から適用する。

以上

担 当：技術管理室検査スタッフ  
電話番号：054 - 221 - 2132  
担 当：道路整備室橋梁係  
電話番号：054 - 221 - 3018

関係各事務所（局）長 様

技 術 管 理 室 長

## 中間検査実施について（通知）

本庁検査対象工事について、中間検査実施要領（平成18年1月4日実施）を定めたので通知します。

### 中間（技術）検査実施要領

- 1 対象工事 本庁検査（当初契約額 60,000千円以上、低入札）工事（建築工事を除く）
- 2 実施時期 工事進捗概ね50%（完成検査前に少なくとも本庁中間検査を1回以上受検すること。既に本庁中間検査を受検済の時は除く。）
- 3 実施目的 従来の不可視部分の確認検査に加え、技術指導として書類検査、現場施工状況（品質、安全、経済性の確保）について、日常的な総括監督員の業務を定時的に補足指導する。
- 4 チェック項目
  - ア 書類検査（設計書及び図面による確認）
    - 設計図書の照査状況（建設工事請負契約約款第18条）又発注者からの回答状況
    - 契約関係書類のチェックリスト提出状況
    - 施工プロセスのチェックリスト作業状況
    - 特記仕様書の対応状況（VE提案、施工監理連絡会、急傾斜工事特記仕様書等）
    - 建設廃棄物の処理状況（マニフェストの提示）
  - イ 技術検査（現場での確認）
    - 基準点の立会い確認状況（仮ベンチ、仮トラバーを検査で使用する場合は、事前に監督員が立会いその数値を確認する）
    - 監督員の段階確認状況（地盤の土質や支持力、鉄筋の配筋確認等）
    - 変更に対する対応状況
    - 安全の確保状況（足場の設置、工事起終点の取付状況、作業日及び休工日の車両や歩行者等の誘導状況）
    - 簡易な事業評価（事業目的の明確化）、経済性（コスト縮減等）に対する指導

#### （参考）総括監督員の業務との関係

工事執行規則、建設工事請負契約約款で総括監督員は、以下の業務を行うことになっており、日常的な総括監督員の業務を定時的に中間（技術）検査で補足するものである。

- 担当監督員、主任監督員の指揮、指導
- 設計図書不適合の場合の改造命令
- 条件変更や設計図書の変更指示
- 臨機の措置の指示
- 第三者やその他損害に対する指示、報告
- 部分払いの出来形確認

担 当 技術管理室 検査スタッフ  
電 話 054 - 221 - 2132

## 検査員任命書

(本庁用)

(氏名)	(職)
<p>任命内容</p> <p>静岡県建設工事執行規則第38条の規定に基づき、建設部所管の建設工事の検査員を下記により任命する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 期 日 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 検査対象 別表のとおり</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>任命者 静岡県知事 印</p>	

## 検 査 員 任 命 書

(事務所用)

(氏名)	(職)
<p>任命内容</p> <p>静岡県建設工事執行規則第38条の規定に基づき、</p> <p>事務所所管の建設工事の検査員を下記により任命する。</p> <p>記</p> <p>1. 期 日 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>2. 検査対象 別表のとおり</p>	
<p>平成 年 月 日</p> <p>任 命 者 <span style="float: right;">印</span></p>	

# 土木工事検査技術基準

## 1. 目的

この技術基準は、土木工事（農林土木工事は除く）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、建設部における土木工事（農林土木工事は除く）の検査に適用する。

## 3. 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として、関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について別表1に掲げる検査の方法により適否の判定を行うものとする。

## 4. 工事実施状況の検査

工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他実施状況に関する記録（写真による記録を含む）と設計図書とを対比し、別表2に掲げる事項について、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

## 5. 工事の出来形及び品質の検査

工事の出来形及び品質の検査は、実施について行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、別表3・4に基づき設計図書と対比して行うものとする。

## 6. 材料の検査

材料検査は、「土木工事共通仕様書」及び「建設部における土木工事（農林土木工事は除く）に適用する検査体制」3. 材料検査に基づき行うものとする。

## 7. 中間検査

中間検査は、監督員の要請により「建設部における土木工事（農林土木工事は除く）に適用する検査体制」2. 工事検査（中間、既済部分、完成）に基づき行うものとする。

また、検査基準等は完成検査に準ずるものとする。

別表1. 検査の方法

区 分	内 容
1. 検査の方法	<p>検査の実施に当たっては、原則として次に示す方法により、当該工事の出来形の測定、品質、出来ばえ等の確認を行ない合否を判定する。</p> <p>(1) 検査時に明視できる部分については、検査員が実測検査し出来形を確認する。</p> <p>(2) 検査時に不可視部分又は、可視部分でも検査員による測定又は確認が困難と認められる部分の出来形及び品質については、監督員の確認した資料（記録写真を含む）その他の記録、写真、資料により検査を行うものとする。又、必要に応じて破壊して検査を行なうものとする。</p>
2. 測定方法	<p>(1) 検査項目は、出来形寸法、品質、出来ばえ、位置構造等とし、出来ばえ、位置、構造機能等の検査は検査員の技術的判断による。</p> <p>(2) 延長又は構造物の全長を検測する。設計図書で明示されている測点区間長で出来形管理されている場合には、測点間距離を抜き取り測定することにより、全延長の測定を省略することができる。</p> <p>(3) 出来形検査の検査頻度及び品質検査の検査方法は、別表3、別表4によることを原則とするが、現地状況、工事規模等を勘案し検査員の指示により適宜増減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査頻度を示している項目については、抜取検査により判定するものとする。</li> <li>・検査頻度を示していない項目については、類似工種を適用する。</li> <li>・類似工種がない場合は、共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を検査頻度として実施する。</li> <li>・抜取検査における測定箇所は、原則として設計図書に寸法の明示された測点とする。</li> </ul>
3. 合否の判定	<p>(1) 規格値による合否を判定する場合には、いずれの出来形、品質も規格値を満足していれば合格とする。</p>



別表2. 工事実施状況の検査

工事実施状況の検査の留意事項

1) 工事実施状況の検査

施工計画書に記載されている事項が適正に処理されているか。

検査事項	検査留意事項	検査方法	備考
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画工程と実施工程との整合</li> <li>・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し</li> <li>・工程回復努力</li> </ul>	実施工程表	
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全協議会の活動状況</li> <li>・安全訓練の実施状況</li> <li>・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果</li> <li>・交通整理員及び安全施設配置状況</li> </ul>	議事録、活動状況写真 活動状況写真 指導記録写真  写真	
使用材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な試験期間での実施</li> <li>・試験成績表が規格を満足</li> <li>・2次製品のカタログ、パンフレットの添付</li> </ul>		
施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書どおりの施工方法</li> </ul>	写真	
施工管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な試験立会頻度</li> <li>・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果</li> </ul>	写真 写真、関係資料	
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の対応努力</li> </ul>	写真、関係資料	
環境対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音、振動、塵埃、水質汚染等の適切な処置</li> <li>・苦情に対する適切な処理</li> <li>・建設廃棄物の適切な処理</li> <li>・再生資源の適切な処置</li> </ul>	マニフェスト、写真、関係資料	
現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施</li> <li>・地域周辺行事への積極的な参加</li> </ul>	写真、臨場 写真	
書類管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容）</li> <li>・管理手法、整理手法の的確生・創意工夫</li> </ul>		

別表3. 出来形検査  
出来形検査の留意事項

1. 検査頻度について

検査頻度は、構造物の重要度を考慮し、共通仕様書の施工管理基準頻度20～40%の範囲で設定したものであり、これに基づき現地状況、工事規模等を勘案し検査を実施することを原則とする。

2. 検査方法について

1) 実施検査： 検査実施時、可視部分については、出来形管理図表及び、写真等により資料検査のうえ、下表に示す検査頻度で実施検査を行なうことを原則とする。

2) 資料検査： 検査実施時、不可視部分については、階段確認対象工種においては監督員の階段確認資料による検査を実施のうえ、出来形管理図表、写真等により検査を行なうものとする。  
なお、出来型の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊検査を実施する。

第1編 共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
1	2	3	2		掘削工 (切土工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	3		盛土工	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	4		盛土補強工	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	5		整形仕上げ工 (盛土工)	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	3	6		天端敷砂利工	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	4	2		掘削工 (切土工)	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
1	2	4	5		法面整形工 (盛土工)	"	"	施工延長40mにつき 1 箇所、延長40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。法の中央で測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
1	3	7	4		鉄筋の組立て	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：本間の長さ n：10本程度とする ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編9.2）参照	

### 第3編 土木工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	3	4		矢板工 [指定仮設・任意仮設は除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。 変位は延長50mに1箇所以上	
3	2	3	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。 枠延べ延長500mにつき1箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎	
3	2	3	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	3	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。 施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。 1施工箇所毎	
3	2	3	7	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。 1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	3	7	2	植生工 (厚層基材吹付工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
3	2	3	8		縁石工 (縁石・アスカーブ)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	9		小型標識工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以内のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長、取付高さは、検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	12		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	13		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	1	鋼桁製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	2	鋼桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	14	3	鋼桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	"	"	検査員の指示により適宜実施	
3	2	3	15		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
3	2	3	16		コンクリート面 塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	4	3	1	法留基礎工 (現場打)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					2 (プレキャスト)	"	"		

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	5		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	6		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	"	"	1基につき1回以上	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張) 緑化ブロック工 石積(張)工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	6	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
3	2	6	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	2	6	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
3	2	6	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	6	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	6	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
3	2	7	2		路床安定処理工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき1箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	7	3		置換工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき1箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき1箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長50mにつき、1測点当たり5 点以上測定する。	
						"	"	(w)(L)は施工延長200mにつき1 箇所、施工延長400m以下のものは1 施工箇所につき3箇所。(L)はセン ターライン及び表裏法肩で行う。	
3	2	7	5		パイルネット工	"	"	施工延長200m(測点50mの場合は250 m)につき1回測定する。杭について は、当該杭の項目に準ずる。	
3	2	7	7	8	バーチカルドレ ン工 (サンドドレ ン工) (ペーパードレ ン工) (袋詰式サンド ドレ ン工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未 満は2箇所測定。	
					締めめ改良工 (サンドコンパ クションパ イル工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌 工) (高圧噴射攪拌 工) (セメントミル ク攪拌工) (生石灰パイル 工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	"	"	基準高は、施工延長200m(測点25m の場合は250m)につき1箇所以上。 偏位は施工延長100m(測点25mの場 合は125m)に1箇所。(任意仮設は除 く)	
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック 張り工)	"	"	施工延長200m(測点50mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1施工箇 所につき2箇所以上。	
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	"	"	施工延長250mにつき1箇所(任意仮 設は除く)。	
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	"	"	施工延長250mにつき1箇所(任意仮 設は除く)。	
3	2	10	9		連続地中壁工 (壁式)	"	"	基準高は、施工延長200mごとに、変 位は施工延長100mごとに測定する。	
3	2	10	10		連続地中壁工 (柱列式)	"	"	基準高は、施工延長200mごとに、変 位は施工延長100mごとに測定する。	

第6編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	3	3	1	法留基礎工 (現場打)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長200m (測点50mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
			2	(プレキャスト)					
6	1	3	4		矢板工〔指定仮 設・任意仮設は 除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート 矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板) 矢板工〔指定仮 設・任意仮設は 除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート 矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき 1 箇 所以上 (施工延長200m以下のものは 2 箇所以上)。 変位は延長50mに 1 箇所以上	
6	1	4	3	1	笠コンクリート 工 (現場打)	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
			2	(プレキャスト)					
6	1	4	4		矢板工〔指定仮 設・任意仮設は 除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート 矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき 1 箇 所以上 (施工延長200m以下のものは 2 箇所以上)。 変位は延長50mに 1 箇所以上	
6	1	5	3	1	コンクリートブ ロック工 (コンクリートブ ロック積) (コンクリートブ ロック張)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコン クリート厚さの測定は検査員の指示に より適宜。	
6	1	5	3	2	コンクリートブ ロック工 (連節ブロック 張り)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
6	1	5	3	3	コンクリートブ ロック工 (天端保護プロッ ク)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
6	1	5	4		護岸付属物工 (横帯コンクリー ト) (縦帯コンクリー ト) (小口止工) (巻コンクリー ト)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	5	5		緑化ブロック工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	6	1	環境護岸ブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張）	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	6	2	環境護岸ブロック工 （連節ブロック張り）	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	6	3	環境護岸ブロック工 （天端保護ブロック）	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	7		石張り・石積み工	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	1	5	8	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長100m（又は125m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	枠延べ延長500mにつき1箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
						〃	〃	1施工箇所毎	
6	1	5	8	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	9	1	多自然型護岸工 （巨石張り） （巨石積み）	〃	〃	施工延長100m（測点25mの場合は125m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	9	2	多自然型護岸工 （かごマット）	〃	〃	施工延長100m（測点25mの場合は125m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	5	10		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	〃	〃	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	5	11	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
								1 施工箇所毎	
6	1	5	11	2	植生工 (厚層基材吹付 工)	"	"	1,000㎡につき 1 箇所以上、1,000㎡未 満は 2 箇所をせん孔により測定。	
								施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
								1 施工箇所毎	
6	1	5	12		覆土工	"	"		
6	1	5	13	1	かご工 (じゃかご)	"	"	施工延長100m (測点25mの場合は125 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
6	1	5	13	2	かご工 (ふとんかご) (かご枠)	"	"	施工延長100m (測点25mの場合は125 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	5	13	3	羽口工 (連節ブロック 張り)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	1	6	3		コンクリート擁 壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	6	4		プレキャスト擁 壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	7	3		根固めブロック 工 (十字ブロック) (カーテンブロッ ク) (異形ブロック)	"	"	ブロック個数100個につき 1 個以上。	異形ブロック 豆板・欠の合 否の判定  豆板の面 積が10×10cm 以内、深さが 5cm以内であ ること。 ブロック の据付操作中 の「欠」が最 大径10cm、深 さが5cm以内 で、その数は ブロック1個 に1箇所以内 とする。
								施工延長200mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所 につき 2 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	7	5		沈床工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	7	6		捨石工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	7	7	1	かご工 （じゃかご）	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	7	7	2	かご工 （ふとんかご）	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	3		沈床工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	8	4		捨石工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	8	5	1	かご工 （じゃかご）	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	5	2	かご工 （ふとんかご）	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	8	8		杭出し水制工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	1	9	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	2	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
6	1	9	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	1	9	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	1	9	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	1	9	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	1	9	9		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
6	1	9	10		集水柵工	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	9	11		縁石工 (縁石・アスカーブ)	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	9		小型標識工	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
3	2	3	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	9	12		区画線工	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	1	10	3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	2	2	2		浚渫工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	2	3	2		浚渫工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	2	3	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	3	3	4		場所打杭工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	3	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	3	3	6	1	函渠工 (本体工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	6	3	函渠工 (PC函渠)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	7		翼壁工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	3	8		水叩工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	4	3		根固めブロック工	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック 豆板・欠の 合否の判定  豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
						〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	5		沈床工	〃	〃	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	6		捨石工	〃	〃	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	3	4	7	1	かご工 (じゃかご)	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	3	4	7	2	かご工 (ふとんかご)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	3		側溝工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	4		集水柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	5	5		暗渠工	"	"	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長100m (又は125m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。	
6	3	5	6		樋門接続暗渠工	"	"	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長100m (又は125m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。	
6	3	6	7		階段工 (現場打階段) (プレキャスト 階段)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	3	6	3		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断) 防止柵) (車止めポスト)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	4	3	3		水門	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4		扉体、戸当り及 び開閉装置	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4	1	鋼桁製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	4	2	鋼桁製作工 (仮組立による 検査を省略する 場合)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	5		検査路製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	6		鋼製伸縮継手製 作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	7		落橋防止装置製 作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	8		鋼製排水管製作 工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	9		プレビーム用桁 製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	10		橋梁用防護柵製 作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	12	1	アンカーフレー ム製作工 (金属支承工)	"	"	2径間に1箇所以上	
6	5	3	12	2	アンカーフレー ム製作工 (大型ゴム支承 工)	"	"	2径間に1箇所以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	3	12	3	アンカーフレーム製作工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	13		仮設材製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	5	3	13		仮設材製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。測定ロットの20%以上。	
6	5	4	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	4	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	4	5		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
6	5	4	6		ニューマチックケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
6	5	4	7		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	5	4	8		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 閘門工 土砂吐工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
9									
10									
11									
12									
6	5	4	15		取付擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	5	5	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	5	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	5	5	5		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
6	5	5	6		ニューマチックケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	5	7		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。変位は延長50mに1箇所以上	
6	5	5	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	5	5	11		取付擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	5	6	3		魚道本体工	〃	〃	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
6	5	7	2		管理橋上台工	〃	〃	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	5	8	4		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	〃	〃	1工事あたり2箇所以上	
6	5	8	11		現場継手工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの20%以上。	
6	5	9	2		橋梁現場塗装工	〃	〃	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間につき1箇所以上。	
6	5	8	11	1	支承工 (鋼製支承)	〃	〃	2径間に1箇所以上	
6	5	8	11	2	支承工 (ゴム支承)	〃	〃	2径間に1箇所以上	
6	5	11	2	1	橋梁付属物工 (伸縮装置工) ゴムジョイント	〃	〃	2径間に1箇所以上	
6	5	11	2	2	橋梁付属物工 (鋼製フィンガージョイント)	〃	〃	2径間に1箇所以上	
6	5	11	4	3	橋梁付属物工 (地覆工)	〃	〃	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間につき1箇所以上。	
6	5	11	5	4	橋梁付属物工 (橋梁用防護柵工) (橋梁用高欄工)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	5	13	2	1	プレテンション 桁購入工 (けた橋)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	JIS製品（JISに準拠品含む）は不要。その他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	2	2	プレテンション 桁購入工 (スラブ橋)	"	"	JIS製品（JISに準拠品含む）は不要。その他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	3		ポストテンションT（I）桁製作工	"	"	1径間につき1箇所以上	
6	5	13	4		プレキャストセグメント製作工 (購入工)	"	"	JIS製品（JISに準拠品含む）は不要。その他は、1径間につき1箇所以上。	
6	5	13	5		プレキャストセグメント桁組立工	"	"	1径間につき1箇所以上	
6	5	14	5		PCホロースラブ製作工	"	"	1径間につき1箇所以上	
6	5	15	4		PC箱桁製作工	"	"	1径間につき1箇所以上	
6	5	13	7	8	架設工 (クレーン架設) (架設桁架設)	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	15	2		架設支保工 (固定)	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	9		床版・横組工	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	6	1	支承工 (鋼製支承)	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	13	6	2	支承工 (ゴム支承)	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	2	1	橋梁付属物工 (伸縮装置工) ゴムジョイント	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	2	2	橋梁付属物工 (鋼製フィンガー ジョイント)	"	"	2径間につき1箇所以上	
6	5	16	4		橋梁付属物工 (地覆工)	"	"	5径間以内は2箇所、6径間以上は2径間につき1箇所以上。	
6	5	16	5		橋梁付属物工 (橋梁用防護柵工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			6		(橋梁用高欄工)				
6	6	3	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
6	6	3	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	6	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	3	6		本体工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	6	3	7		燃料貯油槽工	〃	〃	設計図表示箇所の20%以上	
6	6	4	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
6	6	4	4		場所打杭工	〃	〃	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
6	6	4	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	〃	〃	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。 変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	4	6		場所打擁壁工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。 〃 延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	6	4	7		コンクリート床版工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
6	6	4	8		ブロック床版工	〃	〃	ブロック個数100個につき1個以上。 〃 施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	異形ブロック 豆板・欠の合否の判定 豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
6	6	4	9		現場打水路工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。 〃 延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	6	5	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	5	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	6	5	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	6	5	6		本体工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
6	7	3	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	
6	7	3	6	1	本体工 (床固め本体工)	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	6	2	本体工 (植石張り)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	3	6	3	本体工 (根固めブロック)	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。  施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	異形ブロック 豆板・欠の可否の判定  豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	7	3	7		取付擁壁工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	7	3	8	1	水叩工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	8	2	水叩工 (巨石張り)	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	3	8	3	水叩工 (根固めブロック)	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック 豆板・欠の合 否の判定  豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
								施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	7	4	4		本堤工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	5		垂直壁工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	6		側壁工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	4	7		水叩工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
6	7	5	3		コンクリート擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
								延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	7	5	4		ブロック積擁壁工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	5	5		石積み擁壁工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	7	5	6	1 2	山留擁壁基礎工 (現場打) (プレキャスト)	"	"	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	4	1	コンクリート舗装補修工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	2	コンクリート舗装補修工 (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	3	コンクリート舗装補修工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	4	コンクリート舗装補修工 (アスファルト中間層)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	5	コンクリート舗装補修工 (コンクリート舗装版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	8	7	4	6	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	7	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	4	8	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	9	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	4	10	コンクリート舗装補修工 (転圧コンクリート版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
6	8	7	5	1	アスファルト舗装補修工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	2	アスファルト舗装補修工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	3	アスファルト舗装補修工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	4	アスファルト舗装補修工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	8	7	5	5	アスファルト舗装補修工 (基層工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	7	5	6	アスファルト舗装補修工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	8	8	2	1	付属物復旧工 (ガードレール)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	8	8	2	2	付属物復旧工 (ガードケーブル)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	8	12	3	1	樹木・芝生管理工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
6	8	12	3	2	樹木・芝生管理工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
6	9	3	2		覆土工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	3	3	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
						"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
6	9	3	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	9	3	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	1 施工箇所毎	
6	9	4	2	1	縁切工 (じゃかご工)	"	"	施工延長100m (測点25mの場合は125m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	9	4	2	2	縁切工 (連節ブロック張り)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
6	9	4	2	3	縁切工 (コンクリートブロック張り)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	4	2	4	縁切工 (石張工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	4	3	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	1 施工箇所毎	
6	9	4	3	2	植生工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	1 施工箇所毎	
6	9	5	3		石積み工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
6	9	5	4	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
6	9	5	4	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	5	4	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
6	9	6	4		路面切削工	"	"	幅及び厚さは、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	5		舗装打換え工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
						"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	6		オーバーレイ工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
6	9	6	7	1	排水構造物修繕工 (プレキャストU型側溝・管(函)渠)	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
6	9	6	7	2	排水構造物修繕工 (集水柵工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	9	6	8		道路付属施設修繕工 (歩車道境界ブロック)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
6	9	7	3		付属物塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
6	9	7	4		コンクリート面 塗装工	"	"	検査員の指示により適宜 実施測定ロットの20%以上	

第7編 河川海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	3	4		捨石工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高・均しは施工延長50mにつき1箇所以上、延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	法長・幅は施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	5		場所打コンクリート工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	6		海岸コンクリートブロック工	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック 豆板・欠の合否の判定  豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
						"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	7	1	笠コンクリート工 (現場打笠コンクリート)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	7	2	笠コンクリート工 (プレキャスト笠コンクリート)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	8	1	法留基礎工(現場打)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	8	2	法留基礎工 (プレキャスト法留基礎工)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	3	9		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。 変位は延長50mに1箇所以上	
7	1	4	3		捨石張り工	"	"	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	4	3		石張り・石積み工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法長が変化する場合は変化点間の延長も測定する。 厚さは、法長3m未満の場合は、下端部及び上端部（天端より50cm下がり）の2箇所、3m以上の場合は、法長の中間部を加えた3箇所を測定する。	
						"	"	1施工箇所毎	
7	1	4	4		海岸コンクリートブロック工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	4	5		コンクリート被覆工	"	"	護岸工、裏法被覆工は施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。天端被覆は1工事2箇所以上。厚さはコア採取又はせん孔により検測する。	
7	1	5	3		場所打擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
7	1	6	2		コンクリート被覆工	"	"	護岸工、裏法被覆工は施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。天端被覆は1工事2箇所以上。厚さはコア採取又はせん孔により検測する。	
7	1	7	3		波返工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	8	2		石張り・石積み工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
7	1	8	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック張） （コンクリートブロック積）	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
7	1	8	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張）	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
7	1	8	4		コンクリート被覆工	"	"	護岸工、裏法被覆工は施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。天端被覆は1工事2箇所以上。厚さはコア採取又はせん孔により検測する。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	8	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長100m (又は125m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
						"	"	枠延べ延長50mにつき 1 箇所以上、枠 延べ延長500m以下のものは 1 施工箇 所につき 2 箇所。	
						"	"	1 施工箇所毎	
7	1	8	5	2	法枠工 (プレキャスト 法枠工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
7	1	10	3	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
7	1	10	3	2	側溝工 (自由勾配側溝)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
7	1	10	4		集水柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
7	1	10	6	1	暗渠工 (プレキャスト パイプ) (プレキャスト ボックス)	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
7	1	10	6	2	暗渠工 (コルゲートパ イプ) (ダクタイル鋳 鉄管)	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
7	1	11	6		階段工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
7	1	11	4		防止柵工 (立入防止柵) (転落 (横断) 防止柵) (車止めポスト)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	5	1	アスファルト舗 装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに 1 箇所以上、施工延長200m以下のもの は 2 箇所以上とし、基準高は道路中心 線及びその端部で測定する。厚さは 6,000㎡までは 2 個とし、6,000㎡を超 えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意の位置を掘起こして測 定する。面積300㎡以下のものについ ては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	5	2	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	"	"	幅は、施工延長200mごとに 1 箇所以 上、施工延長200m以下のものは 2 箇 所以上とする。厚さは6,000㎡までは 2 個とし、6,000㎡を超えたときは 3 個とする、横断方向に 8 分割した任意 の位置を掘起こして測定する。面積 300㎡以下のものについては、出来形 管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	12	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
7	1	12	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
7	1	12	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	6	2	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	6	3	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	12	6	4	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (アスファルト中間層)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	7	5	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
7	1	12	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
7	1	12	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	1	12	8	1	側溝工 (プレキャスト U型側溝)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	8	2	側溝工 (L型側溝)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	8	3	側溝工 (自由勾配側溝)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	8	4	側溝工 (管渠)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	9		集水樹工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	10		縁石工 (縁石・アスカー プ)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	13	4		小型標識工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	3	1	路側防護柵工 (ガードレール)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	3	2	路側防護柵工 (ガードケーブ ル)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	12	11		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	1	13	3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	2	3	4		捨石工	"	"	基準高・均しは施工延長50mにつき1 箇所以上、延長50m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	法長・幅は施工延長200mにつき1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上。		
7	2	3	5		吸出し防止工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
7	2	4	2		捨石工	"	"	基準高・均しは施工延長50mにつき1 箇所以上、延長50m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	法長・幅は施工延長200mにつき1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき2箇所以上。		
7	2	4	5		海岸コンクリ ートブロック工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1施工箇所に つき2箇所以上。	
7	2	4	6		既製杭工 (既製コンクリ ート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	
7	2	4	7		詰杭工 (既製コンクリ ート杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	2	4	8		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。変位は延長50mに1箇所以上	
7	2	4	9		石砕工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	2	4	10		場所打コンクリート工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	2	4	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	〃	〃	1基につき1箇所以上	
7	2	4	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	〃	〃	1基につき1箇所以上	
7	2	4	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	〃	〃	2室につき1箇所以上（中心）	
7	2	4	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	〃	〃	1基につき1箇所以上	
7	2	4	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	〃	〃	1基につき1箇所以上	
7	2	4	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	〃	〃	2室につき1箇所以上（中心）	
7	2	5	2		捨石工	〃	〃	基準高・均しは施工延長50mにつき1箇所以上、延長50m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	法長・幅は施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	2	5	3		根固めブロック工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	2	6	2		捨石工	〃	〃	基準高・均しは施工延長50mにつき1箇所以上、延長50m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
						〃	〃	法長・幅は施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
7	2	6	3		消波ブロック工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	3	3	3		捨石工	"	"	基準高・均しは施工延長50mにつき1箇所以上、延長50m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
				"		"	法長・幅は施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。		
7	3	4	2		捨石工	"	"	基準高・均しは施工延長50mにつき1箇所以上、延長50m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
				"		"	法長・幅は施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。		
7	3	4	3		海岸コンクリートブロック工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	3	4	4	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	"	"	1基につき1箇所以上	
7	3	4	4	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	"	"	1基につき1箇所以上	
7	3	4	4	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	"	"	2室につき1箇所以上(中心)	
7	3	4	5	1	セルラー工 (セルラー工製作)	"	"	1基につき1箇所以上	
7	3	4	5	2	セルラー工 (セルラー工据付)	"	"	1基につき1箇所以上	
7	3	4	5	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	"	"	2室につき1箇所以上(中心)	
7	3	4	6		場所打コンクリート工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	4	2	2		浚渫船運転工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
7	4	3	2		浚渫船運転工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	

第8編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	3	3		鋼製えん堤製作工（仮組立時）	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施	
8	1	3	4		鋼製えん堤仮設材製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	3	5		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
8	1	6	4	5	コンクリートえん堤本体工 コンクリート副えん堤工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	6	6		コンクリート側壁工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	6	8		水叩工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	5	1	鋼製えん堤本体工（不透過型）	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	5	2	鋼製えん堤本体工（透過型）	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	6		鋼製側壁工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	8		コンクリート側壁工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	9		水叩工	"	"	設計図表示箇所20%以上	
8	1	7	10		現場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
8	1	8	4		根固めブロック工	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック 豆板・欠の合否の判定  豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。
					"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。		
8	1	8	6		沈床工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
8	1	8	7	1	かご工（じゃかご工）	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	8	7	2	かご工 (ふとんかご工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	9	3		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断) 防止柵) (車止めポスト)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	10	5	1	アスファルト舗 装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに 1箇所以上、施工延長200m以下のも のは2箇所以上とし、基準高は道路中 心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を 超えたときは3個とする、横断方向に8 分割した任意の位置を掘起こして測 定する。面積300㎡以下のものについ ては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	5	2	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以 上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とする。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3 個とする、横断方向に8分割した任意 の位置を掘起こして測定する。面積 300㎡以下のものについては、出来形 管理表により検査を行う。	
8	1	10	5	3	アスファルト舗 装工 (上層路盤工) (セメント、石 灰、(セメン ト・瀝青) 瀝 青) 安定処理 工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以 上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とする。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3 個とする、横断方向に8分割した任意 の位置を掘起こし又はコアーを採取し て測定する。面積300㎡以下のもの については、出来形管理表により検査を 行う。	コアー採取に ついて ・橋面舗装等 でコアーの採 取により床版 等の損傷を 与える恐れ がある場合は、 他の方法によ ることが出来る。
8	1	10	5	4	アスファルト舗 装工 (加熱アスファ ルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以 上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とする。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3 個とする、横断方向に8分割した任意 の位置をコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出 来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	5	5	アスファルト舗 装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以 上、施工延長200m以下のものは2箇 所以上とする。厚さは6,000㎡までは 2個とし、6,000㎡を超えたときは3 個とする、横断方向に8分割した任意 の位置をコアーを採取して測定する。 面積300㎡以下のものについては、出 来形管理表により検査を行う。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	10	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	コア採取について ・橋面舗装等でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
8	1	10	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	10	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
8	1	10	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	1	10	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
8	1	10	8		側溝工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	1	10	9		集水柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	10	10		縁石工 (縁石・アスカーブ)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	11	4		小型標識工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	10	3	1	路側防護柵工 (ガードレール)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	10	3	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	10	11		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	1	11	3		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	2	3	4	1	法留基礎工 (現場打)	"	"	施工延長200m (測点50mの場合は250m) につき1箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
8	2	3	5		コンクリート擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	2	3	6		ブロック積み擁壁工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
8	2	3	7		石積み擁壁工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
8	2	3	8		護岸付属物工	"	"	検査員の指示により適宜実施	
8	2	3	9	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
8	2	3	9	2	植生工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
8	2	4	4		床固め本体工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
8	2	4	5		垂直壁工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
8	2	4	6		側壁工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
8	2	4	7		水叩工	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
8	2	4	8		魚道工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
8	2	5	4		根固めブロック工	"	"	ブロック個数100個につき1個以上。	異形ブロック 豆板・欠の 合否の判定
						"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	豆板の面積が10×10cm以内、深さが5cm以内であること。 ブロックの据付操作中の「欠」が最大径10cm、深さが5cm以内で、その数はブロック1個に1箇所以内とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	2	5	6		捨石工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
8	2	5	7	1	かご工 （じゃかご工）	”	”	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	2	5	7	2	かご工 （ふとんかご工）	”	”	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	2	5	7	3	かご工 （かごマット工）	”	”	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	2	6	2		階段工	”	”	検査員の指示により適宜実施	
8	2	6	3		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	”	”	検査員の指示により適宜実施	
8	3	3	2	1	植生工 （種子吹付工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生ネット工） （種子帯工） （人工張芝工） （植生穴工）	”	”	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	1施工箇所毎	
8	3	3	2	2	植生工 （厚層基材吹付工）	”	”	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						”	”	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	1施工箇所毎	
8	3	3	3		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	”	”	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						”	”	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						”	”	1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	3	3	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
						"	"	枠延べ延長500mにつき 1 箇所以上、 枠延べ延長500m以下のものは 1 施工 箇所につき 2 箇所。	
						"	"	1 施工箇所毎	
8	3	3	4	2	法枠工 (プレキャスト 法枠工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
8	3	3	5	1	かご工 (じゃかご工)	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	3	5	2	かご工 (ふとんかご工)	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	3		既製杭工 (既製コンクリー ト杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1 基又は 1 目地間当たり 1 回以上 (重 要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
8	3	4	4		現場打擁壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	5		プレキャスト擁 壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	6		補強土壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	7		井桁ブロック工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	4	8		落石防護工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延 長200m以下のものは、1 施工箇所に つき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	5	3		山腹集水路・排 水路工	"	"	施工延長100m (測点25mの場合は125 m) につき 1 箇所以上、延長100m (又は125m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
8	3	5	4		山腹明暗渠工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100m（測点25mの場合は125m）につき1箇所以上、延長100m（又は125m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
8	3	5	5		山腹暗渠工	"	"	施工延長100m（測点25mの場合は125m）につき1箇所以上、延長100m（又は125m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	6	4		集排水ボーリング工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	6	5		集水井工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	7	3		場所打擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
8	3	7	4		固結工 （粉体噴射攪拌工） （高圧噴射攪拌工） （セメントミルク攪拌工） （生石灰パイル工）	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
8	3	7	5		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （幅広鋼矢板） （可とう矢板）	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上（施工延長200m以下のものは2箇所以上）。変位は延長50mに1箇所以上	
8	3	8	3		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
8	3	8	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
8	3	8	5		シャフト工（深礎工）	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
8	3	8	6		合成杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
8	3	8	6	7	抑止アンカー工 アンカー工 （プレキャストコンクリート杭）	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
						"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	

第9編 ダム編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
9	1	4			コンクリートダム工 (本体)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。 延長は天端中心線上の任意の 2 地点間。 流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性、 監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性は適宜。	
9	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。	
						"	"	水叩の平坦性の測定は適宜実施。	
9	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。 延長は天端中心線上の任意の 2 地点間。	
9	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。 延長は天端中心線上の任意の 2 地点間。	
9	2	3	5		コアの盛立	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。	
9	2	3	6		フィルターの盛立	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。	
9	2	3	7		ロックの盛立	"	"	5 ジョイントにつき 1 箇所以上。	
9	2				フィルダム工 (洪水吐)	"	"	1 回 / 1 施工箇所	
9	3	3			ボーリング工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	



第10編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	1	1			道路工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	"	"	施工延長25スパンにつき1箇所。	
				"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
10	1	3	2	2	遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。 測定ロットの20%以上。	
10	1	4	2	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	1施工箇所毎		
10	1	4	2	2	植生工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
				"		"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。		
				"		"	1施工箇所毎		
10	1	4	3	法面吹付工 (コンクリート) (モルタル)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。		
					"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。		
					"	"	1施工箇所毎		
10	1	4	4	法粹工 (現場打法粹工) (現場吹付法粹工)	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。		
					"	"	粹延べ延長500mにつき1箇所以上、粹延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					"	"	1施工箇所毎		
10	1	4	6	アンカー工 プレキャスト法 粹工	"	"	検査員の指示により適宜実施。		
					"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。		
10	1	4	7	1	かご工 (じゃかご)	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。		

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	1	4	7	2	かご工 (ふとんかご)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所につ き2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	5	3		既製杭工 (既製コンクリ ート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	1	5	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	1	5	5		現場打擁壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所につ き2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	5	6		プレキャスト擁 壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所につ き2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	5	7		補強土壁工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所につ き2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	5	8		井桁ブロック工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所につ き2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	6	3		コンクリートブ ロック工 (コンクリートブ ロック積) (コンクリートブ ロック張)	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。胴、裏込めコン クリート厚さの測定は検査員の指示 により適宜。	
10	1	6	4		石積(張)工	"	"	施工延長200m(測点25mの場合は250 m)につき1箇所以上、延長200m (又は250m)以下のものは、1箇所 につき2箇所以上。胴、裏込めコン クリート厚さの測定は検査員の指示 により適宜。	
10	1	7	4		既製杭工 (既製コンクリ ート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	1	7	5		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重 要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	1	7	6		現場打カルバ ート工	"	"	1箇所毎に2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	1	8	3		側溝工 (プレキャスト U型側溝) (コルゲートフ リューム) (自由勾配側溝)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	8	4		管渠工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	8	5		集水枋・マンホー ル工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	1	8	8		地下排水工	"	"	施工延長100m(測点25mの場合は125 m)につき1箇所以上、延長100m (又は125m)以下のものは、1箇所 以上につき2箇所以上。	
						"	"	1箇所毎	
10	1	8	7		場所打(組立) 水路工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	9	4		落石防止網工	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	9	5		落石防護柵工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	9	6		防雪柵工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	9	7		雪崩予防柵工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所以上 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	1	10	4		遮音壁基礎工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	1	10	5		遮音壁本体工	"	"	施工延長25スパンにつき1箇所。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	2	1			道路工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに 1箇所以上、施工延長200m以下のも のは2箇所以上とし、基準高は道路中 心線及びその端部で測定する。 延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	2	3	5	1	アスファルト舗 装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに 1箇所以上、施工延長200m以下のも のは2箇所以上とし、基準高は道路中 心線及びその端部で測定する。厚さは 6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を 超えたときは3個とする、横断方向に 8分割した任意の位置を掘起こして測 定する。面積300㎡以下のものについ ては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
10	2	3	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
10	2	3	6	1	半たわみ性舗装 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	6	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法による ことが出来る。
10	2	3	6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	6	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	6	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
10	2	3	7	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	7	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	7	3	排水性舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
10	2	3	7	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	7	5	排水性舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	7	6	排水性舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
10	2	3	9	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	9	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	9	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	10	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	3	コンクリート舗装工 (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
10	2	3	10	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	10	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	10	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
10	2	3	11	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	11	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	11	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青) 瀝青) 安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	11	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト、安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3	11	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	12	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	12	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	12	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) (セメント、石灰、(セメント・瀝青)瀝青)安定処理工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	12	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3	12	5	ブロック舗装工 (基層工)	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3			歩道路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	3			歩道舗装工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3			路肩舗装路盤工 取合舗装路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	3			路肩舗装工 取合舗装工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	2	4	3	4	側溝工 (L型街渠工) (LO型街渠工) (プレキャストU型側溝工) (管(函)渠型側溝工) 管渠工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	2	4	5		街渠柵・マンホール工 (街渠柵工) (マンホール工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	4	9		排水性舗装用路肩排水工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
10	2	7	3	1	路側防護柵工 (ガードレール)	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	2	7	3	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	7	4		防止柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	8	3		小型標識工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	8	5		標識基礎工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	9	2		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	5	3		縁石工 (縁石・アスカープ)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	2	10	2	1	高木植栽工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	10	2	2	中低木植栽工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	10	2	3	地被類植栽工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	10	2	4	支柱工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	11	4		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	6	4		踏掛版工 (コンクリート工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	11	5	1	ケーブル配管工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	11	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	2	11	6		照明工 (照明柱基礎工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	3	2		刃口金物製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	3	4		アンカーフレーム製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	3	5		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
10	3	4	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	4	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	4	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	4	6		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	4	7		ニューマチックケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	4	8		躯体工	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	3	5	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	5	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	5	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	5	6		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	3	5	7		ニューマチックケーソン基礎工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基につき1回以上	
10	3	5	8		鋼管矢板基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	5	9		橋脚躯体工	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	3	5	9	2	R C躯体工 (ラーメン式)	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	3	6	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	6	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	3	6	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき以上)	
10	3	6	6		オープンケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	6	7		ニューマチックケーソン基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	6	8		鋼管矢板基礎工	"	"	1基につき1回以上	
10	3	6	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	"	"	同種構造物につき1基以上。	
10	3	6	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	"	"	同種構造物につき1基以上。	
10	3	6	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	3	6	10	2	橋脚架設工 (門型)	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	3	6	11		現場継手工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	6	12		現場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの20%以上。	
10	3	8	3	1	笠コンクリート工	"	"	施工延長200m(測点50mの場合は250m)につき1箇所以上、延長200m(又は250m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				2	法留基礎工 現場打 プレキャスト				
10	3	8	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (幅広鋼矢板) (可とう矢板)	"	"	基準高は、施工延長100mにつき1箇所以上(施工延長200m以下のものは2箇所以上)。変位は延長50mに1箇所以上	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	3	9	2	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
10	3	9	2	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
10	3	9	2	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
10	3	9	3		護岸付属物工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	3	9	6		石張り・石積み工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
10	3	9	7	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長100m (又は125m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	枠延べ延長500mにつき 1 箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	
						"	"	1 施工箇所毎	
10	3	9	7	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
10	3	9	10	1	植生工 (種子吹付工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生ネット工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	1 施工箇所毎	
10	3	9	10	2	植生工 (厚層基材吹付工)	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	1 施工箇所毎	
10	3	9	11		覆土工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	4	3	3	1	鋼桁製作工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	3	2	鋼桁製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	4		検査路製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	5		鋼製伸縮継手製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	6		落橋防止装置製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	7		鋼製排水管製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	8		橋梁用防護柵製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	10	1	横断歩道橋製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	11	1	支承製品費・製作工 (金属支承工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	11	2	支承製品費・製作工 (大型ゴム支承工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	12		アンカーフレーム製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	3	13		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
10	4	4	4		架設工 (クレーン架設)	"	"	1 工事あたり 2 箇所以上。	
			5		(ケーブルクレーン架設)				
			6		(ケーブルエレクション架設)				
			7		(架設桁架設)				
			8		(送出し架設)				
			9		(トラベラークレーン架設)				
10	4	4	11		現場継手工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	5	3		現場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの20%以上。	
10	4	6	2		床版工	"	"	5 径間以内は 2 箇所、6 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	4	4	10	1	支承工 (鋼製支承)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	2 径間に 1 箇所以上	
10	4	4	10	2	支承工 (ゴム支承)	"	"	2 径間に 1 箇所以上	
10	4	7	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	"	"	2 径間に 1 箇所以上	
10	4	7	2	2	伸縮装置工 (鋼フィンガー ジョイント)	"	"	2 径間に 1 箇所以上	
10	4	7	5		地覆工	"	"	5 径間以内は 2 箇所、6 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上。	
10	4	7	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	7	8		検査路工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	4	8	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1 基又は 1 目地間当たり 1 回以上 (重 要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
10	4	8	4		場所打杭工	"	"	1 基又は 1 目地間当たり 1 回以上 (重 要構造物は杭 5 本につき 1 本以上)	
10	4	8	5		橋脚フーチング 工 (I型) (T型)	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパン ごと。その他は、同種構造物につき 1 基以上。	
10	4	8	6		歩道橋架設工	"	"	1 工事あたり 2 箇所以上。	
10	4	8	7		現場塗装工 (歩 道橋)	"	"	検査員の指示により適宜実施。実地検 査の場合は測定ロットの20%以上。	
10	5	3	2		プレビーム用桁 製作工	"	"	1 径間につき 1 箇所以上。	
10	5	3	3		橋梁用防護柵製 作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	5	3	4		鋼製伸縮継手製 作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	5	3	6		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
10	5	4	2	1	プレテンション 桁購入工 (けた橋)	"	"	JIS製品 (J I S に準拠品含む) は不 要。その他は、1 径間につき 1 箇所以 上。	
10	5	4	2	2	プレテンション 桁購入工 (スラブ橋)	"	"	JIS製品 (J I S に準拠品含む) は不 要。その他は、1 径間につき 1 箇所以 上。	
10	5	4	3		ポストテンショ ン T (I) 桁製 作工	"	"	1 径間につき 1 箇所以上	
10	5	4	4		プレキャストセ グメント桁購入 工	"	"	JIS製品 (J I S に準拠品含む) は不 要。その他は、1 径間につき 1 箇所以 上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	5	4	5		プレキャストセグメント桁組立工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1 径間につき 1 箇所以上	
10	5	5	2		プレベーム桁製作工	"	"	1 径間につき 1 箇所以上	
10	5	6	4		PCホロースラブ製作工	"	"	1 径間につき 1 箇所以上	
		7	4		RC場所打ホロースラブ製作工	"	"		
		8	2		PC版桁製作工	"	"		
10	5	9	4		PC箱桁製作工	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
		10	2		PC片持箱桁製作工	"	"		
10	5	4			架設工 (クレーン架設)	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
		7			(架設桁架設)	"	"		
		8			架設支保工(固定)	"	"		
		6	2			"	"		
		7	2			"	"		
		9	2			"	"		
		10	4		(片持架設)	"	"		
		11	3		(押し出し架設)	"	"		
10	5	5	6		床版・横組工	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
10	5	6	3	1	支承工 (鋼製支承)	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
10	5	6	3	2	支承工 (ゴム支承)	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
10	5	12	2	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
10	5	12	2	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	"	"	2 径間につき 1 箇所以上	
10	5	12	4		地覆工	"	"	5 径間以内は 2 箇所、6 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上。	
10	5	12	5		橋梁用防護柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
		6			橋梁用高欄工	"	"		
10	6	4	3		吹付コンクリート工	"	"	両坑口部を含め 100mにつき 1 箇所以上 両坑口部を含め 200m以内は 3 箇所以上	
10	6	4	4		ロックボルト工	"	"	両坑口部を含め 100mにつき 1 箇所以上 両坑口部を含め 200m以内は 3 箇所以上	
10	6	5	3		覆工コンクリート工	"	"	両坑口部を含め 100mにつき 1 箇所以上	
		4			側壁コンクリート工	"	"	両坑口部を含め 200m以内は 3 箇所以上	
10	6				トンネル (NATM工法)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	6	5	5		床版コンクリート工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	6	6	4		インパート本体工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	6	7	5		地下排水工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	6	8	4		坑門本体工	"	"	1工事につき1箇所以上	
10	6	8	5		明り巻工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	7	5	3		覆工コンクリート工	"	"	両坑口部を含め100mにつき1箇所以上 両坑口部を含め200m以内は3箇所以上	
10	7	5			トンネル	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	7	5	4		床版コンクリート工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	7	6	4		インパート本体工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	7	7	5		地下排水工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	8	3	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	8	3	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	8	3	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	
10	8	3	6		受台工	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	8	5	7		アンカー工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	8	4	2		シェット購入工	"	"	JIS製品(JISに準拠品含む)は不要。その他は、1径間につき1箇所以上。	
10	8	4	3	1	架設工 (柱)	"	"	1工事あたり2箇所以上	
10	8	4	3	2	架設工 (桁)	"	"	1工事あたり2箇所以上	
10	8	4	4		土砂囲工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1箇所につき2箇所以上。	
10	8	5	3		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上(重要構造物は杭5本につき1本以上)	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	8	5	4		場所打杭工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
10	8	5	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
10	8	5	6		躯体工	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	8	5	7		アンカー工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	8	6	3		落橋防止装置工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	8	6	4		排水装置工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	3	3	1	梁（柱）製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			4	1	屋根製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	3	3	2	梁（柱）製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			4	2	屋根製作工 （仮組立による 検査を省略する 場合）	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	3	5		鋼製排水管製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	3	7		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施 測定ロットの20%以上	
10	9	4	3		既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
10	9	4	4		場所打杭工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
10	9	4	5		深礎工	"	"	1基又は1目地間当たり1回以上（重要構造物は杭5本につき1本以上）	
10	9	4	6		受台工	"	"	スパン長、中心線の変位は、各スパンごと。その他は、同種構造物につき1基以上。	
10	9	5	3	1	架設工 （柱）	"	"	1工事あたり2箇所以上	
10	9	5	3	2	架設工 （桁）	"	"	1工事あたり2箇所以上	
10	9	5	4		現場継手工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	5	5		現場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施。実地検査の場合は測定ロットの20%以上。	
10	9	5	6		屋根コンクリート工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	6	3		排水装置工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	9	6	4		落橋防止装置工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	11	3	2	1	設備・金物製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			3	1	鋼製上屋製作工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	11	3	2	2	設備・金物製作工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
			3	2	鋼製上屋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)				
10	11	3	3		工場塗装工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	10	4	3		現場打ち躯体工	"	"	1 施工箇所毎に 2 箇所以上	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	10	4	5		カラー継手工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	10	4	6	1	防水工 (防水)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	10	4	6	2	防水工 (防水保護工)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	13	5	4		現場打ち躯体工	"	"	1 施工箇所毎に 2 箇所以上	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	13	5	3		プレキャスト躯体工	"	"	1 施工箇所毎に 2 箇所以上	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
10	14	3	3		管路工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	14	4	2		ハンドホール工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	15	4	3		路面切削工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	15	4	4		舗装打換え工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
10	15	4	5		切削オーバーレイ工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	15	4	6		オーバーレイ工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	15	4	7		路上再生路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
10	15	4	7		路上表層再生工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
10	17	3	4		桁補強材製作工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
10	17	5			排水構造物修繕工	〃	〃	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				〃		〃	延長は検査員の指示により適宜実施。		
10	17	18	3		鋼桁補強工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
10	17	20	3		伸縮継手補修工 (ゴムジョイント)	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
10	17	19	3	1	鋼製支承	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
10	17	19	3	2	ゴム支承	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。	
10	17	23	6		コンクリート面 塗装工	〃	〃	検査員の指示により適宜実施。 測定ロットの20%以上	

第11編 公園編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	1	3	4	1	鋼製遊具移設	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
			2	木製遊具移設					
			3	複合遊具移設					
			4	ベンチ移設					
			5	小工作物移設					
11	1	4	2		表土掘削	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	4	4		掘削工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	4	5		盛土工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	4	6		路床盛土工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	4	7		法面整形工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	4	9		路床安定処理工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	5	3	1	開渠排水	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	5	3	2	暗渠排水	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	5	3	3	縦穴排水	"	"		
11	1	5	4		土層改良工	"	"		
11	1	5	5	1	土性改良工 客土	"	"		
11	1	5	6		表土盛土工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	1	5	7	1	人工地盤排水層	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	5	7	2	フィルター	"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	5	7	3	人工地盤客土	"	"		
11	1	6	3		法面ネット工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	6	4	1	現場打法枠 現場吹付法枠	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	枠延べ延長500mにつき1箇所以上、枠延べ延長500m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	
						"	"	1施工箇所毎	
11	1	6	4	3	プレキャスト法 枠 金属製法枠	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	1	6	5		編柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	1	6	6	1	種子吹付 客土吹付 植生ネット 種子帯 張芝 筋芝 市松芝 人工張芝 植生穴	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
11	1	6	6	10	厚層基材吹付	"	"	1,000㎡につき1箇所以上、1,000㎡未満は2箇所をせん孔により測定。	
						"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
11	1	6	7	1	じゃかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	6	7	2	ふとんかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	7	1	1	現場打カルバート工	"	"	1施工箇所毎に2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	1	7	1	2	プレキャストカルバート工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	1 施工箇所毎に 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	8	4		現場打擁壁	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	8	5		プレキャスト擁壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	8	6		小型擁壁工	"	"	施工延長100mにつき 1 箇所以上、延長200m以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	1	8	8		コンクリートブロック工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき 1 箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
11	1	8	9		緑化ブロック工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき 1 箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
11	1	8	10	1	崩れ積	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき 1 箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めの厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
11	1	8	10	2	面積	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき 1 箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
3	玉石積								
4	野面小端積								
5	修景割石積								
6	修景割石積								
7	こぶだし石積								
8	修景切石積								
9	切小端積								
10	切石積								
11	割小端積								
12	間知石積								
13	雑割石積								
14	雑石積								
15	割石積								
16	雑割石張り								
17	雑石張り								
11	2	3	9	1	防風ネット				

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	2	3	9	2	マルチング A [㎡]	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ		
			3	マルチング B [㎡]					
11	2	3	10		埋込型樹名板	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	2	3	11		根囲い保護工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	3	6		ドリップパイプ	"	"		
11	3	3	8	1	給水管	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			2	埋設シート					
11	3	4	3	1	プレキャストU 型側溝	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所所 につき2箇所以上。	
			2	プレキャスト皿 形側溝					
			3	コルゲーフリー ム					
			4	自由勾配側溝					
			5	特殊円形側溝					
			6	側溝蓋					
			7	管(函)渠型側 溝					
			8	L型側溝					
11	3	4	3	9	現場打L型側溝	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所所 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	3	4	3	10	現場打水路	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所所 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	3	4	3	11	柵渠	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	4	4	1	集水樹	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			2	浸透樹					
11	3	4	8	1	コルゲートパイ プ	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所所 につき2箇所以上。	
			2	ヒューム管					
			3	PC管					
			4	陶管					
			5	副管					
			6	硬質塩化ビニ ール管					
11	3	4	8	7	接続用ソケット	"	"		
11	3	4	8	8	プレキャストボ ックス	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延 長200m以下のものは、1箇所所 につき2箇所以上。	
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	3	4	9	1	マンホール	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			2	公園マンホール					
			3	浸透マンホール					



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	3	4	10	1	有孔ヒューム管 有孔塩化ビニール管 透水コンクリート管 化学繊維管	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				2					
				3					
				4					
11	3	4	10	5	地下排水	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				5					
11	3	5	4	1	コルゲートパイプ 硬質塩化ビニール管 ヒューム管 PC管 陶管 副管	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				2					
				3					
				4					
				5					
				6					
11	3	5	4	7	接続用ソケット	"	"		
11	3	5	5	1	汚水榭 マンホール 公園マンホール	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
				2					
				3					
11	3	6	3	1	ハンドホール 引込柱 分電盤 照明灯基礎 スピーカー柱基礎	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
				2					
				3					
				4					
				5					
11	3	6	6	1	電線管 電線 埋設シート	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
				2					
				3					
11	3	7	4	1	下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	コア採取について ・橋面舗装等でコアの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法による ことが出来る。
				5					
				5					
11	3	7	4	2	上層路盤工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
				5					
11	3	7	4	3	基層工	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	3	7	4	4	表層工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	コアー採取について ・橋面舗装等でコアーの採取により床版等の損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。
11	3	7	6		アスファルト系園路工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こしして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
			7		コンクリート系園路工	"	"		
			8		土系園路工	"	"		
			9		レンガ・タイル系園路工	"	"		
			10		木系園路工	"	"		
			11		樹脂系園路工	"	"		
11	3	7	12	1	砂利舗装	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアーを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
				2	碎石舗装	"	"		
				3	平石張り舗装	"	"		
				4	ごろた石張舗装	"	"		
				5	玉石張舗装	"	"		
				6	野面平石張舗装	"	"		
				7	修景割板石張舗装	"	"		
				8	修景切板石張舗装	"	"		
				9	割板石張舗装工	"	"		
				10	小舗石張舗装	"	"		
				11	切板石張舗装	"	"		
				12	延段	"	"		
11	3	7	13		園路縁土工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	7	14		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	7	15	1	コンクリート階段	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
				2	コンクリートブロック階段	"	"		
				3	野面石階段	"	"		
				4	割石階段	"	"		
				5	切石階段	"	"		
				6	丸太階段	"	"		
				7	擬木階段	"	"		
11	3	8	5	1	袖垣・垣根工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	3	8	5	2	トレリス工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	9	3		遊具組立設置工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	10	3		時計台工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			4	1	水飲み場工	"	"		
				2	洗い場工	"	"		
			5		ベンチ・テーブル工	"	"		
			6		野外炉工	"	"		
			7		サイン施設工	"	"		

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	3	11	3	1	リサイクル施設工(基礎)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
			2	ごみ焼却炉施設工(基礎)					
11	3	11	4	1	くず箱吸殻入れ	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	11	4	2	門扉工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	3	11	5		柵工	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	3	11	6		車止め工 園名板工 掲揚ポール工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			7						
			8						
11	3	12	3	1	四阿基礎	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
			2	パーゴラ基礎					
			3	シェルター基礎					
			4	キャビン(ロッジ)基礎					
			5	温室基礎					
			6	観察施設基礎					
			7	売店基礎					
			8	荷物預かり所基礎					
			9	更衣室基礎					
			10	便所基礎					
			11	倉庫基礎					
			12	自転車置場基礎					
11	3	13	3		塗装仕上げ工	"	"		
11	3	13	4		加工仕上げ工	"	"		
11	3	13	5		左官仕上げ工	"	"		
11	3	13	6		タイル仕上げ工	"	"		
11	3	13	7		石仕上げ工	"	"		
11	4	3	4	1	下層路盤工	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	4	2	上層路盤工 中層	"	"	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
			3						

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	4	3	4	4	基層工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置をコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	4	5 6	クレー舗装 アンツーカー舗装	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とする。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。平坦性は資料検査とする。	
11	4	3	4	7	天然芝舗装	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	4	8	人工芝舗装	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	4	9 10	全天候型舗装 (樹脂系) 全天候型舗装 (アスファルト系)	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起し又はコアを採取して測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	4	11 12	グラウンド・コート砂舗装 グラウンド・コートダスト舗装	"	"	基準高、幅は、施工延長200mごとに1箇所以上、施工延長200m以下のものは2箇所以上とし、基準高は中心線及びその端部で測定する。厚さは6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えたときは3個とする、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。面積300㎡以下のものについては、出来形管理表により検査を行う。	
11	4	3	5	1 2 3 4	コンクリート縁石 舗装止め 見切材(仕切材) 内圏縁石	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考			
11	4	4	3		スタンド擁壁工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。				
						"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。				
11	4	4	4		ベンチ工	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
11	4	5	3	1	ダッグアウト基礎 スコアボード基礎	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
										2	2	2
11	4	5	4		バックネット工	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。				
								"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	4	5	5	1	ファーストボール ポスト ゴールポスト 支柱台 スポーツサークル 跳躍箱 踏切台	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
										2	2	2
										3	3	3
										4	4	4
										5	5	5
										6	6	6
										7	7	7
11	4	5	7	1	公園基礎材 公園均しコンクリート	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。				
										2	2	2
11	4	5	7	3	砂場縁石	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
11	4	5	9	10	審判台工 掲揚ポール工	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
										10	10	10
11	4	5	11		衝撃吸収材工	"	"					
11	4	5	12		グラウンド・コート柵工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。				
11	5	2	3		自然育成盛土工	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。				
								"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。	
11	5	2	4	1	遮水・止水シート	"	"					
11	5	2	4	2	たたき粘土	"	"					
11	5	2	4	3	ごろた石積 崩れ積	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めの厚さの測定は検査員の指示により適宜。				
										4	4	4
11	5	2	4	5	砂・礫敷	"	"	検査員の指示により適宜実施。				
11	5	2	5	1	遮水・止水シート	"	"					
11	5	2	5	2	たたき粘土	"	"					
11	5	2	5	3	水田土壌盛土	"	"					

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	5	2	10		しがらみ柵工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	検査員の指示により適宜実施。	
11	5	2	11	1	じゃかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	11	2	ふとんかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
				"		"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	11	3 4	階段ブロック積み 魚巢ブロック積み	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
11	5	2	11	5 6	巨石張り 巨石積み	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	11	7	雑割石張り	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
11	5	2	11	8	かごマット	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	11	9 10 11 12	種子吹付 張芝 筋芝 市松芝	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
						"	"	1施工箇所毎	
11	5	2	12		保護柵工	"	"	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	13		解説板工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
11	5	2	15	1	法留基礎	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	15	2	プレキャスト法留基礎	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	16	1	堰堤	"	"	設計図表示箇所の20%以上	
11	5	2	17	1 2 3 4	木工沈床 改良沈床 粗朶沈床 粗朶単床	"	"	基準高、延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
11	5	2	17	6	魚巣ブロック積み	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	施工延長200m（測点25mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。胴、裏込めコンクリート厚さの測定は検査員の指示により適宜。	
			7	異型ブロック積み					
11	5	2	17	8	捨石	"	"	施工延長200m（測点50mの場合は250m）につき1箇所以上、延長200m（又は250m）以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
			9	表面均し					
11	5	2	17	10	植生根固	"	"		
11	5	2	17	11	じゃかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	17	12	ふとんかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	18	1	杭出し水制	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
11	5	2	18	2	木工沈床	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
			3	改良沈床					
			4	粗朶沈床					
			5	粗朶単床					
11	5	2	18	6	じゃかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	18	7	ふとんかご	"	"	施工延長100mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
					"	"	延長は検査員の指示により適宜実施。		
11	5	2	18	8	捨石	"	"	施工延長200mにつき1箇所以上、延長200m以下のものは、1施工箇所につき2箇所以上。	
			9	表面均し					

## 第12編 下水道編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
12	1	3	4		開削工	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
12	1	5	3		人孔築造工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
12	1	6	2		推進工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
12	1	7	3	5	一次覆工 二次覆工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
12	1	7			シールド製作	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
12	1	7			セグメント製作 (鋼製)	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
12	1				池槽の主要構造物	"	"	検査員の指示により適宜実施。	

## 第13編 港湾編

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
13	1	1	2		浚渫工 (土砂) 浚渫工 (岩盤)	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	1	2	2		床堀工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	1	3		置換工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	2	3		敷砂土 砕石マット工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	3	3		サンドドレーン 砕石ドレーン工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	5	3		載荷工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	6	3		サンドコンパクション パイル工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	7	3		ロッドコンパクション (振動棒工法) 工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	2	8	7		深層混合処理工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	3	1	4	1	アスファルトマット	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	3	1	4	2	繊維系マット	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	3	1	4	3	合成樹脂系マット	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	3	1	4	4	ゴムマット	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	



編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
13	3	1	4	5	摩擦増大用マット	共通仕様書施工管理基準の測定項目と同じ	共通仕様書施工管理基準の規格値と同じ	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	4	1	3		基礎工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	4	2	3		被覆及び根固め工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	4	3	3		裏込め工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	5	1	4		鋼杭工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	5	2	3		コンクリート杭工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	5	3	5	1	鋼矢板工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	5	3	5	2	鋼管矢板工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	5	4	4		コンクリート矢板工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	8	1	3		ケーソン製作工	"	"	1基につき1箇所以上	
13	8	6	2		ケーソン据付工	"	"	1基につき1箇所以上	
13	9	1	3		ブロック製作工 (方塊) (L型ブロック) (セルラーブロック) (直立消波ブロック)	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	9	1	5		据付工 (方塊) (L型ブロック) (セルラーブロック) (直立消波ブロック)	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	10	1	3		中詰工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	10	2	2		プレキャストコンクリート	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
			3		場所打コンクリート	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	11	1	3		上部コンクリート工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	12				臨港道路等の舗装工	"	"	第1編第3章第6節の一般舗装工及び第6編第2章第3節の舗装工を適用する。	
13	12	1	3		路床工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	12	2	3	1	下層路盤工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	
13	12	2	3	2	上層路盤工 (粒度調整路盤工)	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20～40%を実施	

編	章	節	条	枝番	工 種	検 査 項 目	規 格 値	検 査 頻 度	備 考
13	12	2	3	3	上層路盤工 (セメント安定 処理工)	共通仕様書施工 管理基準の測定 項目と同じ	共通仕様書施工 管理基準の規格 値と同じ	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	12	3	3		コンクリート舗 設	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	12	4	6	1	基層工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	12	4	6	2	表層工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	12	5	2		縁石工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
13	12	5	3		区画線工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
13	12	5	4		道路標識工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
13	12	5	5		防護柵工	"	"	検査員の指示により適宜実施。	
13	13	1	5		係船柱工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	13	2	4		防舷材工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	13	3	4		車止め工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	13	4	2 4		電気防食 被覆防食	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	15	1	6		盛土工	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
13	15	1	7		掘削工 (浚渫は除く)	"	"	施工延長200m (測点25mの場合は250 m) につき 1 箇所以上、延長200m (又は250m) 以下のものは、1 施工箇 所につき 2 箇所以上。	
13	15	1	8		法面工	"	"		
13	16	1	3		埋立 裏埋工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	1	3		張芝工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	2	3		筋芝工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	4	3		種子吹付工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	5	3	1	高木植栽工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	5	3	2	中低木植栽工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	5	3	3	地被類植栽工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	
13	17	5	3	4	支柱工	"	"	共通仕様書施工管理基準頻度の概ね20 ~40%を実施	

別表4. 品質検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			そ 他	"	"	"	資料検査
		製 造	そ 他	"	"	"	資料検査
			施 工	必 須	"	"	"
そ 他	"	"	"	資料検査			
2	ガス圧接	施 試 工 前 験	必 須	"	"	"	資料検査
			施 試 工 後 験	"	"	"	資料検査
3	既製杭工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			施 工	必 須	"	"	"
		そ 他	"	"	"	資料検査	

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
4	下層路盤	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 ブルーフローリングは、資料検査又は実地検査 「タイヤローラ等により確認」
			そ の 他	"	"	"	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査 (平板載荷試験) ふるい分け試験は、資料検査
5	上層路盤	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。
			そ の 他	"	"	"	平板載荷試験は、資料検査又は実地検査 (平板載荷試験) ふるい分け試験は、資料検査
6	アスファルト安定処理路盤			"	"	"	アスファルト舗装に準じる。
7	セメント安定処理路盤	施 工	必 須	"	"	"	締固め密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は、資料検査
			そ の 他	"	"	"	
8	アスファルト舗装	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		プ ラ ン ト	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		舗 設 現 場	必 須	"	"	"	密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は、資料検査
			そ の 他	"	"	"	
9	転圧コンクリート	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		製 造 施 工	そ の 他	"	"	"	資料検査
			必 須	"	"	"	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
10	グースアスファルト 舗装	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		プ ラ ト	必 須	"	"	"	資料検査
		鋪 設 現 場	必 須	"	"	"	資料検査
11	路床安定処理工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			施 工	必 須	"	"	"
		そ の 他	"	"	"	資料検査または実地検査	
12	表層安定処理工（表 層混合処理）	施 工	必 須	"	"	"	現場密度は飽和度は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 プルーフローリングは、資料検査または実地検査・ タイヤローラ等により確認
			そ の 他	"	"	"	資料検査または実地検査
13	固結工	施 工	必 須	"	"	"	資料検査
14	アンカー工	施 工	必 須	"	"	"	資料検査
15	補強土壁工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査
16	吹付工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		製 造	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
17	現場吹付法砕工	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		製 造	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
18	河川・海岸土工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査または実地検査 ・現場密度試験（R I 計器による方法可）試験基 準頻度に基づき実施する。
			そ の 他	"	"	"	資料検査
19	砂防土工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査
20	道路土工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	現場密度の測定又は飽和度の測定は、資料検査ま たは実地検査 ・現場密度試験（R I 計器による方法可）試験基 準頻度に基づき実施する。 ブルーローリングは、資料検査または実地検査 ・タイヤローラ等により確認
			そ の 他	"	"	"	資料検査または実地検査 ・現場C B R 試験、平板載荷試験
21	捨石工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
		そ の 他	"	"	"	資料検査	
22	コンクリートダム	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		製 造	そ の 他	"	"	"	資料検査
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法	
23	覆工コンクリート (N A T M)	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査	
			そ の 他	"	"	"	資料検査	
		製 造	そ の 他	"	"	"	資料検査	
			施 工	必 須	"	"	"	資料検査
				そ の 他	"	"	"	資料検査
24	吹付けコンクリート (N A T M)	材 料	必 須	"	"	"	資料検査	
			そ の 他	"	"	"	資料検査	
		製 造	そ の 他	"	"	"	資料検査	
			施 工	必 須	"	"	"	資料検査
				そ の 他	"	"	"	資料検査
25	ロックボルト (N A T M)	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査	
		施 工	必 須	"	"	"	資料検査	
26	路上再生路盤工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査	
			施 工	必 須	"	"	"	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は資料検査
		そ の 他	"	"	"	資料検査		
27	路上表層再生工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査	
			施 工	必 須	"	"	"	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は資料検査
		そ の 他	"	"	"	資料検査		
28	排水性舗装工・透水性舗装工	材 料	必 須	"	"	"	資料検査	
			そ の 他	"	"	"	資料検査	
		プ ラ ン ト	必 須	"	"	"	資料検査	
			そ の 他	"	"	"	資料検査	
		舗 設 現 場	必 須	"	"	"	密度は、6,000㎡までは2個とし、6,000㎡を超えるときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は資料検査	

番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
29	簡易舗装工	材 料	必 須	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
			施 工	必 須	"	"	"
			そ の 他	"	"	"	実地検査
30	プラント再生舗装工	プ ラ ン ト	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
		舗 設 現 場	必 須	"	"	"	密度の測定は、6,000㎡までは2個とし6,000㎡を超えたときは3個とする。 300㎡以下は省略できる。 上記以外は、資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
31	ガス切断工	施 工	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
32	溶接工	施 工	必 須	"	"	"	資料検査
			そ の 他	"	"	"	資料検査
33	工場製作工（鋼橋用鋼材）	材 料	必 須	"	"	"	・鋼橋上部工の材料、原寸、仮組立検査の取扱いについて ・低入札価格調査制度に係る鋼橋上部工工事の検査について による
34	公園植栽 客土	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
35	公園植栽 高木	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
36	公園植栽 中低木	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
37	公園植栽 特殊樹木	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
38	公園植栽 地被類	材 料	必 須	"	"	"	資料検査
39	公園植栽 木材	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
40	公園遊戯施設整備工	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
41	公園サービス施設整備工	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
42	公園グランド・コート整備 たたき粘土	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
43	公園グランド・コート整備 土舗装材	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
44	公園グランド・コート整備 クレー舗装材	材 料	そ の 他	"	"	"	資料検査
			施 工	そ の 他	"	"	"



番号	工 種	種別	区分	検査項目	試験方法	規 格 値	検 査 方 法
45	公園アンツーカー舗装	材料	その他	共通仕様書 施工管理基 準の試験項 目と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の試験方 法と同じ	共通仕様書 施工管理基 準の規格値 と同じ	資料検査
		施工	その他	"	"	"	資料検査
46	公園舗装用石材、積・ 張用石材	材料	その他	"	"	"	資料検査
47	火山砂利	材料	その他	"	"	"	資料検査
		施工	その他	"	"	"	資料検査
48	港湾地盤改良	材料	その他	"	"	"	資料検査
49	港湾マット	材料	その他	"	"	"	資料検査
50	港湾控工	材料	その他	"	"	"	資料検査
51	港湾付属工	材料	その他	"	"	"	資料検査
52	電気防食	材料	その他	"	"	"	資料検査
53	汚濁防止膜工	材料	その他	"	"	"	資料検査

# 土木工事修補取扱基準

## 1. 目的

この基準は、完成検査、既済部分検査、中間検査、材料製造検査において、出来形及び品質等が、設計図書に適合せず検査に合格しなかった場合、この措置に対する基準を示し検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この基準は、建設部の所掌する土木工事（農林土木工事を除く）の検査に適用する。

## 3. 検査結果の通知

検査の結果、出来形過不足、品質不良等があり検査に合格しなかった場合、検査員はその結果を契約担当者に別に定める検査結果通知書により通知するものとする。

## 4. 修補の措置

契約担当者は、検査結果の通知を受けた時には、請負者に対し、取毀し再施工、補強その他の修補方法を別に定める修補命令書により命ずるものとする。

## 5. 修補工事の区分

- 1) 修補工事に要する費用が直接工事費で100万円以上をA修補という。
- 2) 修補工事に要する費用が直接工事費で30万円以上100万円未満をB修補という。
- 3) 修補工事に要する費用が直接工事費で30万円未満をC修補という。
- 4) 現場の清掃及び後片付等の軽微なものを指示事項という。

## 6. 修補完了に伴う手続

- 1) 請負者は修補が完了した場合には、修補完了届出書（執行規則様式第17号）に、修補完了写真及び資料を添えて監督員に提出するものとする。
- 2) 本庁検査に係る修補完了検査は事務所の検査員が行うものとする。
- 3) 事務所等の検査に係る修補完了検査は、検査を行った検査員が行うものとする。
- 4) 修補完了検査を行った検査員は、契約担当者に別に定める修補検査復命書を提出するものとする。
- 5) 本庁検査に係る修補については、契約担当者は修補完了届出書及び修補工事検査復命書の写しを提出するものとする。
- 6) 請負者への修補完了検査結果の通知は、執行規則第39条第5項の規定により完成検査合格通知書を通知する。

様式第1号

第 号  
平成 年 月 日

\_\_\_\_\_  
部長様

\_\_\_\_\_  
室長

### 過失による粗雑工事等報告書

商号又は名称

代表者氏名

許可番号

大臣 (       -       ) 第       号  
知事

営業所所在地

関係工事名

工事箇所

検査年月日

検査員職氏名

(粗雑工事等となった理由)

注1. 工事成績評定表を添付する。

## 検査要領第6条に定める検査復命書等の様式

- 様式 1 完成検査結果復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 2 完成検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（契約担当者通知用）
- ” 3 完成検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（受注者通知用）
- ” 4 完成検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（支払い証拠用）
- ” 5 指定部分完成届出書.....本庁・事務所検査用（受注者が提出する）
- ” 6 既済部分検査復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 7 既済部分検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（契約担当者通知用）
- ” 8 既済部分検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（受注者通知用）
- ” 9 既済部分検査結果通知書.....本庁・事務所検査用（支払証拠書用）
- ” 10 中間検査復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 11 材料検査復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 12 仮組立検査復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 13 検査結果通知書.....（検査員から契約担当者・担当者）
- ” 14 修補命令書.....（契約担当者から受注者）
- ” 15 修補完了届出書.....本庁・事務所検査用（受注者が提出する）
- ” 16 修補完了検査復命書.....本庁・事務所検査用
- ” 17 軽微な指示（注意）書.....本庁・事務所検査用
- ” 18 工事成績評定通知書.....本庁・事務所検査用

決 裁 欄					
下記に基づき、別紙完成検査結果を通知する。					
決 裁 年 月 日		施 行 年 月 日		文 書 番 号	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		第 号	
完成検査結果復命書					
工 事 番 号					
建 設 工 事 名					
建 設 工 事 箇 所					
請 負 代 金 額					
受 注 者					
担 当 監 督 員	技術職員				
完 成 期 日	平成 年 月 日				
完 成 年 月 日	平成 年 月 日				
完 成 届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日				
検 査 年 月 日	平成 年 月 日				
検 査 の 結 果		不適合理由			
上記のとおり検査結果を復命します。					
平成 年 月 日					
様					
検査員					
⑩					

平成 第 年 月 日

様

長

### 完成検査結果通知書

さきに検査申請のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号			
建 設 工 事 名			
建 設 工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
受 注 者			
担 当 監 督 員	技術職員		
完 成 期 日	平成	年	月 日
完 成 年 月 日	平成	年	月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		不適合理由	

平成 年 月 日

検査員



第 号  
平成 年 月 日

様

土木事務所長

### 完成検査結果通知書

さきに完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号			
建 設 工 事 名			
建 設 工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
受 注 者			
担 当 監 督 員	技術職員		
完 成 期 日	平成	年	月 日
完 成 年 月 日	平成	年	月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		不適合理由	

第 号  
平成 年 月 日

様

土木事務所長

### 完成検査結果通知書

さきに完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	技術職員
完 成 期 日	平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 の 結 果	



## 指定部分完成届出書

1 建設工事名

2 建設工事箇所  
市 町  
郡

3 指定部分に相応する  
請負代金額

4 契約年月日 平成 年 月 日

5 工 期 着手 平成 年 月 日

完成 平成 年 月 日

6 指定部分引渡期日 平成 年 月 日

7 指定部分完成期日 平成 年 月 日

上記のとおり指定部分が完成したのでお届けします。

平成 年 月 日

発注者 職氏名 様

受注者 住 所  
商 号  
氏 名

印

決 裁 欄					

下記に基づき、別紙既済部分検査結果通知書を送付してよろしいか。

決 裁 年 月 日	施 行 年 月 日	文 書 番 号
平 成 年 月 日	平 成 年 月 日	第 号

### 既済部分検査結果復命書

工 事 番 号			
建 設 工 事 名			
建設工事箇所			
指定部分に相応する請負代金額			
受 注 者			
担 当 監 督 員	技術職員		
指 定 部 分 引 渡 し 期 日	平成	年	月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	平成	年	月 日
指定部分完成届 受 理 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		不 適 合 理 由	

上記のとおり検査結果を復命します。

平成 年 月 日

静岡県知事 様

検査員

印

平成 年 月 日  
第 号

様

長

### 既済部分検査結果通知書

さきに検査申請のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号			
建 設 工 事 名			
建設工事箇所			
指定部分に相応する請負代金額			
受 注 者			
担 当 監 督 員	技術職員		
指 定 部 分 引 渡 し 期 日	平成	年	月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	平成	年	月 日
指定部分完成届受理年月日	平成	年	月 日
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		不 適 合 理 由	

第 号  
平成 年 月 日

様

土木事務所長

### 既済部分検査結果通知書

さきに指定部分完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号			
建 設 工 事 名			
建設工事箇所			
指定部分に相応する請負代金額			
受 注 者			
担 当 監 督 員	技術職員		
指 定 部 分 引 渡 し 期 日	平成	年	月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	平成	年	月 日
指定部分完成届 受 理 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		不 適 合 理 由	

第 号  
平成 年 月 日

様

土木事務所長

### 既済部分検査結果通知書

さきに指定部分完成届出のあった下記工事を検査した結果について通知します。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建設工事箇所	
指定部分に相応する請負代金額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	技術職員
指 定 部 分 引 渡 し 期 日	平成 年 月 日
指 定 部 分 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
指定部分完成届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 の 結 果	

決 裁 欄					

中間検査復命書		(第 回)
工 事 番 号		
建 設 工 事 名		
建設工事箇所		
請 負 代 金 額		
受 注 者		
担 当 監 督 員		技術職員
工 期	着 手	平成 年 月 日
	完 成	平成 年 月 日
検 査 内 容		
検 査 年 月 日		平成 年 月 日
検 査 の 結 果		
<p>上記のとおり検査結果を復命します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 印</p>		

決 裁 欄					

材料検査復命書 (第 回)		
工 事 番 号		
建 設 工 事 名		
建設工事箇所		
請 負 代 金 額		
受 注 者		
担 当 監 督 員	技術職員	
工 期	着 手	平成 年 月 日
	完 成	平成 年 月 日
検 査 内 容		
検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
検 査 場 所		
製 造 業 者 名		
検 査 の 結 果		
<p>上記のとおり検査結果を復命します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>検査員 印</p>		

決 裁 欄					

仮組立検査復命書 (第 回)		
工 事 番 号		
建 設 工 事 名		
建設工事箇所		
請 負 代 金 額		
受 注 者		
担 当 監 督 員	技術職員	
工 期	着 手	平成 年 月 日
	完 成	平成 年 月 日
検 査 内 容		
検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
検 査 場 所		
製 造 業 者 名		
検 査 の 結 果		
<p>上記のとおり検査結果を復命します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査員 印</p>		







## 修 補 完 了 届 出 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市 町  
郡

3 請負代金額

4 契約年月日

平成 年 月 日

5 工 期

着手 平成 年 月 日

完成 平成 年 月 日

6 完成年月日

平成 年 月 日

7 検査年月日

平成 年 月 日

8 修 補 事 項

9 修補完了年月日

平成 年 月 日

上記のとおり修補を完了したのでお届けします。

平成 年 月 日

発注者 職氏名

様

受注者 住 所  
商 号  
氏 名

印

注 受注者は、監督員控、契約担当者用 2 部提出する。

決 裁 欄				

修補完了検査復命書			
工 事 名	工 事 番 号		
工 事 箇 所	郡	町	
	市	字	
請 負 代 金 額			
受 注 者			
担 当 監 督 員			
修 補 完 了 年 月 日	平成	年	月 日
修 補 工 事 検 査 年 月 日	平成	年	月 日
修 補 事 項	別紙修補命令書のとおり		
検 査 年 月 日	平成	年	月 日
検 査 の 結 果		修補に要した直接工事費	(千円)
<p>上記のとおり検査結果を復命します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">検査員 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p>			

注1 本庁用修補については復命書の写を担当検査員に提出すること。

軽微な指示（注意）書	
工事番号	
建設工事名	
建設工事箇所	
請負代金額	
受注者	
担当監督員	技術職員
完成期日	平成 年 月 日
完成年月日	平成 年 月 日
完成届受理年月日	平成 年 月 日
検査年月日	平成 年 月 日
検査員	検査員
指示（注意）事項	
指示（注意）事項 確認年月日	平成 年 月 日
確認者氏名	技術職員

決 裁 欄					

下記のとおり通知します。

様式—18

		第	号						
		平成	年						
			月						
			日						
様		土木事務所長							
<b>工事成績評定通知書</b>									
貴社が受注した工事について、土木工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。									
工 事 番 号									
建 設 工 事 名									
建 設 工 事 箇 所									
請 負 代 金 額									
受 注 者									
担 当 監 督 員	技術職員								
完 成 期 日	平成	年	月 日						
完 成 年 月 日	平成	年	月 日						
完 成 届 受 理 年 月 日	平成	年	月 日						
検 査 年 月 日	平成	年	月 日						
<p>なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。</p> <p>また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>評定点</td> <td></td> <td>項目別評定点は別紙1のとおり</td> </tr> <tr> <td>工事技術的難易度評定</td> <td></td> <td>難易度評定表は別紙2のとおり</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">手続き等問い合わせ先</p>				評定点		項目別評定点は別紙1のとおり	工事技術的難易度評定		難易度評定表は別紙2のとおり
評定点		項目別評定点は別紙1のとおり							
工事技術的難易度評定		難易度評定表は別紙2のとおり							

平成 第 年 月 日

様

土木事務所長

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、土木工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	技術職員
完 成 期 日	平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

評定点		項目別評定点は別紙1のとおり
工事技術的難易度評定		難易度評定表は別紙2のとおり

手続き等問い合わせ先

平成 第 年 月 日

様

土木事務所長

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、土木工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	技術職員
完 成 期 日	平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

評定点		項目別評定点は別紙1のとおり
工事技術的難易度評定		難易度評定表は別紙2のとおり

手続き等問い合わせ先



平成 第 年 月 日

様

土木事務所長

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、土木工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	技術職員
完 成 期 日	平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
完 成 届 受 理 年 月 日	平成 年 月 日
検 査 年 月 日	平成 年 月 日

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から14日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

評定点		項目別評定点は別紙1のとおり
工事技術的難易度評定		難易度評定表は別紙2のとおり

手続き等問い合わせ先



## 検査要領第 8 条に定める資料の整備

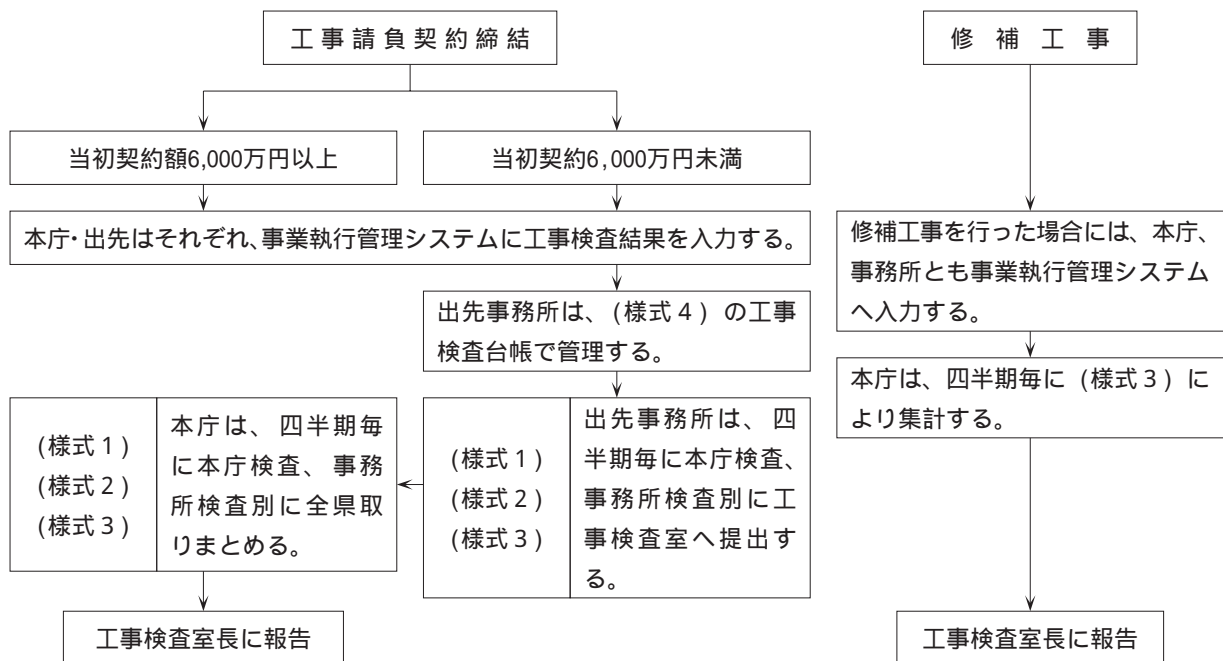
### 1. 工事契約及び検査関係

- 1) 平成 年 月分 工事契約、検査状況調書…………… (様式 1)
- 2) 平成 年 第 四半期分 工事契約・検査事務所調書…… (様式 2)
- 3) 平成 年度 工事検査台帳 …………… (様式 4)

### 2. 修補工事関係

- 1) 平成 年度 修補工事台帳…………… (様式 3)

### 3. 検査業務の報告手順





(様式2)

## 工事契約・検査事務所調査書

平成 年度 第 四半期 (土木)

(6,000万円未満) (単位：千円)

所属：

区分	前期までの累計				今期の				今期までの累計			
	請負金額	完成検査額	中間検査額	中間検査材料	請負金額	完成検査額	中間検査額	中間検査材料	請負金額	完成検査額	中間検査額	中間検査材料
単年度												
債務												
繰越												
計											(A)	

\* 1：現年度から後年度にわたる債務負担及び繰越の債務契約がある場合には、単年度工事欄の上段に( )で記入し、内数とする。

\* 2：提出は7月、10月、1月、4月、の5日までとする。但し1月、4月はこの限りではない。

\* 3：手直工事・有り (有りの場合は 様式3 にて報告のこと)

A、Bの件数が異なる場合は  
点数無しの完成検査◎となる  
ので確認すること  
C = A - B

件数計(B)	
点数計	

区分	300万円未満												平均	点																	
点数	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
件数	以下																														
区分	500万円未満												平均	点																	
点数	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
件数	以下																														
区分	6,000万円未満												平均	点																	
点数	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
件数	以下																														
区分	6,000万円以上												平均	点																	
点数	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
件数	以下																														
区分	所属合計												平均	点																	
点数	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
件数	以下																														





# 土木工事現場実務の手引き





# 目 次

第1章 一般事項 .....	237
1 - 1 目 的 .....	237
1 - 2 適用範囲 .....	237
1 - 3 用 語 .....	237
1 - 4 工事の施工 .....	238
(1) 施工手順 .....	238
(2) 施工体制 .....	238
(3) 監 督 .....	238
ア 監督に係る諸規定 .....	238
イ 監督体制 .....	239
ウ 監督業務 .....	239
エ 監督の基準 .....	242
1 - 5 工事関係書類の整備 .....	242
第2章 契約関係 .....	243
2 - 1 概 要 .....	243
2 - 2 請負契約の内容 .....	243
2 - 3 契約関係書類 .....	243
2 - 4 契約変更 .....	244
(1) 契約変更の原因と内容 .....	244
(2) 設計変更の定義 .....	245
(3) 設計変更の基準 .....	245
(4) 設計変更による契約変更の範囲 .....	245
(5) 設計変更の手続き .....	245
(6) 契約変更の手続き .....	246
(7) 部分払い .....	246
(8) 工期の変更及び延長等 .....	246
(9) 設計変更による契約変更の流れ .....	247
(10) 設計変更に伴う工事費の積算等 .....	248
(11) 仮設工の指定仮設と任意仮設 .....	248
(12) 指定・任意の正しい運用について .....	249
(13) 設計変更理由書の記載例 .....	251
2 - 5 部分払い .....	252
第3章 施工関係 .....	255
3 - 1 施工計画 .....	255
(1) 施工計画書の作成手順 .....	255
(2) 施工計画書の内容 .....	256
(3) 施工計画書の作成例 .....	258

3 - 2	施工手続き	282
(1)	指示、承諾、協議に関する手続き	282
(2)	工事材料について	283
(3)	支給材料に関する手続き	283
(4)	施工検査及び施工立会	283
(5)	現場発生品に関する手続き	283
(6)	休日又は夜間作業に関する手続き	284
3 - 3	施工管理	286
(1)	工程管理	286
ア	工程管理の手順	286
イ	工程管理の実施	287
(2)	出来形管理	287
ア	出来形管理の手順	287
イ	出来形管理図表	288
ウ	現地表示（マーキング）	292
(3)	品質管理	292
ア	品質管理の意味	292
イ	品質管理の手順	292
ウ	品質管理図表	293
(4)	写真管理	294
ア	写真撮影の要素	294
イ	工事写真の分類と整理	294
ウ	一般基準	294
3 - 4	安全管理	295

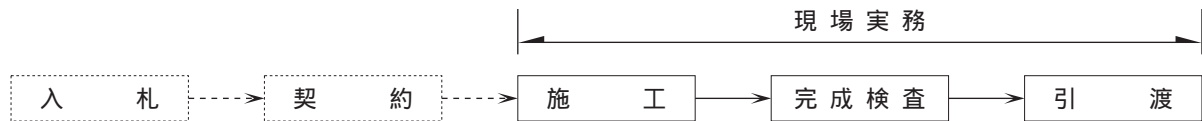
# 第1章 一般事項

## 1-1 目的

この手引きは、建設部が施工する土木工事（農林土木工事を除く）現場での事務手続等について統一的な運用を図り、現場実務の合理的な運営を確保することを目的とする。

## 1-2 適用範囲

この手引きは、土木工事の現場実務に適用し、その範囲は次のとおりである。



なお、特殊な工事等で、これによりがたい場合は別途考慮するものとする。

## 1-3 用語

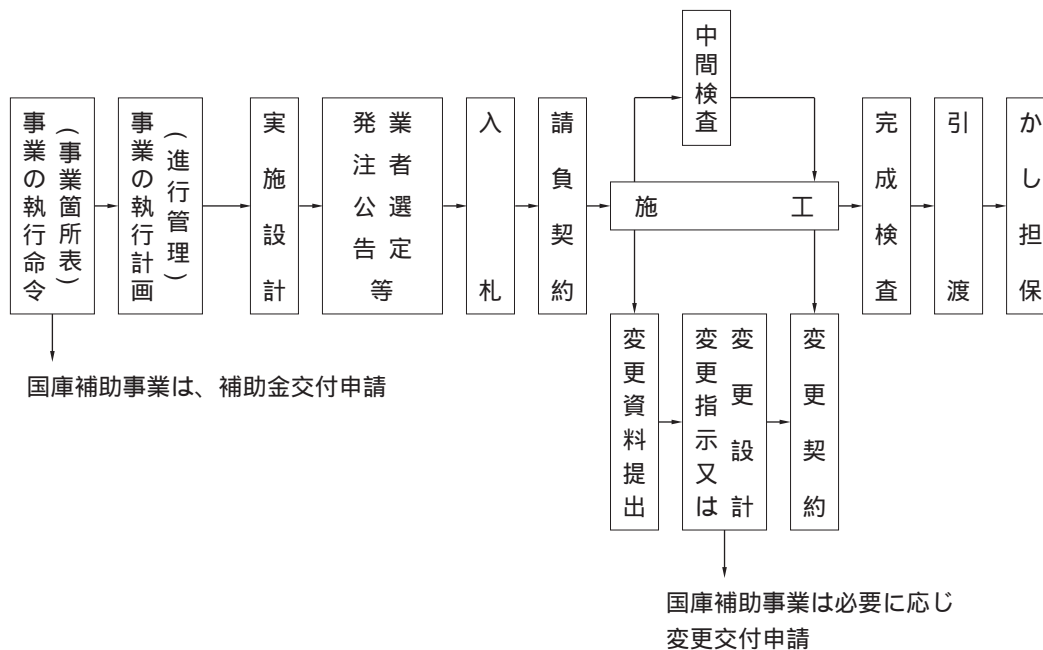
この手引きで使用される専門的な用語及び略語は下記に示す。

用語	略語	備考
静岡県建設工事執行規則	執行規則	
静岡県建設工事請負契約約款	契約約款	
静岡県建設工事監督要領	監督要領	
建設部に於ける土木工事（農林土木工事を除く）に適用する監督体制	監督体制	
建設部に於ける土木工事（農林土木工事を除く）に適用する執行規則に基づく監督業務	監督業務	
土木工事監督技術基準	監督基準	
静岡県建設工事検査要領	検査要領	
建設部に於ける土木工事（農林土木工事を除く）に適用する検査体制	検査体制	
土木工事検査技術基準	検査基準	
土木工事修補取扱基準	修補基準	
土木工事成績評定基準	成績基準	
契約書、契約約款、設計図書	契約図書	
設計書及び図面、仕様書、現場説明書（現場説明書に対する質問回答書を含む。）	設計図書	
土木工事共通仕様書	仕様書	略号（共仕）
土木工事共通仕様書参考資料編	仕様書参考資料	〃（共仕参資）

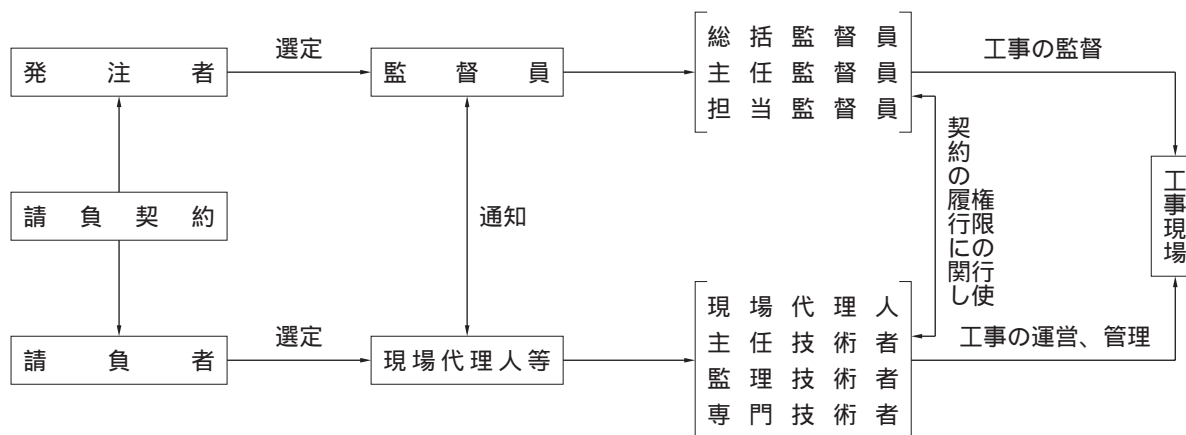
### 1 - 4 工事の施工

土木工事の施工は、契約担当者（知事又はかい長）と請負者との双務契約に基づき実施される。その実施形態については、次のとおり行われている。

#### (1) 施工手順



#### (2) 施工体制



#### (3) 監督

請負契約に基づく工事において、契約の適正な履行を確保するため監督業務を行う。

##### ア 監督に係る諸規定



イ 監督体制

工事発注 かい名	区 分	契約担当者等	監 督 員		
			総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	担 当 監 督 員
土木事務所 特設事務所	土 木 工 事	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事 務 所 長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">                     次長（事務）                      総務課長                      建設業係                 </div> </div>	技監兼 支所長・課長  技術課長 主 幹 係長	係長、主任、 又は相当職	副主任 技 師

注 1) 特設事務所は土木事務所に準ずるものとする。

2) 小額工事（当初請負代金額500万円未満）は、2名体制とする。

3) 主任監督員は、担当監督員を兼ねることができる。

ウ 監督業務

執行規則に基づく監督業務。

項 目	契約担当者	監 督 員 の 業 務			請 負 者	備 考
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		
業務内容	契約担当者とは、知事及び知事の委任を受けて、請負契約の締結を行うかい長をいう。	総括監督員は、主任監督員及び担当監督員の指揮監督と、監督業務を処理する。	主任監督員は、総括監督員の補佐並びに、担当監督員の指揮監督と監督業務を処理する。	担当監督員は、一般的監督業務を処理する。	請負者とは、建設工事の完成を請負った者をいう。	

執行規則に基づく監督業務は、次の表の条項欄に 印を付したところが該当する。

条 項	執行規則	契約約款	執行規則条文の見出	監 督 業 務		
				総括監督員	主任監督員	担当監督員
⑳		9	監督員	総括監督員は、主任監督員の報告に対し、明らかに判断のつくものは指示し、その他については契約担当者に報告するものとする。	主任監督員は、担当監督員から報告を受けた時は、明らかに判断のつくものは指示し、その他については総括監督員に報告するものとする。	担当監督員は監督を行うに必要な、諸基準により明らかに判断のつくものは、請負者に対し指示、承諾、又は協議を行うものとし、その他については、主任監督員に報告するものとする。
1	-		趣旨			
2	-		用語の定義			
3	-		建設工事の執行方法			
4	-		直営とする場合			

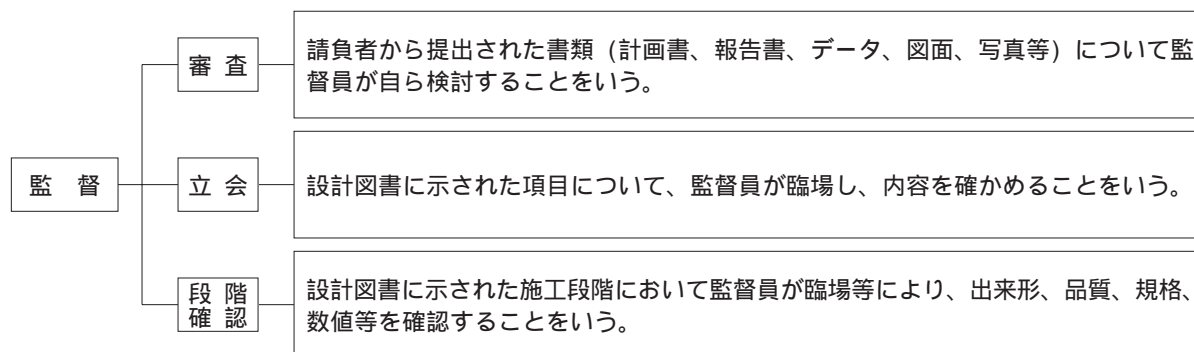
条 項		執行規則条文の見出	監 督 業 務		
執行規則	契約約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
5	-	請負者の資格要件			
6	-	建設工事の見積り期間			
7	-	設計付入札			
8	-	入札書及び見積書 (様式 1、2号)			
⑨	2	関連建設工事の調整	報告	調整、報告	報告
10	-	通則			
11	-	請負契約の締結 (様式 3、4、5、6号)			
12	4	契約の保証			
13	5	権利義務の譲渡等 (様式 7号)			
⑭	6	一括委任又は一括下請けの禁止	報告	調査報告	報告
⑮	7	下請負人の通知 (様式 8号)	通知請求、報告	調査、指示報告	報告
⑯	8	特許権等の使用	報告	報告	報告
17	-	共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則			
⑰	-	自主施工の原則	-	-	報告
⑱	-	建設工事の着手	-	指示	報告
⑳	3	工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書 (様式 9、10号) { 工程表 { 工程月報	6000万円以上決裁	6000万円未満決裁	審査、報告
			-	指示、受理	指示
㉑	9	監督員	指揮、業務	補佐、指揮、業務	業務
㉒	10	主任技術者、現場代理人等 (様式11号)	-	決裁	報告
22の2	11	履行報告			
㉓	12	工事関係者に関する措置要求	措置要求	調査報告	報告
㉔	13	工事材料の品質、検査等 (様式13)		検査、検印	検査、検印
㉕	14	監督員の立会い、見本等の整備等		立会、報告	立会、決裁
㉖	15	支給材料及び貸与品	報告	審査報告	報告
26の2	23	工期等の変更及び費用の負担			
26の3	16	工事用地等の確保			
㉗	17	設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	命令、報告	調査報告、確認報告	報告
㉘	18	条件変更等	指示、報告	指示、報告	指示、報告
㉙	19	設計図書の変更	指示、協議	調査報告	報告

条	項	執行規則条文の見出	監督業務		
			総括監督員	主任監督員	担当監督員
②9の2	20	工事の中止	指示、報告	調査報告	報告
③0	21	請負者による工期の延長の請求 (様式14、15号)	審査進達	審査報告	審査報告
③1	22	契約担当者による工期の短縮の請求等	報告	報告	報告
32	25	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更			
③3	26	臨機の措置	指示、報告	指示、報告	報告
③4	27	一般的損害	審査報告	審査報告	審査報告
③5	28	第三者に及ぼした損害等	(事前調査を行う)		
			指示、報告	指示、報告	指示、報告
③6	29	不可抗力による損害	報告	調査報告	調査報告
37	30	請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更			(設計変更)
38	-	検査を行う職員			
③9	31	検査及び引渡し(様式16、17号)	進達、報告	審査報告	調査、報告
40	32	請負代金の支払			
④1	33	部分使用	審査報告	報告	
42	34	前金払			
43	-	前払金等の変更			
44	36	前払金の使用			
④5	37	部分払(様式18、19号)	確認、進達	審査	調書作成
④6	38	部分引渡し	第39条を準用する		
47	39	第三者による代理受領			
48	40	前払金等の不払に対する建設工事の中止			
49	41	かし担保			
50	42	履行遅滞の場合における損害金等			
⑤2	43	契約担当者の解除権(様式20号)	報告	調査報告	報告
53	44	契約担当者の解除権(様式20号)			
⑤4	45	請負者の解除権	審査報告	報告	報告
⑤5	46	解除に伴う措置	第39条を準用する		
56	47	保険等			
57	48	違約金等の徴収			
58	49	あっせん又は調停			
59	50	仲裁			
60	-	実施細目			



## エ 監督の基準

監督技術基準には監督の方法を次のとおり定めている。



### 1 - 5 工事関係書類の整備

契約担当者及び監督員は、事業の執行及び工事施工の過程が、第三者に理解し易く脱漏のないよう整理し保管するものとする。

(1) 契約担当者（建設業係）は、実施計画書、入札関係書類、契約図書及び監督上必要な書類並びに完成届書等、工事施工上必要とする書類の正本を、次により管理する。

ア 関係書類の編纂は手続の経過が分かるよう逐次綴込むものとし、書類が厚くなる場合には分冊とする。

イ 書類の大きさはA4判を原則とする。

ウ 実施計画書に添付する図面は、契約用設計書（単抜）の図面を共用し省略することができる。

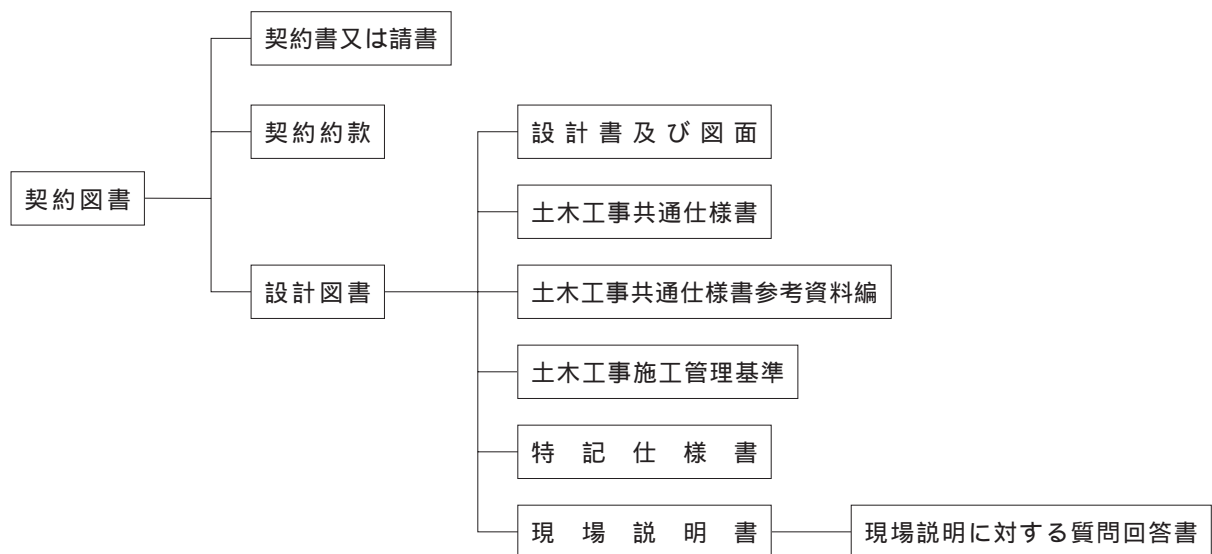
## 第2章 契約関係

### 2 - 1 概要

工事の請負契約は、建設業法に第18条に定める「請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」という原則に基づき実施されている。

### 2 - 2 請負契約の内容

請負契約は、契約書、契約約款、仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む。）からなり、次の通りである。



### 2 - 3 契約関係書類

#### (1) 請負契約書

区分	当初契約額150万円以上...請負契約書	当初契約額150万円未満...請書
契約内容	1. 建設工事名	1. 建設工事名
	2. 建設工事箇所	2. 建設工事箇所
	3. 工期	3. 工期
	4. 請負代金額	4. 請負代金額
	5. 請負代金の支払	5. その他
	6. 契約保証金	6. 発注者
	7. 発注者	7. 請負者
	8. 請負者	

#### (2) 契約約款

契約約款とは、請負契約の当事者間の具体的権利義務関係の内容を箇条書きしたもので、静岡県建設工事請負契約約款は52条で成り立っている。

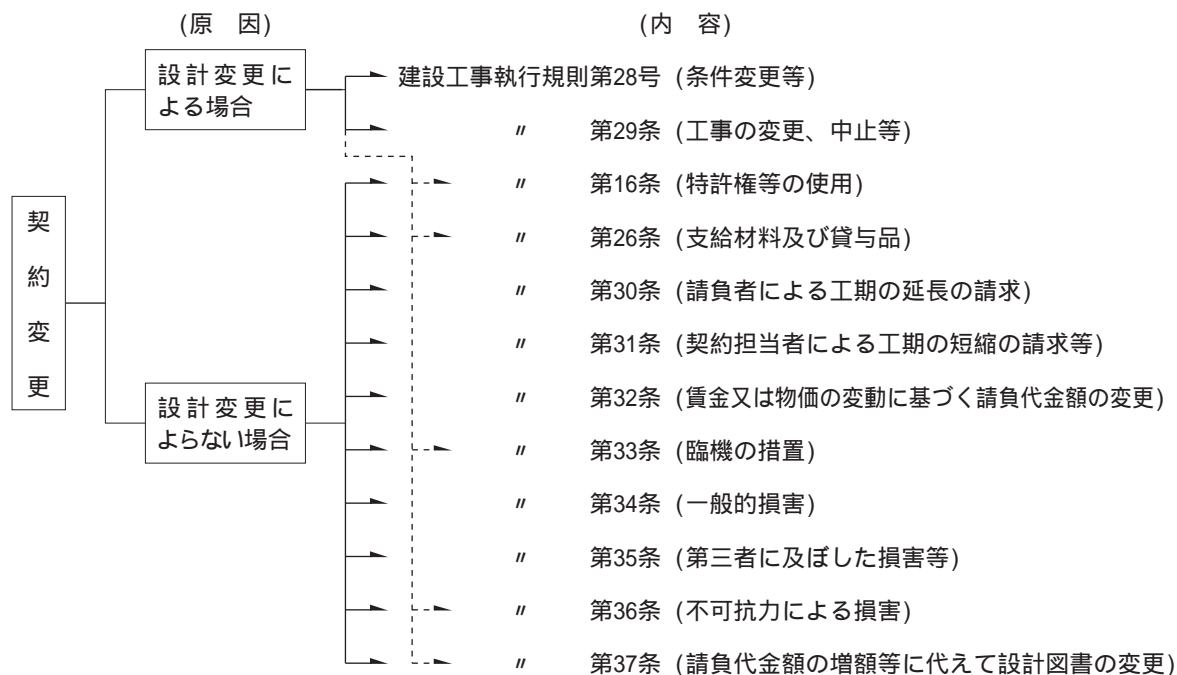
#### (3) 契約関係様式

静岡県建設工事執行規則に定める。

## 2 - 4 契約変更

土木工事の設計図書は極力設計変更の必要が生じないように作成されているが、工事にはその性格上、不確定な条件を前提に設計図書が作成されている場合がある。このため予期しない設計変更が生ずるが、このような原因による設計変更に伴う契約変更については、平成4年5月29日付け管第190号「設計変更事務処理要領」（以下「要領」という。）及び、設計標準の「設計変更の取り扱い」により事務の簡素化と合理化を図るべく次のとおり取り扱う。

### (1) 契約変更の原因と内容



(2) 設計変更の定義

設計変更とは、建設工事執行規則（以下「規則」という）第28条及び第29条の規程により原設計を変更することをいい、契約変更の手続の前の当該変更の内容をあらかじめ請負者に設計変更指示書〔監督要領第6条に定める様式 - 1〕により指示することを含むものである。

(3) 設計変更の基準

ア 設計変更のできる範囲は、要領に規定する次の理由によりやむを得ず原設計を変更する必要性が生じた場合とする。

(ア) 認可条件等の処理に伴うもの。

(イ) 発注後に発生した、天然現象、施工条件等の外的条件によるもの。

(ウ) 発注時において確認困難な、岩盤線、地盤支持力、土質、地下埋設物等によるもの。

(エ) 本庁から出先機関に指示した予算処理に伴うもの。

イ 規則第28条に規定する条件変更等の内容は次のとおりとする。

(ア) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

工事現場における地盤高、水深等の地表面の状況が設計図書の表示と異なるもの。

(イ) 設計図書の表示が明確でないこと。

設計図書の表示内容が抽象的で工事に当って判断が困難な場合および、表示もれ又は、表示内容に誤り等がある場合。

(ウ) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

地質、湧水等の状態、地下水位等の自然的条件及び、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、通行路の指定等の人為的施工条件が相違する場合。

(エ) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。

工事現場の状況から予想し得なかった部分的な軟弱地盤、転石、有毒ガスの噴出等の自然的な条件および、騒音規制や交通規制、第三者による工事の妨害等の人為的な条件等が発生した場合。

(4) 設計変更による契約変更の範囲

設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

ア 設計変更による請負代金額の増加額が当初契約金額の30%以内の場合。ただし別件発注するのが妥当な場合を除く。

イ 設計変更による請負代金額の増加額が当初契約金額の30%をこえるもので、現に施工中の工事と分離することが著しく困難な場合。

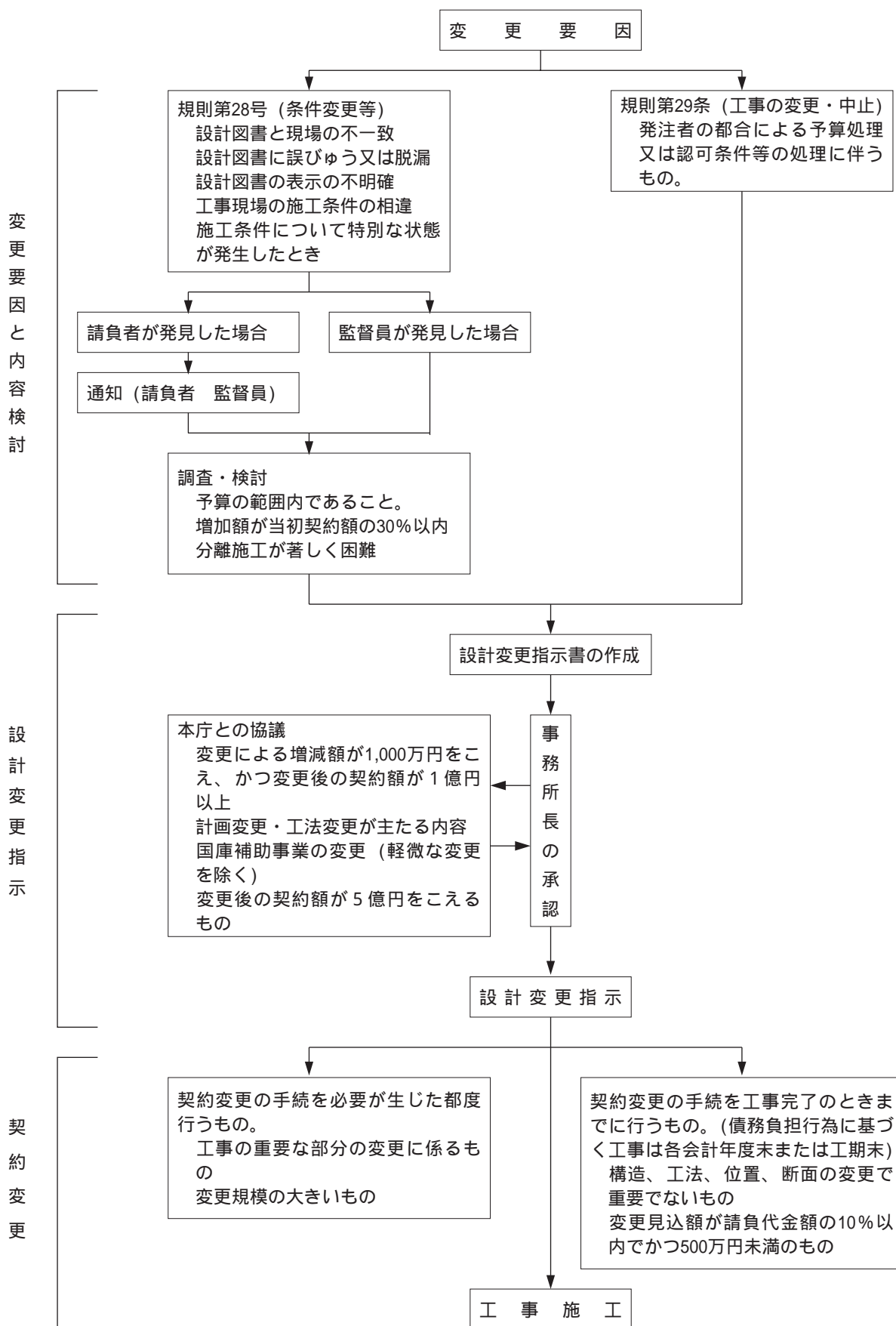
(5) 設計変更の手続

ア 設計変更は、その必要性が生じた都度監督員がその変更内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、設計変更指示書により事務所長の承認を得て行うものとする。ただしその内容が軽微なもので明らかに判断のつくものは監督員が行うことができる。

イ 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の1に該当するときは、あらかじめ本庁と協議するものとする。

- (ア) 変更による増減額が1,000万円をこえ、かつ変更後の契約額が1億円以上のとき。
  - (イ) 計画の変更又は工法の変更を主たる内容とするとき。
  - (ウ) 国庫補助事業の変更（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第1号及び第3号、並びに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第1項に規定する軽微な変更を除く）をしようとするとき。
  - (エ) 設計変更後の契約額が5億円をこえると見込まれる場合。
- (6) 契約変更の手続
- (1) 設計変更に伴う契約変更の手続は、支出負担行為何によりその必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。ただし軽微な設計変更に伴うものは、工事完了までに行うことをもって足りる。
  - (2) 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次の各号に定めるものをいう。
    - ア 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの。
    - イ 変更見込金額の合計額が請負代金額の10%以内でかつ500万円をこえないもの。
- (7) 部分払い
- 軽微な設計変更によるもので契約変更が工事完了のときとなる場合の部分払金の算定は、原契約金額によるものとする。
- (8) 工期の変更及び延長等
- 規則第29条、第30条及び第31条に規定する工期の変更及び延長又は短縮のみの事務については、かい長が専決処理するものとする。

(9) 設計変更による契約変更の流れ



(10) 設計変更に伴う工事費の積算等

ア 設計変更に伴う変更工事費の積算は次により取り扱うものとする。

工事費の積算は、「数量」と「歩掛」及び材料・労務・機械等の「単価」により行われる。設計変更に伴う積算が必要となるのは、これらのいずれかが変更される場合であるが、設計変更の生じた時期や内容によって一般に次表のような歩掛、単価の組合せにより設計変更に伴う工事費の積算を行う。

設計変更の積算

変 更 内 容		積 算 歩 掛	積 算 単 価
変 更 の 種 別	工 種 内 容		
現地精査等に伴う数量変更		既契約の歩掛	既契約の単価
構造、工法、位置、断面等の変更	同工種又は類似工種	既契約の歩掛	既契約の単価
	新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価
工事の追加	同工種又は類似工種、新工種	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価

注)「工事の追加」とは、施工条件の変化又は発注者の意志による工事内容の追加であり、既契約内容に含まれてない新工種を追加する場合、あるいは同工種又は類似工種であっても既契約工事範囲以外の箇所に工事を追加する場合などをいう。

イ その他

設計変更の事例については、「公共土木工事 設計変更事例集（監修：建設大臣官房技術調査室発行：株山海堂）」を参考にすること。

(11) 仮設工の指定仮設と任意仮設

公共工事の仮設備は、静岡県建設工事請負契約約款の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられる。しかし、公共工事においては、工事中における災害防止及び施工に伴う重大な労働災害の防止についても特に留意する必要がある。

このため、工事の発注にあたっては、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模、構造等について、あらかじめ発注者が指定し、「指定仮設」とする場合がある。

工事の発注にあたっては、次に示すような場合の施工条件の仮設工については、特記仕様書を持って指定仮設とする。

- (イ) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合
- (ロ) 仮設構造物を一般交通に供用する場合
- (ハ) 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- (ニ) 関係官公庁等との協議により制約条件のある場合
- (ホ) その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

例えば) 重要な仮設土留、仮設防護柵等

なお、上記のような指定仮設をする場合の留意事項としては、事前に現地調査を十分に行い、仮設工の計画・設計の可否を技術的に検討審査するとともに、経験豊富な専門家等の助言も活用して、指定仮設の内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性の確保に十分配慮した

適切な内容とする必要がある。

また、静岡県建設工事請負契約約款第1条3項に定められているいわゆる「指定仮設」と「任意仮設」の区分は、「仮設の構造、規格、寸法、工法等の必要事項を明示するか、それともこれらを決定するために必要な設計上の条件のみを明示するか」の違いだけであり、本来、設計の方法について何ら異なるところはない。

参考図書) 土木工事仮設計画ガイドブック

(監修：建設大臣技術調査室 発行：(社)全日本建設技術協会)

## (12) 指定・任意の正しい運用について

### 1 要 点

土木工事における仮設、施工方法等には、指定と任意の部分がある。発注においては、指定と任意の部分を明確にすることが必要である。任意については請負者が自らの責任において行うものであり、仮設、施工方法等については、その選択が請負者に委ねられている。

発注者、監督員は任意の趣旨を十分に踏まえ、 unnecessary 指導を行わないようにすること。

なお、指定・任意にかかわらず、当初発注時の条件を明示し、将来の設計変更等が明確になるよう努めること。

県の土木設計積算システムでは、積算の根拠として施工機械の規格、地質条件などの条件を明示している。

### 2 指定・任意の定義

指定と任意については、静岡建設工事請負契約約款第1条3項に基本的考え方が示してある。

指定とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり、施工を行わなければならないものである。

任意とは、工事目的物を施工するにあたり、請負者の責任において自由に施工を行うことができるものである。

なお、指定・任意にかかわらず、施工上の条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）はできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。



指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定します (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的に指定しません (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがある)
施 工 方 法 等 の 変 更	発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意 (施工計画等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行います	行いません
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	行います	行います

注) 1 参考資料・参考図については、あくまでも見積上の参考であって、設計図書ではない。

2 土木工事共通仕様書において、施工計画書の扱いは提出されたものの受理であり、承諾行為ではない。(積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。)

3 県の土木設計積算システムで作成した設計書の適用等の表示内容は、積算根拠の表示であって、指定ではない。指定する場合は、特記仕様書等で具体的に指定する。

参考) 指定・任意の正しい運用について (平成9年12月1日付け事務連絡)

指定・任意の正しい運用についてのパンフレット (建設省大臣官房技術調査室他)

(13) 設計変更理由書の記載例

設計変更する場合の理由は、下記の記載例のように箇条書とする。ただしこれにより難しい場合は別途考慮すること。

( 記載例 )

当初設計の [ ] は、 [ ]、 [ ] で施工する予定であったが、 [ ] した結果、 [ ] ため、 [ ] に変更する。

当初設計の工種又は工法その他、必要に応じて数量等を記入する。	当初設計の設計条件等を記入する。	当初設計の形状寸法等を記入する。	調査方法等を記入する。	変更するための条件を記入する。	変更しようとする形状寸法、工法及び増減を記入する。
(例 - 1) 路側ブロック積工の測点20~40m間	土質を砂利層と仮定し	法長 5 m	掘削	法長 4 m のところで岩盤に到達した	法長を 0.5 m 減じ 4.5 m とし、土台工も岩着工法
(例 - 2) 左岸橋台工の鋼管杭	ボーリング調査結果に基づき	L = 10 m	試験杭を打設	L = 12 m で支持力 $t$ (設計支持力 $t$ ) となった	L = 12 m
(例 - 3) 瀬潜工	本流が工事施工箇所にあたっていたため	L = 300 m	× × 日の降雨によって出水	本流が対岸に離れた	瀬替工は取り止めとし、当初設計の水替日数 × 日を別紙調書のとおり 日
(例 - 4) 復旧延長	既設ブロック積と蛇籠護岸の間	L = 35 m	曲線部であったため再調査	測点 20 ~ 40 m の間に 2 m の誤測があった	2 m 増工し、復旧延長を 37 m

## 2 - 5 部分払い

建設工事請負代金額の部分払については、建設工事請負契約に基づき、建設工事執行規則並びに、昭和52年8月22日付管第234号「建設工事請負代金の部分払いの取扱いについて」、及び昭和45年9月21日付管第369号「出来形歩合調書の作成について」により次のとおり取扱うものとする。

### (1) 部分払いに関する基本的事項

ア 部分払する建設工事は、請負代金額が100万円以上の工事とし、部分払の回数及び請求できる出来形歩合は建設工事執行規則第45条に規定する2回～4回以内でかつ $\frac{9}{10}$ 以内の額とする。ただし、特に必要と認めた工事にあつてはその回数を増加することができる（例：債務負担行為にかかる建設工事にあつては最終年度を除き各年度1回を加えることができる。）

イ 総出来形歩合が91パーセント以上である部分払いの請求は認めないこと。ただし、工期が2ヶ年以上にわたる工事で予算上特に必要がある場合は出来形歩合の範囲を越えて請求することができる。

### (2) 請負者からの部分払い請求手続

#### 部分払いの請求手続

手 続 別	事 務 の 内 容	備 考
イ 出来形調査申請	請負者は執行規則第45条第2項で定める様式第19号の申請書を契約担当者に提出し、出来形の確認を求める。	構成比率は県で算定し請負者に明示する。
ロ 出来形の確認	監督員は、請負者から申請があつたときは遅滞なく出来形の確認を行い、出来形歩合調書（静岡県建設工事監督要領昭和60年4月1日訓令乙第4号様式-6）を作成し、契約担当者に提出する。	
ハ 出来形の通知	契約担当者は、出来形の確認結果を請負者あて通知する。	
ニ 部分払いの請求	請負者は、出来形歩合調書の総出来形歩合に基づき、請求書に執行規則第45条第6項で定める様式第18号の請求書明細書を添えて請求する。	
ホ 部分払い金の支払	契約担当者は請求のあつた日から14日以内に支払う。	

## 出来形の内訳

(記載例)

工種	単位	設計数量 A	出来形数量 B	出来形歩合 $B / A = C$ %	構成比率 D	$C \times D$ %	摘要
切土	$m^3$	3,600	1,530	42	0.05	2.1	
盛土捨土	式	1		65	0.01	0.6	
石積工 (含土台)	$m^2$	6,700	5,400	80	0.08	6.4	
L型側溝	m	1,900	750	39	0.09	3.5	
U型側溝	式	1		40	0.01	0.4	
路盤工	$m^2$	13,000	5,150	39	0.14	5.4	
基層工	$m^2$	12,000	3,300	27	0.17	4.5	
表層工	$m^2$	12,000	1,200	10	0.21	2.1	
雑工	式	1		20	0.04	0.8	
小計					0.80	25	$\frac{C \times D}{D}$ 31
諸掛費	式	1		31	0.20	6	
小計					0.20	6	
計					1.00	31	

(注)

- (1) 工種の種類はできるだけ簡素にするが、出来形の数量が不明で支払上疑義の生じる恐れのあるものは、出来形の数量を計上する。
- (2) 出来形歩合は、百分率で表し、小数点以下は切捨てる。
- (3) 構成比率は、小数で表し、小数点以下第3位は切り捨てる。また計において1.00になるよう比率の小さい工種で調整するが、各工種においてその比率が0.01以下になる場合は同形工種に含めるか、雑工に含めること。
- (4) ( $C \times D$ ) は百分率で算出されるが、小数点以下は原則として切捨てるものとし、工種が多くなり小計において不合理が生ずる場合は、途中において小数点以下第1位まで計上してよい。
- (5) 諸掛費の出来形歩合 (C) の算出は、直接工事費全体計の構成比率 (D) と出来形歩合 ( $C \times D$ ) の比  $[(C \times D) / D]$  を計上する。

## (3) 債務負担行為にかかる建設工事における部分払い

債務負担行為にかかる建設工事における最終年度を除く各年度末の支払限度額は、3月末日までの出来形による部分払いで精算する。この場合において、前年度までの支払い額と当該年度年割額の合計額が、当該年度末における出来形部分に相応する請負代金額の9/10以上となる出来形を確認すること。

$$[\text{前年度までの支払い額} + \text{当該年度年割額} \quad \text{請負代金額} \times \text{出来形歩合} \times 9 / 10]$$

(4) 繰越工事にかかる建設工事における部分払い

予算の繰越は極力避けるべきであるが、事業執行上のやむを得ない事由により建設工事の予算を繰越しする場合は、その事務手続に相当な期間を要するため、年度末における工事の出来形歩合について工程等を詳細に検討して推定し、繰越額を決定する等慎重に取扱わなければならない。

繰越にかかる建設工事の当該年度支払い額は、年度末における出来形に相応する請負代金額の部分払いで精算する。この場合において当該年度の支払い額（前払い金＋部分払い金）が年度末日における出来形歩合に相応する請負代金額の9 / 10以上となる出来形を確認する。

[当該年度支払い額 請負代金額 × 出来形歩合 × 9 / 10]

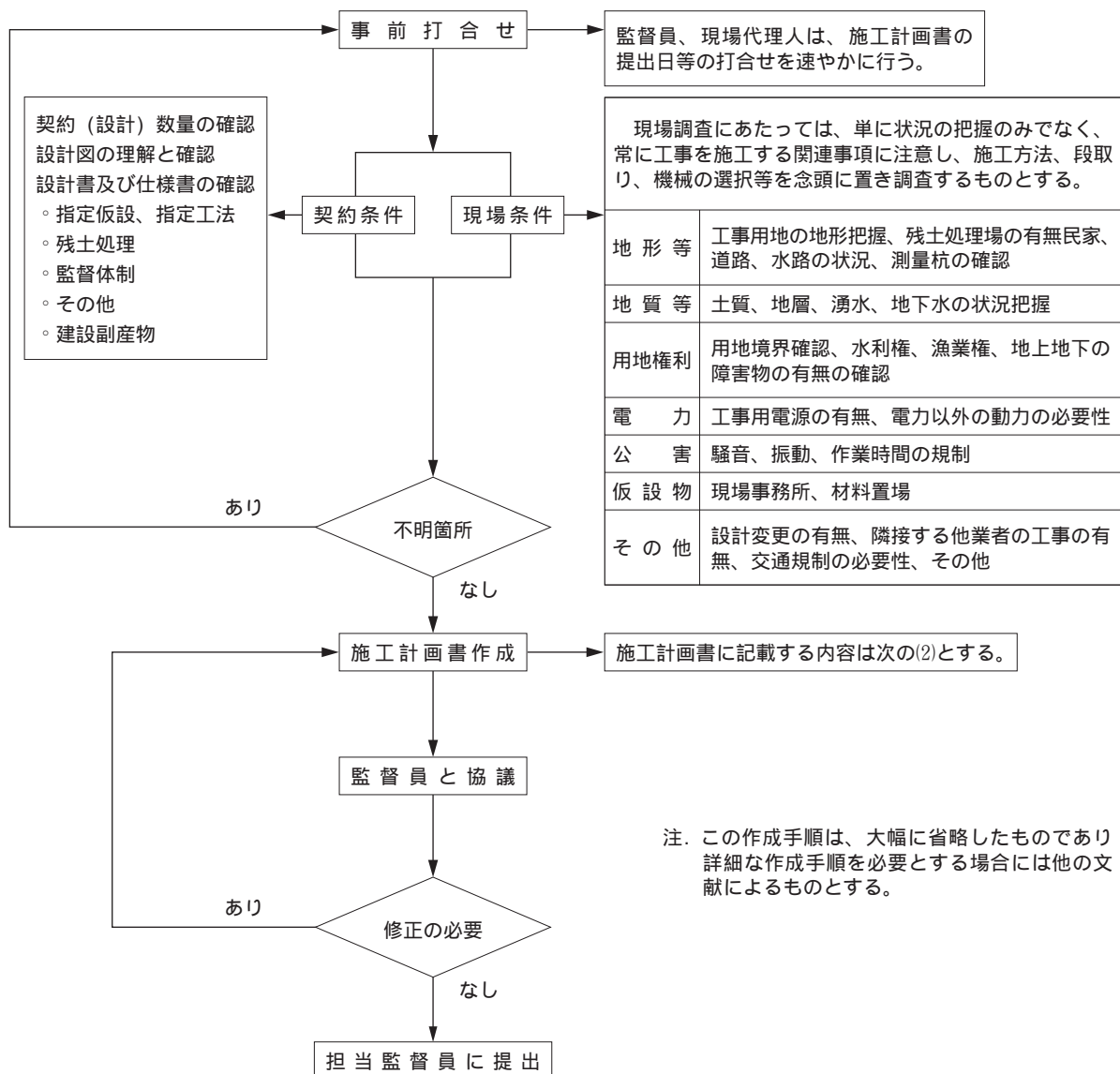
# 第3章 施工関係

## 3 - 1 施工計画

施工計画は、契約書及び設計図書に基づいて、契約の工期内に規格に合った目的物を適正に施工する条件と方法を定めることであり、工事施工の基本となる極めて重要なものである。

土木工事は、その種類、立地条件、規模等により一元化されないのが普通である。従って施工計画は、提示された契約条件（契約書、設計図書）と現場条件等を十分に把握し多角的に検討を行い作成しなければならない。

### (1) 施工計画書の作成手順



(2) 施工計画書の内容

施工計画書に記載すべき事項は「仕様書」1-1-4に次のように定められている。

事 項	内 容	一般 工事	小規模 工 事
(1) 工事概要	工事名、工事箇所、工期等を記載し工事内容として工事の工種、種別、細別、単位、数量を契約図書に従って記入する。		
(2) 計画工程表	工事名、工事箇所、工期等を記載し工事内容・その構成比率等を記入してパ-チャ-ト又はネットワークによる工程表とし、進捗率曲線の記入により、現実の工程と対比が容易に出来るようにする。		
(3) 現場組織表	契約図書により必要な管理者（責任者）を定め、組織表を作成する。現場代理人及び主任技術者等は夜間連絡先を記入する。		
(4) 安全管理	安全委員会の構成又は安全管理組織表、安全管理対策、火災防止対策、重機械作業対策等記述する。また、安全意識の高揚・安全な施工体制環境を整えるために安全訓練活動及びビデオ等による安全教育を月あたり半日以上行う事などを記述する。		
(5) 指定機械	低騒音型建設機械、標準操作方式建設機械、排出ガス対策型建設機械などの設計図書で指定された機械の名称、規格、指定番号、台数などを記載する。		
(6) 主要資材	計画工程表の作成に当たって考慮した主要資材の品名、規格・寸法、購入会社名を一覧表で記述する。		
(7) 施工方法（仮設備計画、工事用地等を含む）	主要工種について、工事の安全、所要の品質の確保等を考慮して施工順序、検測確認の段階などについて記述するとともに、主要機械について使用方法等について記述する。また、他工事との調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、他官庁との協議、地元への周知、苦情に対する措置方法等も必要に応じて記述する。設計図書に指定されている設備については、もれなく記述する。また仮締切、仮設道路、工事用地、防護工等主要なものについて記載する。		
(8) 施工管理	工程管理.....計画工程表に基づく工程管理の方法を記述する。 出来形管理.....施工管理基準及び仕様書に基づき、当該工事などに必要な測定項目。 品質管理.....試験項目一覧表を作成する。主要なものは、試験方法、管理方法、試験場所なども記入する。 写真管理.....施工管理基準に基づき撮影計画一覧表を作成する。		
(9) 緊急時の体制及び対応	大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策、土石流対策及び作業現場内において事故発生又はそのおそれがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。		
(10) 交通管理	当該工事にもなう資材の搬入、発生土等の運搬、工事現場周辺の交通対策と交通処理について記述する。		
(11) 環境対策	関連法令及び仕様書に基づき、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について周辺住民に対する対策について記載する。		
(12) 現場作業環境の整備	現場事務所及び休憩所等、職員、作業員が快適に作業できる環境の整備、土木工事のイメージアップを図るとともに地域住民と対話のできる環境方法について記述する。		

事 項	内 容	一般 工事	小規模 工 事
(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	当該工事から発生する建設副産物の量及び処理方法、処理場所を記入し、受け入れる場合は場所、数量を記載する。		
(14) 創意工夫等	高度技術、創意工夫、社会性等について提案を記載する。		
(15) そ の 他	設計図書で施工計画書に記載するよう指示されているもの及び監督員の指示した事項を記述する。		

(注) 一般工事はすべて記載し、小規模工事は 印のみ記載する。

### 「工事施工に伴う諸手続き比較表」

契約図書に必要な項目	適 用 規 則 等	静岡県建設工事執行規則 の運用 (500万円未満)	小 規 模 工 事	
			(500万円以上2,000万円未満)	(少額工事500万円未満)
1. 工程表	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
2. 工事工程月報	執行規則第20条	省略させることができる	提出	省略
3. 請負代金内訳表	執行規則第20条		省略	省略
4. 主任技術者 現場代理人等通知	執行規則第22条	口頭による通知	提出	口頭による通知
5. 施工計画書 (14項目)	仕様書第1編1-1-4		提出(6項目) (記入例)参照	提出(5項目) (記入例)参照
6. 交通規制関係	仕様書第1編1-1-32 " 第3編1-1-13		必要時	必要時
7. 数量の算出 及び完成図	仕様書第1編1-1-19 " 第3編1-1-7		必要時	必要時
8. 材料検査簿	執行規則第24条		省略	省略
9. 使用材料品質証明書	仕様書第2編1章2節書		提出	省略
10. 休日・夜間作業届	仕様書第1編1-1-36		必要時	必要時
11. 施工管理 出来形管理	仕様書第1編1-1-23 施工管理基準		提出	面積計算書又は出来形 図
品質管理	施工管理基準		提出	自主管理、提出省略
写真管理	施工管理基準		提出	着手前と完成時
12. 再生資源利用計画 書	仕様書第1編1-1-18		提出	提出
13. 完成届出書	執行規則第39条		提出	提出
14. 工事記録簿	執行規則第22条の2		省略	省略
15. 工事写真帳	施工管理基準		提出	提出
16. 完成検査写真帳			省略	省略



(3) 施工計画書の作成例

(表紙)

平成 年 月 日

施 工 計 画 書

総括監督員 様

請 負 者  
現場代理人

平成 年度 工事 施工計画書について (提出)

標記について土木工事共通仕様書 第1編1-1-4に基づき提出します。

目 次

1	工事概要 .....
2	計画工程表 .....
3	現場組織表 .....
4	指定機械 .....
5	主要資材 .....
6	施工方法 (仮設備計画、工事用地等を含む) .....
7	施工管理計画 .....
8	安全管理 .....
9	緊急時の体制及び対応 .....
10	交通管理 .....
11	環境対策 .....
12	現場作業環境の整備 .....
13	再生資源の利用の促進 .....
14	創意工夫等 .....
15	その他 .....

# 作成例

## 1. 工事概要

建設工事名 平成 年度〔第 - - 号〕(主) 線  
 工事 工期 自 平成 年 日  
 至 平成 年 日  
 建設工事箇所 静岡県 市 町 地内 請負者 建設株式会社

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	備 考
道 路 舗 装 工	補修工事	施工延長	m		
準 備 工	舗装版切断	H = 20 ~ 23cm	m	1,608	
	〃 取壊	A s t = 20cm	m <sup>2</sup>	2,095	
	〃 〃	A s t = 23cm	〃	1,862	
	不陸整正工	補充材なし	〃	3,957	
舗 装 工	表層工	密粒 A s t = 5 cm	m <sup>2</sup>	3,957	
	上層路盤工	粒調碎石 t = 6 cm	〃	3,957	
	〃	〃 t = 10cm	〃	3,957	
	下層路盤工	クラッシャーラン t = 13cm	〃	2,095	
	〃	〃 t = 14cm	〃	2,095	
	舗装用型枠		m	2,655	
交通安全施設工	区画線設置工		式	1.0	
雑 工	G r 復旧工		m	48	
	A s 切削工		m <sup>2</sup>	750	
共 通 仮 設 工			式	1.0	

2. 計画工程表

建設工事名 建設工事箇所 静岡県 市 町 地内 工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 請負代金額 ￥ 円 建設株式会社

工 程	種 別	単 位	数 量	構 成 比	月		年		月		累 計 率	備 考
					10	20	10	20	10	20		
道 路 舗 装 工	補 修 工 事	m	1,608	4.19								
準 備 工	舗 装 版 切 断	m <sup>2</sup>	2,095	5.66								
	"	"	1,862	5.05								
	"	"	3,957	0.77								
舗 装 工	不 陸 整 正 工	"	3,957	16.63								
	表 層 工	m <sup>2</sup>	3,957	11.90								
	中 間 層 工	"	3,957	11.90								
	基 層 工	"	3,957	18.34								
	下 層 工	"	2,095	9.63								
	"	"	1,862	1.08								
交 通 安 全 施 設 工	区 画 線 設 置 工	式	1.0	0.36								
雑 工	G r 復 旧 工	m	48.	1.56								
	A s 切 削 工	m <sup>2</sup>	750.	12.73								
共 通 仮 設 工		式	1.0									
計				100.00								
備 考				月 間	9.3	22.4	21.5	43.3	3.5			
			進 捗 状 況	累 計	9.3	31.7	53.2	96.5	100.0			
			実 績	月 間								
			累 計									

### 3. 現場組織表

現場事務所 静岡県 市 町 TEL ( )

現場代理人



### 4. 指定機械

機 械 名	規 格 又 は 容 量	指 定 番 号	台 数	摘 要
バックホウ	日立 0.6m <sup>3</sup>	202	1	(排出ガス対策型) 舗装ガラ積込
バックホウ	クボタ 0.3m <sup>3</sup>	202	1	(排出ガス対策型) 舗装版破碎用
コンプレッサー	小松 10.5	1,201	1	(排出ガス対策型)
タイヤローラ	小松 8t - 12t	802	1	(排出ガス対策型) 路盤合材転圧用
モーターグレーダ	三菱 3.1m	701	1	不陸整正用
マカダムローラ	酒井 10t - 20t	801	1	転圧用
ASフィニッシャー	住友 2.5m - 4.5m	1,003	1	合材敷均し用

## 5. 主要資材

品名	規格・寸法	購入会社名
碎石	C - 30	
粒調碎石	M - 30	
密粒度アスコン	(13)	
アスファルト乳剤	P K - 3	

## 6. 施工方法

### (1) 一般事項

#### ア 作業時間及び休日又は夜間作業

##### (ア) 作業時間

集合体操 ( ) 時 ~ ( ) 時 ( ) 分  
 業務打合せ ( ) 時 ( ) 分 ~ ( ) 時 ( ) 分  
 作業開始 ( ) 時 ( ) 分  
 昼食休み ( ) 時 ~ ( ) 時  
 作業終了 ( ) 時  
 休 け い 午前、午後に各 ( ) 分間

##### (イ) 休 日

土曜日、日曜日、祝祭日  
 夏期休業 8月 日 ~ 8月 日  
 冬期休業 12月 日 ~ 1月 日

ただし、作業の区切りそのほかにより就業時間を変更する場合は、監督員に報告して実施する。  
 工程の関係又はその他の理由により、休日あるいは夜間において作業を実施する場合は、安全対策、監督員の立会等について別途打合せを行う。

### (2) 施工順序

#### ア 準備工

- ・ 工事実施に先立ち、関係機関との協議及び地元住民への周知を図り円滑な工事の施工が出来るようにする。また、地下埋設物件の確認等、施工区間の現況調査、測量を行い仮B.Mを設置し、測量成果を監督員に提出する。
- ・ 仮B.M設置引き続き現状路面の縦横断測量を行い、各測点の引照点を横断上に左右2点設置するが、路面の状況に大きな変化がある箇所には測点を増設する。

#### イ 舗装版取壊

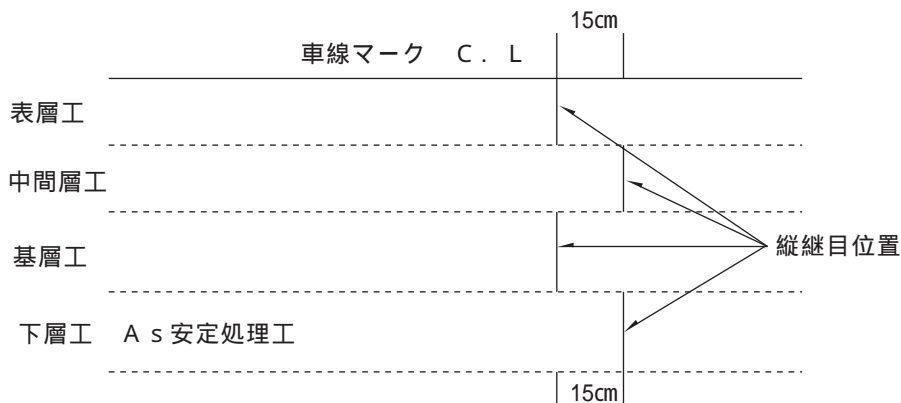
- ・ 施工に先立ち、打換部分をカッターにて切断したうえ、片側つつ5m毎に切断してブロック割し破碎する。
- ・ 破碎はバックホウに装着したブレーカで行い0.6m<sup>3</sup>バックホウと同時作業により順次破碎、掘削、積込みを行う。この場合、在来の路盤を掘削しないように慎重に処理をする。
- ・ 運搬はダンプトラック11tを使用し、所定の間処理施設場(市町番地)に処理する。なお、運搬にあたっては過積載防止と交通規則を厳守させる。
- ・ 取壊し完了後はモーターグレーダを使用し在来路盤の不陸を整正し、端部は人力で整正する。

また、状況に応じて散水車を使用し適切な含水状態で、タイヤローラ 8～12t、マカダムローラ 10～12t を用い十分転圧して、締固める。

- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

ウ 下層工 (加熱 A s 安定処理 t = 10cm・17cm)

- ・ 施工に先立ち仕様書に基づき加熱 A s 安定処理合材の配合設計及び試験練りを行い監督員の承諾を得る。
- ・ プライムコートは A s 乳剤 P K - 3 を用い、飛散防止に十分注意して、ディストリビュータ又はエンジンスプレーヤにて  $1.26 \ell / m^2$  を均一に散布する。
- ・ A s 混合物の運搬は清浄なダンプトラックを使用し、保温及び飛散防止の為シート類で覆う。又は、舗装端は型枠を鉄ピンにて固定する。
- ・ 加熱 A s 安定処理合材の敷均しは、敷均し温度 110 以上とし、A s フィニッシャーで行い、厚さ 10cm は 1 層仕上げ、17cm は 2 層仕上げとする。
- ・ 転圧はマカダムローラ、タイヤローラにて所定の密度が得られるよう十分に行い、ローラによる締固め不可能な箇所についてはタンパ等で入念に締固める。
- ・ 縦継目の処理については、表層工の継目を車線マークに合わせるものとし、A s 安定処理路盤の継目は次のようにする。



- ・ 舗装完了後は縦断の段差部分に加熱 A s 安定処理合材を用いて 1 : 20 以上の勾配でスリ付を行う。なお、このスリ付合材が飛散した場合はただちに清掃し復旧する。
- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

エ 基層工 (粗粒度 A s C o t = 5 cm)

- ・ 配合設計及び試験練りについては、あらかじめ監督員の承諾を得る。
- ・ 舗装方法はウに準ずる、タックコートは A s 乳剤 P K - 4 を用い、飛散防止に十分注意してディストリビュータ又はエンジンスプレーヤにて  $0.43 \ell / m^2$  を均一に散布する。
- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

オ 中間層工 (粗粒度 A s C o t = 5 cm)

- ・ 舗装方法及びタックコートは基層工に準ずるが継目は表層の縦継目から 15cm 以上ずらす。
- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

カ 表層工 (耐流動対策用 A s C o t = 5 cm)

- ・ 施工に先立ち仕様書に基づき耐流動対策用改質 A s を使用した密粒度 A s C o の配合設計及び

試験練りを行い監督員の承諾を得る。

- ・ 舗設方法及びタックコートは中間層工に準じて施工するが、舗装面の平坦性には特に注意すると同時に集水施設に雨水がスムーズに流れるよう十分注意して施工する。
- ・ 施工完了後は監督員の立会を受ける。

#### キ 切削工（終点部現道取付）

- ・ 施工に先立ち切削区間の路面上各測点にマーキングする。
- ・ 切削機械にて所定の厚さに切削工し、廃材は積込機でダンプトラック11tに積込み廃材処理場（市町番地の会社処理場）に運搬処理する。
- ・ 切削後の路面は人力にて清掃を行う外、下層工との段差部分のスリ付を施工して交通解放する。

#### ク 区画線（溶融式、仮ラインはペイント式）

- ・ 施工に先立ち使用材料について試験成績表を提出し、監督員の承諾を得る。
- ・ 施工は表層工施工当日分毎に車線境界線（破線）を仮ラインにて施工し、その後一括して本ライン（車線境界線、外側線）を施工する。  
なお、本ライン施工前に監督員と協議する。

#### ケ 防護柵工

- ・ 既設防護柵は基礎コンクリートから引抜き撤去し、填充されている砂等をきれいに除去し、新材と交換復旧する。
- ・ 一部新設部分については、コンクリート打設前に型枠、塩ビ管を用いて支柱の位置に箱抜きをしておく。

#### コ 仮設備計画

- (ア) 夜間の安全確保に使用するため仮設電力を中部電力の路上電柱から受電する。
- (イ) 仮設備は現場事務所1棟を別紙-4のとおり設ける。

## 7. 施工管理

### (1) 工程管理

- ・ 実施工程表に基づき総合的に管理する。また、実施工程は、日管理とし1ヶ月毎に工事工程月報を提出して進捗状況の確認を受ける。  
なお、全体工程で10%を超える遅れの状態になった場合は、速やかに工程に修正を加え工期内の完成に努める。

### (2) 出来形管理

- ・ 出来形管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の出来形管理は別紙-1の管理基準に示す箇所について行う。

### (3) 品質管理

- ・ 品質管理は設計図書に基づき管理するが、本工事の品質管理は別紙-2の管理基準に示す項目について行う。

### (4) 写真管理

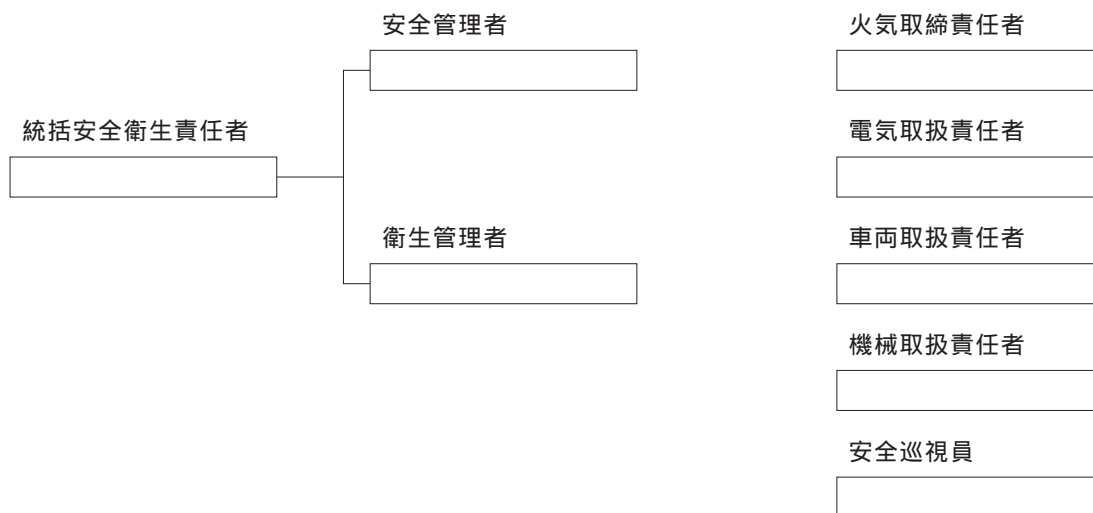
- ・ 着工前、後は全景を撮影し、以後は随時工程の進捗による施工過程が判るよう別紙-3の管理基準に基づき管理する。
- ・ 写真管理はその目的及び意図を十分理解し撮影、整理する。特に工事完成後明視出来ない部分について配慮する。

## 8. 安全管理

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに疾病を予防すると共に、第三者に対する災害の絶無を図り工事期間中安全巡視を行う。安全対策として下記の組織を構成し、又は事故発生時における連絡表を次に定める。

また、安全・訓練等の実施については、共通仕様書第1編1-1-26に基づき行い、別紙書式（安全・訓練の実施報告書）に整理し、提出する。

### (1) （安全委員会の構成）



### (2) 安全管理を徹底するため工事期間中は安全巡視員がパトロールする。

また、作業員全員により毎月半日以上の時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。



別紙

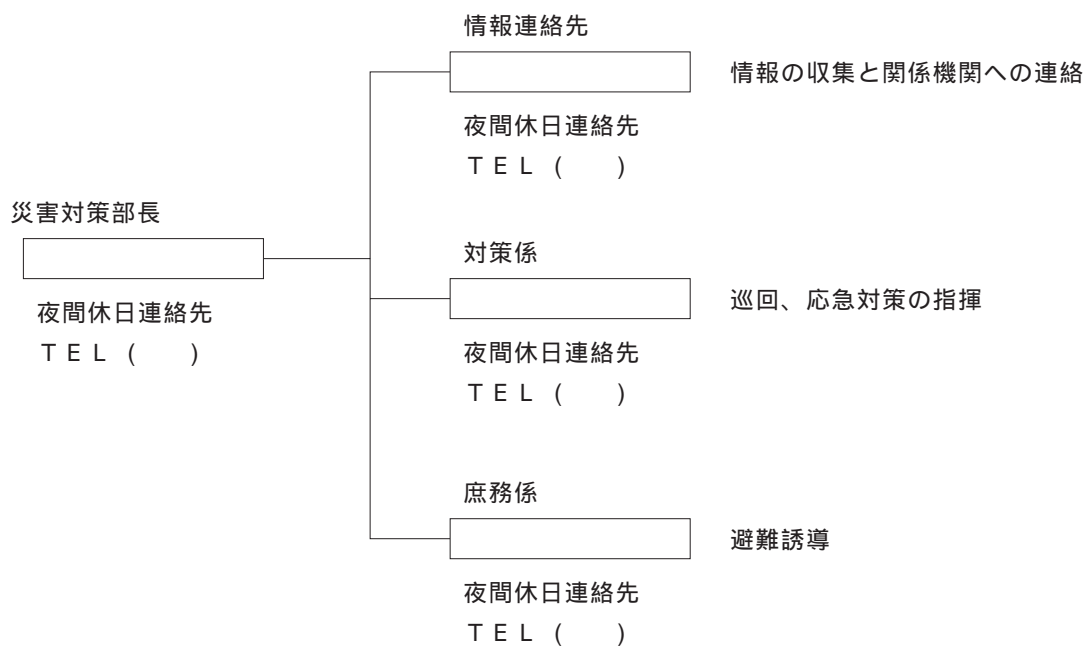
安全・訓練等の実施報告書

・実施年月日	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時
・場 所	県 市 町 現場事務所内
・参 加 者	安全管理者、外作業員 名
・実 施 項 目	ex ・工事内容の周知徹底 ・工事における災害対策訓練 ・工事現場で予想される事故対策 ・土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
・実施状況写真	<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">           実施状況写真の添付         </div>

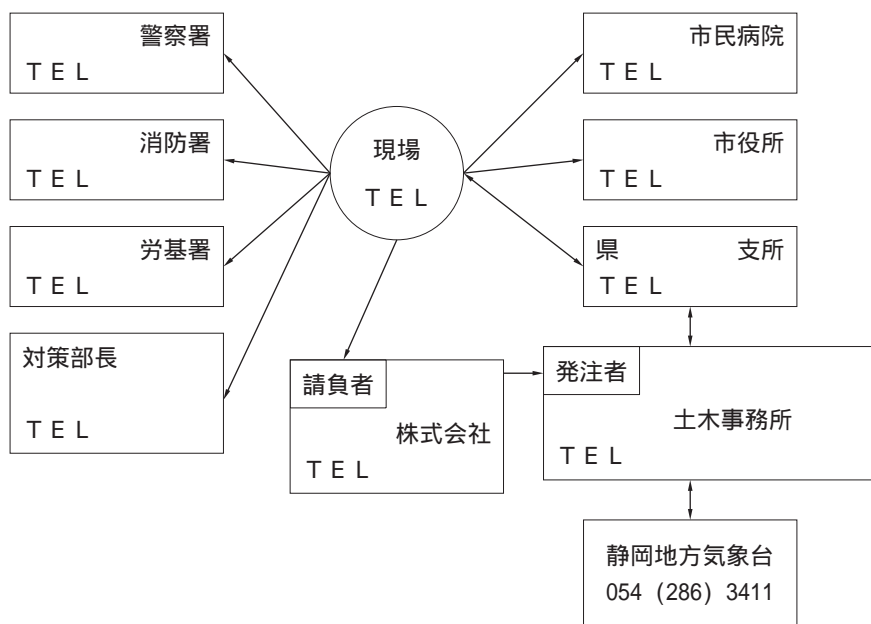
9. 緊急時の体制

- (1) 大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、次の組織構成で対応し、必要に応じ現場内をパトロールし警戒する。また、現場内において事故発生又はそのおそれがある場合も同様の組織で対応する。

なお、東海地震の注意情報が発せられた場合には、工事中断の措置をとり、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講ずる。



(2) 作業現場内の事故発生時における連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は次のとおりとする。



(3) 注意情報に伴う臨機の措置

東海地震の注意情報が発せられた場合は、工事現場内の安全を確保し、工事中断の措置をとる。

ア 工事施工中の場合は作業を中止する。

イ ダンプトラック等の運転を中止し、一般交通等第三者に対する安全を確保する。

ウ 機械及び器材等は安全な場所に待機する。

## 10. 交通管理

(1) 道路交通関係法令及び共通仕様書第1編1-1-36の交通安全に関する各項を厳守し現場安全管理

者の指示のもとに事故のないよう、特に注意する。

- (2) 残土運搬、資材運搬の経路は別紙 - 4 のとおりとする。

なお、残土運搬中一般道路を通過するため、一般通行を優先し通行に支障のないよう、運転手には「交通規則を守り運転マナーの向上につとめる。」ことを指示、徹底させる。

- (3) 現場内交通安全対策は、共通仕様書第1編 1 - 1 - 36に基づく保安施設を別紙 - 5 のように設置するが、現場の状況、施工方法及び監督員の指示により増配等を行って、必要箇所在所定の保安施設及び交通整理員を配置する。

なお、本線の規制方法は、2車線道路のうち片側1車線は閉塞し他の1車線を上り、下り交互に供する。また、工事の施工は日曜、祭日を除き8時30分から17時までの昼間作業とし、1日の作業を終える等工事を停止する時は、機械等を施工箇所のうち障害となる事が最も少ない場所に集め、一般車両が過って衝突しないよう、バリケード、赤色燈で囲う。

- ・ 工事施工箇所前方500、100、50mの各位置に工事箇所が予知できるよう工事看板を設置する。
- ・ 工事施工箇所近辺には「おねがい」、「段差あり」、「徐行」、「車両誘導」等の看板又は標識を設置する。
- ・ 交通規制箇所にはバリケードをおいて工事区域を区画し、矢印板、交通整理員を配置して一般車両が過って工事区域内に侵入しないよう誘導する。
- ・ 工事責任者及び安全巡視員は常時現場を巡回し、安全不良の箇所がある場所には直ちに改善する。

#### 11. 環境対策

- (1) 重機械を使用するときはエンジン等を必要以上に吹かしたりしないで振動、騒音等が少しでも押さえられるように努める。
- (2) 社会的責任体制を確立し公害、特に、近隣住民に迷惑をかけないように注意をはらう。

なお、工事中地元住民等より苦情又は、意見があった場合は、丁寧に対応しただちに監督員に報告する。

#### 12. 現場作業環境の整備

- (1) 現場事務所及び休憩所等には、職員及び作業員が快適に作業が出来、ゆっくりと休憩の出来る環境のよい事務所とする。テレビ又はラジオ、雑誌、四季の花、観葉植物等を置き、環境作りに配慮する。地元住民と、気楽に対話できる現場とし、現場事務所の周囲にも花壇等を作り、建設現場のイメージアップに務める。
- (2) 現場内にクリーンボックス、灰皿を置き、整理正當を徹底しゴミを出さない。

#### 13. 再生資源の利用の促進

再生資材の搬入及び再生資源の搬出する場合は、別紙様式 - 1 「再生資源利用計画」、様式 - 2 「再生資源利用促進計画」のとおり提出する。

また、工事完了後、速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を提出する。

#### 14. 創意工夫等

創意工夫等について提案を記載する。

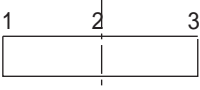
- ・高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて特異な技術力
- ・創意工夫 高度技術で評価するほどでない軽微な工夫
- ・社会性等 地域社会や住民に対する貢献

なお、実施状況については、別紙 6 により提出する。

#### 15. その他

仕様書、特記仕様書等で施工計画に明記又は、記載するよう指示されているものは必ず記述する。  
その他、特に必要とする場合は実施工程表、稼働日数表、労務計画表、支保工計画書等も付ける。

## 出来形管理基準

工 種	種 別	測 定 項 目	測 定 箇 所	測定方法	管理方法	規格値
路面切削工	基準高	40mごと		基準高の差による	様式 1 - 1	/ - 7mm 平均 - 2mm
	厚 さ	40mごと				
	幅	40mごと及幅員変化点	—	—	1 - 1	- 25mm
	延 長	(20mごと)	施工幅員の中央	—	1 - 1	/
中間層工	厚 さ	2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1個とする	施工幅員の1/8、3/8、5/8、7/8いずれかの位置	コアリングによる	1 - 1	- 9mm ( - 12mm)
	幅	40mごと	—	—	1 - 1	- 25mm
タックコート	散布量	1日につき1回 (1回3ヶ)	—	試験マットによる		/
表 層 工	厚 さ	2,000㎡までは3個とし、2,000㎡を超える場合は1,000㎡ごとに1個とする	施工幅員の1/8、3/8、5/8、7/8いずれかの位置	コアリングによる	1 - 1	- 7mm
	延 長	1工事に1回 (40mごと)	施工幅員の中央	—	1 - 1	/
	平坦性		外側線より内側へ約1mの位置	3mプロフィールメーター		2.4mm 以内
	幅	40mごと及幅員変化点	—	—	1 - 1	- 25mm
区 画 線	厚 さ	各線種毎に1回	—	テストピース採取	1 - 1	/
	幅	" に1回	—	テストピース採取	1 - 1	/

## 品質管理基準

種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	
アスファルト舗装	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	粗骨材の形状試験	舗装試験法便覧 3-4-7	細長、あるいは偏平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3. 3. 17による。	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、 ・小規模以下の工事：施工前	材料変更時	
	プラント	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	2.36mmふるい：±12%以内 基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
		粒度 (75μmフルイ)	舗装試験法便覧 3-4-3	75μmふるい：±5%以内 基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	
		温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	
舗設現場	現場密度の測定	舗装試験法便覧 3-7-7	基準密度の94%以上。 X <sup>10</sup> 96%以上	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1,000m <sup>3</sup> につき1個)。 随時		
	温度測定 (初期締め前)	温度計による。	110 以上	随時		
	外観検査 (混合物)	目視	設計図書による	随時		
	すべり抵抗試験	舗装試験法便覧 6-5		舗設車線毎200m毎に1回		

## 写真管理基準

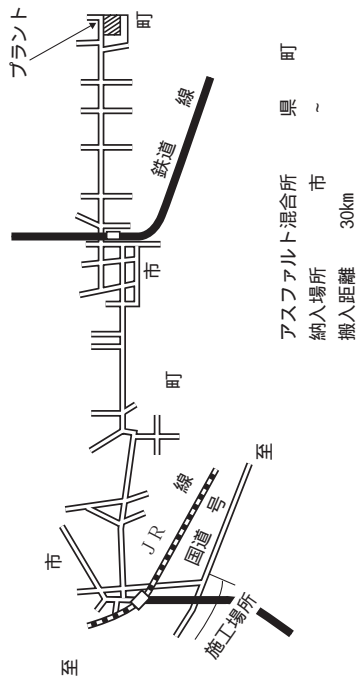
分類	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	摘要
着手前及完成写真	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要	
		施工中の写真	施工中	工種、種別毎に共通仕様書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜	適宜	
			施工中	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜	不要	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前後	1施工箇所1回	代表箇所各1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	不要・工事打合せ簿に添付する。	
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回	全景1枚	
		監視員交通整理状況	作業中	各1回	全景1枚	
		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	不要・実施状況資料に添付する。	
使用材料写真	使用材料	形状寸法	検収時	各品目毎に1回	不要・品質証明に添付する。	
		検査実施状況	検査時	各品目毎に1回	不要	

分類	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	提出頻度	摘要
品質管理写真	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	試験実施中	合材の種類毎に1回	不要	
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	試験実施中	合材の種類毎に1回	不要	
		温度測定				
		外観検査				
		すべり抵抗試験				
	出来形管理写真	路面切削工	幅、厚さ	施工後	施工箇所に1回	代表箇所各1枚
中間層工 表層工		整正状況	整正後	200m又は施工箇所に1回		
		タックコート、プライムコート	散布時	各層毎に1回		
		抜き取りコア厚さ	抜き取り後	全数量		
		平坦性	実施中	1工事1回		
区画線工		材料使用量	施工前後	全数量	不要	
		施工状況	施工前後	施工日に1回		

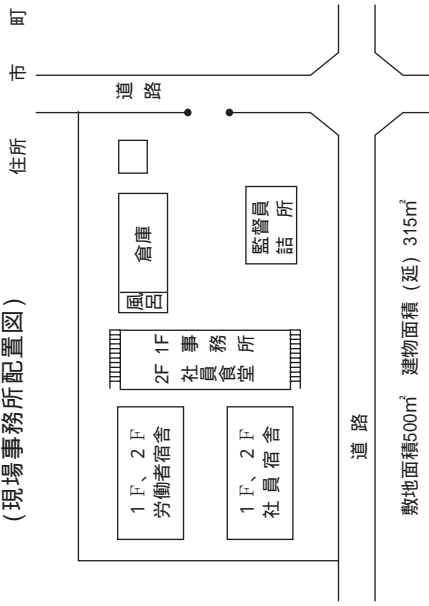


位置図等

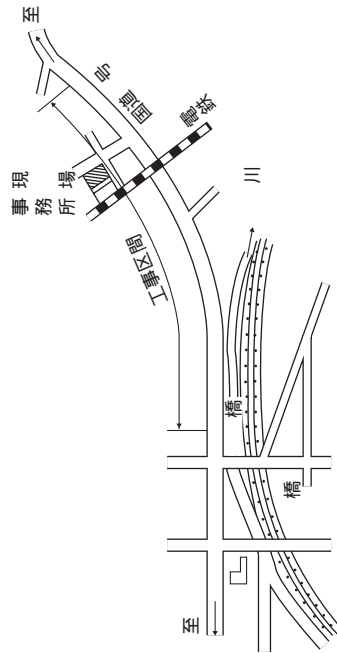
(残土運搬、資材運搬の径路図)



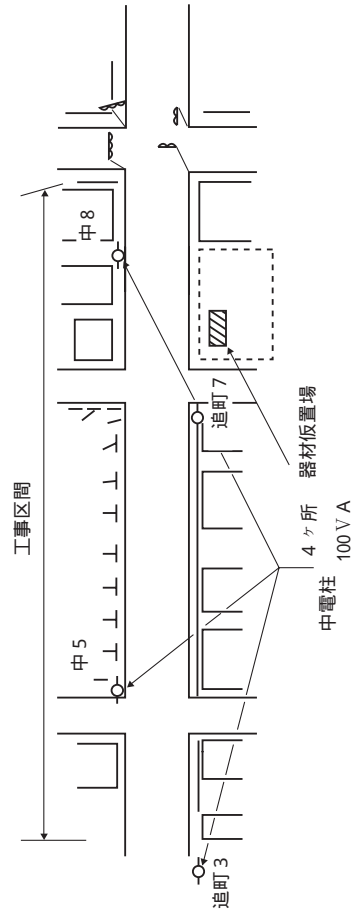
(現場事務所配置図)



(現場事務所置図)

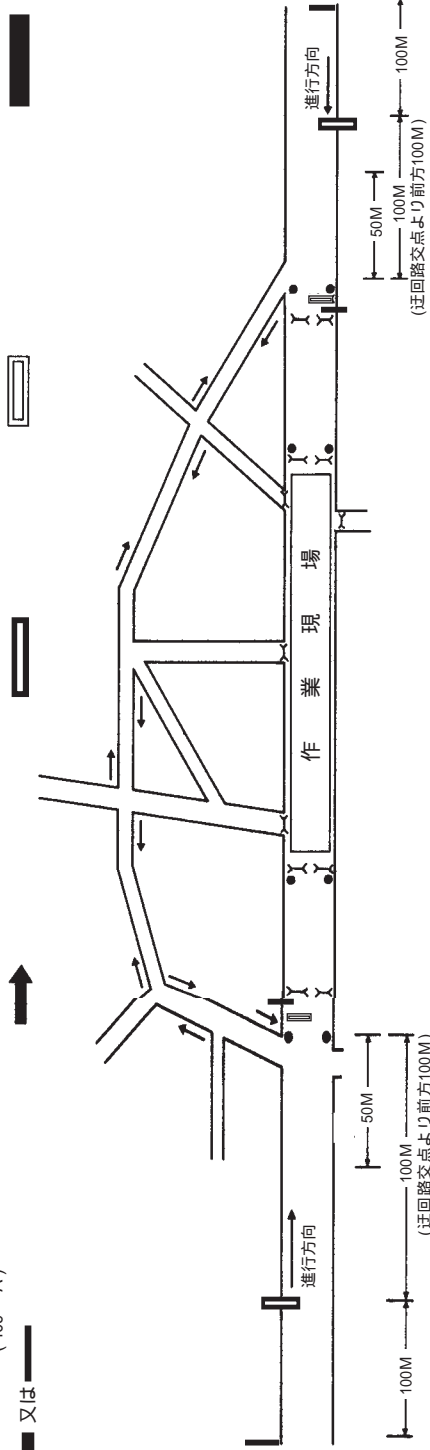
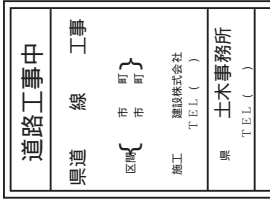
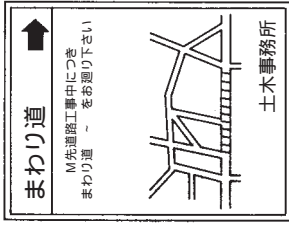
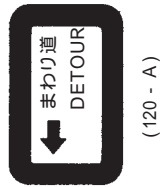
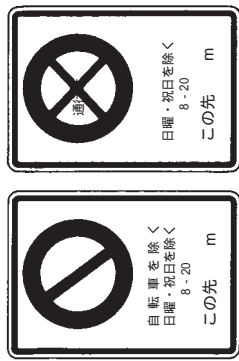


(仮設電力受電位置図)



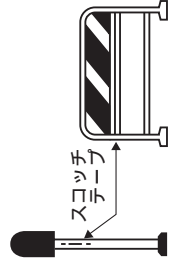
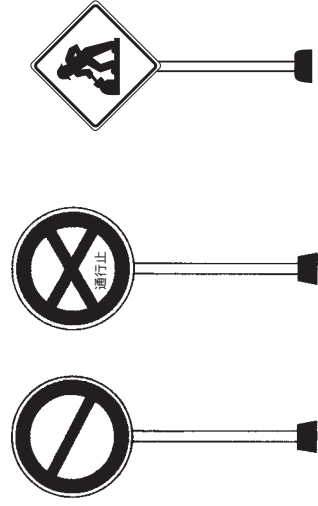
現場内交通安全対策等  
(保安施設の配置状況)

通行止の場合



(注) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (抜粋)

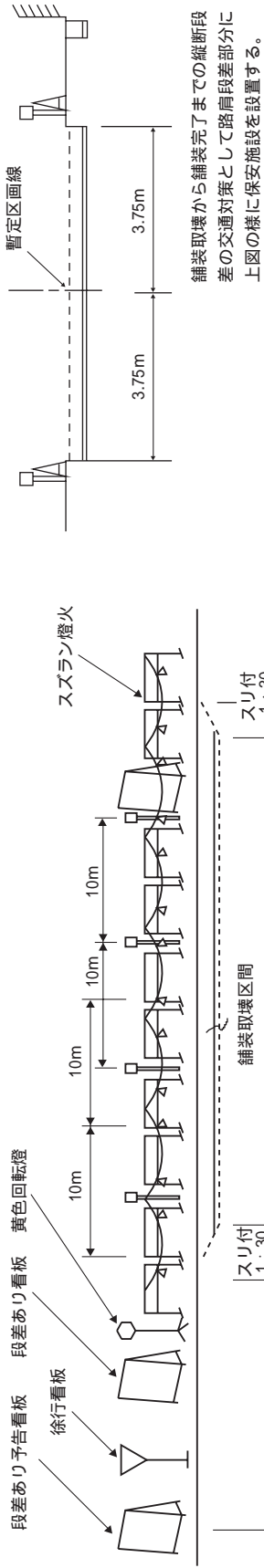
「規制予告」を表示するものについては、記号は、標示板に表示する当該規制標識又は指示標識の種類に応じて別表第二備考一の(三)の3並びに4の(1)及び(2)に規定するところによるものとし、「規定予告(409-A)」を表示するものについては、文字及び緑線を着色地を白色とし、「規制予告(409-B)」を表示するものについては、文字、道路を標示する記号及び緑を白色、矢印を黒色、地を青色とする。



(213)

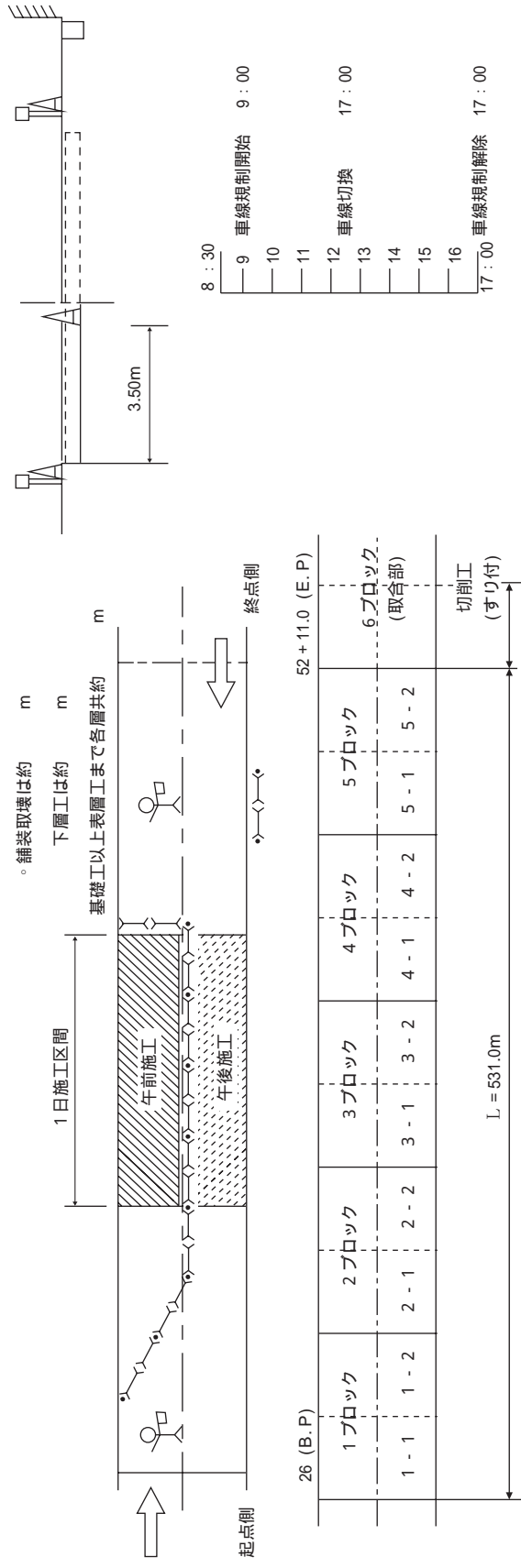
(302) 又は (301)

夜間交通対策図



舗装取壊から舗装完了までの縦断段差の交通対策として路肩段差部分に上図の様に保安施設を設置する。

施工工程計画図





# 様式21 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

## 裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成してください。

コード\*14 (コード\*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)  
 1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

1. 工事概要 表面 (様式20) に必ずご記入ください。
2. 建設副産物搬出実績 現場内利用の欄には、発生量 (細割等) のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

指定副産物の種類 (細割等) の性状	発生量 (細割等) = + +	現場内利用・減量		現場外搬出について		搬出先場所	搬出先内容 コード*12	区分 ついでに記入してください	搬出先名称 3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上に わたる場合は、用紙を換えて下さい。	住所コード *4	運搬距離 千メートル *11	搬出先 の方向 *13	再生資源 利用促進率 (2+3)/(1) (%)
		再遊 *10	再遊 *11	再生資源 利用促進率 (注2)	再生資源 利用促進率 (注2)								
特定 コ ン ク リ ー ト 塊	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
建設 建 設 資 材 (木材が廃棄物 になったもの)	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
アス フ ア ル ト ・ コ ン ク リ ー ト 塊	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
建設 資 材 (建設資材 除 除 材など)	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
建設 汚 泥	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
建設 混 合 廃 棄 物	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
金 属 く ず	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
廃 ブ ラ ス ク	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
紙 く ず	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
ア ス ベ ス ト (積敷性)	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
そ の 他 の 分 別 さ れ た 廃 棄 物	トン	トン	トン	トン	トン	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	トン
第 一 種 建設 資 生 土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>
第 二 種 建設 資 生 土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>
第 三 種 建設 資 生 土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>
第 四 種 建設 資 生 土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>
泥 (河川、湖沼 等の浚渫土)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>
合 計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	公共 民間	地山m <sup>3</sup>

**コード\*10**  
1.路筋材 2.敷込材 3.埋戻し材 4.その他 (具体的に記入)

**コード\*11**  
1.焼却 2.脱水 3.天日乾燥 4.その他 (具体的に記入)

**コード\*12**  
施工条件について  
1.A指定処分 (指定されたもの)  
2.B指定処分 (もしくは非指定処分)  
3.非指定処分 (指定されていないが、  
 発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

**コード\*13** (詳細は表-4 参照のこと)  
再生資源利用促進 (再生利用された場合)  
1.他の工事現場 (内陸：公共、民間を含む)  
2.他産業施設 (建設資材受入地を含む)  
3.有償売却 (工事現場) (建設資材受入地を含む)  
4.建設資材受入地 (建設資材受入地を含む)  
5.その他 (具体的に記入)

**コード\*14**  
最終処分場・その他 (処分された場合)  
1.最終処分場 (海陸両用)  
2.最終処分場 (海陸両用)  
3.建設資材受入地 (建設資材受入地を含む)  
4.建設資材受入地 (建設資材受入地を含む)  
5.その他 (具体的に記入)

注2 再生資源利用量について  
現場搬出量のうち、搬出先の種類  
(コード\*13) が1.-5.に合計

搬入・搬出調書

別紙 [ 様式 - 3 ]

再生材 発生資源 名称	規 格	搬入 搬出 量 (t or m <sup>3</sup> )	年 月 日	搬 入 先 先	搬 出 先 先	備 考

注) 適用しないものは            で消すこと。

(別紙 6 - 1)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		請負者名	
項 目	評 価 内 容	備	考
高度技術 工事全体を通して他の類似 工事に比べて、 特異な技術力	施工規模		
	構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事	
	技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等	
	周辺環境等、社 会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・震動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理	
	現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化への対応	
	その他		
創意工夫 「高度技術」 で評価するほ どでない軽微 な工夫	準備・後片付け		
	施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫	
	品質関係		
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	施工管理関係		
	その他		
社会性等 地域社会や住 民に対する貢献	地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

1. 該当する項目の 〇 に✓マーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

(別紙 6 - 2)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)

工 事 名			/
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図・写真)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。



### 3 - 2 施工手続

工事の施工に関する手続は、次に定める方法によることを原則とする。

(1) 指示、承諾、協議に関する手続（執行規則第21条、共通仕様書第1編1-1-2条、1-1-7条）

#### ア 指示、承諾、協議の定義

着手から完成までの段階における監督員と現場代理人等との指示、承諾、協議に関する手続は、軽微なものを除き原則として書面により行い、その定義は次のとおりである。

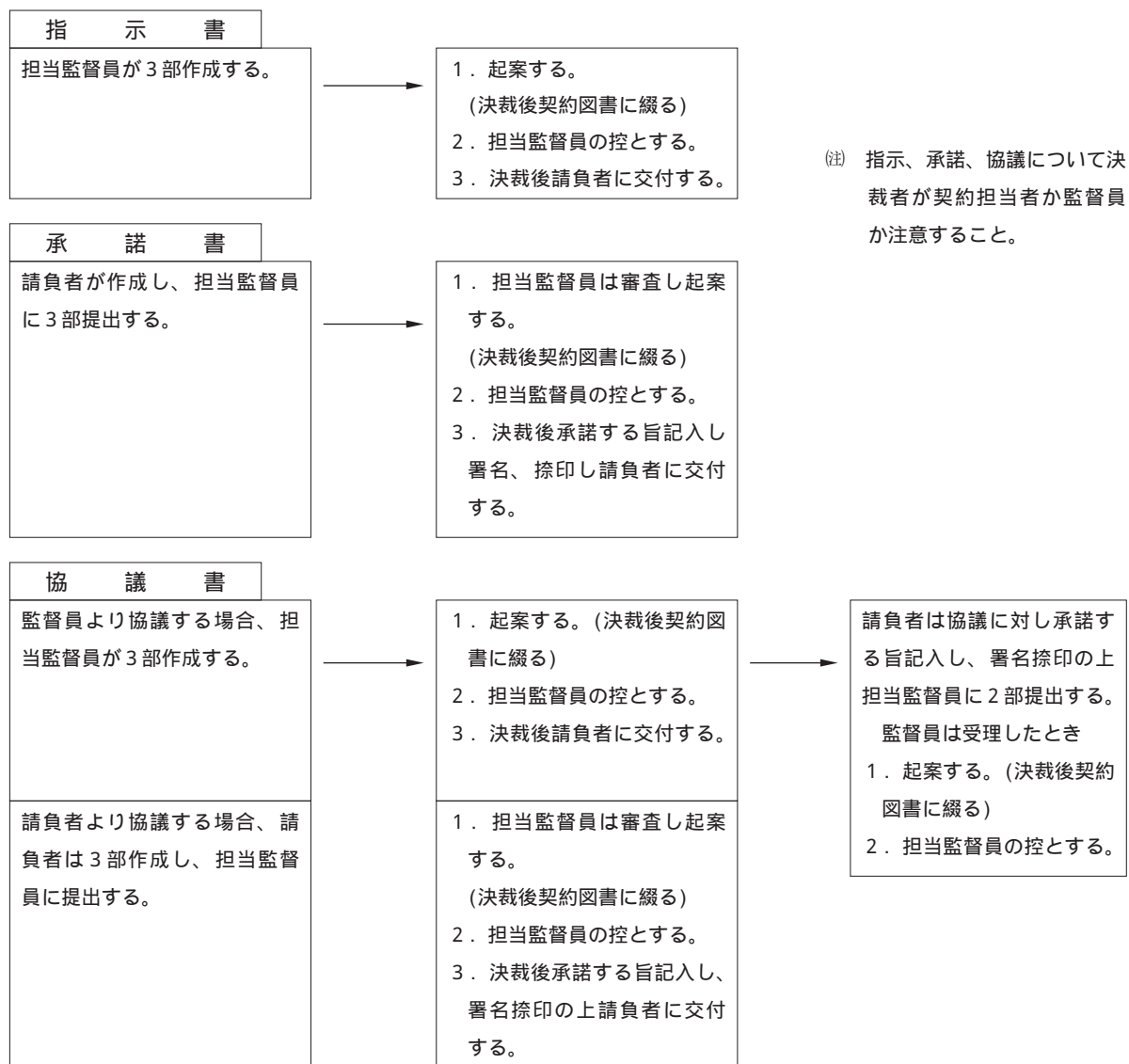
(ア) 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(イ) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。

(ウ) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

#### イ 指示、承諾、協議の手続き

指示、承諾、協議の手続きは、監督要領第6条に定める書類の様式-1により次のとおり取り扱う。



(2) 工事材料について（執行規則第24条、共通仕様書第2編2-2）

材料の使用について

請負者は工事に使用する材料を監督要領に定める様式-1（協議書）により使用材料品質証明書（品質を証明する。カタログ・見本品等）を監督員に提出する。

監督員による検査（材料検査）

監督員は提出された使用材料品質証明書を設計図書に基づき規格、品質証明書等を照合して検査確認をする。（材料の検査は検査基準による）

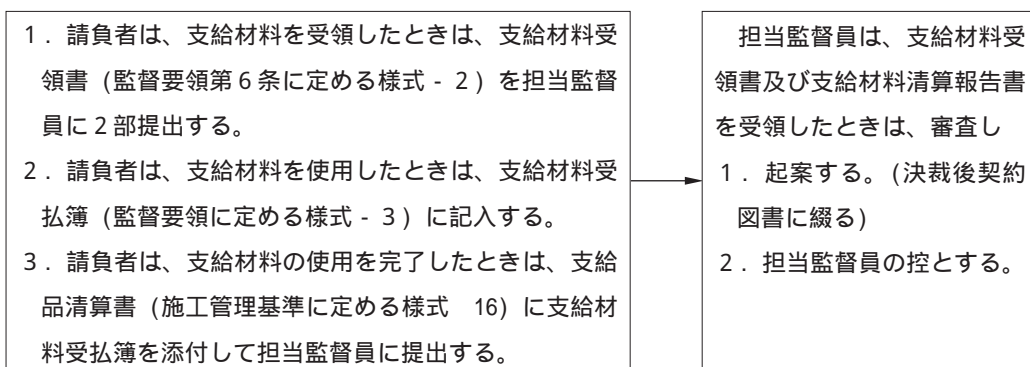
材料検査簿（執行規則に定める様式第13号）

主要な工事材料で検査を受ける際に外部から明視することができないもので、材料検査を行った時は材料検査簿に記入し監督員の検印を受ける。

完成時に提出する資料（土木工事施工管理基準 P-298）

工事完成時には使用材料品質証明書にミルシート等資料を添えて提出する。

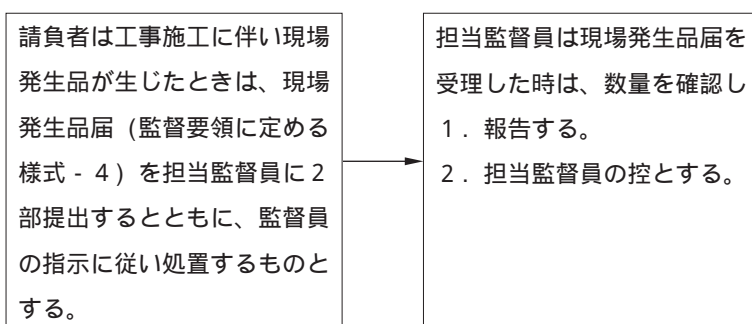
(3) 支給材料に関する手続（執行規則第26条、共通共通仕様書第1編1-1-17）



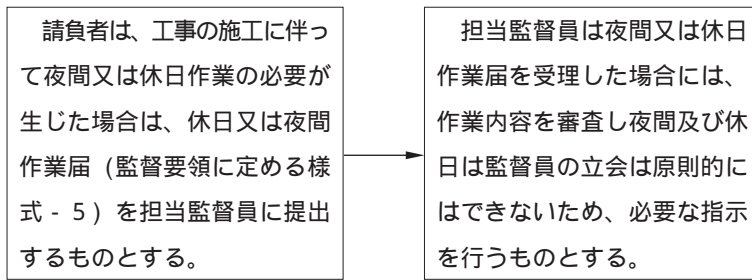
(4) 施工検査及び施工立会（執行規則第25条、契約約款第14条、共通共通仕様書第1編1-1-20）

監督員は、契約図書において監督員の施工検査又は立会を受けるものと指定された工事について、請負者より検査又は立会を求められたときは遅滞なくこれに応じ、当該工事の施工を適切に行ったことを証明する工事写真等の記録を請負者に整備させる。

(5) 現場発生品に関する手続（共通共通仕様書第1編1-1-18）



(6) 休日又は夜間作業に関する手続 (共通共通仕様書第1編 1 - 1 - 36)



(注) 休日又は夜間作業に対して監督員が対応可能か提出するものである。

# 支 給 品 清 算 書

平成 年 月 日

様

住 所

請負者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) ⑩

工 事 番 号

建設工事名

年 月 日締結した請負契約に基づく支給品について、下記のとおり清算しました。

記

品 名	規 格	単 位	数 量			摘 要
			支 給 数 量	使 用 数 量	残 数 量	

上記の支給清算書は事実に相違ないことを証明する。

監督員

印

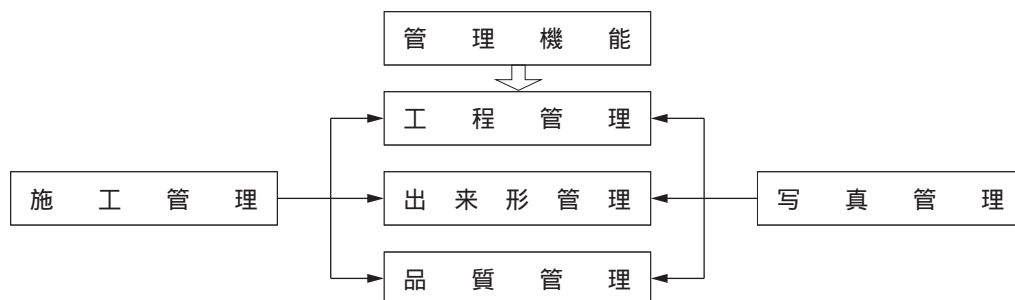
### 3 - 3 施工管理

請負者は、設計図書に定められた目的物を契約の工期までに適正に施工するために工事の過程において、統計的手法あるいは担当者の創意工夫等により必要な施工管理を行わなければならない。

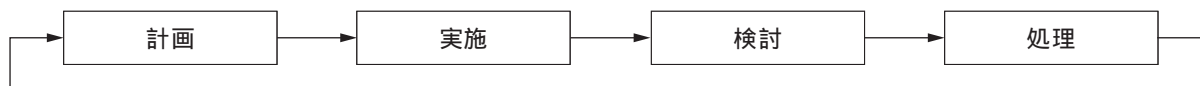
管理すべき項目は施工計画書の施工管理の項に明示し、監督員との協議がととのい次第管理図表等（実測値・検査測定値等は空欄）を作成する。

監督員は、立会、段階確認、審査等の方法により、請負者の施工管理の状況を把握しておかなければならない。

工事の施工管理は、共通仕様書 1 - 1 - 23に基づく施工管理基準から次のように定められている。



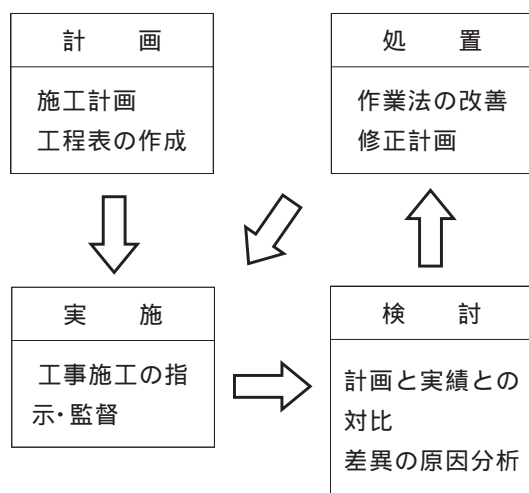
施工管理は、工事完了後の結果ではなく、その過程であるので、日々の管理をおこたってはならない。



よい管理を行うためには、施工管理を司る現場代理人や主任技術者等、及びこれを補佐する者は、以下の管理の順序に従って、計画・実施・検討・処理の段階を反復進行させることが大切である。

#### (1) 工程管理

##### ア 工程管理の手順



計画 ⇔ 施工計画 実工程表 {  
 パーチャート  
 ネットワーク  
 工程管理曲線

実施 ⇔ 労力、材料、機械、資金などを手配し工事を指示、監督しながら施工する。

検討 ⇔ 計画と実績を対比させ、差異の原因を分析する。

処置 ⇔ 計画からはずれていれば、施工条件の変化などを考慮して、作業法の改善策を検討して計画を修正する。

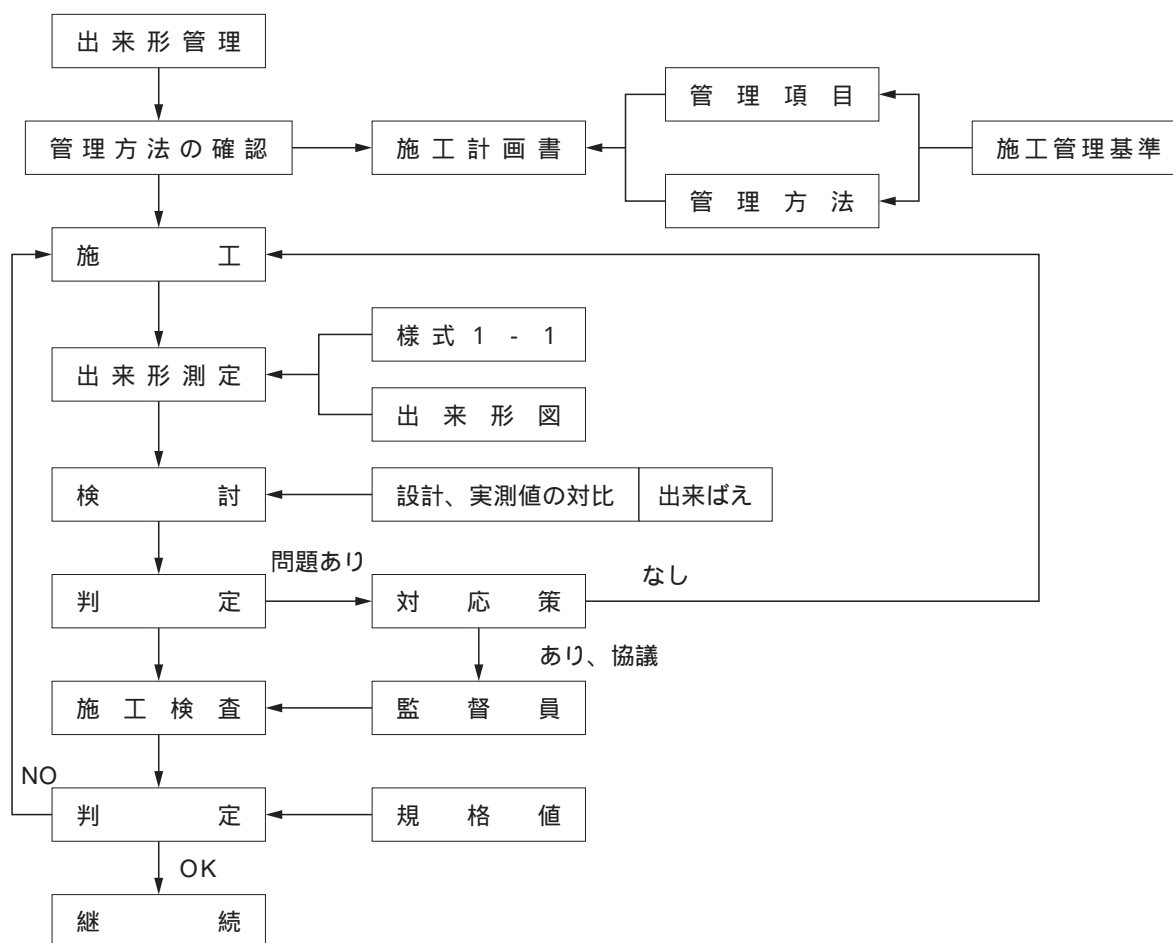
イ 工程管理の実施

区 分	方 法	管理データ	検 討	是正処置	備 考
全体工程管理	バーチャート バーチャートに曲線 工程表を付加する。 必要に応じネットワー ク図とする。	施工計画書の 実施工程表	計画と実施の対比	全体工程で - 10 %以上の差異が 生じた場合は改 善策を構ずる。	

注：工事工程月報を主任監督員の指示により提出するものとする。

(2) 出来形管理

ア 出来形管理の手順



請負者は管理表を常に現場に携帯し、出来形測定の都度実測値を記録してその結果に検討を加え、次の工程に反映させるように管理する。

#### イ 出来形管理図表

出来形管理図表は、測定数が10点以上の場合作成する。

出来形管理図表は、下記により作成し、施工単位完了ごとに監督員に報告した後、受注者が保管し完成届に添えて提出する。

(作成方法)

- (1) 施工管理基準様式 1 - 1、 - 3 は記入例による。
- (2) 法長の変化するブロック積擁壁や取付部の舗装面積などは展開図の設計値に出来形値を表示する。
- (3) 出来形の単位はmmを原則とする。

# 工事工程月報 ( 月分)

請負者 氏名  
 住所 商号又は名称 氏名

平成 年 月 末現在

工事名	路線 河川	名 等	箇 所		契約額	工 期	工 程													備 考					
			市町	字			上段 計画% 下段 実績%						12月	1月		2月		3月							
						・	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	前半	後半	前半	後半	前半	後半				
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			
						・																			

1. 複数工事を受注している場合には上より順に列記するものとし、完成した工事があっても消さないものとする。  
 2. 監督員が指示した場合には実施工程表により進捗状況を説明するものとする。

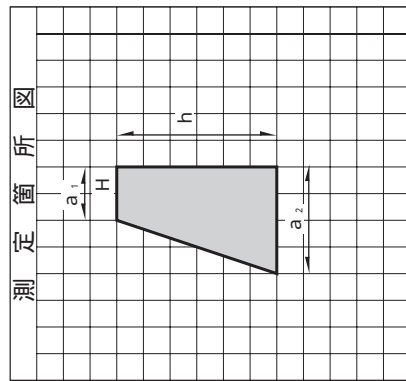


重力擁壁工測定結果一覧表

工事名 平成 年度 工事 測定者 (印)

重力擁壁工出来形管理表

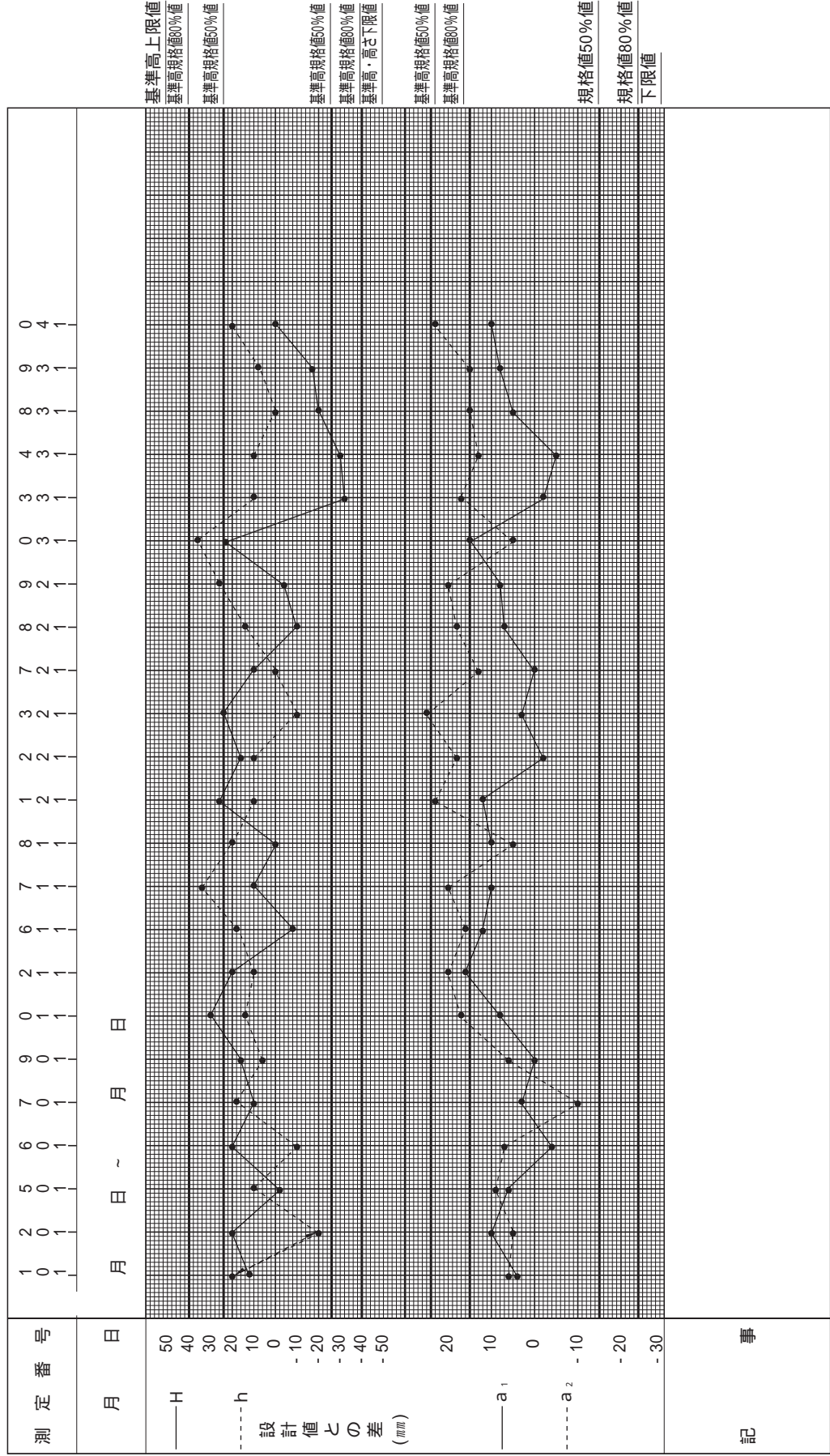
測定項目	記号	摘要
基準高	H	
幅	a <sub>1</sub>	
"	a <sub>2</sub>	
高さ	h	
長さ	L	



測定項目	測点	(A) 設計値	(B) 実測値	(C) = (B) - (A) 差	規格値	(D) 検査測定値	(E) = (D) - (A)
H(基準高)	101	15.472	15.459	- 13	±50		
a <sub>1</sub> (上幅)		400	404	4	- 30		
a <sub>2</sub> (下幅)		1.400	1.407	7	"		
h(高さ)		2.500	2.521	21	- 50		
H	102	15.872	15.892	20	±50		
a <sub>1</sub>		400	410	10	- 30		
a <sub>2</sub>		1.400	1.406	6	"		
h		2.500	2.481	- 19	- 50		
L(延長)		20.470	20.510	- 40	- 50		
H	105*5	15.943	15.922	- 21	±50		
a <sub>1</sub>		400	406	6	- 30		
a <sub>2</sub>		1.480	1.489	9	"		
h		2.700	2.710	10	- 50		
H	106	15.943	15.940	- 3	±50		
a <sub>1</sub>		400	396	- 5	- 30		
a <sub>1</sub>		1.440	1.447	7	"		
h		2.600	2.589	- 11	- 50		
H	107	15.943	15.963	20	±50		
a <sub>1</sub>		400	403	3	- 30		
a <sub>2</sub>		1.440	1.430	- 10	"		

工事名 平成 年度 工事 重力擁壁工出来形管理図表

請負者名  
測定者



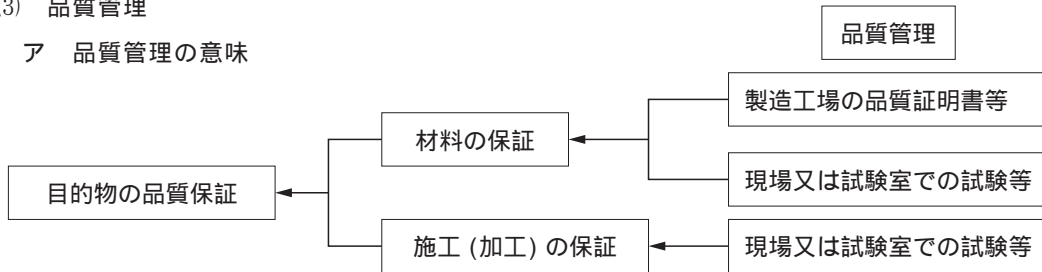
ウ 現地表示 (マーキング)

出来形は、下記により現地に表示するものとする。

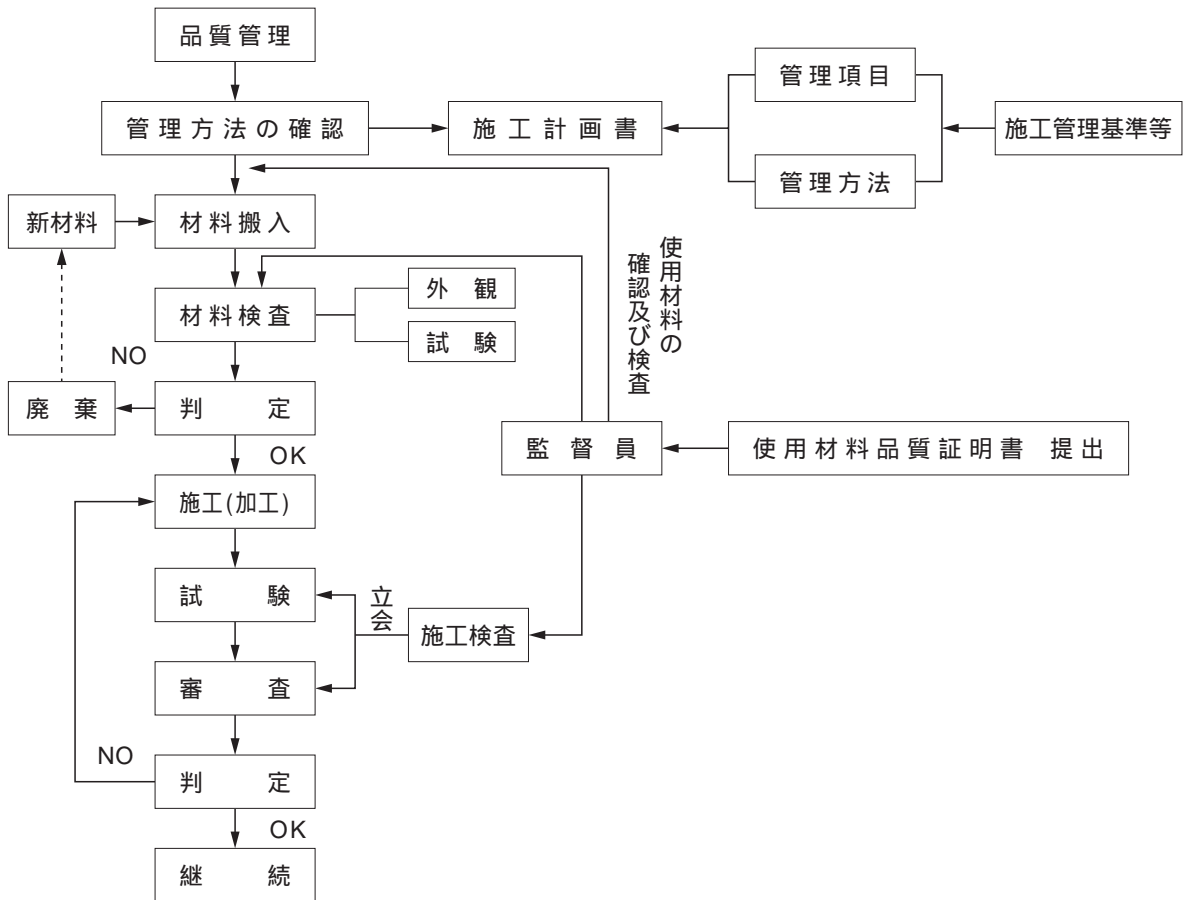
時期	場所	単位	大きさ	材料	色	延長の例示	上げ墨の例示	(不可視部分)
監督員との打合せにより決定する。		mm	3 cm 程度	ペイント等	黒(白)・赤及び青			

(3) 品質管理

ア 品質管理の意味



イ 品質管理の手順



ウ 品質管理図表

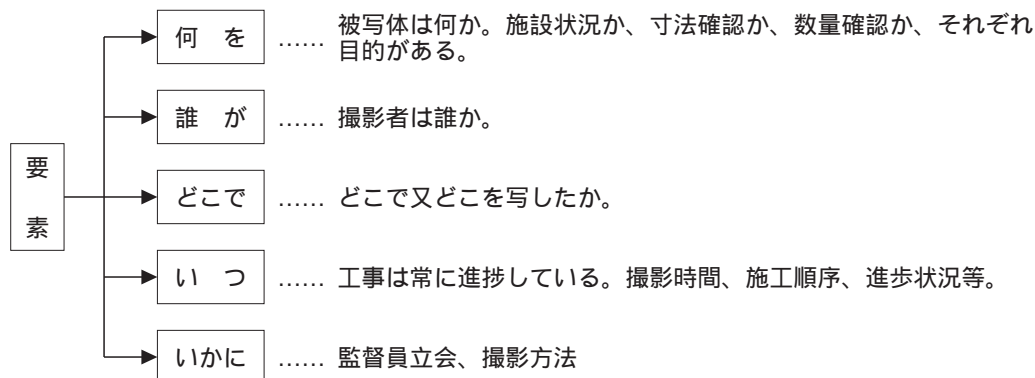
品質管理図表は、測定数が10点以上の場合作成する。

品質管理図表は、農林土木工事施工管理基準における品質管理基準の管理方法により作成し、各種工種の完了した段階ごとに監督員に報告した後、受注者が保管し完成届に添えて提出する。

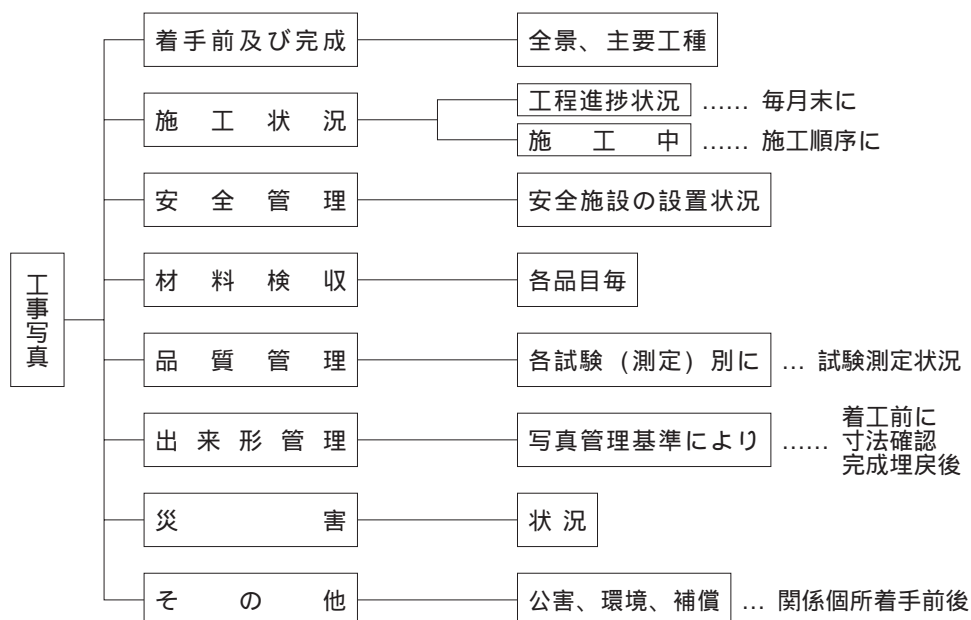
(4) 写真管理

写真管理は、施工管理の一環として、工事等の施工記録と工事完成の出来形と品質管理の確認等を行うものとする。(電子媒体(デジタルカメラ等)によるものを含む)

ア 写真撮影の要素



イ 工事写真の分類と整理



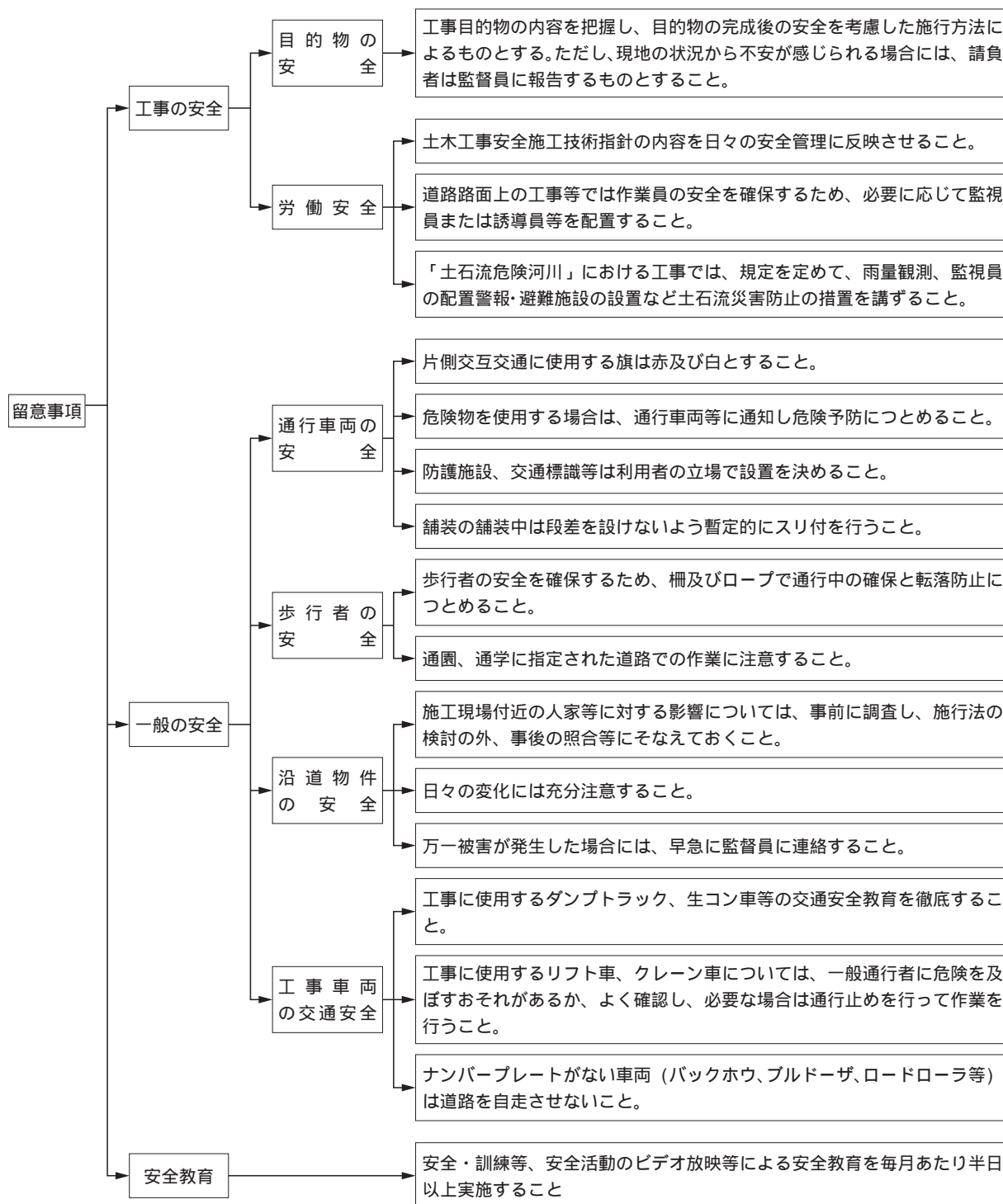
ウ 一般基準

写真の色彩	写真の大きさ	写真管理	工事写真帳等の提出
原則としてカラーとする。	原則として、「デジタル写真管理情報基準(案)」に準拠すること。	主要な工事段階の区切り等では次により監督員の確認をうける。 (1) 段階確認 (2) 監督員に指示された場合はその都度	工事写真は、「工事完成図書の電子納品要領(案)」「デジタル写真管理情報基準(案)」及び「電子納品運用ガイドライン」に準拠し、電子媒体で提出すること。
		工事写真の撮影等について	
		(1) 工事写真の撮影は、写真管理基準の撮影頻度を標準とする。 (2) 被写体と共に写し込む小黑板は、70(タテ)×60(ヨコ)cm程度として工事名、工種、位置(測点)、設計寸法、実測寸法略図等を記入する。 (3) 不可視となる出来形部分は、出来形寸法が確認できるよう特に注意する。	

### 3 - 4 安全管理

請負者は、工事現場内での労働災害等を防止するため、労働安全衛生法（同法施行令、同法施行規則）、土木工事安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱、道路標識令、道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針及びその他の法の遵守事項をもとに実施するものとし、施工計画書に記載するものとする。なお、留意事項は下記のとおりである。

記

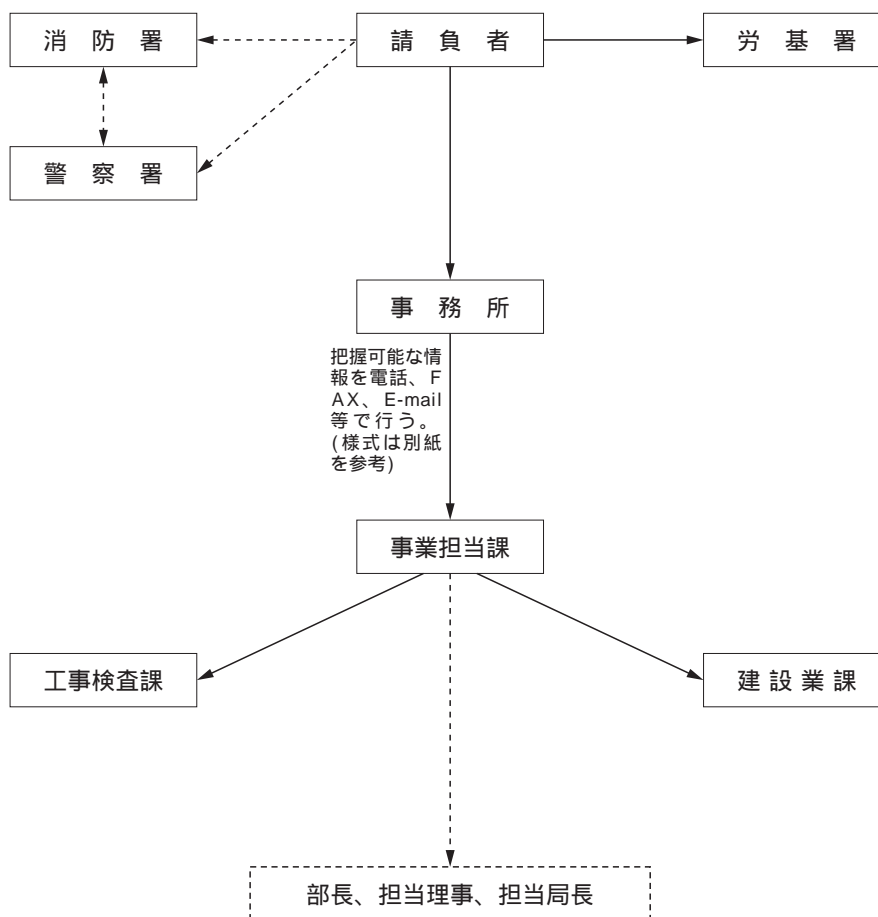


平成 第 年 月 日	
交通基盤部長様	
事務所長	
工 事 事 故 等 発 生 報 告 書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣 ( ) 第 号 知事
営業所所在地	静岡県 市 番地
関係工事名	平成 年度 [第 - - 号] ( ) 線 工事 ( 工)
工事箇所	静岡県 市 地内
発生時期	平成 年 月 日 P M : 頃
発生場所	静岡県 市 地内 (現場内)
<p>(内容) 別紙の通りとし、次の資料を添付する。</p> <p>事故報告書 (インターネット国交省SASセンターアドレス<a href="http://www.ejcm.or.jp/">http://www.ejcm.or.jp/</a>の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり)</p> <p>事故の概要と再発防止 (事例周知・再発防止様式)</p> <p>断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの</p> <p>位置図、平面図 (各々A4版)</p> <p>工事施工計画書の写し</p> <p>以下 ~ は必要に応じて提出する。</p> <p>事故処理状況調書 (時間的経過)</p> <p>契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し</p> <p>下請負人関係書類写し (注文請書、下請負人通知書)</p> <p>参考資料 (新聞記事等)</p> <p>労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し</p> <p>労災保険加入の有無</p> <p>被災者の診断書写し</p>	

注：事務所は、事故発生直後電話、FAX等で事業担当室に速報を行う。(様式問わず概要を報告) 追って速やかに、この文書報告(3部提出)を事業担当室に行う。  
事業担当室は、速報の伝達と文書報告を工事検査室と建設業室に行う。

< 別紙 1 > 速報体制

建設工事現場での人身事故等発生時の速報体制



< 部長、担当理事、担当局長まで報告が必要な事故の範囲 >

- (1) 公衆に負傷者（怪我の程度に関らず）を生じさせた事故
- (2) 公衆に損害（社会的影響大）を生じさせた事故
- (3) 工事等関係者に死亡者又は、負傷者（休業4日以上）を3人以上生じさせた事故

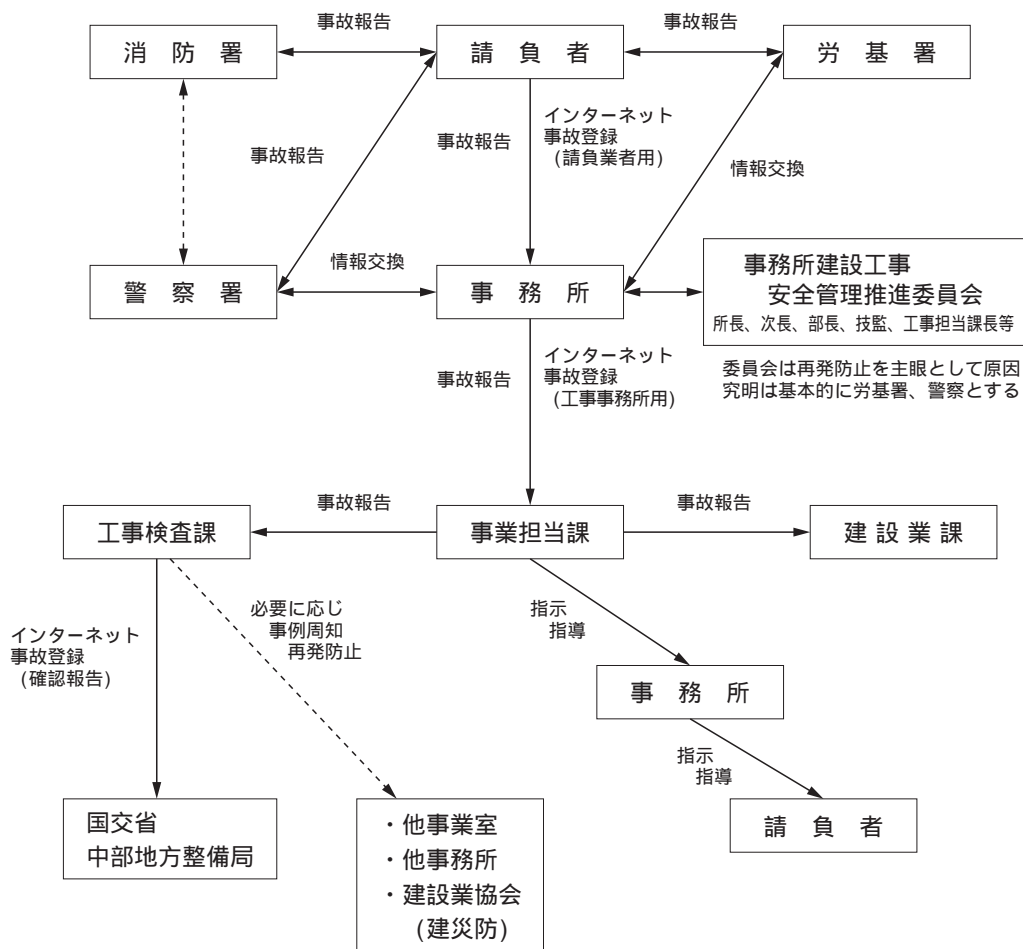


< 別紙 2 > 通常事故

公衆に負傷者を生じさせた場合

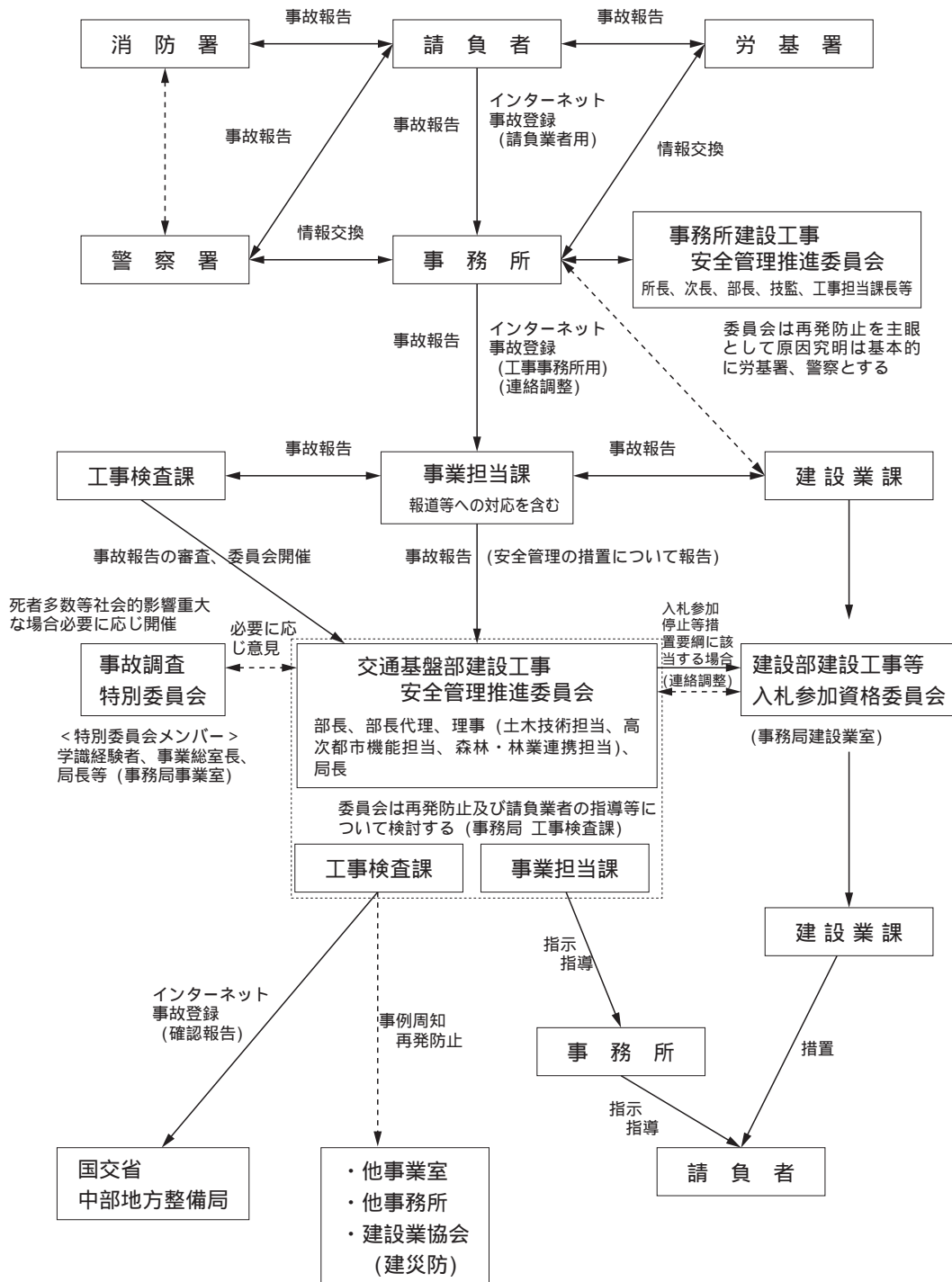
公衆に損害を与えた場合

工事等関係者に負傷者（休業4日以上）を生じさせた場合



< 別紙 3 > 重大事故

- ・ 公衆に死亡者若しくは負傷者（休業4日以上）を生じさせた場合
- ・ 公衆に損害（社会的影響大）を与えた場合
- ・ 工事等関係者に死亡者又は、負傷者（休業4日以上）を3人以上生じさせた場合
- ・ 同一工事で複数回の事故があった場合で事務所建設工事安全管理推進委員会が安全管理の措置が不適切であると判断した場合



(別紙様式)

天災その他不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合等における事務の取扱いについて 別紙様式 - 1

## 天災その他不可抗力による損害負担請求書

1. 建設工事名

2. 建設工事箇所

市

町

郡

村

3. 工期

着手

年

月

日

完成

年

月

日

年 月 日

により

上記の建設工事に関して別紙のとおり損害を生じたので、静岡県建設工事請負契約約款第29条第3項の規定に基づき損害額の負担を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

請負者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) ㊞

注 天災等により、出来形部分等に損害が生じた場合には、担当監督員に報告し、現場調査が完了し出来形が確認されてから損害明細書を作成するものとする。

(別紙)

## 損 害 明 細 書

工種、工事仮設物、材料建設 機械器具の名称	数 量	単 位	金 額	備 考
計			千円	金額欄は合計額のみ記入する。

静岡県建設工事監督要領  
静岡県建設工事検査要領  
土木工事現場実務の手引き

平成25年12月発行

静岡県交通基盤部監修